

知的財産権制度入門



2025 年度
特 許 庁

【こちらも御活用ください！】

中小企業の経営者や知財担当者、自治体や支援機関の担当者が、個社の課題や活動段階に応じた支援施策にたどり着くことができるよう、各施策の概要・対象者・支援の効果などをまとめたガイドブックを作成しました。

本「知的財産権制度入門」とあわせて、是非御一読いただければ幸いです。



特許庁 [知的財産スタートブック](#)



本テキストは、原則、2025年9月末時点で施行・運用されている法律等の内容に基づいて記載しています。

目 次

I 概要編	7
第1章 知的財産権と産業財産権制度の概要	8
第1節 知的財産権とは	8
第2節 産業財産権制度とは	10
第2章 産業財産権の概要	11
第1節 特許制度の概要	11
[1] 特許制度の目的	11
[2] 特許法上の発明（保護対象）	13
[3] 特許を受けることができる発明とは	15
[4] 発明の種類と捉え方	24
[5] 特許を受けることができる者	27
[6] 職務発明制度とは	28
[7] 出願から特許権取得までの流れ	32
第2節 実用新案制度の概要	55
[1] 実用新案制度の目的と保護対象	55
[2] 実用新案制度と特許制度の違い	56
[3] 出願から実用新案権取得までの流れ	57
[4] 実用新案権の行使	60
第3節 意匠制度の概要	62
[1] 意匠制度の目的	62
[2] 意匠登録を受けるためには	62
[3] 出願から意匠権取得までの流れ	68
[4] ニーズに応じた意匠登録出願	75
第4節 商標制度の概要	79

[1] 商標とは.....	79
[2] 商標登録を受けることができない商標.....	85
[3] 出願から商標権取得までの流れ.....	93
[4] 地域団体商標制度.....	98
[5] 商標登録の効果.....	101
[6] 商標登録異議の申立て・審判.....	102
[7] その他の制度.....	104
第5節 外国での権利取得.....	105
[1] 特許・実用新案.....	105
[2] 意匠.....	112
[3] 商標.....	116
第3章 特許情報の利用.....	120
[1] 特許情報とは.....	120
[2] 特許の分類（IPC）とFI・Fターム.....	124
[3] 特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索.....	132
[4] 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park：通称「GrIP」）を利用した画像デザインに関する意匠公報の調査.....	144
第4章 産業財産権の活用と権利侵害への対応（特許権を中心として）.....	148
第1節 産業財産権の活用.....	148
第2節 権利侵害への対応.....	157
第3節 判定・無効審判制度.....	164
第5章 その他の知的財産等.....	168
第1節 不正競争の防止（不正競争防止法）.....	168
第2節 著作権の目的と保護対象.....	179
第3節 植物の新品種の保護（育成者権）.....	185

第4節 地理的表示（G I）保護制度の概要	192
第6章 その他の運用	205
第1節 早期審査（審理）・優先審査・面接等	205
[1] 特許・実用新案	205
[2] 意匠	212
[3] 商標	214
第2節 特許審査ハイウェイ（P P H : Patent Prosecution Highway）	216
第7章 地域における支援サービス	217
第1節 経済産業局等知的財産室	217
第2節 地域知的財産戦略本部	218
第3節 INPIT 知財総合支援窓口	218
第4節 弁理士・日本弁理士会	219
第5節 独立行政法人中小企業基盤整備機構	222
第6節 商工会・商工会議所	223
第7節 よろず支援拠点	223
II 様式編	225
特許	227
(1) 特許願	227
(2) 明細書	230
(3) 特許請求の範囲	235
(4) 要約書	236
(5) 図面	237
(6) 出願審査請求書	239
(7) 拒絶理由通知書	240
(8) 意見書	241
(9) 手続補正書	242

(10) 特許料納付書.....	243
(11) 移転登録申請書.....	244
(12) 譲渡証書.....	245
実用新案.....	246
(1) 実用新案登録願.....	246
(2) 明細書.....	247
(3) 実用新案登録請求の範囲.....	248
(4) 要約書.....	248
(5) 図面.....	249
(6) 実用新案技術評価請求書.....	250
(7) 実用新案技術評価書.....	251
意匠.....	253
(1) 意匠登録願.....	253
(2) 図面.....	254
(3) 意匠登録願（複数）.....	255
(4) 拒絶理由通知書.....	256
(5) 意見書.....	256
(6) 手続補正書.....	257
(7) 特徴記載書.....	257
(8) 意匠登録料納付書.....	258
商標.....	259
(1) 商標登録願.....	259
(2) 地域団体商標登録願.....	262
(3) 拒絶理由通知書.....	264
(4) 意見書.....	264

(5) 手続補正書.....	265
III 参考編.....	267
1. 産業財産権関係料金一覧.....	269
2. 公開特許公報（見本）.....	280
3. 特許原簿（見本）.....	282
4. 登録証（見本）.....	284
5. 意匠 組物の構成物品等の例.....	285
6. 商標 商品及び役務の区分.....	287
7. 経済産業局等知的財産室一覧表.....	289
9. 独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）相談・支援窓口一覧.....	290
10. 日本弁理士会本部・地域会一覧.....	291
11. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域本部／事務所一覧.....	293
12. よろず支援拠点一覧.....	294
13. 承認・認定TLO（技術移転機関）一覧.....	297
14. 営業秘密侵害事犯 窓口連絡先一覧.....	299
15. 農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧.....	301
16. 酒類の地理的表示制度に関する相談窓口一覧.....	302
17. 輸出入差止申立制度・手続等に関する問合せ先一覧.....	303
18. お問合せ先一覧.....	304
講師派遣申込書.....	314

I 概要編

第1章 知的財産権と産業財産権制度の概要

第1節 知的財産権とは

人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の独占権を与えるようにしたのが知的財産権制度です。知的財産権は、様々な法律で保護されています。

1. 知的財産権とは

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は、知的財産基本法（平成14年法律第212号）において次のとおり定義されています。

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 (略)

知的財産の特徴の一つとして、「物」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度とすることができます。

近年、我が国政府は「知的財産立国」の実現を目指し、様々な施策を進めています。また、産業界や大学等の動向についてみると、産学官連携の推進、企業における知的財産戦略意識の変化、地方自治体における知的財産戦略の策定等、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しています。今後も、知的財産権制度の活用は、我が国経済の活性化だけでなく、企業や大学・研究機関においても重要な役割を果たすこととなります。

さらに、知的財産権は、事業の規模にかかわらず、環境・福祉・防災・地域活性化といった社会課題の解決に向けた活動を推進する者等にとって、思いを形にし、共感を呼び、その活動を広げるための手段としても注目されています。

(参考) 2002年7月「知的財産戦略大綱」

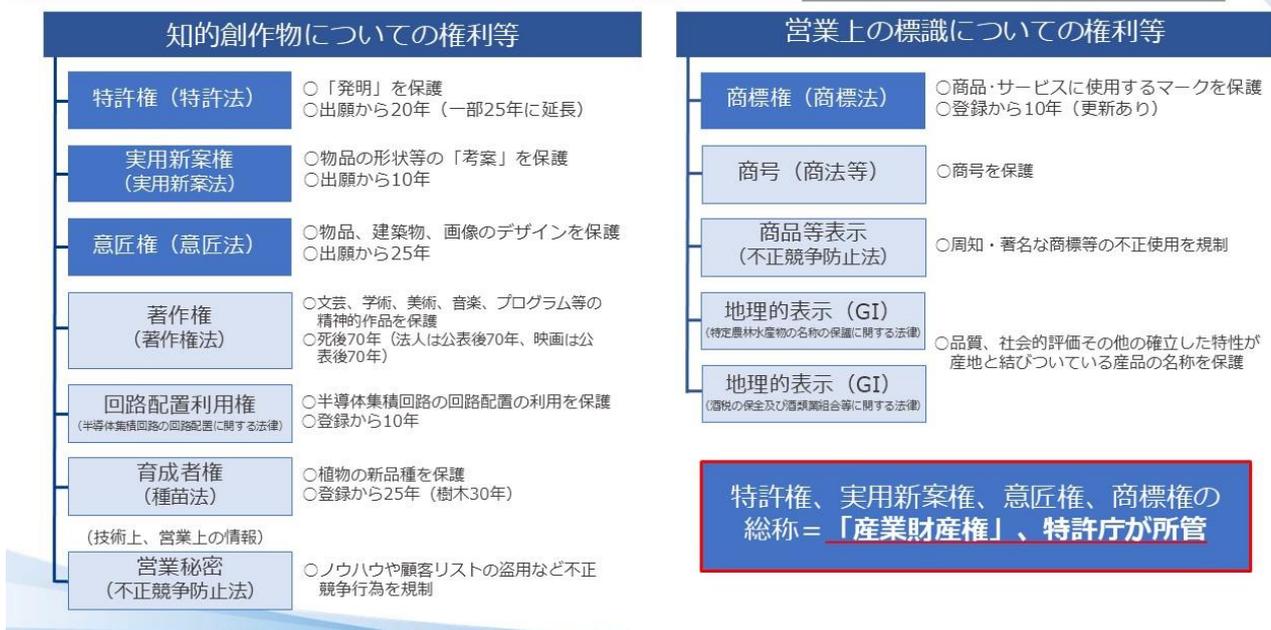
「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。

2. 知的財産権の種類

知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創作物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「絶対的独占権」といわれています。一方、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争防止法上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「相対的独占権」といわれています。

知的財産権の種類



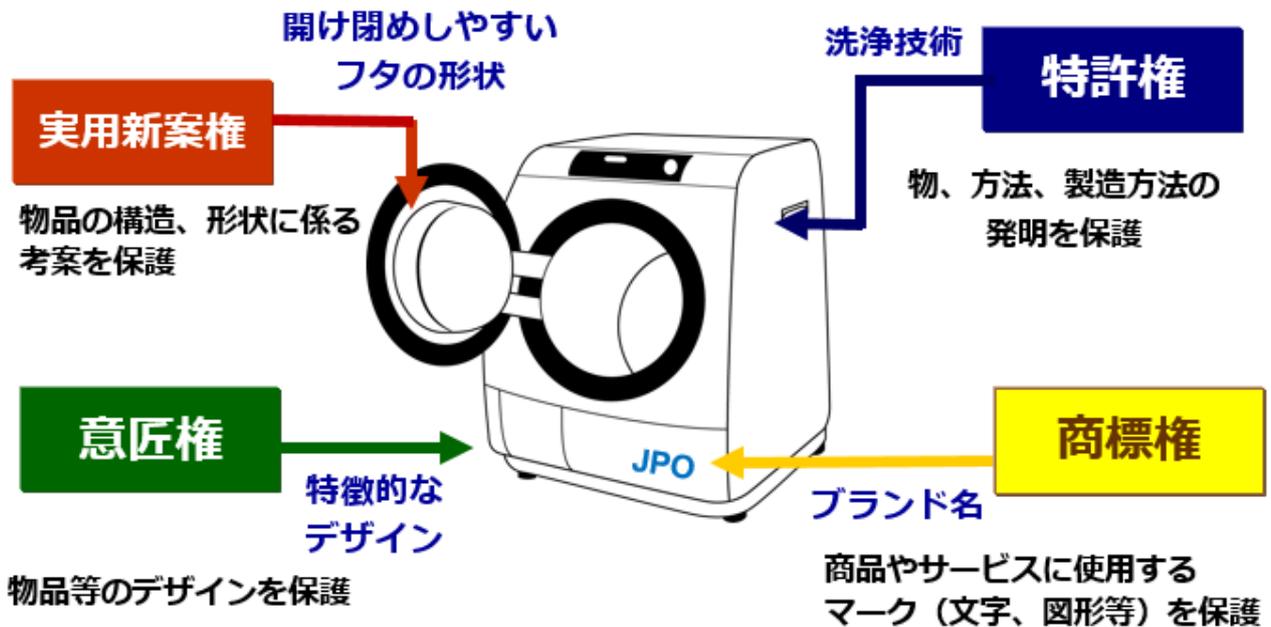
第2節 産業財産権制度とは

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発達を図ることを目的としています。

これらの権利は、特許庁に出願し、登録することによって、一定期間、独占的に実施（使用）することができます。

産業財産権の例



第2章 産業財産権の概要

第1節 特許制度の概要

[1] 特許制度の目的

特許法（昭和34年法律第121号）の目的は、同法において次のとおり定義されています。

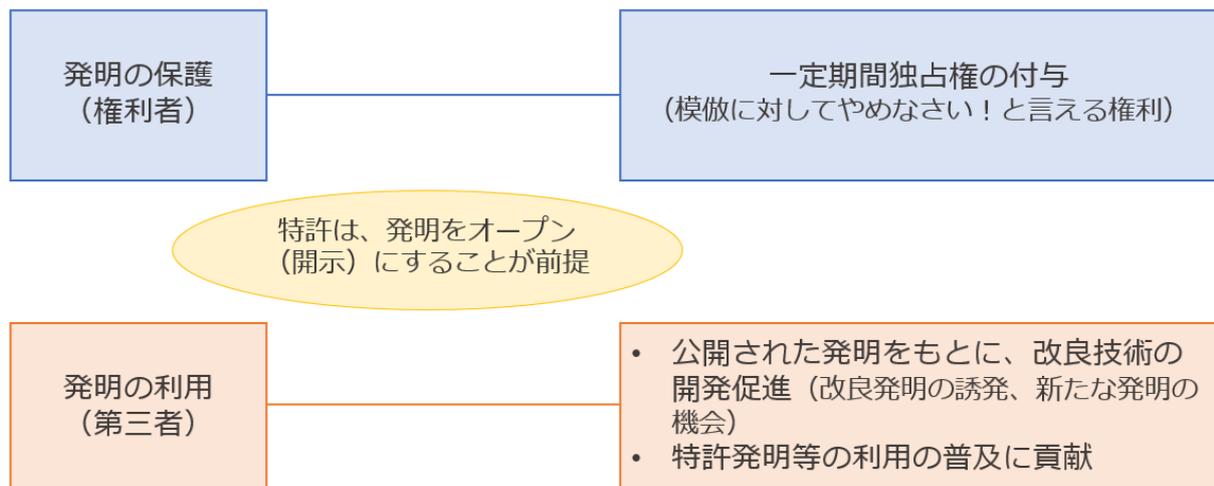
（目的）

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

発明は目に見えない思想、アイデアなので、家や車のような有体物のように目に見える形でだれかがそれを占有し、支配できるというものではありません。したがって、制度により適切に保護がなされなければ、発明者は自分の発明を他人に盗まれないように、秘密にしておこうとするでしょう。しかしそれでは、発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりでなく、他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることになってしまいます。

そこで、特許制度はこういったことが起こらぬよう、発明者には一定期間、一定条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用の機会を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものです。

言い換えれば、特許制度は、発明を世にオープン（開示）することを条件に、発明者に対して独占的实施権を付与するとともに、この発明の開示により、発明利用の途が提供されることになり、改良発明の誘発や新たな発明が生まれる機会が生ずることになります。この目的は、特許制度のほか、実用新案制度、意匠制度も同様です。



(参考) 特許出願非公開制度の導入 (令和6年5月1日施行)

特許出願の非公開に関する制度は、令和4年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」といいます。) において創設されました。

(1) 特許出願非公開に関する制度の趣旨

特許出願非公開に関する制度の趣旨は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止すること及びこれまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開くという2点です。

(2) 特許出願非公開に関する制度の概要

特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。

参照 URL: <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

[2] 特許法上の発明（保護対象）

特許法では、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義し（第2条第1項）、産業上利用できる発明を保護対象としています。

1. 自然法則を利用していること

「自然法則」とは、自然界において経験的に見出される科学的な法則をいいます。

特許法上の「発明」であるか否かのポイントは、課題に対する解決手段が自然法則を利用しているかどうかです。したがって、エネルギー保存の法則や万有引力の法則などの自然法則それ自体、数学上の公式やゲームのルールなどのように自然法則を利用していないもの、永久機関のように自然法則に反するものなどは、特許法上の「発明」には該当しません。

なお、一部に自然法則を利用していない部分があっても、全体として自然法則を利用していると判断される場合は、自然法則を利用したものとなります。

2. 技術的思想であること

フットボールの投球方法等の個人の技能によるものや、絵画や彫刻などの美的創作物、機械の操作方法についてのマニュアル等の単なる情報の提示は技術的思想に該当せず、特許法上の「発明」には該当しません。

3. 創作であること

「発明」は、創作されたものでなければなりません。したがって、天然物の単なる発見などは、特許法上の「発明」になりませんが、天然物から人為的に単離精製した化学物質は「発明」に該当します。

4. 高度のものであること

「高度のもの」は、主として実用新案法の考案と区別するためのものであるので、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはありません。

特許法上の発明（保護対象）

➤ 「発明」 = 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

自然法則を利用

×自然法則以外の法則
×人為的取決め
×自然法則それ自体

例：経済法則など
例：ゲームのルールそれ自体など
例：万有引力の法則など



技術的思想

×いわゆる技能
×情報の単なる提示
×美的創作物

例：フットボールの投げ方
例：デジタルカメラで撮影された画像データなど
例：絵画や彫刻



創作

○天然物から人為的に分離した化学物質
×天然物、自然現象等の単なる発見など



高度

（「高度」とは、実用新案法の「考案」と区別するためのものであるので、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはない。）

（定義）

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2～4 （略）

[3] 特許を受けることができる発明とは

発明が完成したからといって、全ての発明について特許を受けることができるとは限りません。特許を受けるためには、特許法で定める「特許を受けることができる発明」の要件を満たす必要があります。

1. 産業上利用することができるかどうか（第29条第1項柱書き）

特許を受けることができる「発明」であるためには、第一に、産業として利用することができるなければなりません。これは、ただ単に学術的・実験的にしか利用することができない発明は「産業の発達」を図るといふ特許法の目的からして、保護することが適当ではないからです。

特許法における「産業」は、工業、鉱業、農業などの生産業だけでなく、サービス業や運輸業などの生産を伴わない産業も含めた広い意味での産業を意味します。

特許法上の発明（保護対象）

▶ 「産業として利用できるものに該当しないもの」に該当しないこと

「産業として利用できるものに該当しないもの」

- ① 人間を手術、治療又は診断する方法の発明
(→ ○医療機器、医薬自体は物に該当)
- ② 業として利用できない発明
 - ・ 個人的にのみ利用される発明（喫煙方法等）
 - ・ 学術的、実験的にのみ利用される発明
- ③ 理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が実際上考えられない発明
 - ・ オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法



×医療行為

2. 新しいものであるかどうか＝新規性＝（第29条第1項）

特許を受けることができる「発明」は、今までにない新しいものでなければなりません。これを「新規性」と呼んでいます。既に誰もが知っているような発明に特許権という独占権を与えることは、社会にとって百害あって一利もないからです。特許法では、新規性を有しない発明の範囲を定めており、次に該当する場合は特許を受けることができません。

(1) 特許出願前に日本国内又は外国において公然と知られた発明

例：講演、学会発表

(2) 特許出願前に日本国内又は外国において公然と実施をされた発明

例：店で販売、製造工程における不特定者見学

(3) 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明や電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

例：日本国内又は外国において公表された特許公報、研究論文、書籍、CD-ROMなどに掲載、インターネット上で公開

新しいものである（新規性）

➤ 新規性がある=今までにない「新しいもの」である

【新規性がない発明】

特許出願前に、日本国内又は外国において、

公然と知られた発明

(テレビ放映、発表)

公然と実施された発明

(店で販売、製造工程における不特定者見学)

- 頒布された刊行物に記載された発明
- 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

(特許公報、研究論文、書籍、インターネット上で公開)

「公然」とは、
守秘義務を負わない
人に公にすること

※自らの発表、実施等によっても新規性が喪失することに注意（新規性喪失の例外規定を参照）。

○どの時点を基準として「新規性」を判断するのか

新規性があるか否かは、出願の時点で判断されます。出願した日だけでなく、時・分も問題となります。したがって、午後にある発明を出願しても、その日の午前中に行われた学会で他の研究者によって同じ発明が発表されていた場合には新規性はありません。

既に知られている発明であるとして拒絶される特許出願が少なくありませんので、特許出願をするときには、特許を受けようとする発明に新規性があるかどうか、事前に十分調査することが大切です。

○どういう場合に「公然」となるのか

「公然」とは一般的に知れ渡った状態をいいますが、ここでは発明者又は出願人のために秘密にすべき関係のない人（これを「不特定人」といいます。）に公になることをいいます。仮に極めて少数であったとしても、不特定人に公になれば「公然」となるおそれがあります。

なお、自分が行った発明は、自らの手で特許出願前に「公然と知られた発明」又は「公然と実施を

された発明」となっても特許を受けられると誤解している人がいますが、たとえ自分から「公然と知られた発明」などにしてしまった場合でも、新規性がないものとして特許を受けることができませんので注意してください。

○例外的に救済が受けられる場合—新規性喪失の例外（第30条）

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された（新規性を失った）ものについて、例外的に救済（これを「新規性喪失の例外」といいます。）を受けられる場合があります。

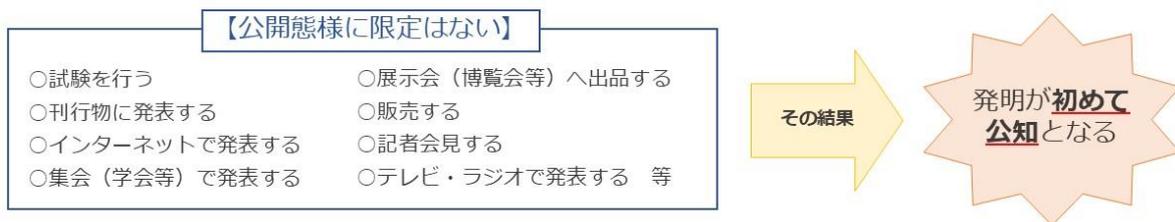
この例外的な救済を受けるためには、公開された日から1年以内に例外規定の適用を受けたい旨の書面を特許出願と同時に提出（又は願書にその旨を表示）しなければならないほか、特許出願日から30日以内に公開の事実等を証明する書面を提出しなければなりません（この「証明する書面」については、特許庁ホームページの「[発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について](#)」を参照ください。）。

ただし、本制度は、あくまでも特許出願より前に公開された発明は特許を受けることができないという原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮に出願前に公開した発明についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができませんので、可能な限り、早く出願をすることが重要です。

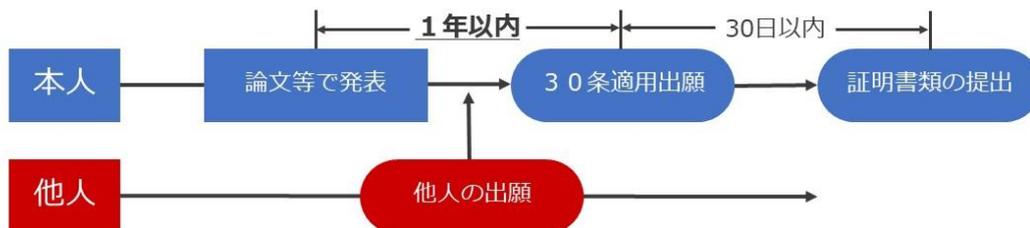
また、海外への出願を予定している場合には、各国の発明の新規性喪失の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、自らが公開したことにより、その国において特許を受けることができなくなる可能性もありますので十分に御注意ください。

したがって、適切に権利を確保するためには、論文発表等の前にまず出願をすることを心がけてください。

新規性喪失の例外の適用が受けられる場合



【発表と出願のタイミング】



- 本人の出願 → 他人の先願と同一であれば拒絶される
- 他人の出願 → 論文の内容が公知技術となり拒絶される

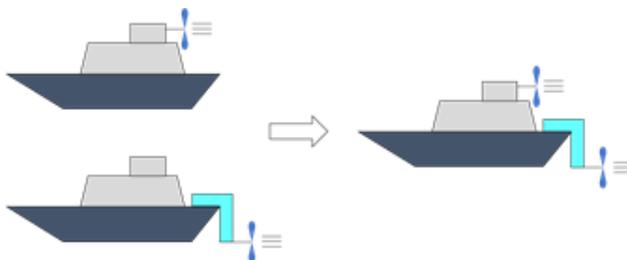
3. 容易に思いつくものでないかどうか＝進歩性＝（第29条第2項）

既に知られている発明を少し改良しただけの発明のように、誰でも容易にできる発明については、特許を受けることができません。科学技術の進歩に貢献していない自明の発明には特許を受けるほどの価値がありませんし、容易に思いつく発明まで特許が受けられるようになると、日常的に行われている技術的な改良についても次々出願しないと他人に特許をとられてしまうという状況に陥り、支障がでるからです。

容易に発明をすることができた場合を、一般に「進歩性」がないと表現します。この進歩性についての判断は、「発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」（これを一般に「当業者」といいます。以下同じ。）からみて、その発明に至る考え方の道筋が容易であるかどうかで判断します。例えば、次の場合には進歩性がないと判断されます。

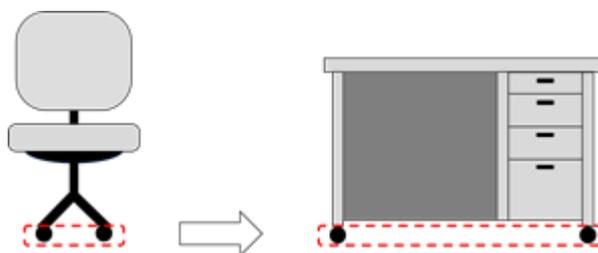
（1）公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めたにすぎない発明

例：「船外機を設けた船」と「空中プロペラを設けた船」が既に実在すると仮定した場合、「船外機と空中プロペラの両方を設けた船」を特許出願しても、既に実在する発明（アイデア）を単に寄せ集めたにすぎないとして進歩性がないと判断される可能性があります。



（2）発明の構成の一部を置き換えたにすぎない発明

例：「椅子の移動をスムーズにする」キャスターの技術を「机の移動をスムーズにする」キャスターの技術に応用して特許出願しても、実在する発明（技術）の一部の置き換えとして進歩性がないと判断される可能性があります。



○進歩性の判断について

まず審査官は進歩性の判断の対象となる発明を認定します。進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明（請求項に記載された発明）です。次にその発明の属する技術の分野における出願時の技術水準を的確に把握します。そして当業者であればどのようにするかを常に考慮しつつ、先行技

術として引用された発明から当業者が請求項に係る発明を容易に思いつくことができたかどうか、論理付けを試みます。その結果、論理付けができた場合には請求項に係る発明の進歩性は否定され、論理付けができない場合には進歩性が認められます。このとき引用発明と比較した有利な効果が明細書等の記載から明確に把握される場合には、進歩性の存在を肯定的に推認するのに役立つ事実として考慮されます。

当業者は、「発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」として想定されていますが、複合技術・先端技術分野においても適切な進歩性の判断がなされるように、当業者として複数の専門家からなるチームを想定した方が適切な場合もあります。

一方、論理付けは、種々の観点、広範な観点から行うことができます。例えば、請求項に係る発明が、引用発明からの最適材料の選択あるいは設計変更や複数の引用発明の単なる寄せ集めに該当するかどうかを検討したり、あるいは引用発明の内容に請求項に係る発明を思いつくための動機付けとなり得るもの（技術分野が関連していることや、作用、機能、課題が共通していることなど）があるかどうかを検討したりします。

4. 同一の発明を出願されていないかどうか（第 39 条及び第 29 条の 2）

別々の発明者が同じ発明を同時期に完成して、同時期に特許出願をする場合があります。この場合、我が国では先に発明をした者ではなく、先に特許庁に出願した者に特許を与えています。これを「先願主義」と呼んでいます。どちらが先に発明したかよりも、どちらが先に発明したかの方が判断しやすく、いち早く発明を公開しようとした者を保護しようという特許制度の目的にも沿っています。

このように、同一の発明について、先に他人に出願されてしまうと特許を受けることができなくなるため、発明をしたらできるだけ早く出願することが大切です。

一方、同一の発明について、同日に特許出願があったときは、出願した者の協議によって特許を受けることができる者を定めます。重複特許を排除するためです。

5. 公序良俗等を害しないか（第 32 条）

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生（公序良俗等）を害するような発明は、たとえ産業として利用することができたり、新しいものであったり、容易に考え出すことができないものであっても、特許を受けることができません。

例：遺伝子操作により得られたヒト自体等。

同一発明を出願されていない、公序良俗等を書しない

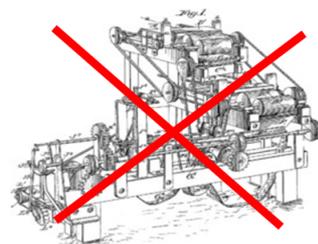
➤ 先に発明を完成した者でなく、先に特許庁に出願した者に特許権が与えられる。これを、「先願主義」と言う。

✓ 発明をしたらできるだけ早く出願することが大切。

➤ 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明は、他の全ての要件を満たしていても特許を受けることができない。

(例) × 紙幣の偽造機械

× 遺伝子操作により得られたヒト自体 等



2

6. 明細書等の記載は規定どおりか (第 36 条)

特許制度の目的である発明の保護及び利用については、発明の技術的内容を公開するための技術文献及び特許発明の技術的範囲を定める権利書としての使命を持つ「明細書、特許請求の範囲及び必要な図面」(以下「明細書等」といいます。)を介して行われます。

したがって、明細書等の記載について、具体的にどのような発明をしたのか、当業者が実施できる程度に発明の内容を明らかにする必要があります。

また、「特許請求の範囲」には、発明の内容が明確にわかるように記載するとともに、「発明の詳細な説明」に記載したものを記載する必要があります。

さらに、「特許請求の範囲」には発明の内容を請求項に区分して記載し、各請求項には、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように連続番号を付して記載する必要があります。

研究レポート
に例えると

明細書等の構成 (特許法施行規則24条～25条)



簡単・明瞭な文言で明確、簡潔に記載する

○明細書等を記載するに当たっての考え方の事例

権利行使できる範囲は、「特許請求の範囲」の記載によって決まります。例えば、「アルミニウムを用いたコップ」は、アルミニウム以外の金属を用いたコップに対して権利行使できません。一方で、「金属を用いたコップ」は、あらゆる金属を用いたコップに対して権利行使できます。ただし、「ステンレスを用いたコップ」が既に知られている場合には、「特許請求の範囲」の「金属を用いたコップ」という発明は、新規性がないとされ特許を受けることができません。

ここで、「特許請求の範囲」は、発明の内容が明確にわかるように記載するとともに、「発明の詳細な説明」に記載したものを記載する必要があります。例えば、「発明の詳細な説明」に「銅を用いたコップ」の実施例のみが記載されている場合、「金属を用いたコップ」という、広い特許請求の範囲の発明が「発明の詳細な説明」に記載されているとはいえないため、特許を受けることはできません。このような広い特許請求の範囲の発明について、「発明の詳細な説明」に記載されているといえるためには、「アルミニウムを用いたコップ」、「銅を用いたコップ」など、多様な実施例を「発明の詳細な説明」に記載する必要があります。

また、「発明の詳細な説明」は、当業者がその発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載する必要があります。

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
 - 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
 - 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
- 2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

- 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3・4 (略)

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

(特許出願)

第三十六条 (略)

- 2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- 3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 発明の名称
 - 二 図面の簡単な説明
 - 三 発明の詳細な説明
- 4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
 - 二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるとき

は、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
- 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
- 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
- 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

7 (略)

(先願)

第三十九条 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3～7 (略)

[4] 発明の種類と捉え方

特許法では、発明を「物の発明」と「方法の発明」に大別し、さらに方法の発明として「物を生産する方法の発明」という種別を設けて、発明の「実施」について定義をしています。そして、この発明の3つの表現形式の違いによって特許権の効力の及ぶ範囲が異なります。

1. 発明の3つの表現形式（第2条第3項）

広くて強い権利にするためには、特許を受けようとする発明をいろいろな角度から検討し、把握しなければなりません。発明の種類（カテゴリー）によって特許権の効力の及ぶ範囲が異なりますので、このカテゴリーを上手に活用して、発明の内容を表現していきます。物にも方法にも発明がある場合には、「物の発明」「方法の発明」の両方で表現できます。

発明の種類と実施（特許法第2条第3項）

- 発明の種類（カテゴリー）によって
発明の実施（権利の効力の及ぶ範囲）が異なる

発明の種類	発明の実施
物の発明	その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
方法の発明	その方法を使用する行為
物を生産する方法の発明	その方法を使用する行為のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

(1) 物の発明の場合

その物（プログラム等を含みます。）の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含みます。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含みます。）をする行為について権利の効力が及びます。

(2) 方法の発明の場合

その方法を使用する行為について権利の効力が及びます。

(3) 物を生産する方法の発明の場合

その方法を使用する行為のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為について権利の効力が及びます。

2. 複数の発明の出願＝発明の単一性＝（第 37 条）

技術革新の進展により技術開発の成果は、多様な形で密接に関連する一群（複数）の発明から成り立つ場合が多くなっています。これらの技術的に密接に係る発明は、別々の出願とするよりも、一つにまとめて出願する方が、出願人においてはコスト的にも出願手続をする上でも有利となります。また、第三者においては関連する発明の情報が効率的に入手可能となりますし、特許庁においては効率的な審査が期待できます。

そこで、複数の発明が発明の単一性の要件を満たす場合には、これらの発明を一つの願書で特許出願することができます。「発明の単一性」とは、一つの願書で出願できる発明の範囲をいいますが、この要件を満たしているかは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているかどうかなどで判断されます。

詳細は、特許・実用新案審査基準の「[発明の単一性の要件](#)」を参照ください。

3. 特許権の効力が及ぶ範囲

事例（1）

公知の化合物であるエチレンについて、従来の生産方法よりも効率よく生産する方法を発明しました。この発明について「物を生産する方法」としての特許を取得した場合は、権利者以外の者が同じ生産方法でエチレンを生産し、そのエチレンを国内に輸入すれば、生産地が海外であっても、権利者の特許権の効力が及ぶことになります。

事例（2）

成分 a の接着剤にエタノールを添加して接着効果を増強させる発明について、特許権を取得するための発明の表現形式について考えてみましょう。主な発明として次のような発明の表現が考えられます。

- ① エタノールを添加した成分 a の接着剤
- ② エタノールを利用した成分 a の接着剤の接着効果増強方法

発明①は「物の発明」ですので、発明①について特許権を取得すれば、エタノールが添加された成分 a の接着剤自体について特許権が付与されます。無断でその接着剤を生産したり使用したりする人に対して権利行使ができます。

これに対して、発明②は「方法の発明」となり、エタノールを用いて成分 a の接着剤の接着効果を増強する行為自体に特許権の効力が及びます。エタノールが添加された成分 a の接着剤を生産する人は、発明②の接着効果増強法を利用して接着力の強い接着剤を生産していることとなります。つまり、この接着剤を生産する際に、発明②を使用していることとなりますから、無断でこの接着剤を生産している人に対して権利行使ができます。

また、広い概念で発明を把握して特許権を取得しないと、似ているけれども同じではな

い方法で、特許に抵触しない類似品を他人に生産されてしまい、十分に権利の保護を受けることができなくなることがあります。

<特許法（昭和 34 年法律第 121 号）>

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4（略）

第三十七条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

<特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）>

（発明の単一性）

第二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

[5] 特許を受けることができる者

特許法では、特許を受ける権利は発明者にあるとされています。この特許を受ける権利は財産権として自由に譲渡することができます。

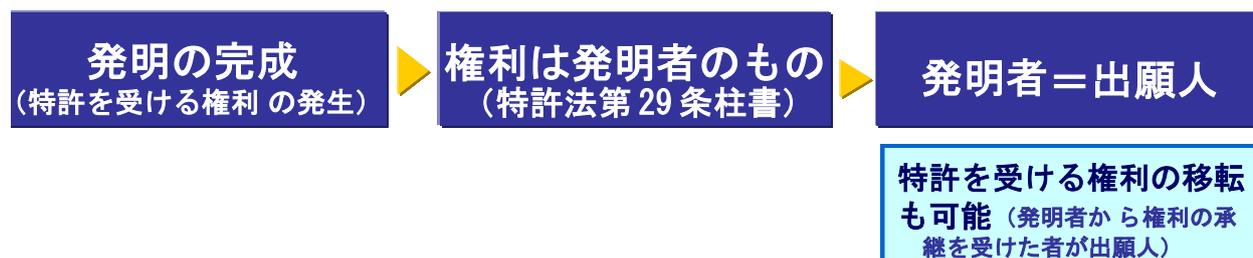
また、特許を受けるためには、出願をしなければなりません。出願人の資格は特許法で要件が定められています。

1. 特許を受ける権利

特許を受ける権利は「発明者」にあります。この権利は、発明の完成と同時に発明者に原始的に帰属します。当然のことですが、他人の発明を盗んだ人には特許を受ける権利がありません。

発明者は、この特許を受ける権利を他人に譲り渡すことができます。発明者から権利を譲り受けたり相続したりした人のことを「承継人」といいます。

発明の帰属（発明はだれのものか）



2. 特許を出願するための資格

特許を受けるためには出願をしなければなりません。この出願をするためには、法律上の権利義務の主体となる資格が必要です。これを「権利能力」といいます。この権利能力は、一般的にいう「人」（これを法律上「自然人」といいます。）と、法律上の「人」としての地位を認められた団体（これを「法人」といいます。）に認められています。

つまり、個人として出願する場合は問題ありませんが、法人格のない団体の名義で出願することはできません。

また、未成年者が出願する場合には、「権利能力」はありますが独立して法律行為を行う「行為能力」がありませんから、法定代理人（通常は親権者である「親」）に出願の手続きをしてもらうこととなります。

[6] 職務発明制度とは

職務発明制度とは、「使用者、法人、国又は地方公共団体（使用者等）」が組織として行う研究開発活動が我が国の知的創造において大きな役割を果たしていることにかんがみ、使用者等が研究開発投資を積極的に行い得るよう安定した環境を提供するとともに、職務発明の直接的な担い手である個々の「従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（従業者等）」が使用者等によって適切に評価され報いられることを保障することによって、発明のインセンティブを喚起しようとするものです。

我が国の職務発明制度の下では、職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、専用実施権が設定されたものとみなされたときは、従業者等は「相当の利益」を受ける権利を有し、その「相当の利益」の内容の決定については、使用者等と従業者等との間の自主的な取決めに委ねることを原則としています。

自主的な取決めがない場合又は自主的な取決めによって利益を付与することが不合理である場合は、一定の要素を考慮して「相当の利益」の内容が定められます。不合理であるか否かは、自主的な取決めの策定から利益の付与までの全過程のうち、特に協議、開示、意見聴取といった手続面が重視されることとしています。

1. 職務発明とは（第 35 条）

従業者等がした発明は、以下のように、職務発明と自由発明の 2 つに大別されます。

（1）職務発明

従業者等がした発明であって、その性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明を「職務発明」といいます。この「職務発明」は、従業者等自身によって生み出されたものではありませんが、使用者等も、給与、設備、研究費の提供等により、発明の完成に一定の貢献をしているといえます。

（2）自由発明

「自由発明」とは、職務発明以外の発明です。例えば、バスの運転手が個人的に楽器の発明をした場合などがその例です。

2. 職務発明制度の基本的考え方

特許法は、特許を受ける権利を発明者に与えていますが、従業者等がした職務発明に関しては、従業者等への給与、設備、研究費の提供等、使用者等による一定の貢献が不可欠であることを重くみて、使用者等に無償の通常実施権（特許発明を実施できる権利）を付与するとともに（第35条第1項）、あらかじめ使用者等が特許を受ける権利を承継すること等を取り決めておくことを認めています（同条第2項反対解釈）。

さらに、あらかじめ使用者等が特許を受ける権利を取得することを取り決めている場合には、従業者等が職務発明を完成させた時から、その特許を受ける権利は当該使用者等に帰属すること（いわゆる原始使用者等帰属）を規定しています（同条第3項）。なお、そのような取決めがない場合には、その特許を受ける権利は当該従業者等に帰属します（いわゆる原始従業者等帰属）。

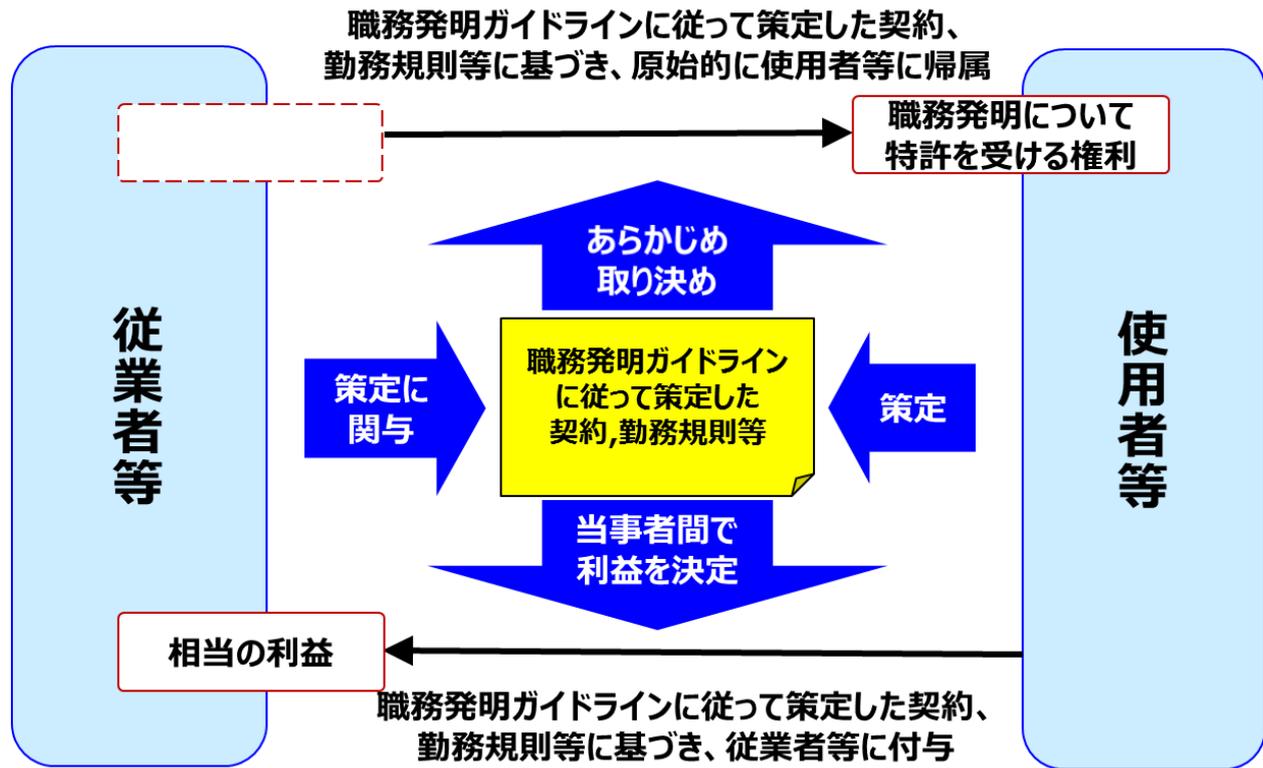
一方、職務発明を生み出した従業者等は、当該職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権若しくは仮専用実施権を設定したときは、「相当の利益」を受ける権利を有することとなります（同条第4項）。

これらの規定によって、発明をした従業者等と、それに貢献した使用者等との間の利益の調整が図られているのです。

「相当の利益」の決定は、原則として使用者等と従業者等との間の自主的な取決めに委ねられています。すなわち、契約等において、金銭その他の経済上の利益について定めていた場合には、その定めるところに従って決定される利益を「相当の利益」とすることを原則とします（同条第5項）。

ただし、自主的な取決めに従って利益を付与することが不合理である場合や、自主的な取決めが存在しなかった場合も考えられ、その場合には、一定の要素を考慮して決定される利益が「相当の利益」となります（同条第7項）。

なお、使用者等と従業者等との間の自主的な取決めをできる限り尊重し、法が過剰に介入することを防止する観点から、不合理であるか否かは、自主的な取決めの策定から利益の付与までの全過程のうち、特に手続的な要素（自主的な取決めの策定の際に使用者等と従業者等との間でどのような協議が行われたか、策定された取決めが従業者等にどのように開示されたか、及び利益の決定について従業者等からどのような意見の聴取が行われたか等）を重視して判断することとしています（同条第5項）。この手続的な要素については、その法的な予見可能性を向上させるために、「特許法第35条第6項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針」（いわゆる「[職務発明ガイドライン](#)」）が定められ、公表されています。



(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業員、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業員等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業員等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業員等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

3 従業員等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

4 従業員等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益（次項及び第七項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を

決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであってはならない。

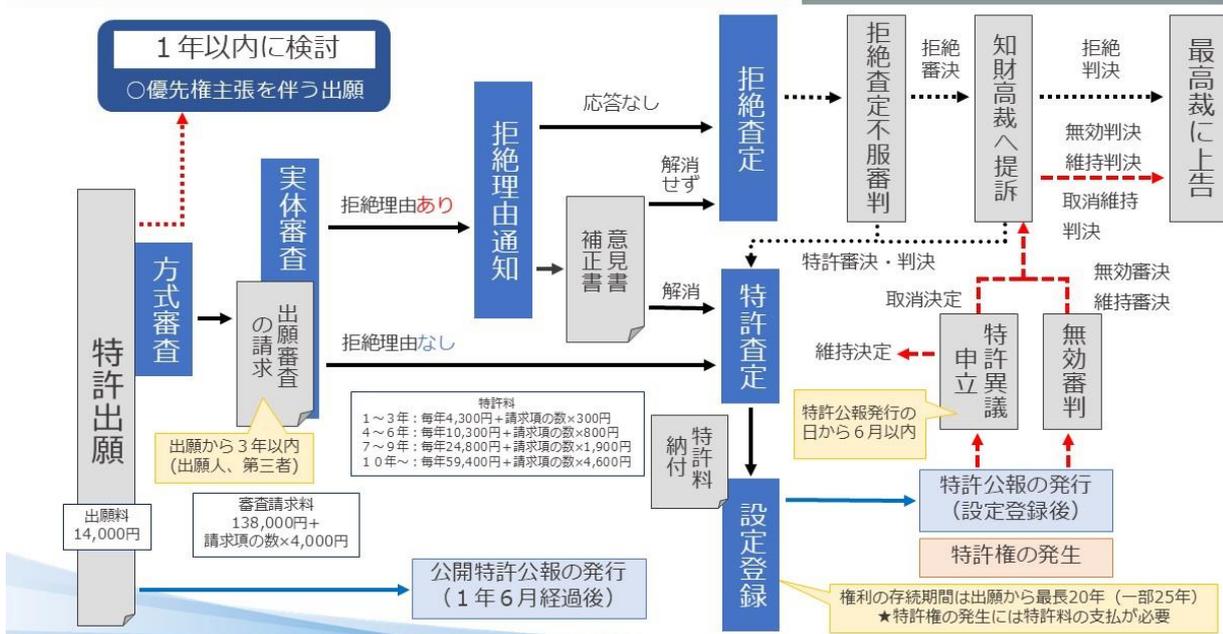
6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

[7] 出願から特許権取得までの流れ

特許権は、出願ただけでは権利を取得することができません。出願をすると方式審査が行われ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われます。特許の要件を満たしている場合は特許査定がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生します。特許の要件を満たしていないものは拒絶されます。

出願から特許権取得までの流れ



1. 特許出願に必要な書類

特許出願するときは、「特許願 (願書)」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「要約書」、「図面 (化合物の合成方法のように図面を必要としない場合は不要)」の5つの書類について各1通必要です (Ⅱ 様式編 特許 (1) ～ (5) 参照)。

なお、要約書は、もっぱら公開特許公報への掲載を目的とするものであり、権利範囲の解釈には用いないことになっています。

通常の特許出願料は、1件当たり14,000円です。

<p>特許印紙</p> <p>【書類名】特許願</p> <p>発明者や出願人等を記載します。</p>	<p>【書類名】明細書</p> <p>発明の内容を記載します。</p>	<p>【書類名】特許請求の範囲</p> <p>求める権利の範囲を記載します。</p>	<p>【書類名】要約書</p> <p>発明全体のポイントを簡潔に記載します。</p>	<p>【書類名】図面</p> <p>発明の内容理解に役立つ図面を記載します。</p>
--	-------------------------------------	--	--	--

(注) 特許出願に必要な書類は、一定の様式を満たしている必要があります(特許法施行規則等で定められています)。出願書類を作成する場合には、項目の欠落や内容の記載漏れがないかどうか十分に確認する必要があります。

2-1. 特許出願の手続

特許出願書類は、特許庁に提出する必要があります。提出の方法は、(1) パソコンを利用した電子出願手続と、(2) 書面による出願手続があります。

(1) 電子出願

自宅や会社等のパソコンを使って、特許出願書類等を特許庁へ提出することができます。

電子出願するためには、インターネットへ接続しているパソコン、所定の認証局が発行する「電子証明書(有料¹)」を取得し、「インターネット出願ソフト」をパソコンへインストールするなど事前準備が必要です。

以上の準備を済ませた後、インターネット出願ソフトの申請人情報・証明書管理ツールを起動し、手続者の「識別番号²」と電子証明書の組合せを登録する(申請人利用登録)ことで特許庁への電子出願が可能となります。初めて特許庁に出願される方(弁理士・弁理士法人を除く)は、申請人利用登録をすることにより新規に識別番号を取得できます。

なお、電子出願の設備・環境が整っていない申請人の方であっても、各都道府県のINPIT知財総合支援窓口には設置されている電子出願用端末(無料)を利用することで電子出願が可能です(電子証明書が必要です)。

(2) 書面による出願

特許出願書類等を書面で提出する場合は、特許庁出願課の窓口へ提出する方法、郵送による方法(なるべく「書留」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」を御利用ください。)の2通りがあります。

<御注意ください>

電子出願で提出可能な書類を書面で提出した場合には、別途「書面の電子化に要する手数料」を負担していただく必要があります。

¹ 個人番号カード(マイナンバーカード)は、現在、無料で取得可能です。

² 特許庁は手続者に対し、識別番号(アラビア数字からなる9桁のコード)を付与しています。識別番号は手続ごとではなく、1人の手続者に1つの番号が付与され、手続者の住所・氏名の情報を管理します。

○電子出願の事前準備について

「電子出願ソフトサポートサイト」内の「[事前準備～電子出願までの流れ](#)」を参照ください。

○インターネット出願ソフトの操作方法やマニュアル等について

「[電子出願ソフトサポートサイト](#)」を参照ください。

○インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法等について

<電子出願ソフトサポートセンター>

・受付時間 平日 9:00～18:15

(バージョンリリース後においては、開庁日 5 日間 9:00～19:00)

・TEL(東京) 03-5744-8534

・TEL(大阪) 06-6946-5070

・FAX 03-3582-0510

○電子出願用端末の利用について

「[知財総合支援窓口知財ポータル](#)」から、各都道府県窓口へお問い合わせください。

○書面で手続する場合の電子化手数料について

電子化手数料の詳細は、特許庁ホームページ内「[書面で手続する場合の電子化手数料について](#)」を参照ください。

(参考) 書面の電子化手数料=基本料金 2,400 円+ (800 円×枚数)

電子化手数料は、手続 1 件ごとに上記の料金が必要です (例えば、特許願と同時に出願審査請求書を提出した場合は、「特許願」+「出願審査請求書」の 2 手続とカウントしますので、2 手続分の電子化手数料が必要です。)

電子化手数料の納付は、電子化の事務処理を行う登録情報処理機関「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「振込用紙」を用いて、郵便局又は銀行で手数料相当額を納付 (振込手数料はお客様負担) していただくことになります。

なお、決められた期日を経過しても手数料の納付がなかった場合は、補正命令の手続を経て当該手続は却下されることとなります (出願後の各手続においても、原則同様)。

2-2. 事前手続

特許出願等の手続をする者 (代理人を含む) は、出願等の手続に先立って、あらかじめ次の (1) 及び (2) の手続を行う必要があります。

(1) 識別番号の付与請求

識別番号とは、手続をする者に対し、特許庁長官が付与する 9 桁のアラビア数字からな

るコードです。識別番号は、手続ごとではなく1人の手続者に1つのコードが付与されません。

特許庁では、識別番号の付与の請求に基づき、その請求者に識別番号を付与し、申請人情報「住所（居所）、氏名（名称）等」を登録して、請求者へその番号を通知します。

電子出願の場合は、申請人利用登録をすることにより、識別番号が付与されます（弁理士・弁理士法人を除く）。

なお、識別番号の付与を受けていない者が、各出願、出願人名義変更の届出、拒絶査定等に対する審判請求、包括委任状の提出、予納の届出等を提出したときは、特許庁長官が職権により識別番号を付与し、それらの者に付与した識別番号を通知します。

<御注意ください>

識別番号は、各手続書類の所定の位置に記載することにより、本人確認の方法に用いられます。また、特許庁から発出する各種文書は、当該登録された申請人情報に基づき送付されます。このため、識別番号の付与を受けた者の住所、氏名等に変更があった場合は、必ず住所、氏名等の変更届を提出してください。

なお、登録された住所と実際に郵便物をお受け取りいただく住所が異なる場合は、「送付先住所変更届」を提出してください。

（2）包括委任状（事件を特定しない代理権を証明する書面）の提出

包括委任状とは、手続をする者が代理人に対し、特許出願等の手続について事件を特定せずに包括的な代理権を授与したことを証明する書面です。この包括委任状をあらかじめ特許庁長官に提出した場合には代理権の証明を必要とする手続において、その包括委任状の番号³を記載し、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行います。

2-3. 料金の納付方法

電子出願では、以下の（1）、（2）、（3）、（5）及び（6）の納付方法が利用できます。また、書面による出願では、以下の（2）から（6）までの納付方法が利用できます。

（1）口座振替による納付

口座振替による納付は、特許庁が申出人の預貯金口座から、手続と同時に手数料等を引き落とす方法です。電子出願にのみ利用できます。口座振替の利用には、事前登録手続が必要です。

○事前登録手続について

- ・特許庁ホームページから申出書を入手し、必要事項（識別番号、金融機関名、口座番号、銀行印等）を記載して特許庁に書面で提出してください。
- ・約1か月で登録が完了し、特許庁から振替番号登録通知を送付します。

³ 包括委任状の提出があったときは、当該委任状に番号を付与し、提出者（代理人）にその番号を通知します。

- ・振替番号登録通知が届いたら利用可能です。

口座振替状況の明細は、インターネット出願ソフトの「口座振替情報照会」により確認できます（金融機関の預貯金通帳には引落とし情報のみ表示されます）。

詳しくは、特許庁ホームページ「[口座振替による納付](#)」を参照ください。

（２）電子現金納付

電子現金納付は、「Pay-easy（ペイジー）」に対応した金融機関のインターネットバンキングやATMから、手續ごとに手数料等を払い込む方法です。電子出願及び書面による手續ともに利用できますが、インターネット出願ソフトが必要です。

○電子現金納付の手續の流れ

- ・インターネット出願ソフトを利用して納付番号を取得します（納付番号は、1つの手續に対し1つの納付番号が必要です）。
- ・その納付番号を用い、インターネットバンキング又はATMから手数料等を払い込みます。

電子現金納付状況の明細は、インターネット出願ソフトの「納付番号明細照会」により確認できます。

（３）現金納付（納付書による振込）

現金納付は、特許庁専用の納付書を用いて、金融機関の窓口から手数料等を払い込む方法です。現金を直接特許庁へ持参又は郵送しての納付はできません。

電子出願及び書面による手續ともに利用できますが（一部例外あり）、事前に利用請求及び納付書の交付請求が必要です。

○納付書の交付について

- ・初めて現金納付を利用する場合は、識別番号の既保有の有無にかかわらず「現金納付に係る識別番号付与請求書」を所定の様式に従って作成し、住所、氏名等及び納付書の交付希望枚数を記入して、特許庁に書面で提出してください。

※なお、二回目以降の請求は、様式が「納付書交付請求書」に変更となります。住所、氏名等及び納付書の交付希望枚数を記入して、特許庁に書面で提出してください。

- ・請求により住所、氏名、識別番号その他所定の事項が印刷された納付書（4枚つづり）を交付します（ただし、一度の交付枚数は50枚が限度です。）。納付書は、1つの手續に対し1つの納付書が必要です。

○手数料等の払込み方法について

- ・交付された納付書に、対応する手續種別及び金額等の必要事項を記入し、現金とともに金融機関の窓口を持ち込んで手数料等を納付します。
- ・納付後、窓口にて「納付書・領収証書」及び「納付済証（特許庁提出用）」を受け取ってください。

○現金納付を利用した手続について

- ・書面による手続の場合には、手続書面の別紙に「納付済証（特許庁提出用）」を貼り付け、手続書面の添付書類として特許庁に提出します。
- ・電子出願による手続の場合には、手続の提出から3日以内に「納付済証（特許庁提出用）」を手続補足書に添付して特許庁に書面で提出します。
- ・なお、電子出願での特許料等の納付や閲覧請求等の手続には、上記手続補足書による手続ができないため現金納付の利用はできません。

（４）特許印紙による納付

「特許印紙」による納付は、手続書類ごとに、手続書類の所定の位置に必要な金額分の特許印紙を貼り付けて提出する納付方法です。

特許印紙は、額面10円、100円、300円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円、30,000円、50,000円、100,000円の11種類が発行されており、全国の主な郵便局等で販売しています。購入に際しては、在庫が無い場合もありますので事前に問合せを行うことをおすすめします。

<御注意ください>

「特許印紙」を購入する際は、他の印紙（収入印紙等）と間違わないように「特許印紙」であることを確認してください。

○販売場所

特許印紙は、全国各地の集配郵便局や特許庁1階などの印紙売りさばき所で販売しています。郵便局によっては特許印紙を取り扱っていないところがありますので、事前に郵便局へ御確認をお願いします。

（５）予納による納付

予納による納付は、納付すべき手数料等をあらかじめ特許庁に納めておき、個々の手続の際に必要な手数料等の額を引き落として納付する制度です。

電子出願及び書面による納付ともに利用できますが、事前の届出を要するほか、電子現金納付（インターネット出願ソフトを利用）又は現金納付書（銀行振込）による予納が必要です。

○事前の届出（予納台帳番号取得）について

- ・書面手続で取得する場合は、所定の様式に従って「予納届」を作成し、特許庁に提出します。特許庁は、予納届を提出した者に対して予納台帳を作成し、予納台帳番号を通知します。
- ・インターネット出願ソフトで取得する場合は、初回の申請人利用登録時又は補助機能「予納台帳番号取得」から予納台帳番号を取得します。

○予納について

- ・電子現金納付による予納は、インターネット出願ソフトを利用して納付番号を取得後、その納付番

号にペイジー (Pay-easy) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMから料金を払い込み、予納台帳に納付します。

- ・現金納付による予納は、あらかじめ特許庁専用の現金納付書入手し、金融機関の窓口で振込を行った後、所定の様式に従って「予納書」を作成し、金融機関から返却された「納付済証 (特許庁提出用)」を別紙に貼付して、「予納書」に添付して特許庁に書面で提出し、予納台帳に納付します。

予納台帳状況の明細は、インターネット出願ソフトの「オンライン予納照会」により確認できます。

(6) 指定立替納付 (クレジットカードによる納付)

指定立替納付は、クレジットカードを利用して手数料を支払う方法です。電子出願及び窓口での手続に利用できます。クレジットカードで納付を行う場合には、「3Dセキュア」(本人認証サービス)の登録が済んでいるクレジットカードが必要です(「3Dセキュア」の登録は、クレジットカード発行会社のサイトで登録できます)。

指定立替納付状況の明細は、インターネット出願ソフトの「指定立替納付照会」により確認できます。

3. 様々な制度に基づく出願

(1) 国内優先権制度を利用した出願 (第41条)

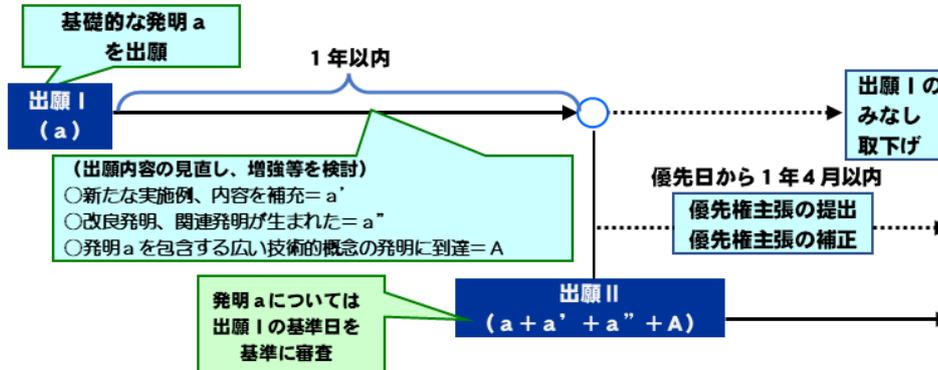
既にされている自己の特許出願又は実用新案登録出願 (以下「先の出願」といいます。)を基礎として新たな特許出願をしようとする場合には、先の出願の日から1年以内に限り、その出願に基づいて優先権を主張することができます。優先権の主張は、優先権主張書を優先日から1年4月以内に提出することにより行います。また、願書に優先権主張書に記載すべき事項を記載して優先権主張書の提出を省略することもできます。

この優先権を主張して新たな出願をした場合には、先の出願は、その出願日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなされます。ただし令和6年5月1日以降は、経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた特許出願を基礎とする優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における先の出願の取下げについては、経済産業省令で定める期間 (1年4月) を経過した時又は当該先の出願について同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受けた時のうちいずれか遅い時となります (同法第82条第2項)。

新たな特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲 (実用新案登録請求の範囲) 又は図面に記載されている発明については、その特許要件の判断に関し、当該先の出願の時に提出されたものとみなすという優先的な取扱いを受けることができます。

国内優先権に基づく出願（特許法第41条）

先の出願Ⅰを基礎に「優先権」を主張しながら、先の出願の内容を拡充した新たな特許出願Ⅱを行うことができる制度（先の出願から1年以内に限る）

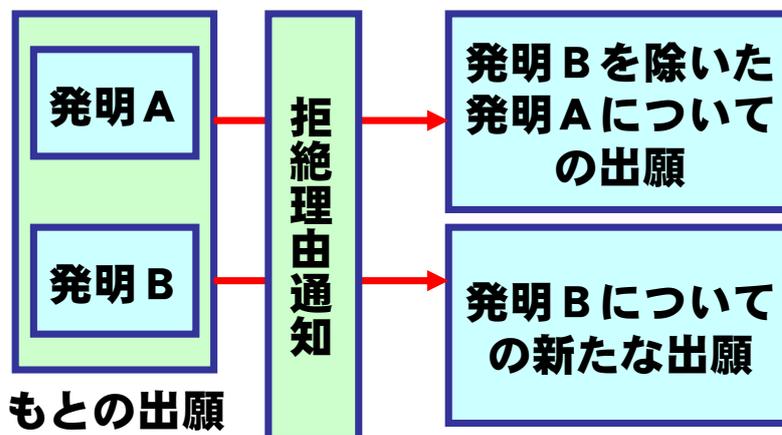


- みなし取下げ：出願人が出願の取下げ手続きをしなくても取下げたものとして扱われること。
- 元の出願を発展させ権利を拡充＝戦略的な特許取得に有効
(参考) 手続補正の場合は、出願当初の明細書等に記載された事項の範囲を超えてはできませんので、元の出願を発展させることはできません。

(2) 特許出願の分割（第44条）

二つ以上の発明を包含する特許出願の一部を、一又は二以上の新たな特許出願とすることができます。特許出願が単一性の要件を満たさない発明を含んでいる場合や、出願当初の特許請求の範囲には記載されていないものの、明細書の発明の詳細な説明や図面に記載されている発明が含まれている場合には、これらの発明に対してもできるだけ保護の途を開く観点から設けられた規定です。

この新たな出願は、一部の規定の適用を除いて、もとの特許出願の時に提出されたものとみなされます。この分割は、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内、特許査定後の謄本送達後30日以内（設定登録前に限る）、及び、拒絶査定後の謄本送達後3月以内に限り行うことができます（ただし、特許査定後・拒絶査定後の出願の分割は、平成19年4月1日以降の出願についてのみ可能です）。



(3) 出願の変更（特許法第 46 条、実用新案法第 10 条及び意匠法第 13 条）

特許出願と実用新案登録出願及び意匠登録出願は、相互に出願形式を変更することができます。ただし、変更出願をすることができるのは、それぞれの出願形態により以下の期間に限られ、また、出願の変更がされた場合、もとの出願は取り下げられたものとみなされます。

実用新案 → 特許 (実用新案登録に基づく特許出願を除く)	出願の日から 3 年以内
特許 → 実用新案※ 意匠 → 実用新案	出願の日から 9 年 6 月以内又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から 3 月以内
意匠 → 特許	出願の日から 3 年以内又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から 3 月以内
特許 → 意匠※	出願係属中又は最初の拒絶査定謄本の送達の日から 3 月以内
実用新案 → 意匠	出願係属中

※ただし、令和 6 年 5 月 1 日以降は経済安全保障推進法第 70 条第 1 項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第 77 条第 2 項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第 10 条第 1 項に規定する実用新案登録出願又は意匠法第 13 条第 1 項に規定する意匠登録出願に変更することはできません。(経済安全保障推進法第 72 条第 2 項)

(4) 実用新案登録に基づく特許出願（第 46 条の 2）

実用新案登録がされた後に実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます。この特許出願は、その基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされますが、この出願をしたときは、その基礎となる実用新案権を放棄しなければなりません。

実用新案 → 特許	実用新案登録の出願の日から 3 年を経過したとき
評価請求に伴う制限	①本人請求後、又は②他人請求通知後 30 日経過時
無効審判請求に伴う制限	最初に指定された答弁書提出期間を経過したとき

4. 出願公開

出願公開とは、特許出願の日から 1 年 6 月経過したときに、特許出願の明細書等を掲載した公開特許公報を発行し、出願内容を一般に公表することをいいます。この出願公開は、出願公開前に出願の取下げなどがあったものを除き、原則として全ての特許出願について行われます。

(1) 出願公開制度（第 64 条）

出願公開制度導入前は、審査官が特許出願を審査した後に拒絶の理由を発見しないとき

は、審査官が特許すべきと判断したものを、出願公告によってその出願内容を一般に公表していましたが、出願件数の増大と技術内容の高度化により、特許審査の処理に時間がかかるようになり、出願内容の公表が遅れがちになりました。

このため、同じ技術を重複して研究し、重複した出願がなされるという弊害が生じました。そこで、こうした弊害を防止するために、昭和46年から出願公開制度を導入しました。特許出願の内容は、出願の日から1年6月を経過すると審査の段階のいかににかかわらず「公開特許公報」（原則毎日（特許庁開庁日）発行）に掲載され、広く一般に公表されます。

なお、令和6年5月1日以降は、以下に掲げる期間中は出願公開されません（経済安全保障推進法第66条第7項）。

- ① 特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは同条第2項の規定による内閣総理大臣へ送付をする場合に該当しないと判断するまで、又は当該送付がされず同条第1項本文に規定する期間が経過するまでの間。
- ② 内閣総理大臣が保全指定をする必要がないと認め、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間。
- ③ 内閣総理大臣が保全指定を解除し又は保全指定の期間が満了し、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間。

（2）公開特許公報（第64条第2項）

公開特許公報には、出願人名等の書誌的事項、発明の要約、代表図、特許請求の範囲、明細書の全文、必要な図面等が掲載されます（Ⅲ参考編 2. 公開特許公報（見本）参照）。ただし、特許庁長官が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める部分（広告宣伝記事など）については掲載されません。

この公開特許公報は、特許庁のホームページからダウンロードすることができます。また、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」といいます。）で御覧いただくことも可能です。

（3）出願公開の請求（第64条の2）

特許出願人は、その特許出願が、（1）出願公開されている場合、（2）パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合、（3）外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合を除き、その特許出願について出願公開の請求をすることができます。

出願公開の請求をすると特許出願の日から1年6月の経過を待たずに出願公開されますが、令和6年5月1日以降は、上記「（1）①から③まで」の期間中は公開されません。

以下の①から③までの3点については注意が必要です。

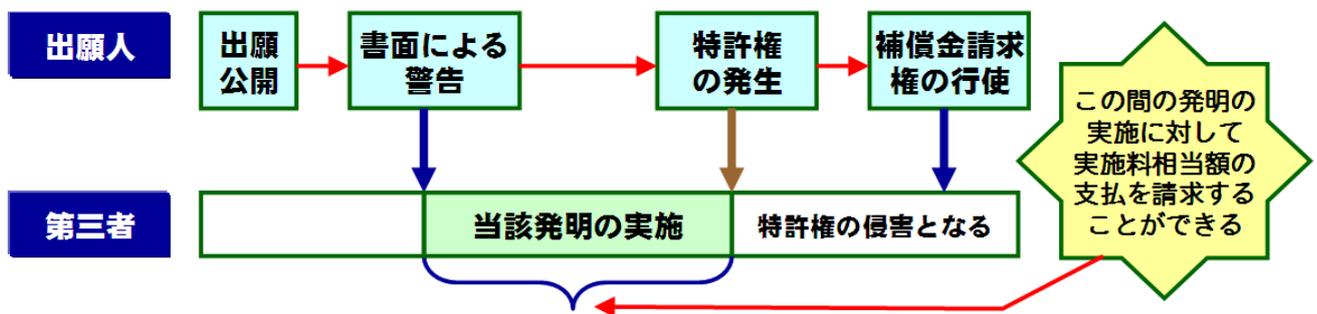
- ① 出願公開請求書の提出後に、出願が放棄若しくは取下げ又は拒絶査定が確定した場合も出願公開は行われます。
- ② 出願から1年4月以内であっても、要約書の補正はできません。

③ 出願公開の請求は取り下げることができません。

(4) 補償金請求権（第 65 条）

出願公開されると、発明の内容が一般に公表されますので、公衆の利益にはつながりますが、出願人にとっては他人に模倣される危険が高まります。そこで、出願人が出願公開された特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をした後、特許権の設定登録までの間に業としてその発明を実施した者に対して、その発明が特許されていたとした場合に実施料相当額の補償金の支払いを請求できる「補償金請求権」を出願人に認めています。

なお、補償金請求権は、特許権の設定登録後でなければ行使することはできません。



5. 出願審査請求

特許出願した発明が特許になるかどうかは、特許庁の審査官による実体審査を経て判断が下されます。この実体審査の手続に入るためには、出願日から3年以内に「出願審査請求書」を提出しなければなりません。

(1) 出願審査の請求

特許出願された発明が、特許として登録されるかどうかは、特許庁の審査官による「実体審査」で判断されます。この実体審査は全ての特許出願に対して行われるのではなく、「出願審査の請求」があった出願だけが審査されます。

先願主義を採用しているため、出願を急ぐあまり出願後に必要性がないことに気づいたり、状況の変化により出願を維持する必要性がなくなったりすることもあります。したがって、出願以降出願審査の請求をすることができますが、先願の技術内容が公開特許公報に掲載されるのを待って改めて特許性の有無を確認し、特許を取得して事業化するだけの価値があるか否か等をよく確かめてから出願審査の請求をすることが経済的といえます。

(2) 出願審査の請求期間

出願した日から3年以内に、「出願審査請求書」を特許庁に提出しなければなりません（Ⅱ様式編 特許（6）出願審査請求書 参照）。この期間内に「出願審査の請求」がなかった

ときは、その特許出願は取り下げられたものとみなされます。ただし、令和6年5月1日以降は、経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、「出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は期間満了の通知を受けた時から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日に出願が取り下げられたものとみなされます（同法第82条第3項）。

また、この出願審査の請求は、特許出願人だけでなく第三者も行うことができます。

なお、取り下げられたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人が期間内に出願審査の請求をすることができなかったことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求が認められます。この場合、出願審査の請求期間の徒過後、手続をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査の請求をすることができます。「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細等については、特許庁ホームページを参照ください。

○[「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済について](#)

令和5年4月1日以降に手続期間を徒過した手続が「故意でない基準」の対象となります。

(3) 審査請求料

出願審査の請求をするためには、手数料として138,000円＋（請求項の数×4,000円）が必要です（Ⅲ参考編 1. 産業財産権関係料金一覧 参照）。なお、審査請求料について、その手数料を減免する措置があります。

また、出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、特許出願が放棄され、又は取り下げられたときには、放棄又は取下げの日から6月以内に審査請求料を納付した者の請求により、審査請求料の半額が返還されます（第195条第9項）。

○[2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について](#)

○[審査請求料返還制度について](#)

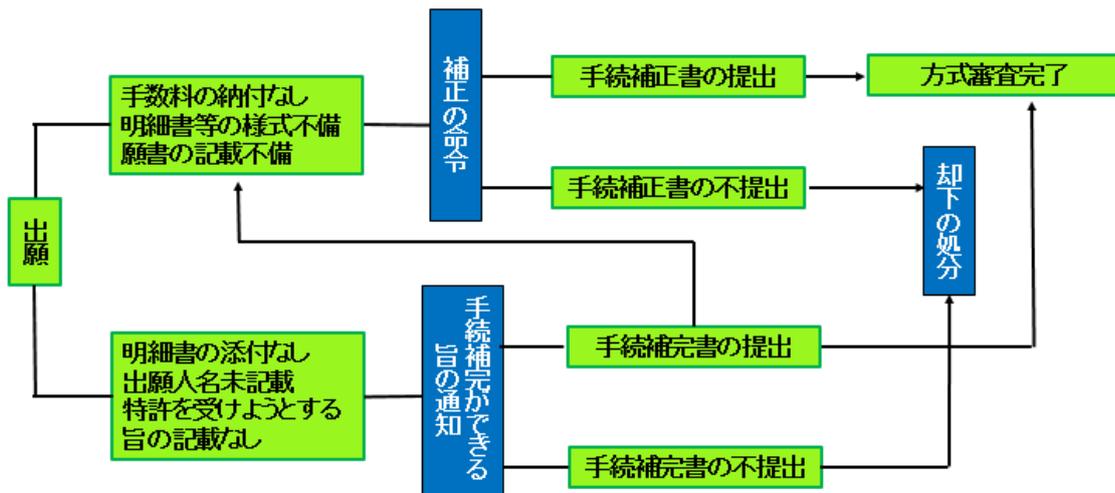
6. 方式審査への対応

方式審査では、出願書類や各種手続が法令で定められた方式要件に適合しているか否かがチェックされます。

また、出願人の資格や必要な手数料の納付に関する審査も行われます。

特許出願やその後の各種手続等の作成様式や提出期間については、特許法等関係法令に細かく規定されていますので、手続を行う際には、定められた様式等に従って書面を作成しなければなりません。これら法令の規定に違反しているものは認められませんので、実際になされた手続が当該各法令の規定に適合しているか否かを審査する必要があります。

この審査をすること、すなわち手続が「その根拠たる法律」又は「その法律に基づく命令」で定める方式要件に適合しているか否かを審査することが方式審査です。



(1) 出願日の認定（第 38 条の 2）

特許出願が、次のいずれかの条件に該当する場合には、特許出願の日が認定されません。この場合は、特許庁長官から手続補完書を提出することができる旨の通知書が発送されます。手続補完書が提出されたときは、当該出願の出願日は、手続補完書を提出した日となります。手続補完書を提出しなかったときは、当該出願は却下されますので注意が必要です。

- ① 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- ② 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- ③ 明細書が添付されていないとき。

(2) 手続の補正命令（第 17 条第 3 項）

出願の手続が、法令で定める方式要件を満たしていない場合は、手続の補正が命じられますので、指示に従って補正を行う必要があります。

なお、補正をしなかった場合には、補正の対象とされた手続が却下されることとなりますので、こちらも注意が必要です。

7. 実体審査への対応

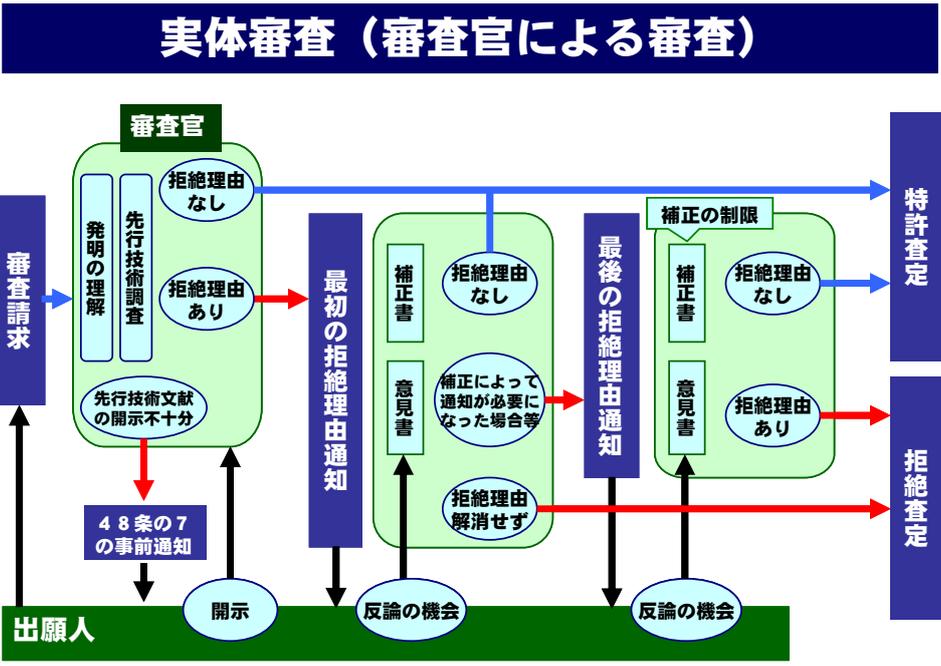
方式審査をクリアし、出願審査請求がなされた出願は、審査官によって特許になるかどうかの実質的な審査が行われます。これを「実体審査」といいます。

実体審査においては、特許庁の審査官が、出願された発明が「特許を受けることができる発明」の条件を満たしているか否かなど、すなわち拒絶理由（特許法第 49 条に列挙されています）がないかどうかを調べます。審査官は、拒絶理由を発見しなかった場合には、審査段階での最終処分である特許査定を行います。

一方、審査官が拒絶理由を発見した場合、すなわち特許査定できないと判断した場合

は、そのまま最終処分である拒絶査定をするわけではなく、まず拒絶理由通知を送り、特許査定できないことを出願人に知らせ、これに対する出願人の意見を聞きます。つまり、出願人に対して、拒絶理由通知に示された従来技術と自分の発明の違い等を主張する意見書や、特許請求の範囲や明細書等を補正する手続補正書を提出する機会が与えられます。意見書や手続補正書をもても、拒絶理由が解消されておらず、やはり特許査定できないと審査官が判断したときに、初めて拒絶査定されます。

拒絶査定を受けた者が、これに不服があるときは、審判によってその是非を争うことができます。争わないときは拒絶査定が確定します。



(1) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知 (第 48 条の 7)

明細書中に先行技術文献情報の開示がない場合には、審査官から開示を求める旨の通知をします。この通知に対し、適切な文献を開示しない場合には、拒絶理由を通知することになります。

(2) 拒絶理由通知 (第 50 条)

実体審査の段階で審査官が審査をした結果、前述した拒絶理由に該当すると判断した場合は、即座に拒絶査定をするのではなく、あらかじめその旨を出願人に通知することとしています。これを拒絶理由通知といいます (Ⅱ様式編 1. 特許 (7) 拒絶理由通知書参照)。

通知される拒絶理由の大半は、先行技術が記載されている文献が引用例として提示され、発明として新しくない (「新規性」がない)、あるいは容易に考えられる発明である (「進歩性」がない) とするものや、明細書等の「記載不備」に関するものです。

拒絶理由が通知されると、指定期間内 (国内居住者 60 日、在外者 3 月) に意見を述べる機会が与えられるため、必要な場合には意見書や手続補正書を提出して対処します。この

対処を怠ると、ほとんどの場合、拒絶査定がなされてしまいますので注意が必要です。

(3) 意見書

意見書とは、出願人の意見を述べ、審査官の拒絶理由に対して反論するための書類をいいます。

例えば、通知された拒絶理由が新規性・進歩性の欠如を理由としている場合は、主としてその特許出願の前に公開された刊行物（特許出願公開公報等）が引用されているため、これら刊行物に記載された発明と自分の発明の違い等を検討します。そして、もし両者が異なっていると考える場合には、どのような点で異なっているのかについて論理的かつ具体的に述べます。また、従来技術の組合せであると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないこと等を反論として主張します（Ⅱ様式編 1. 特許（8）意見書 参照）。

なお、特許請求の範囲などの明細書等を補正した場合には、出願当初の明細書等のどの記載を根拠に補正したのか補正の根拠を意見書で明らかにするとともに、補正後の特許請求の範囲の発明に基づいて意見を述べます。

(4) 手続補正書（第17条の2）

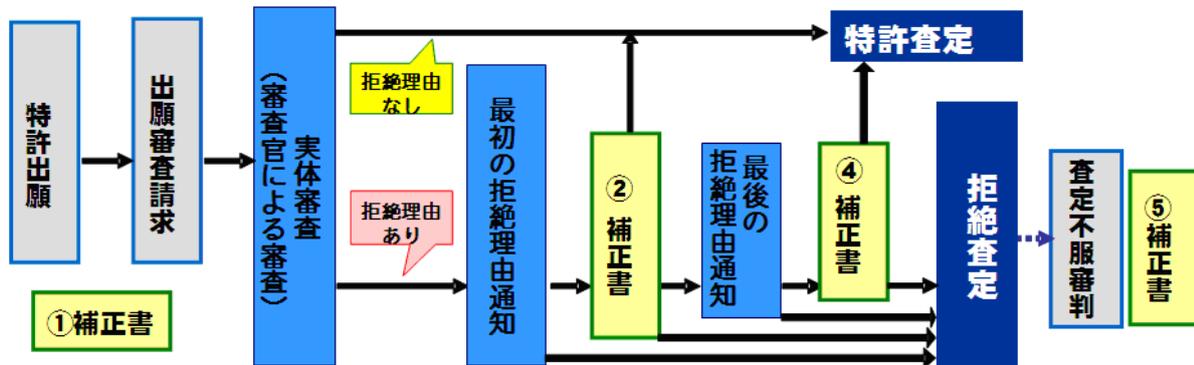
拒絶理由の通知を受けた場合に、その拒絶理由を解消するために、明細書等を補正することができます。例えば、補正によって発明を狭い範囲に限定し、引用発明との差異を明らかにすることができます。また、明細書等の記載に誤記等の不備があると指摘されたら、その不備が解消されるように補正をします（Ⅱ様式編 1. 特許（9）手続補正書 参照）。

補正は、出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内においてしなければなりません（いわゆる、新規事項の追加は認められません（第17条の2第3項）。）ので、補正の際には出願当初の明細書等に記載された範囲から逸脱しないように補正を行います。また、最初の拒絶理由通知がされてからは、それまでの審査結果を有効に活用できない別発明への補正は制限されます（第17条の2第4項）。

最初の拒絶理由を回避するための補正をしても、それまでに通知すべきであった拒絶理由を審査官が新たに発見した場合、又は補正によって新たに拒絶理由が生じた場合には、再度拒絶理由が通知されます。そして、後者のように補正によって生じた拒絶理由のみを通知するとき、原則として「最後の拒絶理由通知」がされます。最後の拒絶理由通知がされると、審査の長期化を防ぐため、特許請求の範囲についてする補正の目的が制限され（第17条の2第5項）、かつ、先に挙げた要件を満たさない補正は却下されます。補正が却下されると、補正前の明細書等に基づいて審査がされるため、もとの拒絶理由が正しければ補正の却下の決定と同時に拒絶査定されます。

なお、補正によっても先に示した拒絶理由が解消していないときには、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のものであるかにかかわらず、拒絶査定がなされます。

明細書等の補正（特許法17条の2）



補正ができる時期

- ① 出願時～特許査定前（拒絶理由通知後は除く）
- ② 最初の拒絶理由通知の指定期間内
- ③ 拒絶理由通知後の48条の7通知の指定期間内
- ④ 最後の拒絶理由通知の指定期間内
- ⑤ 拒絶査定不服審判請求と同時に

特許請求の範囲の補正は、以下の目的に限定

- ① 請求項の削除
- ② 請求の範囲の減縮
- ③ 誤記の訂正
- ④ 明瞭でない記載の釈明

新規事項追加の禁止

- 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲、図面に記載した範囲内で補正（いわゆる、新規事項の追加は認められない）

8. 特許査定と特許権の成立

審査官が審査した結果、拒絶の理由を発見しなかった場合、あるいは意見書や手続補正書の提出によって拒絶の理由が解消された場合には、審査官はその特許出願について「特許査定」を行います（第51条）。

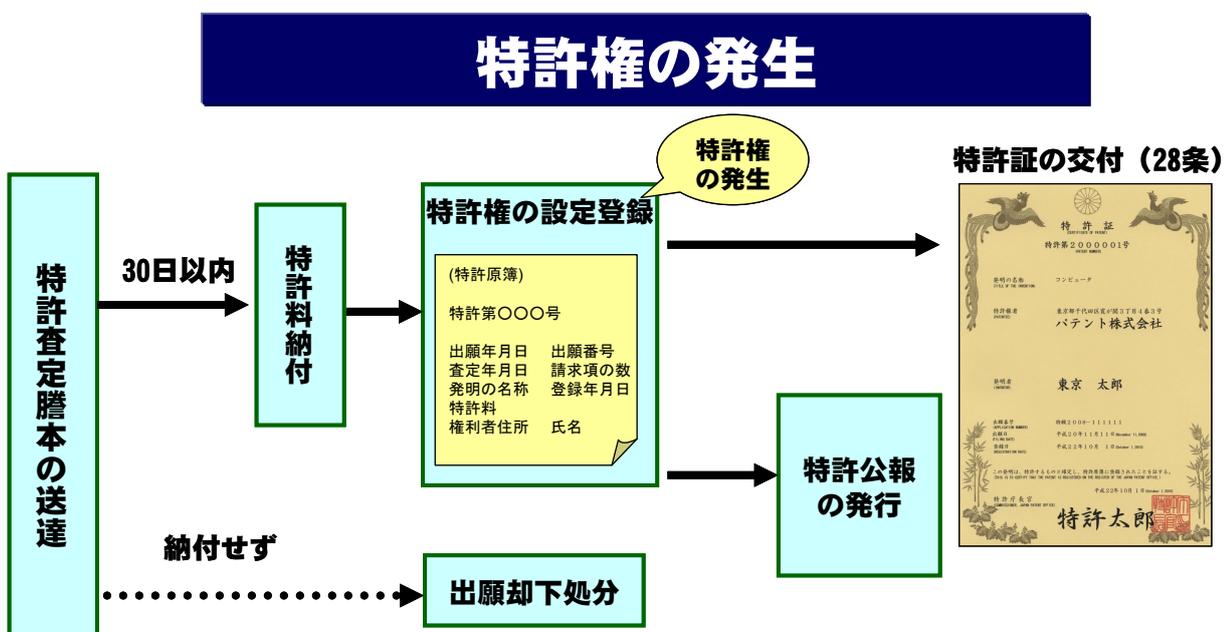
権利を発生させるためには、特許査定の謄本が特許出願人に送達された日から30日以内に、第1年から第3年までの特許料を特許料納付書の提出により一括して納付します（第108条第1項）。特許料の納付があったときは特許原簿に「特許権の設定の登録」が行われ、この登録により特許権が発生します（第66条第1項）。この納付期間内に特許料の納付が行われないと、特許出願の却下処分がなされてしまうので注意が必要です（免除を受けた者及び国は除く）。平成16年4月1日以降に審査請求を行った特許出願について納付する場合の第1年から第3年分の特許料は次のとおりです（Ⅲ参考 1. 産業財産権関係料金一覧 参照）。

○平成16年4月1日以降に審査請求を行った出願＝毎年4,300円＋（請求項の数×300円）×3年

なお、第1年から第3年までの特許料について、期間内に納付することができないときには、30日以内に限り、納付期間の延長を請求することができます。

また、個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、第1年から第10年までの各年分の特許料について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

特許権として設定登録されますと、特許公報が発行され、その内容が公表されます。また、特許権者に「特許証」が交付され、この特許証には「特許番号」と権利が発生した「登録日」が記載されます。

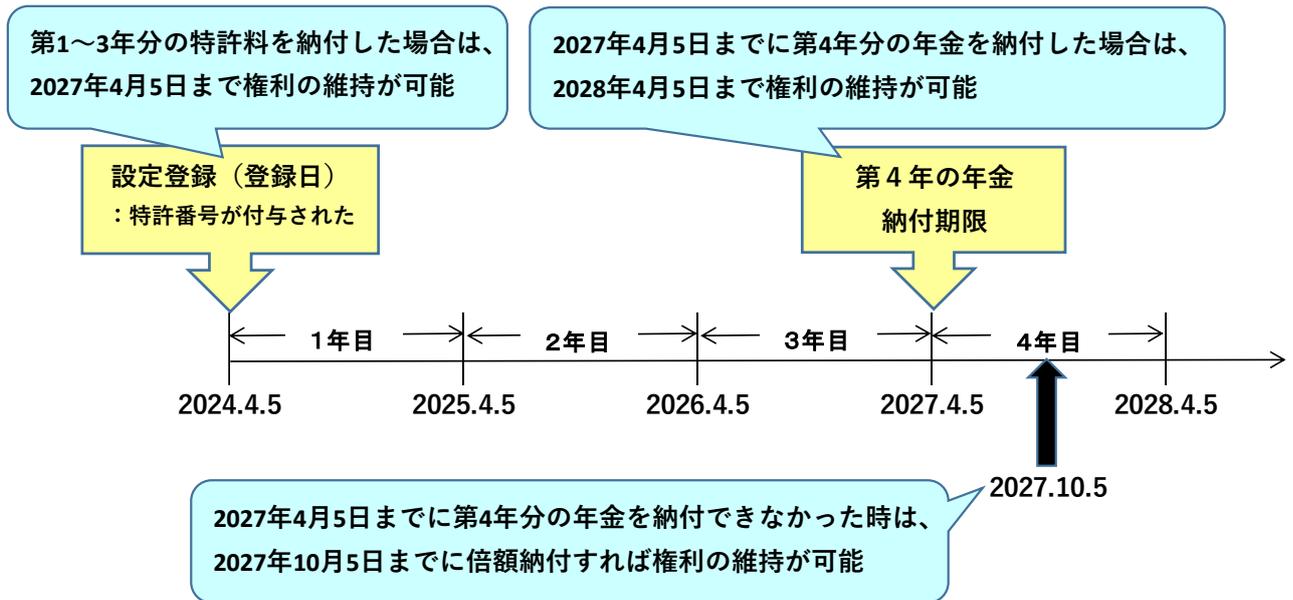


9. 特許権の維持・消滅

第1年から第3年までの特許料が納付されると、特許権の設定登録がなされ、この登録により特許権が発生します。特許権の存続期間は、出願から最長20年（医薬品等の存続期間の延長登録があったものは最長25年）ですが、第4年以後も権利を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の特許料（一般的に「年金」といいます。）を特許料納付書の提出により納付しなければなりません（第108条第2項）。

納付期限内に年金の納付がなかったときは権利が消滅しますが、納付期限を過ぎてしまった場合でも、6月以内であればその特許料と同額の割増特許料を納付すれば、引き続き権利を維持することができます（第112条第1項）。

【特許査定後に第1～3年分の特許料を納付した場合の年金の納付期限の例】



権利維持の要否は権利者に委ねられますので、権利者においてきちんと管理することが重要です。なお、特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に、以下のようなサービス、制度があります（利用希望者による申込みが別途必要です）。

○特許（登録）料支払期限通知サービスについて

専用サイト上でアカウント登録を行った者が、希望する特許（登録）番号に対して、特許料等の次期納付期限日をメールにてお知らせする「[特許（登録）料支払期限通知サービス](#)」が令和2年4月1日から導入されました。本サービスは、主に中小企業・個人事業主・個人の権利者を対象としたサービスです。

なお、次期納付期限が到来する前の注意喚起であるため、権利を維持するためには、別途決められた期間内に特許（登録）料納付書の提出により特許（登録）料の納付が必要です。

（1）対象

① 特許（登録）料支払期限通知サービスの対象

- ・ 設定登録後の特許料（第4年分以降）
- ・ 設定登録後の実用新案登録料（第4年分以降）
- ・ 設定登録後の意匠登録料（第2年分以降）
- ・ 設定登録後の商標登録料（後期分）
- ・ 次期商標更新申請登録料

② 特許（登録）料支払期限通知サービスの対象外

- ・ 特許（登録）査定後の設定登録料納付期間
- ・ ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続であって、日本国特許庁において設定の登録がなされた権利
- ・ マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願等手続であって、日本国特許庁において

設定の登録がなされた権利

- ・ 防護標章案件
- ・ 商標の分割登録番号を有する案件

また、本サービスは特許庁の公開情報を元にサービス構築していますので、非公開案件（閲覧禁止状態を含む）はサービス対象から除外されます。

（2）利用までの流れ

利用希望者は、「[特許（登録）料支払期限通知サービス](#)」の専用サイト上で、メールアドレス・パスワード等のアカウント情報の登録を行い、特許（登録）料に関する次期納付期限日等のお知らせメールを受け取りたい案件の登録を行います。登録を行った案件に対し、それぞれ通知メール配信がされます。

特許（登録）料支払期限通知サービスの流れ



○[特許料又は登録料の自動納付制度について](#)

権利者の申し出（「自動納付申出書」の提出）により、個別に納付書を提出することなく、予納台帳又は銀行口座振替により特許料等の引き落としを可能とする「自動納付制度」が平成 21 年 1 月 1 日から導入されました。

（1）対象

第 4 年以後の特許料及び実用新案登録料並びに第 2 年以後の意匠登録料

（2）手続の流れ

自動納付制度を利用すると、毎年、納付期限の 40 日前に 1 年分の特許料又は登録料が自動引き落としされます。また、納付期限の約 60 日前には事前に引き落とす旨の通知（「自動納付事前通知」）が送付されますので、この時点で権利者は権利維持の要否を判断することも可能となります。権利維持不要の場合、「自動納付取下書」を納付期限の 40 日前までに提出したときは、特許料又は登録の自動引落しはされません。

予納台帳又は銀行口座振替による特許料等の自動納付制度

自動納付制度の対象

○設定登録後の特許料・実用新案登録料、意匠登録料が対象

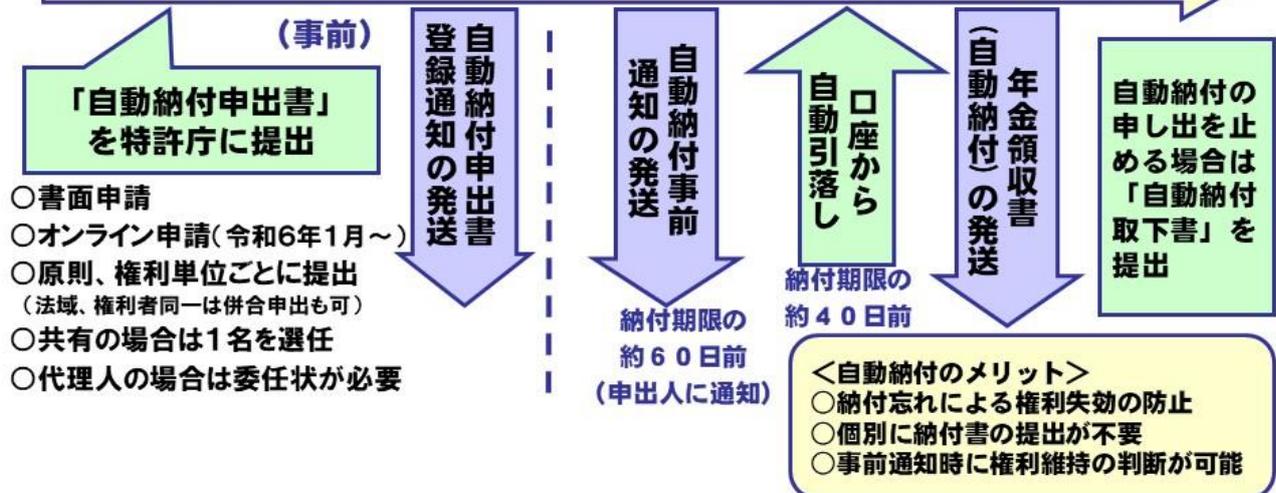
※設定登録に係るもの、国際意匠登録料及び商標権存続期間更新登録料は対象外。

※次の特許料については対象外。

- 国との共有に係るものであって、持分の定めがあるもの。
- 特許権が共有に係る場合の軽減特許料。
- 非課税法人等であって特許料納付の猶予を受け、まだ1～3年分の特許料を納付していないもの。
- 存続期間の延長登録に伴う延長された期間に係る特許料。

特許料等の引落しは
1年単位

事前の申し出により自動的に予納台帳または銀行口座から特許料等を徴収



10. 特許権の効力

特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有します（第68条）。したがって、原則として、特許権者だけが業として特許発明を実施することができ、他人が無断で業として特許発明を実施することはできません。ここでいう「業として」は、広く「事業として」の意味であり、営利目的に限らず、公共事業、公益事業も含まれます。なお、個人的な実施や家庭内の実施は「業として」には該当しません。また、「実施」とは、第2条第3項に規定する行為を意味します（第2章 第1節 [4] 発明の種類と捉え方を参照）。

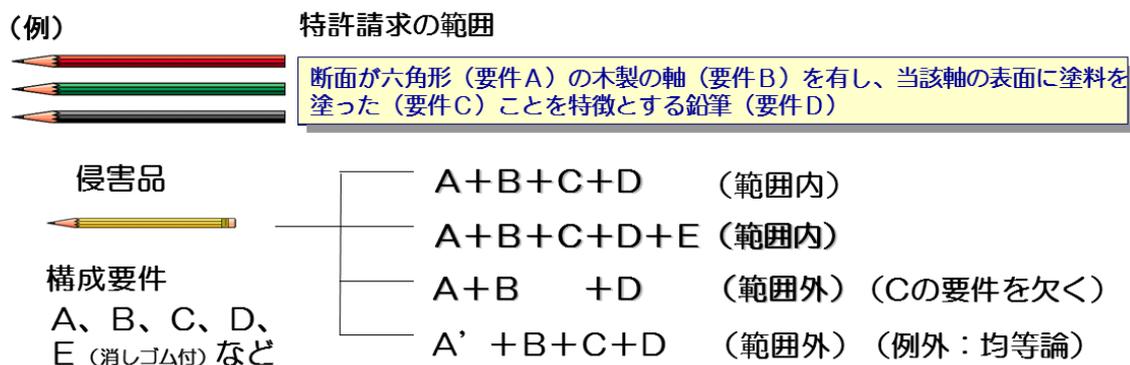
11. 特許発明の技術的範囲

無断で他人の特許発明を業として実施すれば、特許権を侵害することになります。特許発明の独占が認められる範囲（特許発明の技術的範囲）は、特許請求の範囲の記載に基づいて決定されます（第70条第1項）。明細書に記載されていても特許請求の範囲に記載されていないものは、特許発明の技術的範囲には含まれません。

また、特許請求の範囲に記載された用語の意義は、明細書や図面を考慮して解釈します

(第70条第2項)。出願経過や公知技術が参酌される場合もあります。

特許発明の技術的範囲の定め方	
特許請求の範囲を基準	特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて決定
明細書及び図面を参酌	特許請求の範囲の用語の意義の解釈は、明細書の記載及び図面を考慮
出願経過を参酌	特許請求の範囲の用語の意義を解釈する際に、出願から特許になるまでの間に、出願人が示した意図、特許庁が示した見解を考慮
公知技術を参酌	特許請求の範囲の意義を明確に理解するために、出願時の技術水準を考慮して解釈



(例) 上記鉛筆の例では、特許請求の範囲に記載された要件AからDまでの全てを満たしたものが特許発明の技術的範囲に含まれます。要件AからDまでのうち1つでも欠いているものは、特許発明の技術的範囲には含まれません。例えば、シャープペンやボールペンは鉛筆ではないので要件Dを満たしません。また、断面が丸型のもの（要件Aを欠く。）や、木製軸の表面に塗料を塗っていないもの（要件Cを欠く。）も、特許発明の技術的範囲には含まれません。一方、消しゴム付き鉛筆の場合には、Eという新たな要素が加わりますが、AからDまでの要件を全て満たしていれば、特許発明の技術的範囲に含まれます。

12. 特許権の効力の例外

特許権は強力な権利であり、特許発明の業としての実施を独占することができるのですが、特許権の効力が及ばない範囲があります。また、特許権者の意思にかかわらず他人がその特許発明を実施できる場合や、自己の特許発明でありながら実施することができない場合もあります。

(1) 特許権の効力が及ばない範囲

技術の進歩や国際交通の便宜等の観点から、以下のような場合には特許権の効力が及びません (第69条)。

① 試験又は研究のためにする実施

- ② 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶、航空機等
- ③ 特許出願時から日本国内にある物
- ④ 医師、歯科医師の処方箋により調剤する行為又は調剤する医薬

(2) 法律の規定に基づき他人による特許発明の実施が認められる場合

特許法では、特許権者の意思にかかわらず、他人による特許発明の実施が認められる場合があります。例えば、使用者による従業者の職務発明の実施（第 35 条）、先使用（特許出願の際に日本国内においてその実施又は準備をしていること。）に基づく実施（第 79 条）（これらの実施権は法定実施権と呼ばれます。）、裁定により設定された通常実施権（裁定実施権）に基づく実施（第 83 条から第 93 条まで）が挙げられます。これらの実施について、特許権者が侵害を主張することはできません。

(3) 自己の特許発明でありながら実施できない場合

例えば、ある機械を改良した機械について発明した者が改良機械の発明について特許権を取得した場合において、改良のもととなる機械を発明した者も特許権を得ていることがあります。このような場合、もとの発明を利用しなければ改良機械の生産等を行うことができません（利用関係）。自分の特許発明を業として実施するには、もとの機械を発明した特許権者の許諾が必要です（第 72 条）。無断で実施すれば、特許権の侵害となります。

また、特許権者が他人に専用実施権を設定した場合には、特許権者であっても専用実施権を設定した範囲内での実施が制限されます（第 68 条ただし書）。

1 3. 拒絶査定（第 49 条）

拒絶査定とは、特許権を求める申請の許認可等を拒否する審査官の最終処分です。

審査官は、拒絶理由に対する出願人の意見書及び手続補正書によっても先に示した拒絶理由が解消していないと認めるとき、拒絶査定をし、審査を終了します。また、拒絶理由通知に対して指定期間内に意見書や手続補正書による応答がなく、拒絶理由が解消しない場合にも拒絶査定をします。

1 4. 拒絶査定不服審判（第 121 条）

拒絶査定を受けた者が、その査定に不服がある場合に請求できる審判です。請求期間は、拒絶査定の謄本の送達があった日から 3 月以内（在外者は 4 月以内）です。また、特許権の存続期間の延長登録の出願が審査官により拒絶をすべき旨の査定を受けた者も、その査定に不服があるときは審判を請求することができます。

15. 特許異議の申立て（第113条）

特許権の設定登録がされた特許に対し、第三者がその見直しを求めて申立てをすることができる制度です。申立期間は、その特許の特許公報の発行の日から6月以内であり、この期間内であれば何人も申立てをすることができます。しかし、申立ての理由は、特許されたものが新規性・進歩性を有していないなど、第113条各号に規定されている理由に限られ、特許を受ける権利を有しない者の出願であることなどを理由としての申立てはできません。

16. 特許無効審判（第123条）

特許権の設定登録がされた特許に対し、利害関係人が特許の無効を求めることのできる審判です。無効審判は、いつでも、特許権の消滅後であっても、請求することができます。無効理由は、特許されたものが新規性・進歩性を有していないことや、特許を受ける権利を有しない者の出願であることなど、第123条第1項各号に規定されている理由に限られます。

17. 訂正審判（第126条）

特許権者が、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正することについて請求する審判です。訂正は、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明、請求項間の引用関係の解消のいずれかを目的とするものに限られます。

さらに、新規事項追加の禁止、実質上の特許請求の範囲の拡張・変更の禁止、独立特許要件（独立特許要件については、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正を目的とする場合のみ）が課せられます。

第2節 実用新案制度の概要

[1] 実用新案制度の目的と保護対象

特許制度では審査をしてから特許権を付与する審査主義を採用していますが、実用新案制度では早期権利付与の観点から形式的な審査のみを行う無審査主義を採用しています。

また、権利の濫用を防ぐとともに第三者に不測の不利益を与えないようにするという観点から、権利行使に先立ち実用新案技術評価書を提示して警告することを権利者に義務づけています。

1. 目的

実用新案法（昭和34年法律第123号）の目的は、同法において次のとおり定義されています。

（目的）

第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

実用新案制度は特許制度と同様の制度ですが、物品に関する技術的な特徴などちょっとした工夫が産業上役立つことも多く、また、日常生活の便宜を増大することから、いわゆる小発明（考案）を保護するために実用新案制度が設けられました。平成6年には、形式的な要件を満たしているか否かのみを判断して早期に権利付与を行う早期登録制度（いわゆる無審査登録制度）に移行しました。また、平成17年4月1日以降の出願からは、無審査登録制度の下でより実用新案制度の魅力を向上させるため、実用新案権の存続期間を延長するなどの改正が行われています。

2. 保護対象

実用新案法では、「考案」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義しており、保護の対象は産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されています。

したがって、物品の形状等に係る考案ですから、「方法」や「物質」は、実用新案法の保護対象となりません。

（定義）

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2・3 （略）

「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの

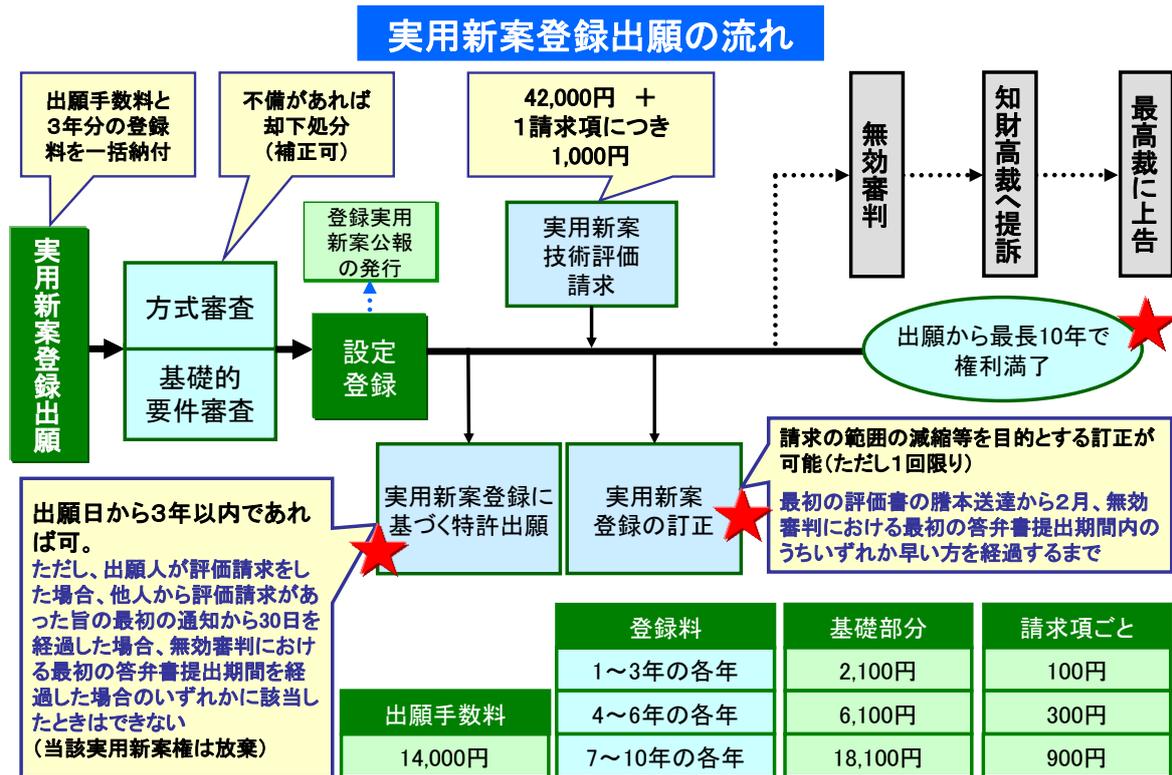
- ① 方法のカテゴリーである考案
- ② 組成物の考案
- ③ 化学物質の考案
- ④ 一定形状を有さないもの（例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
- ⑤ 動物品種、植物品種
- ⑥ コンピュータプログラム自体

[2] 実用新案制度と特許制度の違い

	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利化までの期間	審査請求から平均13.0か月	出願から2～3か月
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
費用 (登録から3年分)	約18万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数 (2024年の数値)	年間約31万件	年間約4,700件

[3] 出願から実用新案権取得までの流れ

実用新案制度においては、特許の場合と異なり、審査官による考案の新規性・進歩性など具体的な実体審査は行われません。提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、また、登録するために必要な事項を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査が行われます。



1. 出願書類の作成

実用新案登録出願には、「実用新案登録願（願書）」「明細書」「実用新案登録請求の範囲」「要約書」「図面」の5つの書類が各1通必要です。特に実用新案の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係るもの」に限られるため、「図面」が必ず必要になる点で特許と異なります。出願をする際は、基礎的要件審査でチェックされる以下の事項に注意する必要があります（各書類の様式は、Ⅱ様式編 実用新案を参照）。

(1) 出願書類を書く前のチェックポイント

① 保護対象違反はないか

実用新案制度で保護されるものは「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られます。特許と異なり、方法や物質は保護されません。また、自然法則を利用していないものは実用新案法上の考案に該当しません。

② 公序良俗に反していないか

第三者の名誉を傷つけたり、善良の風俗あるいは公衆の衛生を害したりするおそれのある考案は、実用新案登録を受けることができません。

(2) 出願書類を書いた後のチェックポイント

① 各記載様式に違反はないか

願書を始めとする書面の作成方法は法令で様式が定められていますので、様式に従って作成されていることを確認してください。

② 記載不備はないか

明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書に必要な事項が記載されているか、又はその記載が著しく不明確ではないかの点に注意し、第三者が読んで理解できるように記載してください。

③ 単一性違反はないか

2以上の考案について1の願書で実用新案登録出願をするときは、技術思想として一つのまとまりがあるか（単一性）についての要件を満たす必要がありますので注意してください。

(3) 出願する際の手数料について（第32条）

実用新案登録出願の出願料は1件当たり14,000円ですが、出願する際には、あわせて第1年から第3年までの登録料を一括納付しなければなりません。この点が、特許出願をする場合と異なります。

(4) 設定登録（第14条）

実用新案登録出願がなされると、特許庁において出願書類についての方式審査及び基礎的要件の審査が行われ、必要な要件を満たしている場合には実用新案権が設定登録されます（出願から平均2～3月で設定登録（出願書類に不備がない場合））。ただし、令和6年5月1日以降は、実用新案登録出願において、当該出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に、経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全対象となる発明の内容が記載されているときは、実用新案法第14条第2項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、実用新案権の設定登録はされません（経済安全保障推進法第82条第5項）。

(5) 実用新案権の維持・消滅（第32条及び第15条）

実用新案権は設定登録時から権利が発生しますが、4年目以降も実用新案権を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の登録料（年金）を実用新案登録料納付書の提出により納付しなければなりません。また、権利の存続期間は出願から最長10年です。

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 実用新案権は、設定の登録により発生する。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3・4 (略)

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。

(登録料の納付期限)

第三十二条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に（第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に）一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3・4 (略)

[4] 実用新案権の行使

無審査で権利が付与される実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません。

実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁の審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。

1. 実用新案技術評価書（第 12 条）

実用新案権は、新規性や進歩性などの実体的な要件についての審査を行うことなく権利が付与されるため、権利行使に当たっては、より高度な注意義務が必要となります。

そこで、実用新案権の有効性を判断する材料として、実用新案技術評価書があります。これは、特許庁の審査官が出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。請求は誰でもすることができ、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効となっていない限り、いつでも行うことができます。技術評価請求の手数料は、1 件当たり 42,000 円に、1 請求項当たり 1,000 円を加えた額です。

特許出願における出願審査の請求の場合は、特許請求の範囲に記載されている請求項の全てについて手数料を支払う必要がありますが、実用新案の場合は評価を求める請求項を選び、必要な請求項についてのみ手数料を支払えばよいことになっています（Ⅱ 様式編 実用新案（6）実用新案技術評価請求書、（7）実用新案技術評価書 参照）。

実用新案技術評価書には、評価の内容が分かりやすくなるように、調査範囲、評価、引用文献等に加えて、評価についての説明が記載されます。請求項に係る考案の新規性等が否定される場合は、評価についての説明の欄に、そのような評価をした理由が記載されます。

なお、評価は 6 段階で行われ、評価 6 以外の場合は新規性等を否定されたこととなります（評価内容は、Ⅱ 様式編 実用新案（7）実用新案技術評価書参照）。

2. 実用新案権の行使

実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません（第 29 条の 2）。この提示やその他相当の注意をしないで警告や権利行使を行った後に、実用新案登録が無効になった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責めを負うこととなります（第 29 条の 3）。

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2・3 (略)

4 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

5～7 (略)

(損害の額の推定等)

第二十九条 (略)

2 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4・5 (略)

第3節 意匠制度の概要

[1] 意匠制度の目的

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とします。特許法が自然法則を利用した技術的思想の創作を保護するのに対し、意匠法は、形状、模様、色彩といった視覚に訴える意匠の創作を保護します。

意匠法（昭和34年法律第125号）の目的は、同法において次のとおり定義されています。

（目的）

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

意匠の創作は、物品、建築物及び画像（以下「物品等」といいます。）のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を採求する行為です。しかし、物品等の外観は目で見て理解することができ、他者の創作物であっても容易に模倣することができるため、オリジナルを模倣した意匠が流布すると、健全な産業の発達に支障が生じることがあります。

そこで、意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護し、その利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としています。

[2] 意匠登録を受けるためには

意匠登録を受けるためには、出願された意匠が、意匠法の定義する「意匠」であること及び意匠法が定めた意匠登録の要件を満たしていることが必要です。

1. 意匠法上の意匠とは（保護対象）（第2条第1項）

意匠法上の「意匠」とは、

- ・物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」といいます。）
- ・建築物の形状等
- ・又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られます。）

であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、と定義しています。

保護対象となる意匠の例

乗用自動車



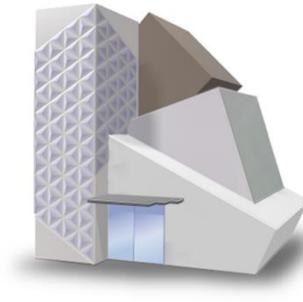
ヘッドマウントディスプレイ



包装用容器



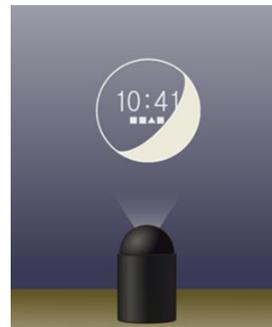
博物館



商品購入用画像



時刻表示用画像



2. 意匠の登録要件

出願された意匠が全て登録されるわけではありません。審査官が、意匠法上定められた意匠登録の要件について審査し、全ての要件を満たしたものだけが登録されます。

以下に、主な登録要件について御紹介します。

(1) 工業上利用できる意匠であること（第3条第1項柱書き）

意匠法は、産業の発達を目的に定められている制度ですので、意匠登録を受けるためには、その意匠が工業上利用できるものでなければなりません。具体的には以下のとおりです。

○意匠を構成するものであること

- ・意匠法上の物品、建築物又は画像と認められるものであること

物品：有体物のうち、市場で流通する動産

建築物：①土地の定着物であること ②人工構造物であること 土木構造物を含む

画像：①物品又は建築物の一部でないこと ②操作画像又は表示画像に該当すること

※物品又は建築物の表示部に示された画像は、物品又は建築物の部分として扱う

- ・物品、建築物又は画像自体の形状等であること

物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいいます。

- ・視覚に訴えるものであること

人の肉眼によって認識することができるものをいいます。

- ・視覚を通じて美感を起こさせるものであること

機能、作用効果を主目的としたものや、意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないものなどは、この要件に該当しません。

- ・物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること

○意匠が具体的なものであること

願書及び図面から、以下の内容が直接的に導き出せることが必要です。

- ・意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ・意匠登録を受けようとする意匠の形状等

○工業上利用することができるものであること

- ・物品の意匠：同一のものを複数製造し得ること
- ・建築物の意匠：同一のものを複数建築し得ること
- ・画像の意匠：同一のものを複数作成し得ること

上記いずれの場合も、現実に工業上利用されていることを要さず、その可能性を有していれば足りません。自然物を意匠の主たる要素とし量産できないものや、純粹美術の分野に属する著作物などは、この要件に該当しません。

(2) 新規性 (第3条第1項)

意匠登録を受けるためには、意匠登録出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が日本国内又は外国において公に知られていないこと、すなわち、「新規性」を備えている必要があります。出願前に公に知られている意匠や、刊行物（意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）、インターネット上に掲載されている意匠や、それらに類似する意匠は、新規性がないものとされます。

なお、意匠登録出願前に意匠を公開した事実がある場合、その意匠が自ら創作したものであったとしても、公開された意匠は新規性がないものと判断されます。

ただし、自らの行為に基づいて公開された意匠については、公開した日から1年以内に申出書面を添えて出願を行い（申出書面は、願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、その公開によっては新規性が喪失しないものとして取り扱われます（新規性喪失の例外（第4条第2項及び第3項））。

(3) 創作非容易性 (第3条第2項)

その意匠の分野について通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作できる意匠に対し、独占権（意匠権）を与えることは、産業の発達の妨げとなる可能性があります。よって、当業者であれば容易に創作できる意匠は、意匠登録を受けることができません。

(4) 意匠登録を受けることができない意匠 (第5条)

各国元首の像や国旗、皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章などを用いたもののように、公序良俗に反するもの及び他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれのあるものは、公益的な見地から意匠登録を受けることができません。

また、物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠、建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠、又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠は、特許法・実用新案法によって保護されるべき技術的思想に当たるため、意匠法による保護対象から除外されています。

(5) 先願 (第9条)

同一又は類似の意匠について二以上の出願があった場合には、最先の意匠登録出願人の出願（同日のものはいずれか一方）の意匠のみが意匠登録を受けることができます。

なお、この例外として、出願人が同じであることを条件として、類似する複数の意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、他を関連意匠として出願した場合には、類似する複数の意匠について意匠登録を受けることができます。（〔4〕 ニーズに応じた意匠登録出願 4. 関連意匠参照）

(6) 一意匠一出願 (第7条)

意匠登録出願は、原則として意匠ごとにしなければならず、また、意匠は物品等ごとに

成立するため、自動車と自動車おもちゃのように物品等が異なるものは、別々に出願する必要があります。ただし、複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行うことは可能です（「複数意匠一括出願」といいます）。

なお、この例外として、「一組の飲食用具セット」などのように、同時に使用される二以上の物品については組物の意匠として、また、複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザインについては内装の意匠として、一つの意匠として出願できる場合があります（〔4〕 ニーズに応じた意匠登録出願 2. 組物の意匠、3. 内装の意匠参照）。

（定義等）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2～3 （略）

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 （略）

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下この条及び第六十条の七において「証

明書」という。)を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となつた意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。

4 (略)

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

(先願)

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

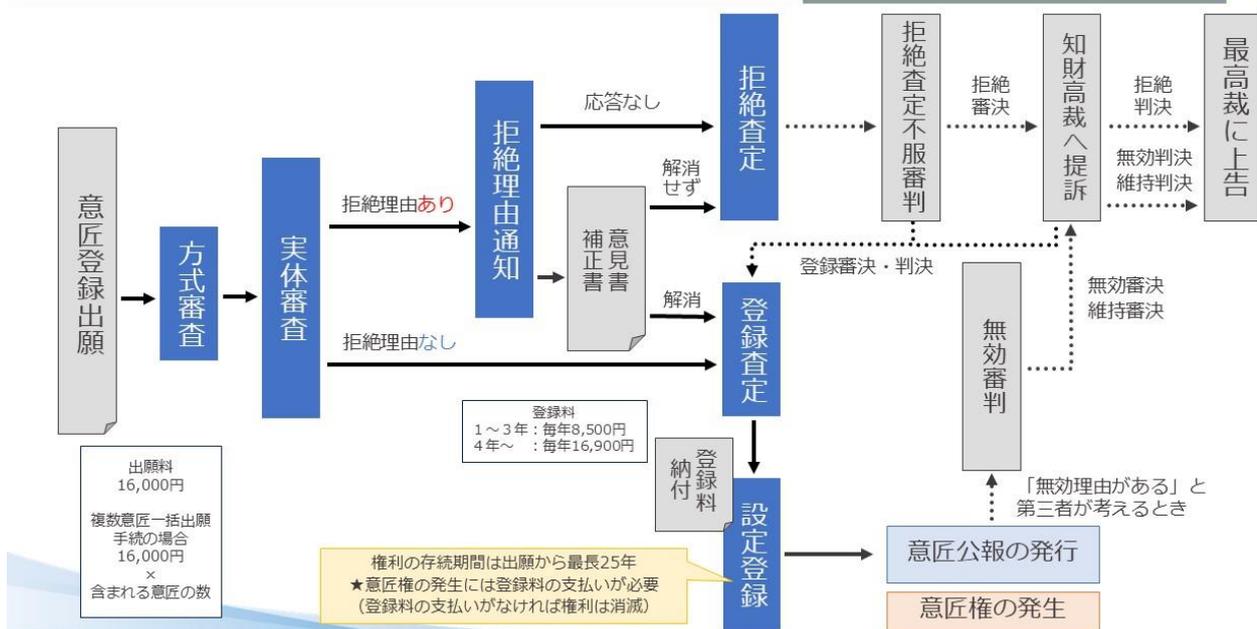
2～5 (略)

[3] 出願から意匠権取得までの流れ

意匠法には、審査請求制度がなく、原則として全ての出願が審査されません。審査の結果、拒絶理由のない出願については登録査定が通知され、特許庁に登録料を納付し設定登録が行われることで意匠権が発生します。意匠登録を受けた意匠は、意匠公報によりその内容が公開されます。

また、出願公開制度はありませんので、登録後に意匠公報が発行されるまで出願した意匠が公開されることはありません。

出願から意匠権取得までの流れ



1. 出願手続

(1) 出願前にすること

意匠登録出願をする際は、事前に公開されている意匠について先行意匠（意匠公報／公知意匠）を調査することをおすすめします。

① 同一の又は類似する公知意匠の調査

意匠登録出願以前にその意匠と同一の又は類似する意匠が公に知られている（公知）と、登録にはなりません。意匠公報に掲載されている意匠は全て公知意匠となりますので、意匠公報を事前に調査することで意匠登録の可能性がない意匠について知ることができ、出願書類作成にかかる時間や経費を軽減することができます。

また、自身の創作した意匠であっても出願前に公開された意匠は公知意匠となり、意匠登録を受けることができません。この場合、出願の際に「新規性喪失の例外規定」の適用

を受けるための手続（（2）参照）をすることで、拒絶理由に該当することを回避することができます（なお、公知意匠のうち、国内外の官庁が発行した特許公報・意匠公報・商標公報等に掲載されたものについては「新規性喪失の例外規定」は適用されません。）。

② 図面の事例調査

意匠登録出願をするには、所定の様式に従って、願書及び図面を作成して特許庁に提出（出願）する必要があります。意匠公報に掲載されている図面は、出願する方にとって図面作成の要領を学ぶ上で大変参考になります。意匠公報は、J-PlatPat で検索・照会できますので御利用ください。

※J-PlatPat の検索方法は、「第3章 [3] 特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索」を参照ください。

（2）出願に必要な書類等

意匠登録出願を行うには、願書と図面（あるいは代用の写真、ひな形、見本）を用意する必要があります。また、これらの書類に加えて、特徴記載書を提出することも可能です。出願前に出願人等により公開された意匠について「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるためには、出願と同時に「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるための申出書面（願書に必要な事項を追加することで省略可）を提出し、これに加え、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出する必要があります。

意匠登録出願料は、1件当たり16,000円です。複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行う複数意匠一括出願（Ⅱ様式編 意匠（3）意匠登録願（複数）参照）の出願料は、「16,000円に、含まれる意匠の数を掛けた額」です。

（3）願書（Ⅱ様式編 意匠（1）意匠登録願 参照）

願書には、「意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所」を記載し、意匠に関する事項としては、「意匠に係る物品」の欄に「意匠に係る物品」「意匠に係る建築物の用途」又は「意匠に係る画像の用途」を記載し、必要な場合には、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」の欄に説明を記載します。「新規性喪失の例外規定」の適用を受ける場合には、「整理番号」の欄の次（整理番号を記載しないときは「書類名」の欄の次）に「特記事項」の欄を設け、「意匠法第4条第2項の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載することで、「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるための申出書面は省略することができます。

① 意匠に係る物品

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品、建築物の用途又は画像の用途に係るものであるか分かるように、例えば「机」や「いす」、「販売店」、「情報表示用画像」などのように具体的に記載します。

② 意匠に係る物品の説明

使用の目的、使用状態など、物品、建築物又は画像の用途及び機能についての理解を助ける説明を記載します。なお、意匠に係る物品の欄に記載した名称が、出願時にすでにそれらの物品等を表す一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態などが明らかであるものについては、「意匠に係る物品の説明」の記載は不要です。

③ 意匠の説明

省略した図の特定や透明箇所を特定する表現など、意匠の理解を助ける説明を記載します。

(4) 図面の描き方（Ⅱ様式編 意匠（2）図面 参照）

立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。例えば、正投影図法による六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図）や斜視図などを基本とし、必要に応じて、断面図や拡大図を加えます。また、図面（線図、CG図面）に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

（参考）

願書及び図面の作成方法と出願手続の詳細については、以下ページもあわせて参照ください。

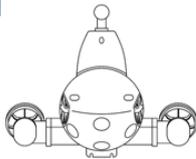
- [意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き](#)（特許庁 HP）
- [意匠登録出願等の手続のガイドライン](#)（特許庁 HP）

【意匠の図面】（図面の代替として、写真、ひな形、見本でも可）

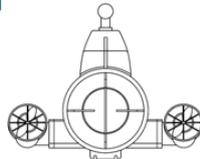
図面

- 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。CGで作成された図でも構いません。

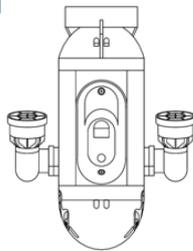
正面図



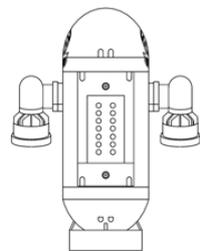
背面図



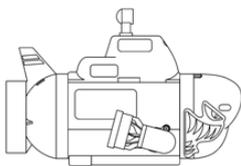
平面図



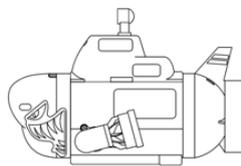
底面図



左側面図



右側面図



- ハンカチなどの平面的なもの（シート状の形態）の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図が基本となります。

表面図

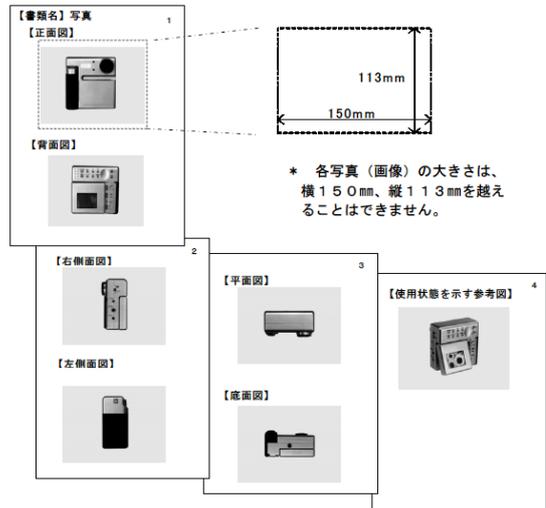


裏面図



写真

- 商品サンプルの写真でも出願することが可能です。形態のあらわし方は図面の場合と同じです。



見本、ひな形

- 縦26cm、横19cm、厚さ7mm以下のものであれば、見本（実物）又はひな形を提出することも可能です。

（作成例）



- 薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下であり、7mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

(5) 特徴記載書（Ⅱ様式編 意匠（7）特徴記載書 参照）

出願人は、特徴記載書を提出し、出願意匠の創作の特徴について主張することができます（意匠法施行規則第6条）。

この特徴記載書は、願書の提出時だけでなく、査定までの間、いつでも提出することができます。

なお、特徴記載書の記載内容は、登録意匠の権利範囲に直接的な影響を与えるものではありません。そのため、特徴記載書の記載内容については、形式的チェック（字数、出願人名称など）のみ行われます。

(6) 新規性喪失の例外規定

意匠登録出願より前に公開された意匠は原則として意匠登録を受けることはできません。しかし、展示会、刊行物、ウェブサイトへの発表等によって自らの意匠を公開した後に、その意匠について意匠登録出願をしても一切意匠登録を受けることができないとするのは、創作者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という意匠法の趣旨にもそぐわないといえます。そこで、意匠法には新規性喪失の例外についての規定があり、意匠を公開した日から1年以内に申出書面を添えて出願を行い（願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、その公開によっては新規性が喪失しないものとして取り扱われます。また、令和6年1月1日以降の出願は、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、最先の公開の日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられます。

(参考)

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続は、以下ページでも御案内しています。

○[意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（出願前にデザインを公開した場合の手続について）](#)（特許庁 HP）

2. 実体審査結果への対応

出願が却下又は取下・放棄されたものを除いた全ての出願について、審査官による実体的な審査が行われます。

審査官は、登録要件を満たさない理由（第17条に列举されています。）を発見したときはその理由を出願人に通知し、これに対して出願人の行う意見書の提出や出願書類の補正などの手続を経た上で、最終的には登録査定又は拒絶査定を行います。

(1) 拒絶理由の通知への対応

拒絶理由通知書を受け取った後、これに対して出願人は意見書を提出することができます。意見書とは、審査官が判断した拒絶理由に対して反論を書いた書類をいいます。

例えば、新規性がないことを拒絶の理由とされた場合は、その意匠登録出願の前に公開された公知意匠などが引用されていますから、J-PlatPat で参照するなどして、自分の意匠がどのような点で引用意匠と異なっているのかについて具体的かつ論理的に述べます。また、公知意匠の組合せであり、創作容易であると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないものであり、自分の意匠は今までにない創作性の高い意匠であることなどを主張します（Ⅱ様式編 意匠（5）意見書 参照）。

なお、拒絶理由の引用意匠が、産業スパイ等により意匠登録を受ける権利を有する者（出願人、創作者等）の意に反して公開されたものであった場合には、意匠の公開日から1年以内に意匠登録出願を行っていれば、第4条第1項に規定する新規性喪失の例外規定の適用を受け、拒絶理由を回避することができます。この場合には、出願の際に申出書面や証明書を提出する必要はなく、拒絶理由通知に対して証拠を提出し、意見書で主張することができます。

また、手続の補正を行うことで、拒絶理由が解消される場合は、手続補正書（Ⅱ様式編 意匠（6）手続補正書 参照）も意見書と同時に提出することができます。例えば、関連意匠出願における本意匠との類似・非類似の関係が不適切な場合に、本意匠の表示を変更・削除する補正をします。

なお、同日に二以上の互いに類似する意匠をそれぞれ本意匠・関連意匠とせずに出願した場合は、長官名の協議指令と同時に拒絶理由通知が発せられますが、この対応として、一つを本意匠と定め、他の出願を関連意匠にする場合、関連意匠にしたい出願に本意匠の表示を追加する手続補正書と併せて、原則、全件に協議の結果届を提出します。

意見書の提出可能期間は、拒絶理由通知書を送付した日から、国内居住者であれば40日、在外者であれば3か月です。提出期限までに意見書を提出しなかった場合、審査官は出願人からの反論がなかったとして拒絶査定を行います。

（2）登録査定への対応

審査官による登録査定を受けたときは、登録査定の謄本の送達日から30日以内に特許庁に意匠登録料納付書の提出により登録料を納付します（第42条及び第43条）。これにより、意匠権の設定登録が行われ、登録番号が付与されるとともに、その内容が意匠公報に掲載されます（第1年分の登録料は8,500円。複数年分をまとめて支払うことも可能です。）。

秘密意匠については、意匠を記載した図面などは掲載されません。意匠を秘密とする期間が経過した後に、改めて図面などを掲載した公報が発行されます。

（3）拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して提出可能期間までに出願人から応答がない場合、又は提出された意見書や手続補正書によっても拒絶理由が解消されない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。

出願人は、この拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定謄本の送達日から3か月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（第46条）。

（4）意匠権の維持・消滅

意匠権は、設定登録時から発生し、毎年登録料を納付することにより権利を維持することができます。権利の存続期間は意匠登録出願の日から起算して最長25年です。

（平成19年4月1日から令和2年3月31日までの出願は、設定登録の日から起算して最長20年。平成19年3月31日以前の出願は、設定登録の日から起算して最長15年。）

3. 意匠権の効力

意匠権者は、業として登録意匠又はそれに類似する意匠を実施する権利を専有するとされ（第23条）、意匠権の効力は、登録意匠に類似する意匠の範囲にまで及びます。そのため、原則として、無断で他人の登録意匠又はそれに類似する意匠を業として実施した場合には、その登録意匠についての意匠権を侵害することになります。ここでいう「業として」は、広く「事業として」の意味であり、営利目的に限らず、公共事業、公益事業も含まれます。

また、第2条第3項において、「実施」とは、

- ・意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- ・意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- ・意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- ・意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為と定義しています。

この定義の中で、「輸入」に含まれるとされる「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」とは、例えば、インターネットショッピングにより、外国の事業者が日本国内の個人に対し、意匠権を侵害する商品を直接送付して販売するような場合が想定されます。

[4] ニーズに応じた意匠登録出願

意匠制度には、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠、飲食用のナイフ、フォーク及びスプーンのようなセットものの意匠を保護する組物、複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザインを保護する内装の意匠、一貫したデザインコンセプトに基づいた製品等のデザインを保護する関連意匠など、様々な出願の方法があります。

また、事業戦略上秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる秘密意匠があります。

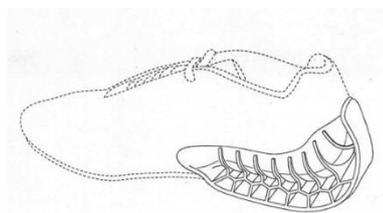
1. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠

物品等の部分について意匠登録を受けることができます。物品等の全体から物理的に切り離せない部分であって、特にその部分にデザイン上の特徴がある形状や、物品等を全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような形状について意匠登録を受けたい場合に有効です（物理的に切り離せて、市場において独立して取引の対象となるものであれば、部品や付属品の全体意匠として登録が可能です。）。

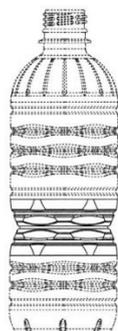
また、例えば、全体はまだ具体的な創作が完成していないが、一部分についてはすでに具体的に創作が完成しているときに、その一部分を「意匠登録を受けようとする部分」として出願し、権利化する場合などにも活用できます。

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」が物品等全体の中のどこの部分であるかが分かるように表現する必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により、意匠登録を受けようとする部分を特定します（意匠法施行規則様式第6備考12）。

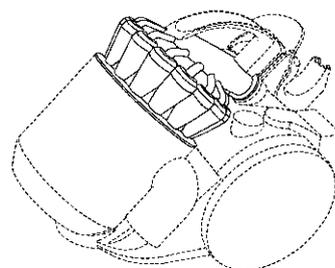
物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の登録例



運動靴
登録第 1303974 号



ボトル
登録第 1329280 号



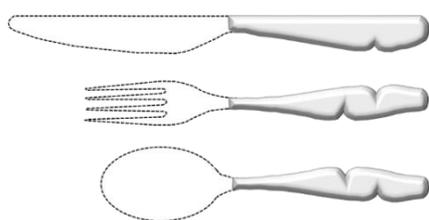
電気掃除機本体
登録第 1364277 号

2. 組物の意匠

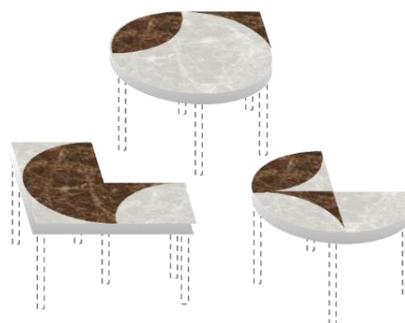
社会通念上、同時に使用される二以上の物品等であって、意匠法施行規則別表で定められた43品目のうち、任意の物品等に係る意匠で構成され、組物全体として統一感があるときは、組物の意匠として意匠登録を受けることができます（Ⅲ参考編 5. 意匠 組物の構成物品等の例 参照）。

なお、組物の意匠の部分について、意匠登録を受けることもできます。

組物の意匠の例



一組の飲食用具セット



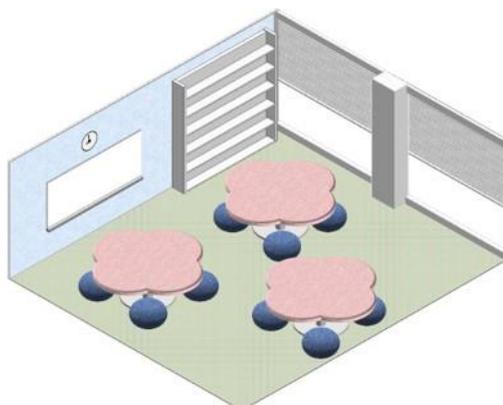
一組の家具セット

3. 内装の意匠

複数の物品（机、いす等）や建築物（壁や床等の装飾）、画像から構成される内装のデザインについても、内装全体として統一感があるときは、内装の意匠として意匠登録を受けることができます。

なお、内装の意匠の部分について、意匠登録を受けることもできます。

内装の意匠の例



幼稚園の教室

4. 関連意匠

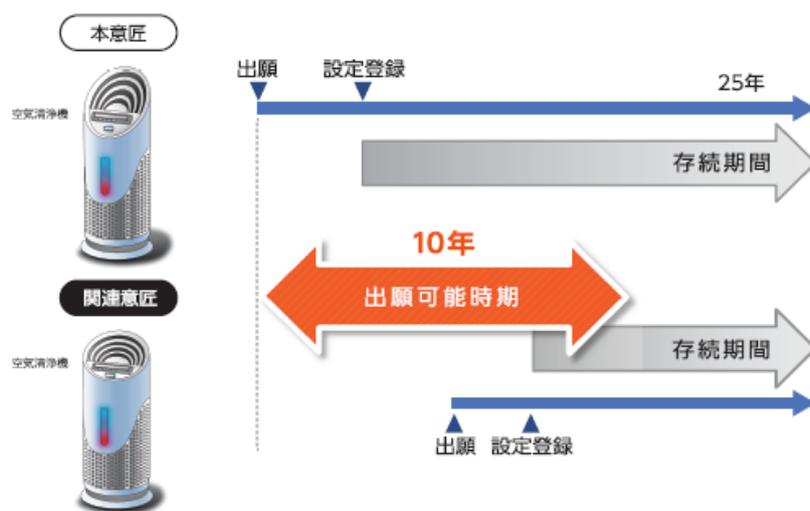
意匠制度は、意匠の創作に対して一定期間の独占権を付与するものであるため、一の創作に対して二以上の重複した権利は認められません（第9条）。しかしながら、企業には、一貫したデザインコンセプトに基づいて、製品等のデザインを長期的に進化させ、製品の付加価値を高めることによって、自社のブランド構築を行う取組が広がっています。

関連意匠制度は、出願人が同じであることを条件として、類似する複数の意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができる制度です。関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能です。

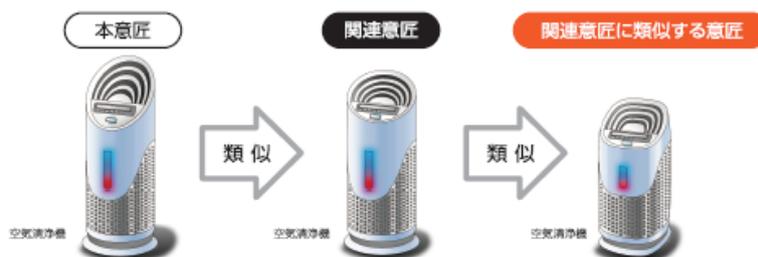
令和2年4月1日から、関連意匠の出願可能期間は、本意匠の出願日から10年が経過する日前までに延長されました。また、関連意匠を新たな本意匠として、関連意匠にのみ類似する意匠も第二、第三と連鎖的に登録を受けることが可能となりました。ただし、そのように連鎖する関連意匠の出願可能期間は、最初の本意匠の出願日から10年が経過する日前までとなります。

関連意匠の例

■関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。
(関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」)



■「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。



5. 秘密意匠

秘密意匠制度は、設定登録の日から最長3年を限度として登録意匠の内容を公表せず秘密にすることができるものです。

通常は出願意匠が登録されると意匠公報によりその意匠が公開されますが、秘密意匠制度を利用すると、意匠の内容を表す図面のほか、意匠に係る物品や意匠分類などの情報は意匠公報に掲載されません。そして、出願人が指定した秘密期間が経過すると、改めて願書や図面などの記載内容を掲載した意匠公報が発行されます。

意匠は一度開示されると一目で内容が分かり、模倣されやすい特徴があるため、秘密意匠制度を利用して一定期間内は他者から自己の意匠を見られない状態にしておくことで、製品開発のスケジュールと新製品発表のタイミングをコントロールするなど、事業活動を有利に運ぶことが可能となります。

なお、意匠を秘密にするための手続は、意匠登録出願時だけでなく、意匠登録の第1年分の登録料の納付時に行うこともできます（秘密請求料：5,100円）。また、秘密請求の期間は、最長3年の範囲で、延長、短縮の請求をすることができます。

第4節 商標制度の概要

[1] 商標とは

1. 商標とは

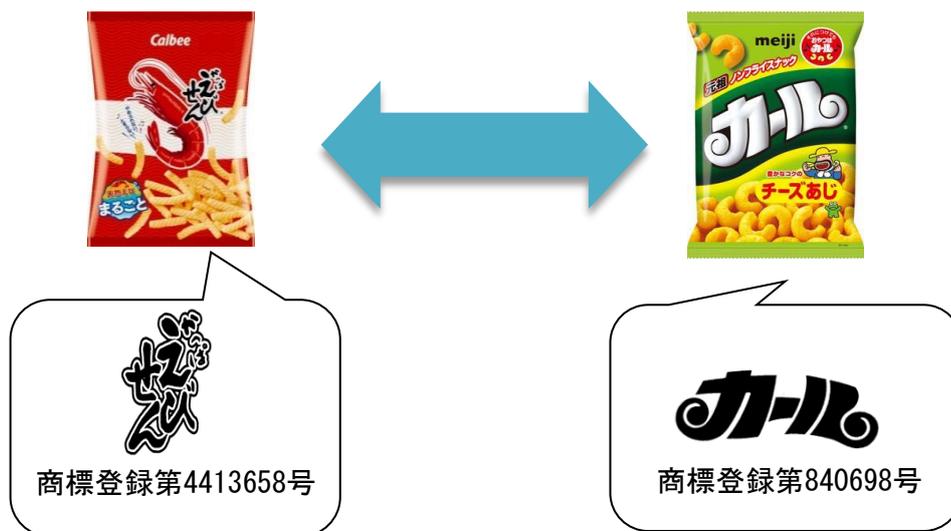
商標とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）です。

私たちが商品を購入したりサービスを利用したりするときには、企業のマークや商品・サービスのネーミングである「商標」を一つの目印として選んでいます。また、事業者は商品・サービスに「商標」をつけることによって、自社の商品・サービスであることをアピールしています。そして、事業者が営業努力によって商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることにより、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージがついていきます。商標は、「もの言わぬセールスマン」と表現されることもあり、商品やサービスの顔として重要な役割を担っています。

商標法（昭和34年法律第127号）は、このような、事業者が商品やサービスに付ける商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者の利益を保護することを目的としています（第1条）。

（目的）

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。



2. 商標の種類・定義

商標には、文字、図形、記号、立体的形状など、様々なタイプがあります。

商標法では、「商標」を、「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」であつて、(1) 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの、(2) 業として役務⁴を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするものと定義しています(第2条第1項)。

(定義等)

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

2～7 (略)

文字商標

文字のみからなる商標のことをいいます。文字はカタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によつて表されます。(例)

SONY

商標登録第 0618689 号ほか

図形商標

写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標のことをいいます。(例)



商標登録第 6478440 号ほか

記号商標

暖簾(のれん)記号、文字を図案化し組み合わせた記号等、記号的な紋章からなる商標のことをいいます。(例)



商標登録第 1655435 号ほか

⁴ 商標法では、他人のために提供するサービスのことを「役務(えきむ)」といます。

立体商標

立体的形状からなる商標のことをいいます。例えば、(例)
キャラクター、動物等の人形のような立体的形状からなります。



商標登録第 4157614 号

結合商標

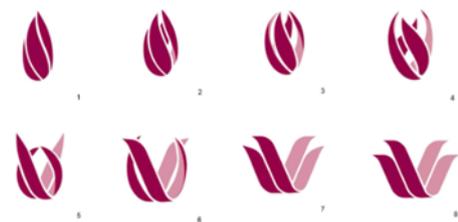
文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合 (例)
わせた商標のことをいいます。



商標登録第 5315304 号

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標の (例)
ことをいいます。
例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出さ
れて変化する文字や図形等があります。



商標登録第 5804316 号

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により (例)
変化する商標のことをいいます。



商標登録第 5804315 号

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（図形等に色彩が付されたものではない商標）であって、輪郭なく使用できるもののことをいいます。

例えば、商品の包装紙や広告用の看板等、色彩を付する対象物によって形状を問わず使用される色彩が考えられます。

(例)



(参考)

(左) 商標登録第 5930334 号

(右) 商標登録第 5933289 号

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことをいいます。

例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等が考えられます。

(例)

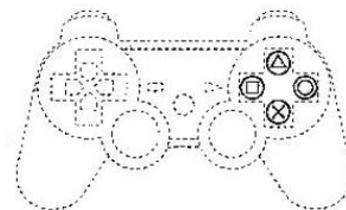


商標登録第 5804299 号

位置商標

図形等を商品等に付す位置が特定される商標のことをいいます。

(例)

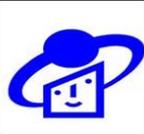


商標登録第 5858802 号

3. 商標権の構成

商標権は、マークと、それを使用する商品・サービスの組合せで権利範囲を定めています。商標登録出願を行う際には、「商標登録を受けようとする商標」とともに、その商標を使用する商品又はサービスを指定し、商標登録願に記載します。商標法では、他人のために提供するサービスのことを「役務（えきむ）」といい、指定した商品を「指定商品」、指定した役務を「指定役務」といいます。商標権の権利範囲は、マークと、それを使用する商品・役務の2つの要素で定められていますので、同じような商標が2つ以上あったとしても、商品・役務が異なればいずれも登録になる可能性があります。

商標登録出願の様式、商標権の構成

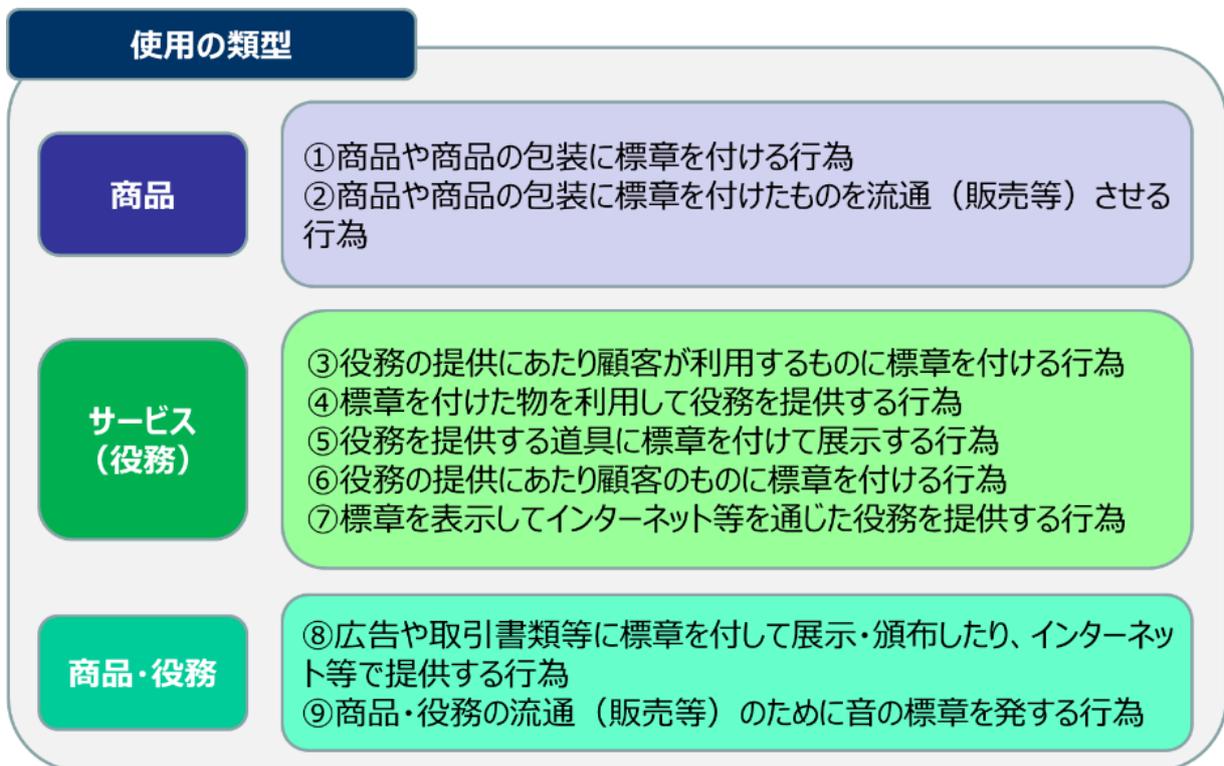
【書類名】	商標登録願
【整理番号】	○○○○○
（【提出日】	令和○○年○月○日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
	使用する商標 (1 出願 1 商標)
	使用する商品（サービス）を記載 <区分(分類)も記載>
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 1 2 類】	
【指定商品（指定役務）】	自動車
【第 3 7 類】	
【指定商品（指定役務）】	自動車の修理
【商標登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3-4-3
【氏名又は名称】	商標株式会社
【代表者】	商標 太郎
【電話番号】	03 (3581) 1101
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	2 0 6 0 0
	出願料：3,400円 + (8,600 円 × 区分数 2) = 20,600円

◆ 商標権の権利範囲は、マークとそれを使用する商品・サービスの組合せで決まる。



4. 商標の使用とは

商標の使用とは、標章（マーク）を用いて、以下の行為を行うことをいいます（第 2 条 第 3 項）。



5. 商標の機能

商標は、実際の取引において商品又は役務を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たします。これを「商標の三大機能」といいます。

(1) 商品又は役務の出所を表示する機能（出所表示機能）

同一の商標を付した商品又は役務は、いつも一定の生産者、販売者又は提供者によるものであることを示す機能です。需要者は、商品又は役務に付された商標を認識して、自分の求める商品・役務を手に入れようとします。すなわち、商標はその商品又は役務を提供する者にとって、自己の商品・役務を他人のものと区別する機能を有しています。

(2) 商品の品質又は役務の質を保証する機能（品質保証機能）

同一の商標を付した商品・役務は、いつも一定の品質又は質を備えているという信頼を保証する機能です。一定の品質や質を保った商品や役務を提供することにより、需要者から信用や信頼が得られ、その商品や役務につけられている商標をみただけでどのような品質の商品か、又は、どのような質の役務かが分かるようになります。つまり、商標によって保証された品質を確認してその商品を購入したり、役務の提供を受けたりすることが可能となり、長年の間に培われた商標の信用・信頼が商品・役務の品質を保証することになります。

(3) 商品又は役務の広告的機能（広告機能）

商標を広告に使用することにより、その事業者の商品・役務であることを需要者に伝え、商品・役務の購買・利用を喚起させる機能です。テレビや新聞等で自己の商標を付した商品・役務を広告することは、今までその商品・役務を利用していた需要者に対しては、さらにその信用・信頼を深く印象付けることとなります。また、今までに利用したことのない需要者に対しても、そのイメージを深く印象付けることによって購買意欲を持たせることとなります。

[2] 商標登録を受けることができない商標

以下の1から3までに該当する商標は、登録を受けることができません。

1. 自己と他人の商品・役務(サービス)とを区別することができないもの
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

1. 自己と他人の商品・役務を区別することができないもの (第3条)

商標は、自己と他人の商品・役務とを区別するために用いられるものであるため、以下に該当する商標は登録を受けることができません。

1. 自己と他人の商品・役務とを区別することができないもの

商品・役務の普通名称	商品「パーソナルコンピューター」について パソコン	
慣用されている商標	商品「清酒」について 正宗	当該マークを使用した結果全国的に有名になったものは、 例外的に登録可能
産地や品質等の表示	商品「肉製品」について 炭焼き	(例)
ありふれた氏、名称	佐藤商店	
極めて簡単かつありふれた標章	A B	チキンラーメン 商標登録第2685160号
その他、需要者が誰の業務に係る商品又は役務であるかを認識できないもの	地模様、企業理念等を表す言葉など	SUZUKI 商標登録第2083260号 R-1 商標登録第6593375号

(1) 商品又は役務の普通名称のみを表示する商標(第3条第1項第1号)

「普通名称」とは、取引業界において、その商品又は役務の一般的名称であると認識されるに至っているものをいい、略称や俗称も普通名称として扱います。また、「普通に用いられる方法」とはその書体や全体の構成等が特殊なものでないものをいいます。

(例)

- ・商品「アルミニウム」に使用する商標として「アルミニウム」の文字又はその略称である「アルミ」の文字
- ・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなるもの
- ・商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音

(2) 商品又は役務について慣用されている商標(第3条第1項第2号)

「慣用されている商標」とは、同業者間で一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを区別することができなくなった商標のことをいいます。

(例)

- ・商品「清酒」に使用する商標として「正宗」の文字
- ・役務「婚礼の執行」に使用する商標として「赤色及び白色の組合せ」からなる色彩
- ・商品「焼き芋」に使用する商標として「石焼き芋の売り声」からなる音

(3) 単に商品の産地、販売地、品質、その他の特徴等又は役務の提供の場所、質、その他の特徴等のみを表示する商標(第3条第1項第3号)

(例)

- ・商品の産地、販売地…商品「和菓子」に使用する商標として「東京」の文字
- ・商品の品質…商品「シャツ」に使用する商標として「特別仕立」の文字
- ・商品の特徴…商品「自動車用タイヤ」について使用する商標として「黒色」の色彩
- ・役務の提供場所…役務「飲食物の提供」に使用する商標として「東京銀座」の文字
- ・役務の質…役務「医業」に使用する商標として「外科」の文字
- ・役務の特徴…役務「焼き肉の提供」について、音商標として「『ジュー』という肉が焼ける音」

(4) ありふれた氏又は名称のみを表示する商標(第3条第1項第4号)

「ありふれた氏又は名称」とは、同種の氏又は名称が多数存在するものをいいます。また、「ありふれた氏」に「株式会社」「商店」など、商号や屋号に慣用的に付される文字や会社の種類名を結合したものは「ありふれた名称」に含まれます。

(例)

- ・「山田」、「スズキ」、「WATANABE」、「田中屋」、「佐藤商店」等の文字
- ・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなるもの
- ・ありふれた氏又は名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音

(5) 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章(マーク)のみからなる商標(第3条第1項第5号)

(例)

- ・仮名文字の1字、数字、ありふれた輪郭(○、△、□等)、ローマ字(A~Z)の1字又は2字
- ・動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなるもの
- ・単音やこれに準ずる極めて短い音

(6) その他何人かの業務に係る商品又は役務であるかを認識することができない商標
(第3条第1項第6号)

(例)

- ・地模様(例えば、模様のなものの連続反復)のみからなるもの
- ・商品又は役務の宣伝広告、企業理念又は経営方針
- ・元号と認識される商標
- ・色彩(第3条第1項第2号及び第3号の規定に該当するものを除く)
- ・自然音(自然界に存在する音や、そのような音に人工的に似せたものを含む)を認識させる音
- ・需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

ただし、上記(3)から(5)までに該当する商標であっても、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの(何人かの出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているに至ったもの)については、登録を受けることができます(第3条第2項)。

なお、上記の商標の使用によって自己と他人の商品・役務とを区別することができるまでに至ったことを主張・立証するにあたっては、実際に使用している商標及び商品・役務、使用期間、使用地域、使用数量(生産数、販売数等)、広告宣伝の回数等を証明する証拠書類等の提出が必要となります。

登録された事例としては、指定商品「鶏肉入り又は鶏肉味の即席中華そばめん」について「**チキンラーメン**」(商標登録第2685160号)などがあります。

2. 公共の機関の標章(マーク)と紛らわしい等公益性に反するもの

公益的に使用されている標識と紛らわしい商標や需要者の利益を害するおそれのある商標は登録を受けることができません。

(1) 国旗、菊花紋章、勲章又は外国の国旗と同一又は類似の商標(第4条第1項第1号)

(例)



(2) 外国、国際機関の紋章、標章(マーク)等であって経済産業大臣が指定するもの、白地に赤十字の標章(マーク)又は赤十字の名称と同一又は類似の商標等(第4条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号。ただし、第3号については、自己の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標等及び国際機関の略称を表示しても国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれのない商品等について使

用する商標は除きます。)

(例)国際原子力機関、赤十字、ジュネーブ十字、赤新月、赤のライオン及び太陽



(3) 国、地方公共団体、公益事業等を表示する著名な標章（マーク）と同一又は類似の商標（第4条第1項第6号）

「国」とは日本国を、「地方公共団体」とは地方自治法にいう都道府県及び市町村並びに特別区等をいいます。

(例1)都道府県、市町村、都営地下鉄の標章（マーク）

(例2)  東京都交通局

(例3) 

※ただし、当該国や地方公共団体等が自ら出願した場合は、この規定で出願が拒絶されることはありません(第4条第2項)。

(4) 公の秩序、善良な風俗を害するおそれがある商標（第4条第1項第7号）

商標自体がきょう激、卑わい、差別的なもの、他人に不快な印象を与えるようなもののほか、他の法律によって使用が禁止されている商標、国際信義に反する商標など、公序良俗を害するおそれがあるものは本号に該当します。

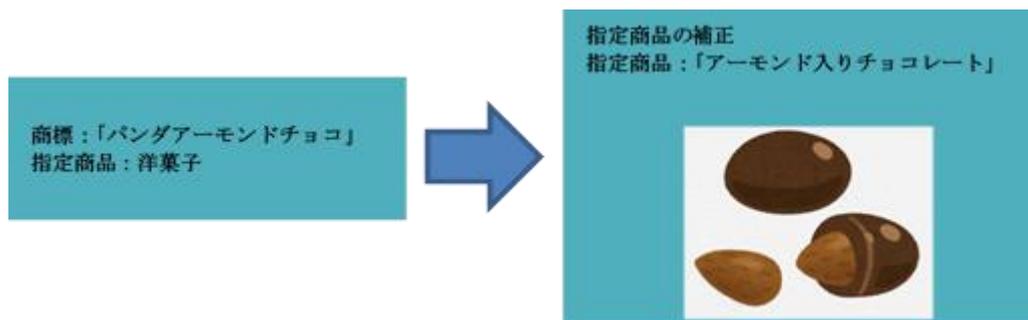
(例)音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。

(5) 商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標(第4条第1項第16号)

(例1)商品「ビール」に使用する商標として「〇〇ウイスキー」の文字

(例2)商品「洋菓子」に使用する商標として「パンダアーモンドチョコ」の文字

※なお、例2の場合、指定商品を下記のように「洋菓子」から「アーモンド入りチョコレート」に補正（修正）することによって、この規定による登録できない理由は解消することになります。



(6) その他、博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（第4条第1項第9号）、商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標等（同第18号）も登録を受けることができません。

3. 他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいもの

他人の使用する商標、他人の氏名・名称等と紛らわしい商標は登録を受けることはできません。

(1) 他人の肖像、氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）、名称若しくは著名な芸名、略称等を含む商標（その他の人の承諾を得ているものを除く。）又は他人の氏名を含む商標であって政令で定める要件に該当しないもの（第4条第1項第8号）

ここでいう「他人」とは、現存する自然人及び法人（外国人を含む）を指します。「政令で定める要件」とは、「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」及び「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当することとされています。

(例) 国家元首の写真やイラスト、著名な芸能人の芸名、スポーツ選手の名前等

(2) 他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品・役務に使用するもの（第4条第1項第10号）

「周知商標」とは、最終消費者まで広く認識されている商標だけでなく、取引者の間に広く認識されているものも含まれます。また、全国的に認識されている商標だけでなく、ある一地方で広く認識されている商標をも含みます。

J-PlatPatの「日本国周知・著名商標検索」で、日本国における周知商標の例を検索することができます。

(3) 他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の指定商品・役務に使用するもの（第4条第1項第11号）

文字や図形等の商標の類否判断に当たっては、商標の外観（見た目）、称呼（呼び方）、

観念（意味合い）のそれぞれの要素を総合して判断します。

動き商標の類否判断に当たっては、動き商標を構成する標章（マーク）とその標章が時間の経過に伴い変化する状態から生ずる外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合して、商標全体として考察します。

ホログラム商標の類否判断に当たっては、文字や図形等の標章とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態を総合して、商標全体として考察します。

色彩のみからなる商標の類否判断に当たっては、当該色彩が有する色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）、明度（色の明るさ）を総合して、商標全体として考察します。

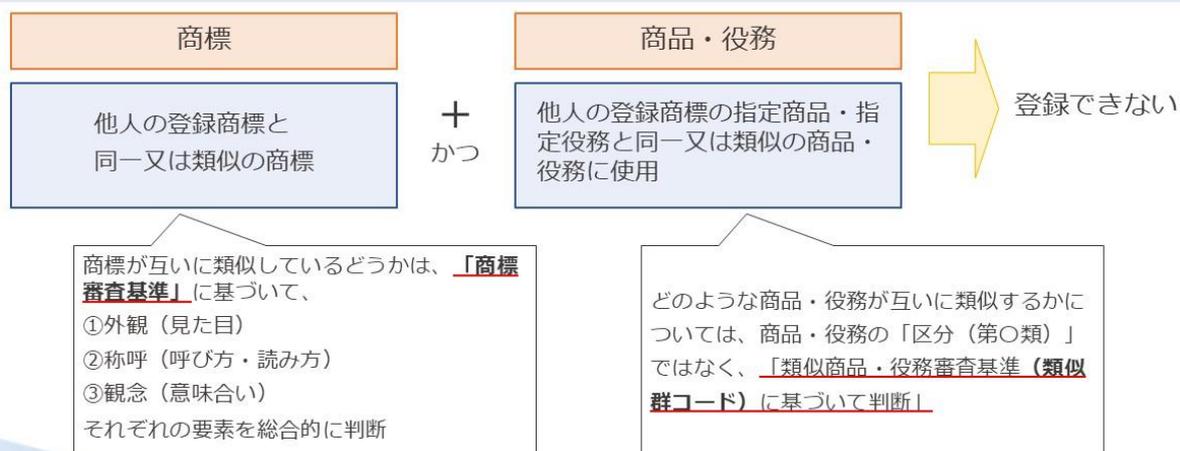
音商標の類否判断に当たっては、音商標を構成する音の要素及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察します。

位置商標の類否判断に当たっては、文字や図形等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察します。

また、商品・役務の類否判断は、原則として「類似商品・役務審査基準」に従って判断します。

3-1. 他人の登録商標と紛らわしいもの

- 他人の登録商標と、「商標」及び「商品・役務」の両方が似ているものは登録不可。
- ただし、先行登録商標権者の承諾があり、かつ、混同を生ずるおそれがない場合は、この限りではない（コンセント制度による登録）。



(参考) 特許庁「コンセント制度の導入」
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html>

83

○ 「類似商品・役務審査基準」について

「類似商品・役務審査基準」は、特許庁の審査において互いに類似すると推定する商品・役務を定めたもので、互いに類似する商品・役務のグループ毎にコード（類似群コード）を付与しています。例えば、「文房具類」には類似群コード「25B01」が付与されていますが、「鉛筆」「シャープペンシ

ル「ボールペン」「消しゴム」「筆箱」にも同じ類似群コード「25B01」が付与されており、同じ類似群であることをもって、互いに類似すると推定して審査が行われます。

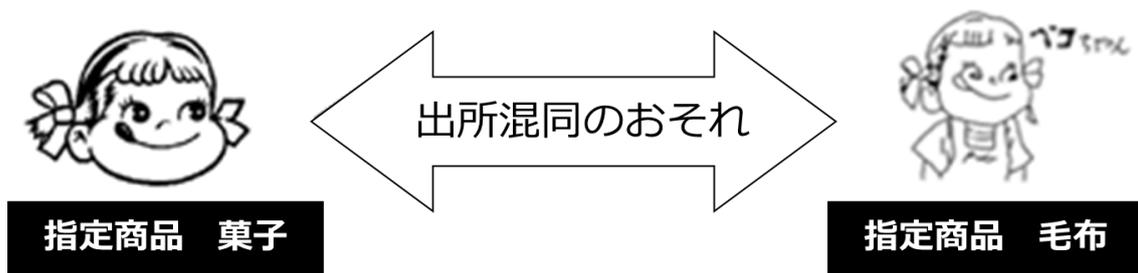
なお、商品・役務の「区分（第〇類）」は類似関係を定めたものではありません。同じ区分の商品・役務であっても類似すると推定されるものもあれば、類似しないと推定されるものもあります。例えば、同じ第16類でも、類似群コード「26A01」が付与されている「印刷物」と、類似群コード「25B01」が付与されている「文房具類」は、非類似の商品と推定されます。また、異なる区分の商品・役務でも類似すると推定されるものもあれば、類似しないと推定されるものもあります。

※ただし、商標登録を受けることについて当該他人の承諾があり、かつ、当該他人の登録商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、本号の規定は適用されません(第4条第4項)。

(4) 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標（第4条第1項第15号）

例えば、他人の著名な商標と同一又は類似の商標を、当該他人が扱う商品（役務）とは非類似の商品（役務）に使用した場合に、その商品（役務）が著名な商標の所有者、あるいはその所有者と経済的・組織的に何らかの関係がある者によって製造・販売（役務の提供）されたかのような印象を与えるときなどがこれに該当します。

(例)



(5) 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標（第4条第1項第19号）

例えば、

- ① 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていない事情を利用して、商標を買い取らせるために先取りの出願をする場合
- ② 外国の権利者の国内参入を阻止したり国内代理店契約を強制したりする目的で出願する場合
- ③ 日本国内で全国的に著名な商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれまでではないが、出所表示機能を希釈化させたり、その信用や名声等を毀損させたりする目的で出願する場合

などが該当します。

(6) その他、他人の登録防護標章と同一の商標（第4条第1項第12号）、種苗法で登録された品種の名称と同一又は類似の商標（同第14号）、真正な産地を表示しないぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示を含む商標（同第17号）も、登録を受けることができません。

なお、前記3.のうち(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)（第4条第1項第17号の場合に限ります。）に該当する商標については、出願時において該当し、かつ、査定時においても該当するものでなければ拒絶になりません(第4条第3項)。

その他の事由については、判断時期は査定時です。

(1) 「商標登録を受けようとする商標」について

一つの商標登録出願では、一つの商標しか出願できません（第6条第1項）。

【商標登録を受けようとする商標】欄には、大きさ8cm平方の商標記載欄（四角）の中に、商標登録を受けようとする商標を直接記載します。ただし、特に必要があるときには、15cm平方までの大きさとすることができます。

商標登録を受けようとする商標を記載した書面を願書に貼り付けて記載するときは、商標記載欄の大きさの用紙を用い、貼付します。この場合、枠線は不要です。

商標のタイプには、文字商標、図形商標、立体商標などと、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標があります。後者の5つのタイプは、平成27年4月から新たに商標登録が可能になったもので「新しいタイプの商標」と称していません。

立体商標と新しいタイプの商標を出願するに当たっては、願書に商標のタイプを明記する必要があります。出願する商標のタイプに合わせて【動き商標】、【ホログラム商標】、【立体商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。また、商標登録を受けようとする商標を特定するように、【商標の詳細な説明】を記載します（立体商標、音商標の場合は、必要に応じて記載します）。さらに、音商標については、第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。

【商標登録を受けようとする商標】の欄は以下のように記載します。

「動き商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるよう記載します。

「ホログラム商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフィーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるよう記載します。

「立体商標」については、一又は異なる二方向以上から表示した図面又は写真によって記載します。若しくは、商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、当該立体的形状が特定されるよう記載します。

「色彩のみからなる商標」については、商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって記載します。若しくは、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

「音商標」については、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します（必要な場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができます。）。

「位置商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、標章及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

なお、文字のみからなる商標の場合は、【標準文字】と記載することにより、標準文字による出願を行うこともできます。標準文字として使える文字は特許庁長官により定められており、標準文字により出願した場合は、特許庁長官があらかじめ指定した文字に置き換

えた商標が「商標登録を受けようとする商標」になります。

(2) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」について

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】欄には、「商標登録を受けようとする商標」を使用する一又は二以上の商品又は役務を記載し、その商品・役務が属する区分を記載しなければなりません（Ⅲ参考編 6. 商品及び役務の区分 参照）。

指定商品・指定役務は、商品又は役務の内容を明確に理解できる表示をもって記載します。指定商品・指定役務の記載例や区分は、「類似商品・役務審査基準」や、「商品・サービス国際分類表」、J-PlatPat の商標検索「商品・役務名検索」を参照することができます。なお、商品及び役務の区分は、商品・役務の類似の範囲を定めるものではありません。

2つ以上の商品（役務）を指定するときは、それぞれの指定商品又は指定役務の区切りにコンマ（,）を付します。また、商品及び役務の区分が2つ以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて、区分の番号順に記載します。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第30類】

【指定商品（指定役務）】 コーヒー， コーヒー豆， 洋菓子

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

※出願の種類としては、通常の「商標登録出願」（第5条）のほかに、団体商標登録出願（第7条）、地域団体商標登録出願（第7条の2）、防護標章登録出願（第64条）、防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願（第65条の3）があります。

3. 手続に必要な料金

商標出願料 3,400円＋区分数×8,600円

商標登録料 区分数×32,900円 ……10年分（分納 区分数×17,200円 ……5年分）

更新登録料 区分数×43,600円 ……10年分（分納 区分数×22,800円 ……5年分）

4. 出願公開

商標登録出願があったときは、出願が公開されます（第12条の2）。出願人は、出願から設定登録までの間に第三者が権原なく出願に係る商標をその指定商品又は指定役務について使用したときには、あらかじめ書面による警告をした上で、設定登録後に金銭的請求権を行使することができます（第13条の2）。なお、特許法の補償金請求権とは異なり、当該使用によって生じた業務上の損失に相当する額に限られます。

5. 実体審査

出願は、方式審査を経た後、審査官によって拒絶の理由がないか実体審査が行われます。特許と異なり、商標制度には審査請求制度はありませんので、出願が却下又は取下・放棄されたものを除き全ての出願が審査されます。審査官は、拒絶の理由を発見したときは、拒絶の理由を通知します（第15条の2）。これに対して出願人は意見書の提出や出願書類の補正等を行うことができます。意見書や手続補正書の提出があった場合には、審査官は提出された書類に基づいて再度審査を行い、最終的に登録査定又は拒絶査定を行います。

（1）拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知に対して意見がある場合や願書に記載した指定商品・指定役務を補正して拒絶理由を解消したい場合は、出願人は指定された期間内（国内居住者40日、在外者3月）に意見書を提出することができます。また、審査に係属している限り手続補正書を提出することができます。

（2）拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して出願人から応答がない場合や提出された意見書・手続補正書によっても拒絶理由が解消しない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。出願人は、この拒絶査定に不服がある場合には拒絶査定謄本の送達日から3月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（第44条）。

（3）登録査定への対応

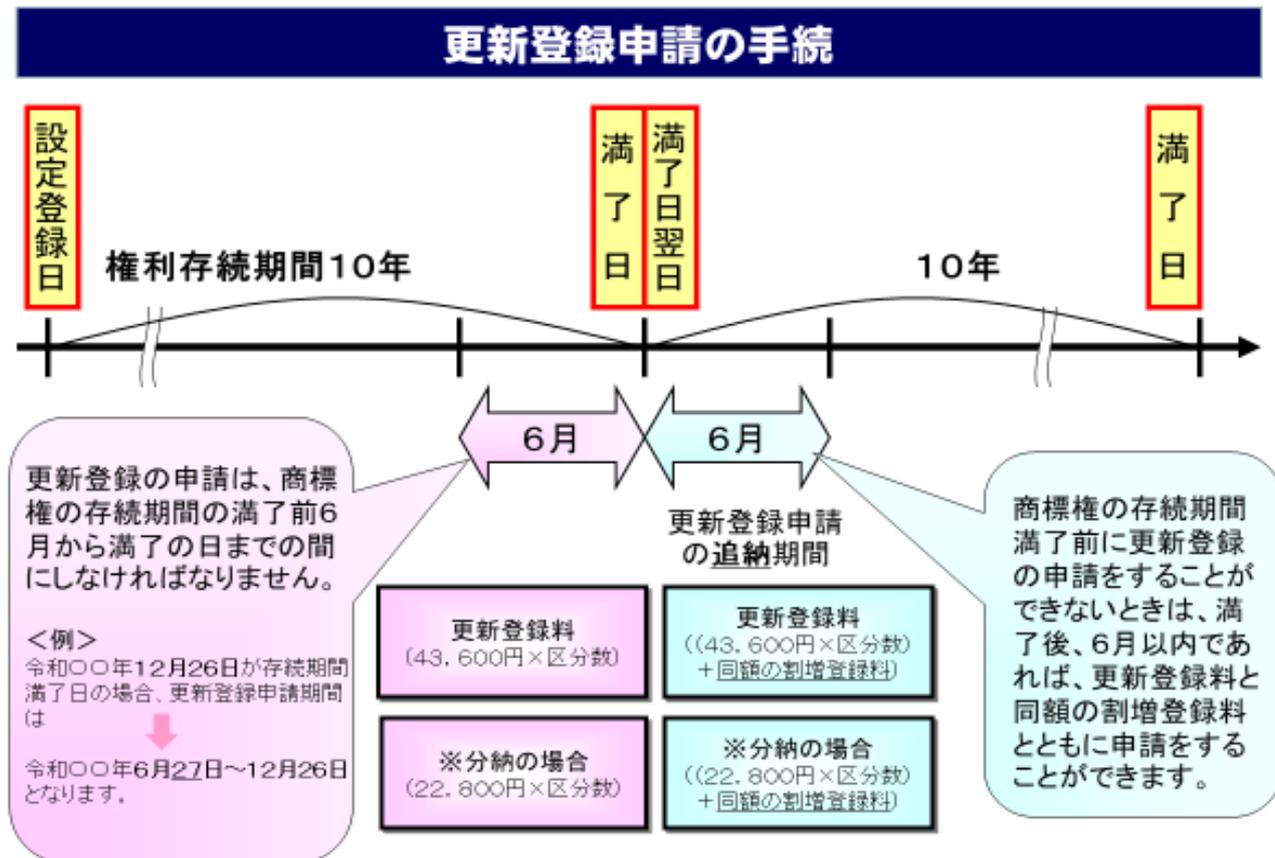
審査官が拒絶の理由を発見しない場合又は意見書や手続補正書の提出により拒絶の理由が解消した場合には、登録査定を行います。登録査定を受けた場合は、その謄本送達後30日以内に「商標登録料納付書」の提出による登録料納付手続を行います。その手続が完了すると商標原簿に設定登録され、商標権が発生します（第18条）。

登録料は、一括して10年分納付する方法と、5年ごとに分割して納付する方法があります。例えば、ライフサイクルが短い商品に係る商標の場合には、分割納付を利用し、5年単位で商標登録を継続させるか否かを検討することができます。分割納付の場合において、後期支払い分の登録料を納付しなかったときは、商標権の存続期間の満了前5年の日に権利は消滅します。

6. 商標権の存続期間と更新登録申請

商標権の存続期間は設定登録の日から10年です（第19条）。ただし、商標は、事業者の営業活動によって蓄積された信用を保護することを目的としているため、その商標の使用が続く限り、商標権を存続させることとしており、存続期間の更新登録の申請（第20条）

によって、10年の存続期間を何度でも更新することができます。更新登録申請の際に納付する登録料についても分割納付をすることができます。



[4] 地域団体商標制度

1. 制度設立の経緯

特色ある地域作りの一環として、地域の特産品やサービスを他の地域のものと差別化を図るための地域ブランド作りの取組が全国的に盛んになっています。

このような地域ブランド作りの取組では、地域の特産品やサービスにその地域の名称を付す等、「地域の名称」と「商品（サービス）名」からなる商標が数多く用いられています。

しかし、従来の商標制度では、「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみから構成される商標は、商標として特定の者の商品（サービス）であることを識別する機能を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、「全国的な知名度を獲得した場合」や「図形と組み合わされた場合」を除き、商標登録を受けることはできませんでした。

そこで、このような「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、より早い段階で商標登録を受けられるようにすることにより、地域ブランドの育成に資するため、2006年（平成18年）4月1日から、地域団体商標登録出願の受付が開始されました（同法第7条の2）。

2025年（令和7年）9月末現在、1,378件の地域ブランドが地域団体商標として出願され、そのうち789件が登録されています。

2. 制度の概要

地域団体商標制度は、地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として設立された制度です。

「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能です。

○地域団体商標＝「地域の名称」＋「商品（サービス）名」

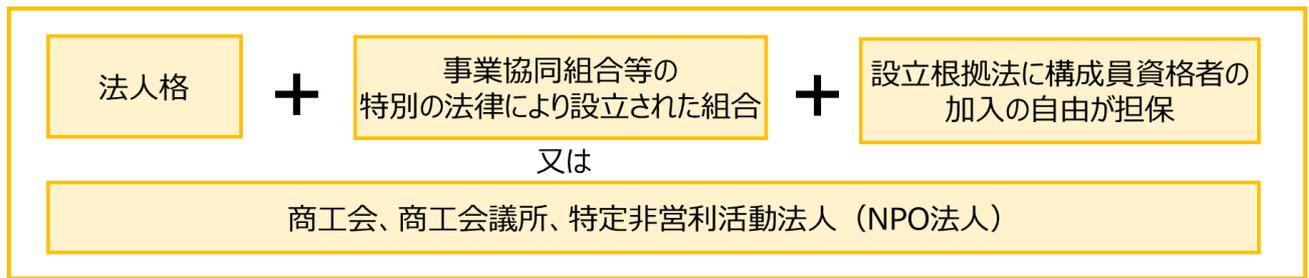
一定範囲の周知性がある等、一定の要件を満たす場合には文字のみで登録

3. 登録要件

地域団体商標の登録を受けるためには、主に次の4つの要件を満たすことが必要です。

(1) 出願人が主体要件を満たしていること

法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（組合の設立根拠法に構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること。）、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO法人）。



なお、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）が2017年（平成29年）7月31日に施行されたことに伴い、一定の要件の下、一般社団法人も地域団体商標の出願が可能となりました。詳しくは以下特許庁ホームページを参照ください。

（参考）特許庁ホームページ

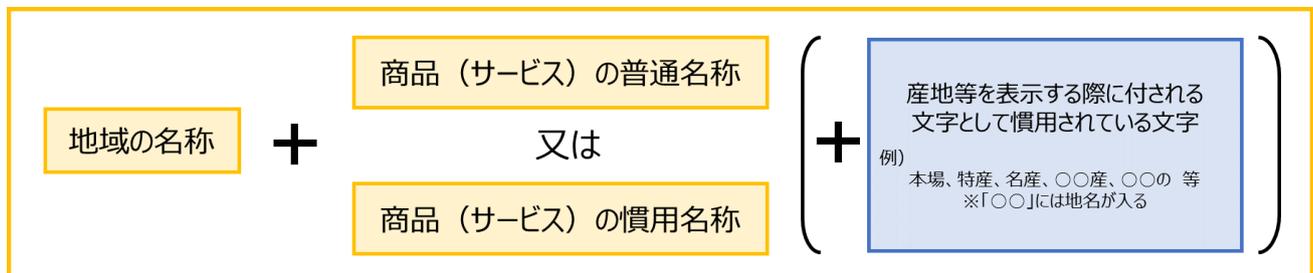
○[地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域団体商標の登録主体に関する特例措置（一般社団法人による地域団体商標の出願）について](#)

（2）商標の構成要件を満たしていること

類型1 「地域の名称」＋「商品（サービス）の普通名称」

類型2 「地域の名称」＋「商品（サービス）の慣用名称」

類型3 「類型1」or「類型2」＋「産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字」



（3）地域との密接関連性を有していること

商標の構成中の「地域の名称」と、出願人が商標を使用している商品（サービス）とが密接な関連性を有すること。



※1から3までの全てを満たしている状況を確認できる証拠書類が必要です。

（4）周知性の要件を満たしていること

商標が使用された結果、出願人又はその構成員の業務に係る商品（サービス）を表すものとして、需要者（最終消費者又は取引事業者）の間に広く認識されていること。

周知性の程度については、商標（サービス）の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によりますが、全国的な需要者の間に認識されるに至っていなくとも、例えば、商品（サービス）の種類及び流通経路等に応じた一定範囲の需要者に認識されていることが必要です。

4. 地域団体商標マーク

2018年（平成30年）1月、地域団体商標を活用する皆様からの強い要望を受け「地域団体商標マーク」を策定しました。

本マークは、「地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されている」ことを示す証です。地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者が、指定商品又は指定役務について使用する地域団体商標に係る登録商標に付して、マークを使用することができます（特許庁への届出が必要です）。本マークを継続して使用することで、一般消費者や取引先、同業者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積することが期待されます。

特許庁としても、地域団体商標の活用を通じた地域の産業発展に向け、本マークの知名度の向上に努めていきます。



全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとしています。

「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表しています。

[5] 商標登録の効果

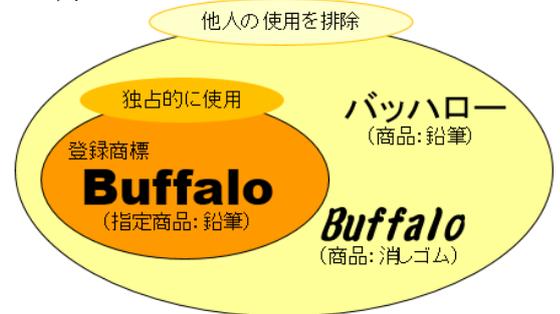
1. 商標権の効力

商標登録されると、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用できるようになります（第 25 条）。また、第三者が登録商標を指定商品又は指定役務に使用することを排除することができるのみならず、類似範囲での第三者の使用も排除することができます（第 36 条及び第 37 条第 1 号）。権利を侵害する者に対して、具体的には、侵害行為の差止め、損害賠償等を請求できます。

なお、商標権の効力は日本全国に及びますが、外国には及びませんので、外国で事業を行う場合は、その国での権利を取得することが大切です。

商標権の効力		自分が独占的に使用することができる		
		他人の使用を排除することができる		
商標権の効力が及ぶ範囲		商品又は役務		
		指定商品・役務	類似	非類似
商標	登録商標	独占的に使用 他人の使用を排除	他人の使用を排除	×
	類似	他人の使用を排除	他人の使用を排除	×
	非類似	×	×	×

<例>



※「Buffalo」と「バッハロー」は類似する商標と、また、「消しゴム」と「鉛筆」は類似する商品と推定しています。

2. 商標権の効力が及ばない範囲

商標権は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用を独占し、その類似範囲についての他人の使用を排除する権利ですが、商標権の効力を一律に及ぼすと円滑な経済活動に支障を来すおそれがある場合には、商標権の効力は及びません(第 26 条)。例えば、以下のような場合です。

(1) 自己の氏名・名称等を普通に用いられる方法で表示する場合

例えば、自己の会社名と同一の登録商標があった場合でも、自己の会社名を示すものとして使用する範囲においては、商標権の効力は及ばないものとされています。

(2) 商品又は役務の普通名称、品質等を普通に用いられる方法で表示する場合

仮に商品や役務の普通名称や品質を表す文字等が登録された場合であっても、商品や役務の普通名称や品質を表すものとして使用する範囲においては、商標権の効力は及ばないものとされています。

[6] 商標登録異議の申立て・審判

1. 登録異議の申立て（第 43 条の 2）

商標権の設定登録後、商標公報の発行の日から 2 月以内は何人も登録異議の申立てをすることができます。登録異議の申立てとは、商標登録に対する信頼を高めるといふ公益的な目的を達成するために、登録異議の申立てがあった場合に特許庁が自らの登録処分が妥当かどうかを審理し、瑕疵がある場合にはその是正を図る制度です。

2. 拒絶査定不服審判（第 44 条）

拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定の謄本が送達された日から 3 月以内に拒絶査定に対する審判を請求することができます。

3. 商標登録無効審判（第 46 条、第 46 条の 2 及び第 47 条）

商標登録が第 46 条第 1 項各号の無効理由に該当する場合は、利害関係人に限りその商標登録を無効にすることについて審判を請求することができます。商標登録無効審判制度は、特許庁が行った登録処分の是非をめぐる当事者間の争いを解決することを目的としています。また、識別力のない商標、先願に係る他人の登録商標など一部の無効理由については、設定登録から 5 年を経過した後は、無効審判を請求することができない除斥期間が設けられています。

○無効理由

商標権を無効にできる理由（無効理由）は以下に該当する場合などです。

- (1) 識別力のない商標等、商標登録の要件を満たしていない
- (2) 先願に係る他人の登録商標と類似する等、不登録事由に該当
- (3) 先願の規定、外国人の権利享有又は条約に違反
- (4) 商標権者であった者が、その商標権が不正使用により取り消されてから 5 年を経過せずに、同一商標又は類似商標の登録をしたこと
- (5) 商標の詳細な説明や物件が、商標登録を受けようとする商標の内容を特定していない
- (6) 商標登録が、商標登録出願により生じた権利を承継しない者に対してされたこと
- (7) 商標登録された後において、外国人の権利享有に違反、条約に違反又は公益的な不登録事由に該当する又は地域団体商標の登録要件を満たさないこととなったこと

4. 商標の不使用による取消審判（第 50 条第 1 項）

商標権者（又は専用使用権者、通常使用権者）が、継続して 3 年以上日本国内において登録商標を使用していないときは、何人も当該商標登録を取消すことについて審判を請求することができます。不使用取消審判を請求された場合、商標権者は登録商標の使用をしていることを証明しなければなりません。証明することができない場合は、その商標登録は取り消されることとなります。

「商標の使用」とは、第 2 条第 3 項に規定されている行為をいいます。

なお、不使用取消審判においては、登録された商標と同じ態様による使用のほか、登録商標と社会通念上同一と認められる商標の使用も、登録商標の使用と認められます。

社会通念上同一と認められるのは、

- (1) 書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標（例えば、明朝体とゴシック体の違いなど）
 - (2) 平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼（呼び方）及び観念（意味合い）を生ずる商標
 - (3) 外観において同視される図形からなる商標
- などです。

商標に関する審判制度には、このほかに、補正却下の決定に対する審判（第 45 条第 1 項）、商標登録の取消しの審判（第 51 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 53 条の 2）があります。

[7] その他の制度

1. 防護標章登録制度

防護標章登録制度は、著名な登録商標を他人が指定商品又は指定役務と非類似の商品・役務に使用した場合に出所の混同を生ずるおそれのある商品・役務について、その登録商標と同一の標章（マーク）について防護標章登録を認める制度です（第 64 条）。

商標登録を受けるためには、商標を指定商品又は指定役務について使用している又は近い将来使用する意思がある必要があります。そして、商標権の効力が及ぶのは、指定商品・指定役務と同一又は類似の商品・役務の範囲内に限定され、他人が登録商標と同一又は類似の商標を指定商品・指定役務と類似しない商品・役務に使用しても、商標権の効力は及びません。他方で、登録商標に係る指定商品・指定役務と他人が使用する商品・役務が類似しない場合であっても、その登録商標が著名であるときは、商品・役務の出所の混同を生ずるおそれがあります。

そこで、商標権者が標章（マーク）を使用しない商品・役務の分野においても、商品・役務の出所の混同を防止し、著名商標登録に係る商標権者の業務上の信用を維持することを目的として、防護標章登録制度が設けられています。

防護標章登録制度は、著名な登録商標についてあらかじめ商品・役務の出所の混同を生ずる範囲を明確にしておいて、他人が商標登録を受ける危険を防止し、もし使用した場合には商標権侵害とみなして迅速な救済を図ろうとするものです（第 4 条第 1 項第 12 号及び第 67 条）。

2. 登録商標である旨の表示

商標法においては、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用する商品・役務について、登録商標である旨の表示（商標登録表示）を付するよう努めなければならない、とされています（第 73 条）。

具体的には、「登録商標」の文字と登録番号を表示することになります。登録商標である旨を表示することによって、①商標権侵害の未然防止や、②登録商標の普通名称化の回避に寄与するといわれています。

一方、登録商標以外の商標に登録商標であるかのような表示を付したり、指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標であるかのような紛らわしい表示を付したりすると、虚偽表示となり（第 74 条）、刑事罰が科せられます（第 80 条）。

第5節 外国での権利取得

[1] 特許・実用新案

特許権が保護されるのは、権利を取得した国に限られます。例えば、日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効です。

そのため、外国において、特許により発明の保護を求める場合には、各国それぞれにおいて権利を取得する必要があります。

特許権は、権利を取得した国の領域を超えて、外国まで及ぶものではないことに留意が必要です（「属地主義」）。（※）

（※）実用新案、意匠及び商標に関しても同様です。

外国で特許権（実用新案権についても同様です。）を取得するための出願手続には、主に二つの方法があります。

一つは、権利を取得したい国の特許庁に対して、出願を直接行う方法（以下「直接出願」といいます。）です。もう一つは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」といいます。）に従い、1通の出願書類を自国の特許庁に提出することによって、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を得る方法（以下「PCT国際出願」といいます。）です。

1. 外国特許庁への直接出願

権利を取得したい国の特許庁に対して、特許出願を直接行うことによって特許権を取得することができます。

各国は、特許取得のための手続を独自に定めていますので、直接出願では、その国で定められた手続に基づき、その国の様式や言語により出願書類を作成し、提出する必要があります。さらに、現地の代理人を通じた手続を求められることも多いです。

（1）外国出願に使える特異な制度：パリ条約に基づく優先権主張（※）

同じ発明について、複数の者から特許出願があった場合、特許権は、原則、先に特許庁に出願した者に権利が与えられます。そのため、権利を取得したい国に対しては、できるだけ早く出願することが重要です。

しかし、複数の国に直接出願を行う場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きいものです。また、出願が遅れた分、他の者に先を越され権利を取得できなくなるリスクが高まります。

このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利です。

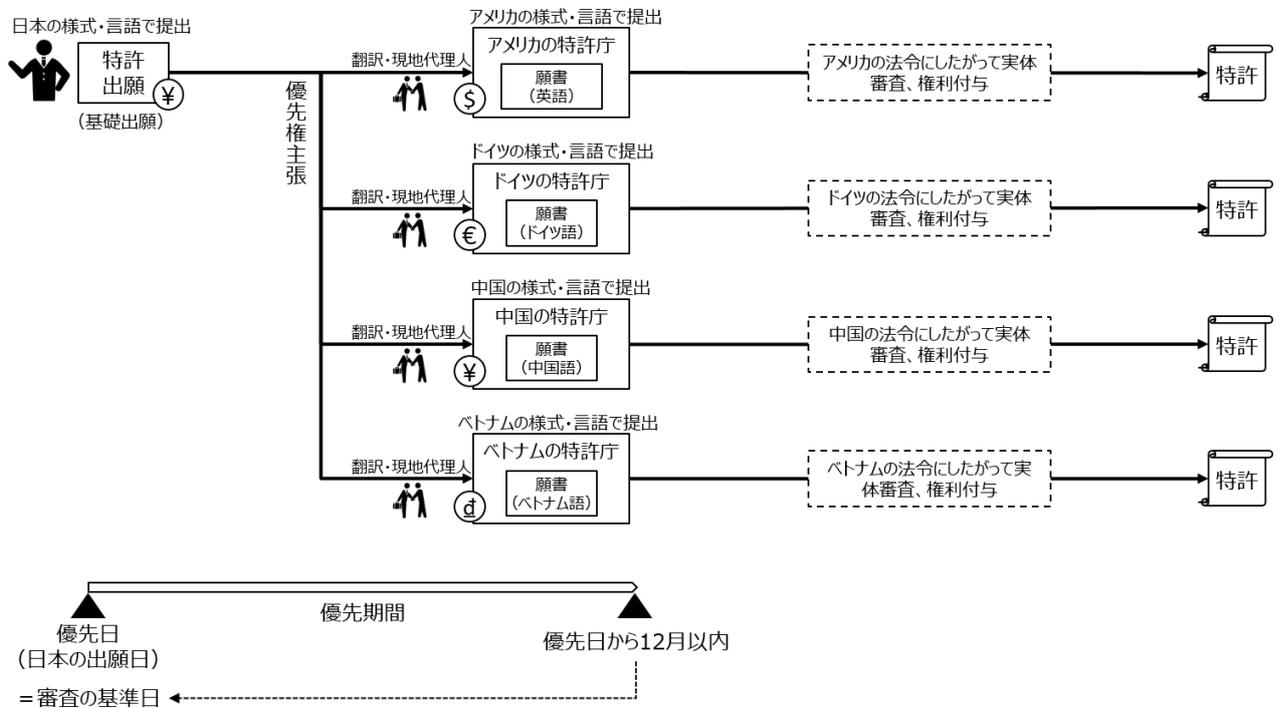
これは、ある国で特許出願した日から12か月以内に、他の国でも特許出願を行う場合

に、双方の国がパリ条約の同盟国等であれば、優先権を主張することにより、後に出された特許出願に関して優先的な取扱いを認める制度です。

例えば、2024年4月1日に日本に特許出願し、12か月後の2025年4月1日にベトナムに特許出願したとします。日本の特許出願に関する新規性や進歩性の判断の基準日等は「2024年4月1日」ですが、パリ条約に基づく優先権を主張することで、後のベトナムへの特許出願に関する新規性や進歩性の判断の基準日等についても、日本への特許出願の日（「優先日」と言います）である2024年4月1日出願されたものと同様の取扱いを受けることができます。

（※）パリ条約に基づく優先権主張は、後述のPCT国際出願でも利用できます。

直接出願（イメージ）



（2）出願したい国が増えるほど、直接出願にはデメリットも

経済や技術のグローバル化を背景として、「多くの国で製品を販売する予定である」「模倣品から自社製品を保護したい」などの理由から、特許権を取得したい国の数は、昔に比べて増加する傾向にあります。

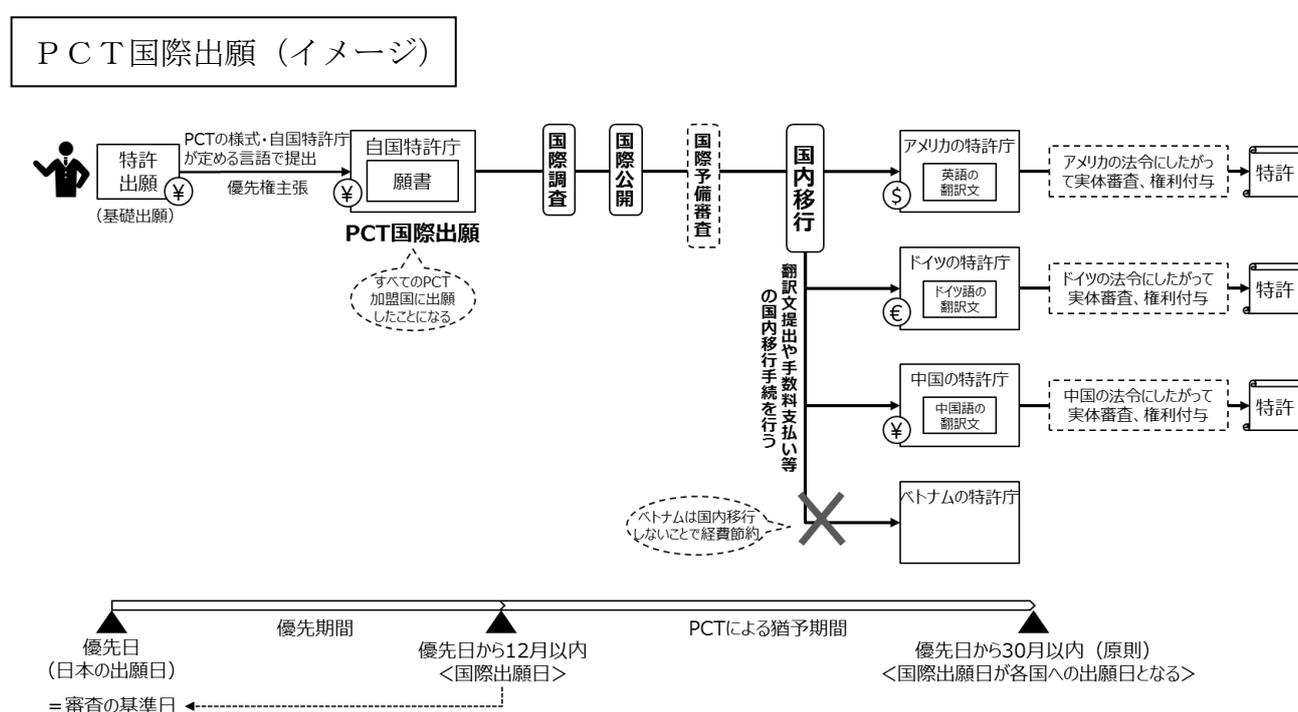
発明は、先願主義のもと、一日も早く出願することが重要ですが、特許権を取得したい全ての国に対して迅速に直接出願することは、国数が多くなればなるほど困難です。また、多くの国に同日に異なる様式や言語によりそれぞれ出願書類を提出することは、非常に煩雑かつ負担が大きくなります（パリ条約に基づく優先権主張を行い12か月の期間を得たととしても同様です。）。

2-1. PCT国際出願

多くの国で特許権を取得したい場合、あるいは、各国が求めるそれぞれ異なる様式や言語を用いて直接出願を行う煩雑さを避けたい場合には、PCTに従いPCT国際出願を行う方法があります。

PCT国際出願は、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して1通提出するだけで、その時点で有効な全てのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことに同じ扱いを受けることができます。

つまり、PCT国際出願に与えられた出願日（以下「国際出願日」といいます。）は、全てのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となります。



2-2. PCT国際出願の主な3つのメリット

(1) 外国への特許出願手続が簡素、容易になる

PCT国際出願は、①一つの願書（国際的に統一された様式）を、②自国の特許庁が定める言語で作成し、③自国の特許庁に1通提出するだけで、④その日の時点で有効な全てのPCT加盟国に対して、⑤PCT国際出願と同日に各々の国に国内特許出願をしたことと同様の効果が得られます。

つまり、各国が求めるそれぞれ異なる様式や言語を用いて出願書類を準備し、提出するという負担から解放されます。

① 「国際出願願書（PCT/RO/101）」と呼ばれる書類で、条約が規定する国際的に統一された様式です。日本語様式もあり、日本国特許庁のウェブサイトからも入手で

きます。なお、日本国特許庁に対しては電子出願も可能です。

- ② 日本国特許庁が定める言語は、日本語と英語です。日本の出願人は、母国語である日本語で願書を作成し、提出することができます。
- ③ 自国の特許庁とは、PCTに加盟する各国の特許庁のことで、PCT国際出願の受理という条約にのっとりた機能を果たすことから、PCTでは「受理官庁」と呼ばれます。
- ④ PCT加盟国は、2025年9月末時点で158か国です。
- ⑤ PCT国際出願を行った時点で有効なPCT加盟国は、そのPCT国際出願が権利取得のために今後国内移行をする可能性がある国として「指定をした国」として扱われ、指定された国々は「指定国」と呼ばれます。さらに、指定国の特許庁は、PCT国際出願が国内移行手続（後述）された後、条約にのっとりたその機能を果たすことから「指定官庁」と呼ばれます。

（2）発明を評価するための調査結果が得られる

全てのPCT国際出願は、その発明に関する先行技術があるか否かを国際調査機関（＝特許審査官）が調査する「国際調査」の対象となります。出願人は、国際調査の結果を「国際調査報告」として入手できます。また、国際調査報告と同時に、発明の特許性に関する特許審査官による見解を、「国際調査機関の見解書」として入手できます。

さらに、出願人の希望により、国際調査の結果を踏まえて補正し、改めて特許性に関する見解を入手したい場合などには、「国際予備審査」を受けることもできます。国際予備審査を請求した場合、出願人は、その結果である「特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）（国際予備審査報告）」を入手できます。なお、国際予備審査機関は、国際調査機関と同一です。

このように、PCT国際出願では、自身の発明が特許になりそうか評価するための調査結果が得られます。提供された特許性判断のための材料をもとに、自信を持って手続を進めることもできますし、逆に調査結果が悪ければ、その後の手続を断念し、翻訳や国内移行手続（後述）に関する支出を抑えることもできます。また、早めの判断により、国際公開（※）の技術的準備の完了前にPCT国際出願を取り下げることによって、当該技術の公開を避けることも可能です。

（※）PCT国際出願の内容は、国際調査報告とともに、優先日から18か月を経過した後、国際的に公開（「国際公開」）されます。国際公開は、世界知的所有権機関（知的財産権の保護促進を目的とする国際連合の専門機関。以下「WIPO」といいます。）のウェブサイト上で行われます。

（3）最終的に権利取得する国の決定や翻訳文の作成に原則30か月の猶予期間が得られるPCT国際出願は、指定国に国内移行手続（後述）を行うまでに、優先日から原則30か月の猶予期間があります。

例えば、パリ条約に基づく優先期間（12か月）よりも長い時間（原則30か月）を有効

に活用し、特許性の判断、市場動向の分析調査、規格標準化のためのマーケティング活動、ライセンス交渉、翻訳作業などに多くの時間をかけることが可能です。

つまり、最終的に特許権を取得する必要があるか、どの国で権利取得を進めるべきかなどを検討する時間的猶予を持つことが可能となります。

2-3. PCT国際出願の注意点（国内移行手続）

PCT国際出願を行うだけでは、特許を取得することはできません。実際に権利を取得したい国に対して、個別に手続を行う必要があります。PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願手続」であるため、最終的に各国で権利を取得できるかは、各国特許庁の実体審査に委ねられます（前述のPCT国際出願に対する調査結果は、各国の実体審査を法的に拘束するものではなく、したがって、調査結果が良かったからといって各国で必ず特許が付与されるとは限りません。）。

そこで、PCT国際出願を各国（指定国）の国内手続に係属させ、実体審査を経るための手続が必要です。これを「国内移行手続」といい、優先日から原則30か月までに行う必要があります。

国内移行手続には、指定国の官庁（指定官庁）に対し、出願の内容を各指定国が認める言語に翻訳した翻訳文の提出が必要です。さらに、指定国が求める場合には、手数料（国内手数料）の支払いが必要です。

このように、国内手続に係属されたPCT国際出願は、それぞれの国の国内法令に従って処理されます。

なお、日本語で提出したPCT国際出願を通じて、日本での権利化を希望する（日本へ国内移行する）場合、日本への国内移行の意思表示として、国内移行期限までに国内書面（国内願書のような書面）を提出する必要がありますが、翻訳文は不要です（英語で提出したPCT国際出願は、日本語の翻訳文と国内書面の提出が必要です。）。また、国内移行のための手数料を支払う必要があります。これらの手続を行うことで、通常国内特許出願と同様に日本国内の特許出願として処理されるようになります。

さらに、日本へ国内移行手続が行われたPCT国際出願について、日本で実体審査を受けるためには、国際出願日から3年以内に出願審査請求を行い、出願審査請求料を納めることが必要です。出願審査請求の期間内に請求がなかったときは、そのPCT国際出願は、日本国において取り下げたものとみなされます。

2-4. PCT国際出願制度を利用するか否かの判断

「直接出願」と「PCT国際出願」の使い分けの判断基準として、例えば、以下の(1)から(4)まで等を踏まえて検討すると良いと考えられます。

(1) 特許権を取得したいと考える国はいくつあるか

一般的に、3か国以上で特許権を取得したい場合には、PCT国際出願を利用するメリットがあるといわれます。

(2) どれだけ早期に、あるいはゆっくり特許権を取得したいか

早期の権利化を望む場合に、直接出願を行う利用者もいます(ただし、PCT国際出願においても、優先日から30か月が経過する前(国際公開前など)に、早期に国内移行手続を行うことは可能です)。

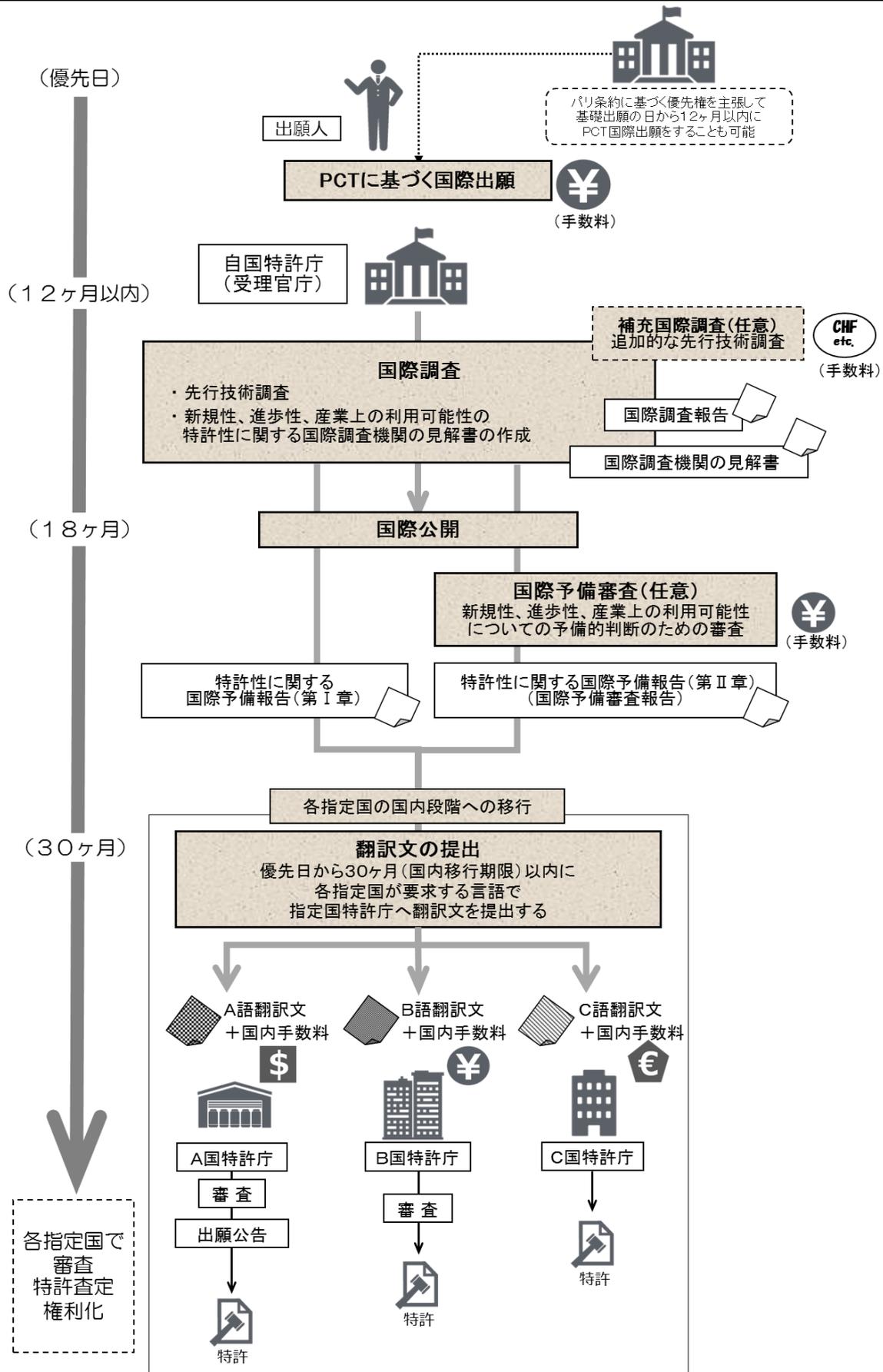
(3) 特許出願の準備と予算にどの程度の余裕があるか

PCT国際出願は、優先日から原則30か月の猶予期間を活用することで、国内移行にかかる費用を先送りする効果があります(その間に、パートナーやライセンス相手を見つけたり、資金調達をしたりすることも可能です)。

(4) 発明にかかる技術の特性(地域性など)があるか

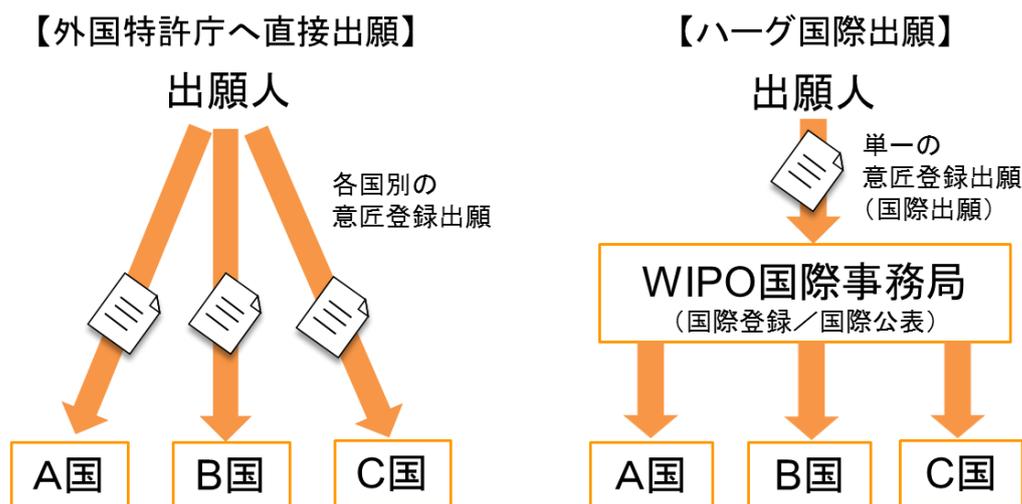
特許権の効力は属地主義ではあるものの、例えば、途上国などにおける特許審査においては、PCT国際出願について行われた国際調査の結果が参照されているといわれます。

PCT国際出願における主要な手続(フロー)



[2] 意匠

外国で意匠権を取得するための出願手続には二つの方法があります。一つは、権利を取得したい国や地域の特許庁に対して直接出願をする方法、もう一つは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、WIPO国際事務局（以下「国際事務局」といいます。）に対して国際出願をする方法です。



1. 外国特許庁への直接出願

外国で意匠権を取得したい場合、その国や地域の特許庁に対して、意匠登録出願を直接行うことができます。出願は全てその国や地域で定められた手続に基づいて行う必要がありますので、決められた様式、言語により出願書類を作成します。また、多くの国や地域では、出願人が外国（例えば日本）から直接出願手続を行う場合、現地の代理人を通じて行う必要があります。

意匠権による保護は、いまだに公然知られていない新規な意匠について与えられること、そして、同様の意匠について複数の意匠登録出願があった場合には先に出願した出願人に意匠権が与えられることが原則であるため、意匠権を取得したい国や地域に対しては、1日も早く出願をすることが重要です。

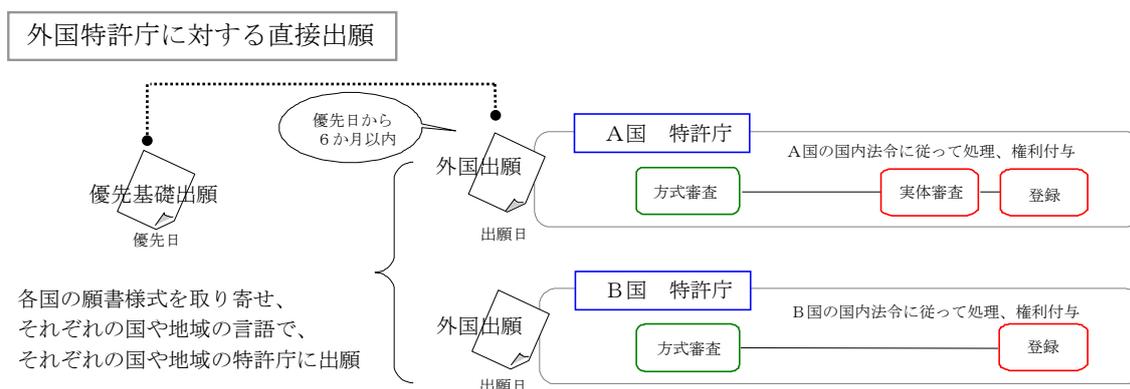
○ パリ条約に基づく優先権を主張して同じ意匠を他の国や地域へ出願する

複数国に直接出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きいものです。このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利です。

パリ条約が規定する優先権の主張は、双方の国がパリ条約の同盟国であることを条件に、ある国（例えば日本）で意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載

された意匠について、一定の期間内に他の国（例えば韓国）でも意匠登録出願する場合、後に出された国への意匠登録出願（後の出願）に関して優先的な取扱いを認める制度です。すなわち、優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や創作非容易性、先後願等の判断の基準日などについて、先の日本への意匠登録出願（優先基礎出願）の日に提出された出願と同様の取扱いを受けることができます。

優先権を主張する「後の出願」は、意匠の場合、「優先基礎出願」の出願の日（この日を「優先日」といいます。）から6か月以内に出願しなければなりません。この6か月の猶予期間（優先期間）は、後の出願先となる国の精査や翻訳等、「後の出願」を行うための準備期間を確保するためにも有効に使うことができます。



2. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願（ハーグ国際出願）

国ごとに異なる出願手続の煩雑さを避けて意匠権を取得したい場合には、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づいて国際出願をする方法があります。この方法を利用すれば、一つの出願手続で簡便に協定締約国（令和6年4月1日現在、73の国・政府間機関等）における意匠権取得が可能になります。

なお、上述のパリ条約に基づく優先権を利用し、ある国（例えば日本）の意匠登録出願を「優先基礎出願」としたハーグ国際出願（後の出願）を行うことも可能です。

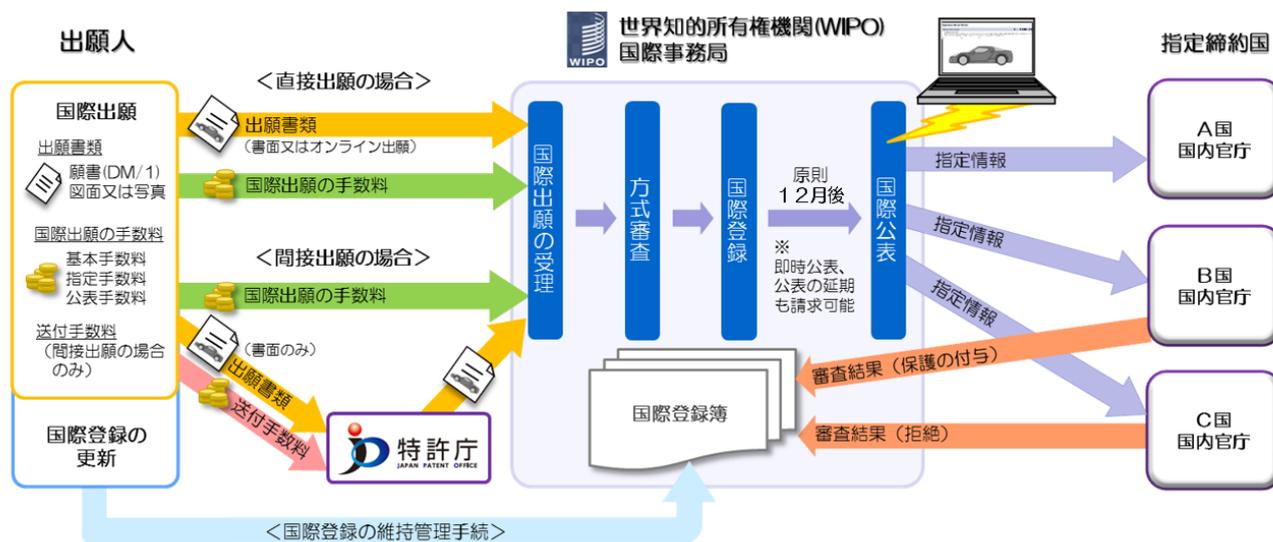
(1) ハーグ国際出願の流れ

ハーグ国際出願は、一つの出願書類を国際事務局又は日本国特許庁のいずれかに対して提出するとともに、手数料を国際事務局に対して直接納付することにより行います。

出願書類と手数料を受領した国際事務局は、方式審査を行い、手続に不備がないと判断すると、国際登録簿に出願の内容を登録します（国際登録）。国際登録されると、出願時に選択した意匠権を取得したい国（指定締約国）に対して正規に出願した場合と同一の効果をj得ることができます（国際登録により、指定締約国で自動的に意匠権が発生するわけではありません。）。

その後、国際登録の内容がWIPOウェブサイトjで公表（国際公表）されると、指定締

約国では、自国を指定した国際登録の内容を確認し、そこに含まれる意匠について意匠権による保護を与えるか否か、自国の法令に基づく実体面の審査をします。その後、各指定締約国が国際事務局へ審査結果を通知することにより、その国では保護の効果を認める（保護の付与）又は認めない（拒絶）ということが国際登録簿に記録され、保護の付与を通知した国では意匠権による保護の効果が発生します。また、所定の期間内に審査結果を通知しなかった指定締約国では、その期間経過後に自動的に意匠権が発生します。



国際出願	国際登録	指定締約国における保護
<ul style="list-style-type: none"> ●出願書類は、WIPO国際事務局に直接提出（直接出願）又は日本国特許庁を通じて提出（間接出願） ●一通の出願書類で <ul style="list-style-type: none"> ・複数国への出願が可能（指定締約国として） ・最大100までの意匠を含めた出願が可能 ●出願人が選択した単一の言語による出願手続（英語、フランス語、スペイン語） ●単一の通貨（スイスフラン）による手数料の一括納付（日本国特許庁への送付手数料のみ日本円で納付） ●代理人の選任は任意 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際登録により、各指定締約国への正規の出願と同一の効果が発生（各指定締約国へ指定手数料が送金される） ●国際登録の存続期間は5年（5年単位で複数回更新可能） ●指定締約国における最短の権利存続期間は、国際登録の日から15年 ●国際登録の維持管理手続もWIPO国際事務局に一元化（更新、所有権の変更、放棄、限定、国際登録の名義人の名称・住所変更） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際公表により自国を指定した国際登録の内容を把握 ●各指定締約国における意匠権の発生は <ul style="list-style-type: none"> ・国際公表後6月又は12月以内（この間、各指定締約国は、国内法の実体的要件に基づき、保護の効果を拒絶することが可能） ・12月の期間は、新規性審査国のみ適用 ●拒絶の場合には、当該指定締約国の正規の出願と同じ救済手段が与えられる（各指定締約国は、後に拒絶を取り下げることも可能）

なお、ハーグ国際出願においては、指定締約国の選択は国際出願時にしか行うことができません。特許のPCT国際出願（前述）のように、国際出願の手続後に意匠権を取得する国を選ぶことはできません（国内移行の手続がありません）。また、商標のマドプロ出願（後述）のように、国際出願時に選択しなかった国を後から追加することもできません（事後指定の手続が認められていません）。

（2）ハーグ国際出願のメリット

① 一度の出願手続で複数国・複数意匠の権利取得が可能

ハーグ国際出願を利用すると、どの締約国を指定する場合であっても、一つの出願様式により、英語・フランス語・スペイン語から選択した一つの言語を使用して、出願手続を行うことができます。出願時の代理人の選任は任意です。一つの出願には複数の指定締約国と最大100までの意匠を含めることが可能であり、手数料は、指定締約国における意匠権の登録料も含め、国際事務局に対してまとめてスイスフランで支払います。つま

り、複数国・複数意匠について、単一書類・単一言語・単一通貨での一括出願手続が可能となり、複数国において意匠権を取得するために必要な手続負担の軽減とコストの削減を図ることができます。

② 複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易

ハーグ国際出願を利用すると、その後の各国意匠権の維持管理（権利期間の更新、権利者の氏名・住所の変更、権利の移転等）は国際事務局に対する一つの手続で可能となり、各国に対して個別に手続を行う必要がなくなるため、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易になります。

（3）ハーグ国際出願の手数料と支払時期

ハーグ国際出願の手数料は、国際事務局が受け取る手数料と各指定締約国が受け取る手数料の両方を合わせたもので、スイスフランにより、まとめて国際事務局に支払う必要があります。手数料の額は、国際出願に含める意匠の数や指定締約国の数、出願書類の提出方法等の違いによって変わります。

国際出願の手数料の支払は、国際出願と同時に行います。主な支払方法は、国際事務局の口座への外国送金やクレジットカード（インターネット経由で出願した場合のみ）です。

なお、国際事務局に対してではなく、日本国特許庁に対して出願書類を提出する場合には、国際出願の手数料とは別に、その出願書類を日本国特許庁が国際事務局に送付するための送付手数料を日本国特許庁に対して納付する必要があります。送付手数料は、特許印紙等により納付します。

3. 外国で意匠権を取得するための2つの出願方法の選択的な利用

外国特許庁への直接出願とハーグ国際出願の手続には、それぞれ長所、短所があります。

ハーグ国際出願では、簡易かつ一括で行う手続を元に複数国で意匠権を取得することが可能ですが、各指定締約国分の手数料に加え、国際事務局に対して支払う基本の手数料が必要になる分、権利を取得したい国や意匠の数が少ない場合には、各国に直接出願する場合と比べて費用が割安とならないこともあります。

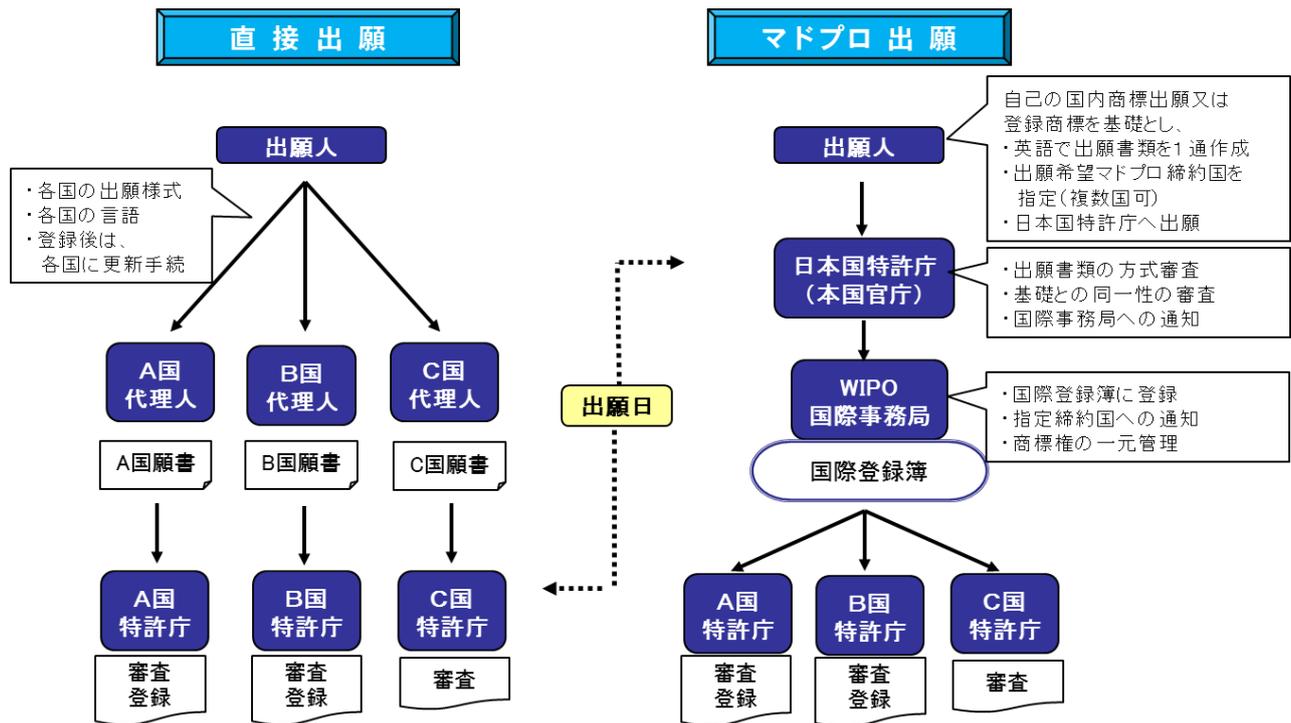
また、日本国内の意匠登録出願の場合、意匠権による保護が与えられ、意匠公報が発行されるまでは、出願内容が公表されることはありませんが、ハーグ国際出願の場合には、国際登録後所定期間（原則12か月）が経過すると国際公表が行われ、各指定締約国で意匠権による保護が与えられるよりも前に、出願した意匠の内容が公開される点には留意が必要です。

よって、どんな製品の意匠なのか、どの時期にどの国で販売する予定なのかなどを出願前に十分検討した上で、適切な出願方法を選択することが重要です。

[3] 商標

1. 商標の国際登録制度の概要

海外において商標権を取得するには、主に以下の2つの方法があります。一つは、権利を取得したい国の特許庁（海外の特許庁）へ直接出願する方法、もう一つは、マドリッド協定議定書（以下「マドプロ」といいます。）に基づき、日本国特許庁（本国官庁）を経由して、「国際登録出願」（以下「マドプロ出願」といいます。）をする方法です。



マドプロ制度を利用すると、我が国の出願人は自己の国内商標出願又は国内商標登録を基礎として、権利取得を希望するマドプロ締約国を指定し、日本国特許庁（本国官庁）を通じて国際事務局にマドプロ出願をすることができ、これにより複数の国に同時に出願するのと同等の効果を得ることができます。マドプロ出願は国際事務局の国際登録簿に登録され、その後、国際事務局から各指定締約国に対し領域指定の通知が行われ、各指定締約国による実体審査等を経て商標の保護が確保されることとなります。

2025年（令和7年）9月末現在、マドプロの加盟国は115か国・政府間機関で、主な加盟国・政府間機関は、アジアでは中国、韓国、欧米では米国、欧州連合等があります。

2. マドプロ出願のメリットと権利期間

マドプロ出願では、単一の言語（日本国は英語を選択）による一つの出願手続で、指定した複数国での商標権の取得が可能となり、書類の作成や手続が簡素化されることに加え

て、拒絶理由がない場合、各指定締約国で代理人の選任は原則として不要となること等から、コストの低廉化を図ることができます。

原則として、本国官庁が願書を受理した日が国際登録日とみなされ、その国際登録日に各指定締約国に直接出願したことと同じ効果が与えられます。各指定締約国での審査に関しては、拒絶理由を通知する期限が国際事務局からの指定通報の通知日から1年（国により18月）に定められていることから、審査は迅速に行われます。また、出願時に指定しなかった国を後から追加すること（事後指定）も可能です。

国際登録の存続期間は、国際登録日から10年間です。その後、権利を維持するためには10年ごとに更新する必要がありますが、マドプロ制度では、指定締約国ごとに更新手続を行う必要はありません。国際事務局へ一つの更新申請を行うことにより、指定した複数国の国際登録を一括して更新することができることから、国際登録簿によって複数の国での商標権を一元的に管理することが可能となり、各国での権利管理負担が軽減できます。

3. マドプロ出願の条件（日本国特許庁を本国官庁とする場合）

マドプロ出願をするためには、日本国特許庁（本国官庁）に基礎となる商標出願（以下「基礎出願」といいます。）又は商標登録（以下「基礎登録」といいます。）が必要であり、マドプロ出願する商標は、基礎出願・基礎登録の商標と同一でなければなりません。また、指定する商品・役務に関しても基礎出願・基礎登録において指定されている商品・役務と同一又はその範囲の中に含まれていることが必要です。

なお、出願人は日本国籍を有する者か、日本に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する者であり、基礎出願の出願人又は基礎登録の名義人と同一（共同名義人の場合を含む）でなければなりません。

○[Madrid e-Filingによる国際出願手続](#)

・WIPOが提供する「Madrid e-Filing」というWebサービスを通じ、オンラインで出願や手数料の納付を行うことができるほか、願書の記載事項にある不備の修正、WIPOからの欠陥通報に対する応答をMadrid e-Filing上で行うことができます。Madrid e-Filingに関する詳細は、こちらを参照ください。

○[【商標の国際出願】各種手続様式](#)

・マドプロ出願の願書等各種様式はこちらを参照ください。願書等は必要項目を記載（手書き不可）の上、書面（紙媒体）にて特許庁の窓口又は郵送により提出してください。

○[商標の国際出願（マドプロ）における電子特殊申請について](#)

・2024年（令和6年）1月から、願書をPDF化した上で、インターネット出願ソフトを経由して提出すること（電子特殊申請）も可能となりました。「電子特殊申請」に関する詳細は、こちらを参照ください。

4. マドプロ出願の手数料と支払時期

マドプロ出願の手数料は、国際事務局へ支払うものと日本国特許庁（本国官庁）へ支払うものの2種類があり、支払方法は国際事務局へはスイスフランによる銀行振込等、日本国特許庁へは特許印紙等で直接納付するという違いがあります。

なお、国際事務局へ支払う手数料は、国際事務局の経費と各指定締約国官庁の経費をまかなうものです。指定する商品・役務の区分数及び指定国の数により変動し、日本国特許庁へマドプロ出願手続をする前に支払うことになります。

なお、Madrid e-Filing を利用して日本国特許庁（本国官庁）に出願を提出する場合には、国際事務局へ支払う手数料と本国官庁手数料をスイスフランでまとめて国際事務局に納付することになります。

○[国際出願に要する手数料](#)

本国官庁、国際事務局それぞれに納付する手数料や納付方法についての詳細は、こちらを参照ください。

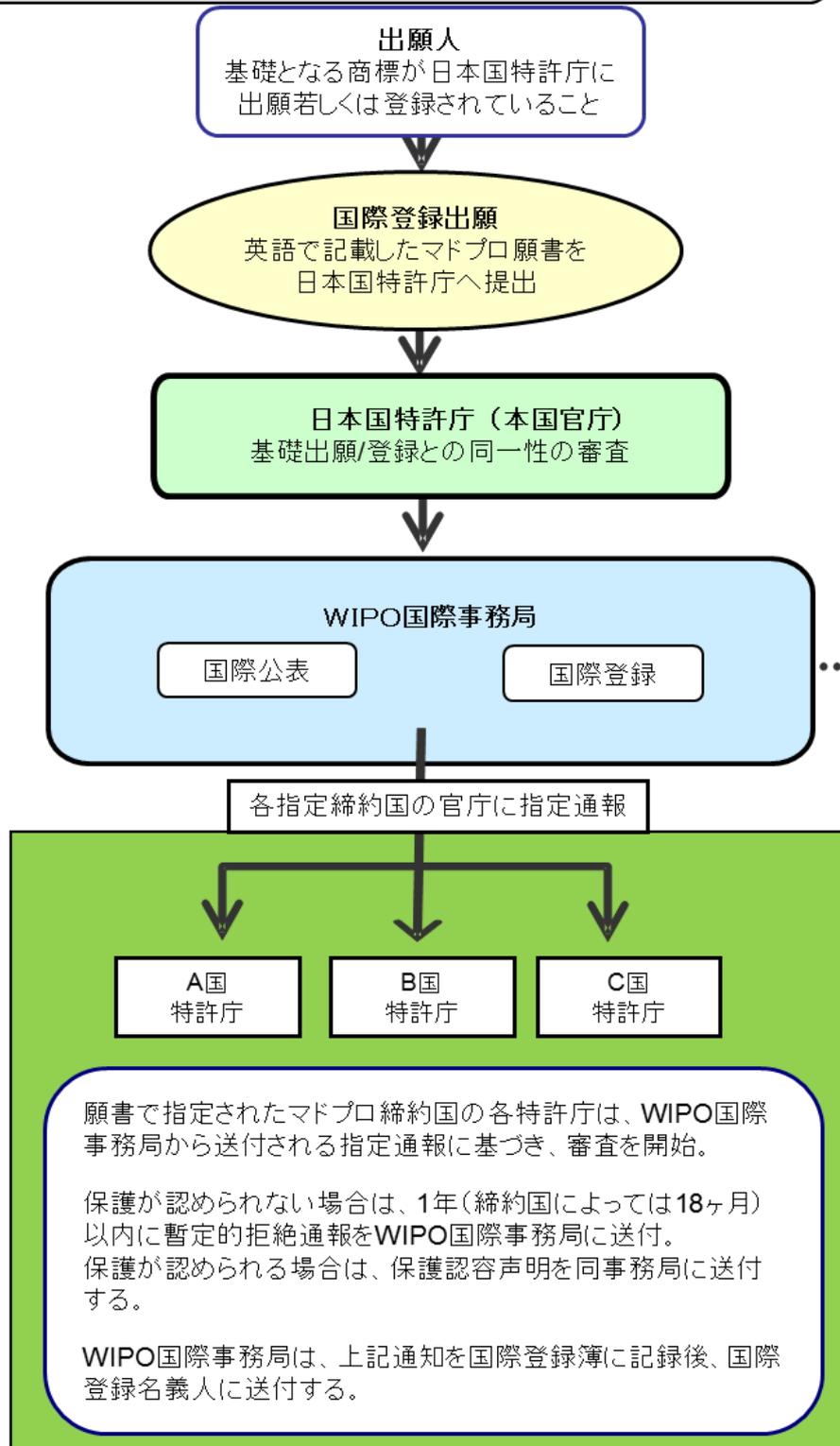
5. 国際登録の従属性

国際登録日から5年間は、国際登録の保護は本国官庁における基礎出願・基礎登録に從属します。具体的には、国際登録日から5年以内に、基礎出願が拒絶、取下げ、若しくは放棄となった場合又は基礎登録が期間満了、無効若しくは取消しとなった場合には、その取消し等の範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されます。

基礎出願の指定商品・指定役務を補正により減縮して登録になった場合でも、その減縮された範囲で、国際登録簿に記録された商品・役務が取消しとなります。

なお、この取消しの救済措置として、国際登録の名義人であった者は、所定の条件に從うことにより、取り消された国際登録について、各指定締約国における国内出願へ変更することができます。

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願(マドプロ出願)



- ①WIPO国際事務局が国際登録の権利管理を国際登録簿で行う。
- ②国際登録に関する名義変更、存続期間の更新手続も、WIPO国際事務局への手続にて一括して行うことができる。

第3章 特許情報の利用

[1] 特許情報とは

特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報が、特許情報です。

1. 特許情報とは

私たちが経済活動や社会生活を営む上で、新聞、テレビ、インターネット等から得られる「情報」は、一定の判断を下したり、行動を起こしたりするための知識として不可欠なものです。同様に、企業経営や研究機関等においても、技術やデザインの動向、商品・サービスなどの市場動向、更には法的な権利関係等を把握する上で、「特許情報」は重要な役割を果たしています。ここで「特許情報」とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報ですが、この情報を有効に活用することで、研究開発の重複の防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができます。このように、特許情報を有効に活用することは、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて、重要な鍵を握っています。

特に、特許公報の情報は、特許権成立時に公表される特許権の独占的な権利範囲を示した「権利情報」としての性格を有しています。また、出願から1年6月経過後に、特許出願の内容が掲載される公開特許公報は、最新の「技術情報」としての性格も有しています。

2. 特許情報で分かること

特許情報は、研究開発方針の策定から商品化、更には他人の権利調査に至るまでの様々な事業活動において活用されていますが、それぞれの目的に応じて調査の内容が異なります。

(1) 技術動向調査

研究開発に当たっては、将来性がある研究テーマの選定や過去になされた研究との重複回避のために、特許情報を活用した技術動向調査が有用です。

特定の技術分野における特許出願の動向を調査することにより、過去にどのような技術が存在したかを把握し、それをもとに、今後開発すべき技術を見出すことができます。また、同じ研究テーマが他人によって既に研究されていたことが判明すれば、重複した研究を回避でき、更にその研究結果を基礎としながらより優れた技術の開発を促進することができます。

自社にとって障害となる特許権が存在する場合にも、技術動向調査により、他社の権利を回避する代替技術を把握し、紛争の回避を図ることができます。

（２）出願前の先行技術調査（新規性・進歩性調査）

研究成果として発明がなされたとき、権利化するか否かの判断が必要となりますが、特許出願をする際に関連する分野の先行技術について調査することにより、権利として認められる見込みのない無駄な出願を未然に防止することができます。特に外国出願に当たっては、多額の経費を必要とするため、費用対効果の観点から十分な先行技術の調査が望まれます。また、審査請求の際にも、無駄な経費を節減するために同様の調査が有用となります。

さらに、明細書の作成に慣れていない人にとっては、先行技術の調査で得られた特許文献を明細書作成の際に参考書として活用することができます。

なお、明細書には、出願人が出願時に知っている先行技術文献の開示が義務づけられているので（特許法第36条第4項第2号）、出願前の先行技術の調査は不可欠といえます。

（３）権利調査

開発製品が他人の産業財産権を侵害すると、製造・販売の中止や製造品の廃棄、あるいは権利者への損害賠償にまで発展するおそれがあります。これらを未然に防止するために、設計から製造前段階にかけて、他人の権利範囲の調査を行います。特許権や実用新案権以外にも、製品のデザインについては意匠権まで、商品販売に使用する製品名・マークについては商標権まで、他人の産業財産権を侵害しないようにしっかりと調査することが必要です。

侵害になりそうな権利が存在した場合には、まずその権利範囲を特定し、その上で代替技術の開発やライセンス交渉（技術導入・技術提携）、製品デザインや製品名・マークの変更などの方策を検討していきます。

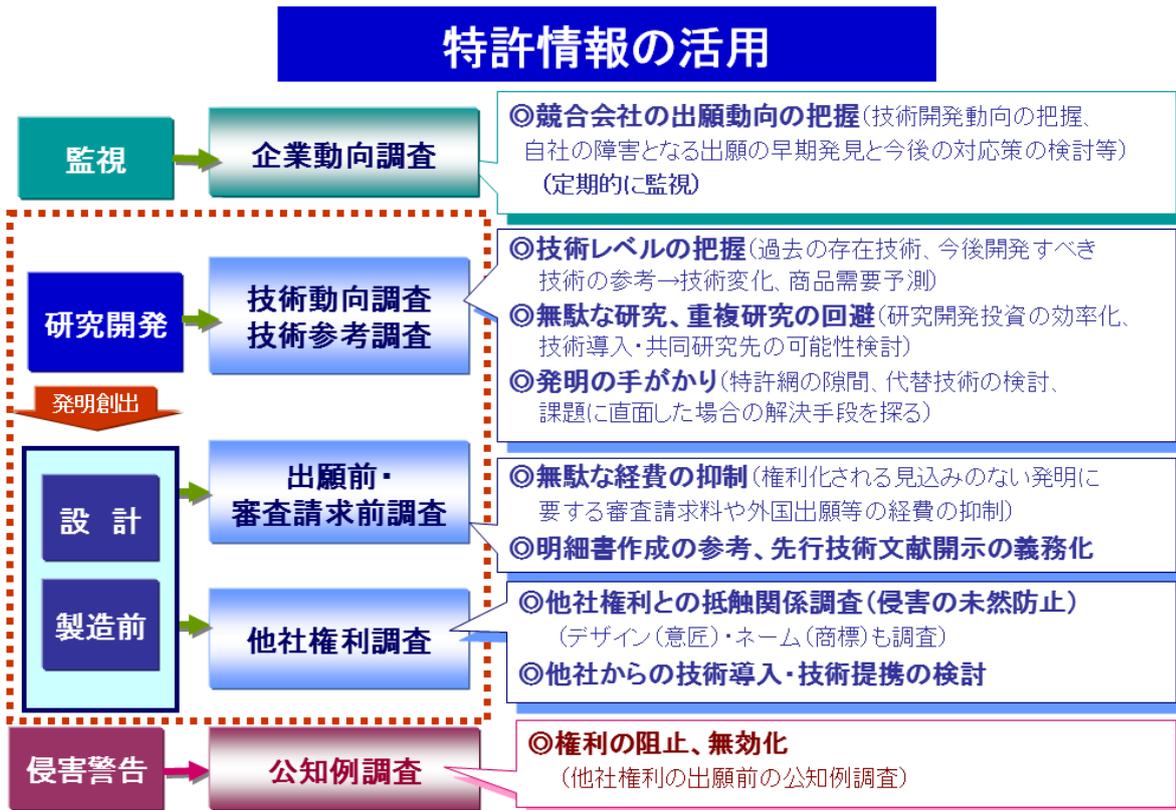
（４）公知例調査

他の権利者から警告を受けた場合などの対抗手段として、自社の発明・考案を事業化する際に障害となる他人の特許権・実用新案権を無効にするため、その特許・実用新案登録の出願前の公知例を調査します。この場合、必要に応じて外国文献、雑誌・カタログ等まで公知例の調査範囲を広げていきます。

（５）企業動向調査

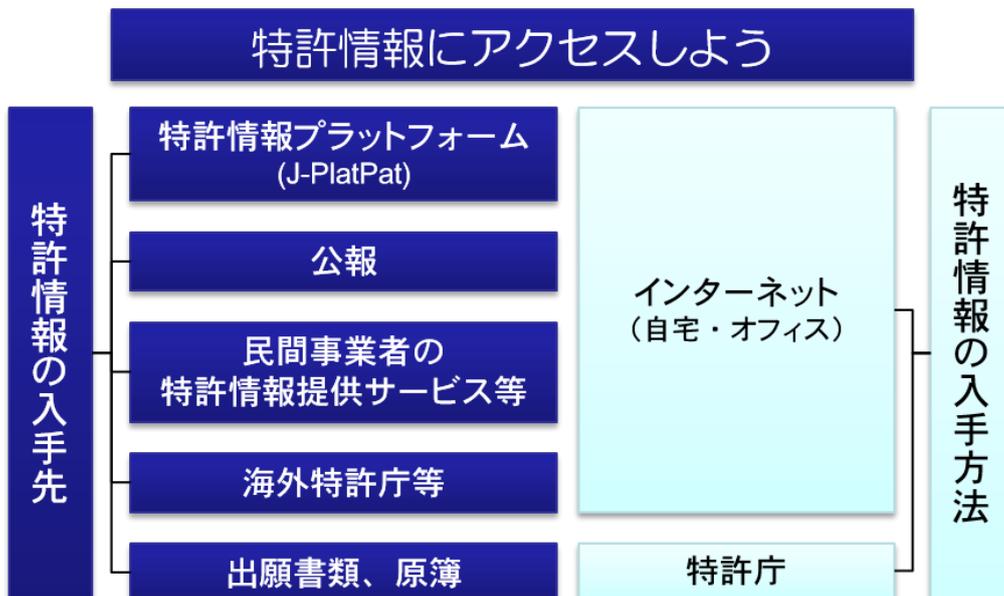
競合他社がどのような戦略で事業を行っているかを把握し、自社の戦略の構築に役立てる上で、特許情報は貴重な情報源となります。競合他社の過去から現在に至るまでの出願動向を把握することにより、競合他社の研究開発動向等を読み取ることができます。また、競合他社の出願動向を継続的に監視し、自社にとって障害となる出願の早期発見に努めることも重要です。特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用して、発見した出願の経過情報を参照し、権利化の進行状況を常に把握することにより、今後の対応の検討に役立てることができます（例えば、新規性又は進歩性に疑義のある特許が出願されていた場合には、出願公開後あるいは特許付与後において、特許庁に対して情報提供を行うこと

ができます（特許法施行規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 3）。）。



3. 特許情報へのアクセス

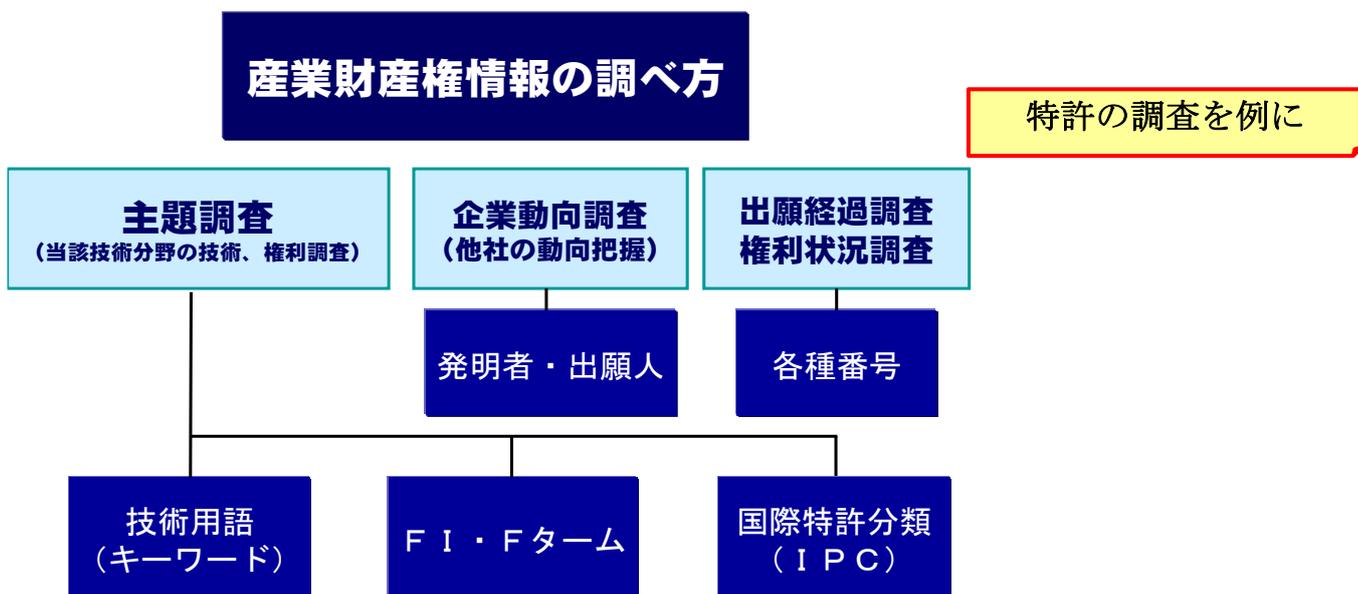
特許情報は、特許庁が発行する各種公報類のほか、J-PlatPat や民間事業者による特許情報提供サービス、更には海外特許庁のホームページ等を通じて広く提供されています。2015年4月から、全ての公報がインターネットにより発行されています。



4. 特許情報の調べ方

特許に関する情報を調べる場合、例えば、先行技術調査や権利調査（「主題調査」といいます。）を行う際には、技術用語（キーワード）や国際特許分類（IPC）、FI・Fターム等の検索キーにより行います。分類については、「[2] 特許の分類（IPC）とFI・Fターム」を参照ください。また、競合他社などの企業動向調査を行う際には、出願人名や発明者名により検索します。さらに、案件の権利状況調査や出願経過調査を行う際には、出願番号、公開番号、登録番号などの各種番号により検索します。

なお、具体的な検索方法については、「[3] 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した特許情報の検索」を参照ください。



FI等の分類を検索キーとした調査では、キーワード検索と比較してノイズや漏れが少ない検索結果を得ることができる一方、どのような分類で検索すればいいか分かりにくいというデメリットがあります。キーワードを検索キーとした調査は、その逆のことがいえます。

一般的に、どのような分類で検索したらよいか分からない場合には、①まず、キーワード検索（J-PlatPatの特許・実用新案検索等）を行い、そこでヒットした複数の文献の中に高い頻度で現れるFIを見つけます。②次に、J-PlatPatのパテントマップガイダンスでそのFIの内容を確認し、③FIを検索キーとした検索を行います（IPC・Fターム検索も同様です）。

[2] 特許の分類（IPC）とFI・Fターム

1. 国際特許分類（IPC）

国際特許分類（IPC）は、世界各国が共通して利用できる国際的に統一された特許分類であり、現在世界の100か国以上がIPCを利用しています。IPCの構造を理解することにより、世界各国の様々な特許情報を活用することができるようになります。

国際的な技術交流が盛んになり、外国特許文献の利用が増大するなかで、各国が独自の特許分類を用いていたのでは、特許文献の円滑な利用に支障を来すことになります。そこで、世界各国が共通に使用できる特許分類として作成されたのが国際特許分類（International Patent Classification。以下「IPC」といいます。）です。

IPCは、特許情報を世界で共通に利用できることを目的に作成されたものですので、IPCの構造を理解することは必要な特許情報を入手する上で極めて有用です。

IPCの正しい理解は、出願の際に必要な対象分野の先行技術調査を始め、出願書面へのIPCの記載、権利侵害のチェック等、内外特許文献の利用に大いに役立ちます。

現在、J-PlatPatを含め、諸外国特許庁ホームページにおいて、技術情報の提供がなされるようになり、その検索を行う上でもIPCの習熟はますます重要になるものと思われます。

（1）国際特許分類（IPC）の概要

① 加盟

日本は1977年（昭和52年）8月にストラスブール協定の正式な加盟国となりました。2025年10月現在で67か国が加盟しています（IPCは、協定加盟国以外の国でも利用されており、100か国以上が利用しています。）。

IPCの第8版は2006年1月1日に発効し、その後、2007年1月1日、同年10月1日、2008年1月1日、同年4月1日、2009年1月1日、これ以降は毎年1月1日にその一部が改正されています。

② 表記方法

特許公報などの特許文献に記載されるIPCの公式な略語は「Int.Cl.」で、この「Int.Cl.」を特許文献の分類記号の前に置いています。

IPC第7版までは、分類の版はInt.Cl.の右肩のアラビア数字によって示されていました（例：「Int.Cl.⁷」）。しかし、IPC第8版以降は、IPCが新設または改正された年月を丸括弧で囲って表記することによって、IPCのバージョン情報を示すこととなりました（例：A01C 11/00 (2006.01)）。

特許文献に記載される分類記号の表記は、フルIPCを用いて分類しているか、サブクラスレベルまたはメイングループのみを用いて分類しているかで異なります。フルIPCを用いて分類しているか否かの識別はイタリック体（斜体）か否かで行い、発明情報か付加情報かの識別は、ボールド（太字）フォントか通常フォントかで行っています。

	ボールド（太字）フォント	通常フォント
イタリック体	<ul style="list-style-type: none"> ・フルIPCを用いて分類 ・発明情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルIPCを用いて分類 ・付加情報
非イタリック体	<ul style="list-style-type: none"> ・サブクラスレベルでまたはメイングループのみを用いて分類 ・発明情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブクラスレベルでまたはメイングループのみを用いて分類 ・付加情報

日本はフルIPCを用いて分類していますので、公報上の表記は以下のとおりです。

(11) 特許出願公開番号

特開○○○○－○○○○○○○

(43) 公開日 令和○年()○月○日

(51) Int. Cl.

F I

B01D ***50/ 00*** ***(2022. 01)***

B01D 50/ 00 501 A

B01D ***46/ 10*** ***(2006. 01)***

B01D 46/ 10 A ZAB

B01D ***46/ 00*** ***(2022. 01)***

B01D 46/ 00 301

「***B01D 50/00***」、「***B01D 46/10***」は発明情報を表す分類記号です。そして、「***B01D 46/00***」は付加情報を表す分類記号です。

発明情報とは、従来技術への付加を表す特許文献の完全な開示（例えば、明細書、図面、請求の範囲）中にある技術情報のことであり、付加情報とは、それ自体は従来技術への付加を示していないがサーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報のことです。

右欄はF I (File Index)と呼ばれる分類記号で、IPCを更に細かく展開した日本特許庁独自の分類です（詳しくは、「2. F I、ファセット、Fターム」を参照ください）。

(2) IPCの構成

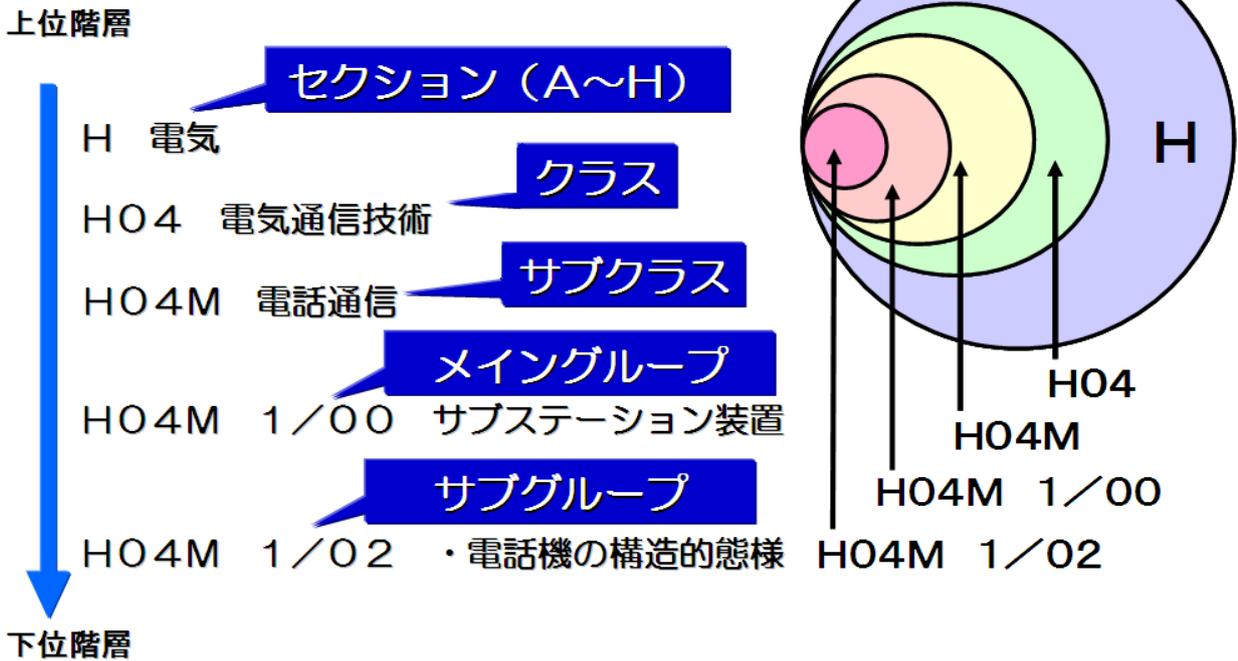
IPCの分類表は、全技術分野を階層的にセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化した構造を有しています。

セクションとは、全技術分野を大きくAからHまでの8つに分類したものです。

したがって、IPCを解釈していく際には、上位階層から下位階層へと把握していくことが必要です。

図のHセクションの一例をみると、下位の階層になるほど技術が細分化されているのが理解できると思います。

(例) IPCのH04M 1/02



(3) IPCの国内運用

IPCは国際的に統一して利用されていますが、その利用に際して、例えば我が国特有の技術分野あるいは諸外国に比べて一段と進んでいる技術分野においては、IPCの展開をそのまま使用すると多数の特許文献が集中し、検索などに不都合が生じる場合があります。

そこで、我が国では我が国特有の技術事情に対応して、IPCの必要と認められる箇所について展開記号、分冊識別記号を設けるなど独自に細展開したFIを採用しています。

(4) 出願人によるIPC付与

出願人によるIPC付与は、出願の際に出願人がIPC記号を出願書面に記載するもので、1978年（昭和53年）から開始され、1990年（平成2年）12月1日からの工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の施行に伴い、出願人によるIPCの記載箇所が願書の様式中に設けられました。

出願人が定常的にIPC付与を行うことにより、出願人の皆様にIPCに対する理解を深めていただくことを目的としています。

様式第26（第23条関係）

【書類名】	特許願
【整理番号】	
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
（【国際特許分類】）	

2. F I、ファセット、Fターム

F Iは、I P Cを我が国の技術事情によって細展開した分類であり、Fタームとは、特許審査のための先行技術調査（サーチ）を迅速に行うために開発された検索インデックスです。

いずれも関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指して作成された我が国固有のものであります。

(1) F I (File Index)

F IはI P Cを更に細展開した我が国固有の分類であり、展開記号、分冊識別記号をI P Cに付加する形で表記されます。

- ・原則最新版のI P Cを細展開（一部は旧版のI P Cを細展開）
- ・全ての年代の公報に共通する検索キー
- ・「I P Cのサブグループまでの記号(+展開記号及び/または分冊識別記号)」で表す

① 展開記号

I P Cの最小単位であるサブグループを更に細かく展開するために用いられる記号です。この記号には、3桁の数字が使用されています。

② 分冊識別記号

I P C又は展開記号を更に展開するために用いられる記号です。この記号には、「I」(アイ), 「O」(オー)を除くAからZまでのアルファベット1文字が使用されています。

(F Iの例)

B 0 1 D 5 0 / 0 0 5 0 1 A

(I P Cのサブグループまでの記号 + 展開記号 + 分冊識別記号)

B 0 1 D 4 6 / 0 0 C

(I P Cのサブグループまでの記号 + 分冊識別記号)

B 0 1 D 4 6 / 0 0 3 0 1

(I P Cのサブグループまでの記号 + 展開記号)

(参考) 分類調和の動き

F Iが我が国独自の分類であることは前述のとおりですが、同様に欧州特許庁、米国特許商標庁においてもC P Cという独自の分類を有しています。日米欧中韓の五大特許庁では、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（I P C）を細分化させる分類調和の議論を行っています。五大特許庁で合意の得られたI P C改正案は、I P Cリビジョン（改正）作業部会での議論・承認を経て発効します。

(2) ファセット分類記号

IPC分類表の所定の範囲にわたって、IPCの分類展開とは異なる観点から展開されている記号であって、これによりIPCとは別の観点からのサーチが可能です。ファセット分類記号には3個の英文字が使用されています。

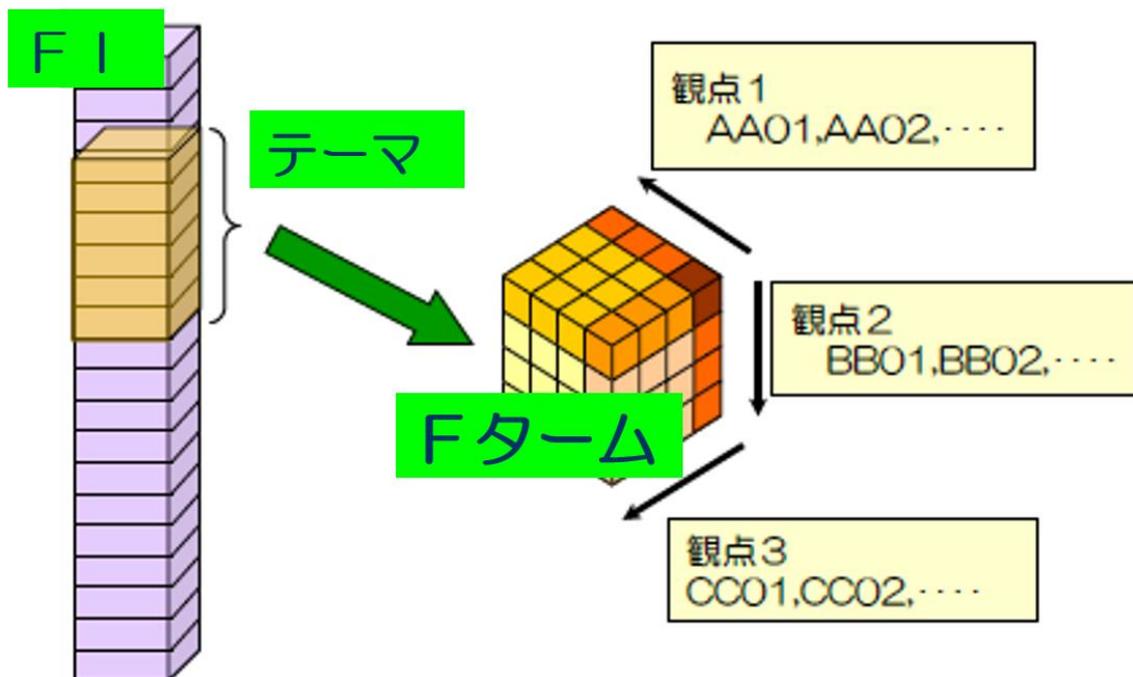
(例) ZAA (超伝導に関するもの [適用範囲 全範囲])

(3) Fターム (File Forming Term)

Fタームは、文献量の著しい増大及び技術の複合化、融合化、製品の多様化に対応し、特許審査のための先行技術調査(サーチ)を迅速に行うために開発された検索インデックスであり、関連先行技術を効率的に絞り込むことを目的としたものです。

- ・各技術分野を技術範囲(テーマ)ごとに複数の観点(目的、用途、構造、材料、製法等)で細区分したものが「Fターム」であり、多観点での解析、付与が可能であることが特徴です。
- ・FIで規定される全技術分野のうち約6割の技術分野において整備されています。

<FI及びFタームの関係>



① テーマとは

FIで規定される全技術分野は、一定の技術範囲ごとに区分されており、区分された各技術分野を「テーマ」と呼びます。各テーマには、英数字5桁のコードからなるテーマコードと、各技術範囲(テーマ)を端的に表すテーマ名が付与されています。

(例) テーマコード: 5K023
テーマ名: 電話機の構造

② タームの表記

Fタームは、「テーマコード（英数字）5桁」＋「観点（英字）2桁」＋「数字2桁」にて構成されます。通常、テーマコードは別途表示されることが多く、前5桁が省略された、観点2桁＋数字2桁を指して「Fターム」と呼びます。観点とは、その下に展開される複数のFタームを取りまとめる概念であり、目的、用途、構造、材料、製法等が挙げられます。

(例) 5K023 AA07
 テーマコード 観点 数字

③ Fタームリスト

テーマコード、テーマ名及びFタームが示されたリストを、「Fタームリスト」と呼びます。

<テーマコード「5K023」のFタームリスト>

テーマコード	5K023
説明	電話機の構造（カテゴリ：電話・伝送回路）
FIカバー範囲	H04M1/02-1/23@Z

観点	Fターム							
AA	AA00	AA01	AA02	AA03	AA04	AA05	AA06	AA07
	用途	・公衆電話	・カード電話	・ボタン電話（キーテレホン）	・ホームテレホン	・インターホン	・会議電話	・携帯電話
	AA11	AA12	AA13					
		・船舶電話	・福祉電話	・非常電話				
BB	BB00	BB01	BB02	BB03	BB04		BB06	BB07
	目的、効果	・装飾性向上	・携帯性向上	・小形、軽量、薄形化	・低コスト；部品、材料の削減；製造の容易化		・送受話機能の向上	・不要送話防止
	BB11	BB12	BB13	BB14	BB15	BB16	BB17	
		・操作性向上	・誤操作防止	・誤ダイヤル防止	・半掛け防止	・ワンタッチダイヤル	・自動ダイヤル	・オフックダイヤル
LL	LL00	LL01	LL02	LL03	LL04	LL05	LL06	LL07
	構造要素（7）その他	・プリント基板	・リレー	・電源装置	・電池	・アンテナ	・電話機筐体	・電話機底板

④ Fタームによる特定

一例として、「携帯電話」の「アンテナ」を「小型化」する技術の先行技術調査（サーチ）に用いるFタームの特定手法を説明します。

1) テーマの特定

パテントマップガイダンスの「キーワード検索」画面において、検索対象として「Fターム」、表示画面として「Fタームリスト」を選択した上で、キーワード検索にて「携帯電話」と入力し、テーマコード「5K023」（テーマ名：電話機の構造）を特定します。

<パテントマップガイダンス「キーワード検索」画面>

特許・実用新案分類照会(PMGS) ▶ ヘルプ

FI/Fターム、IPC（最新版）に対しキーワードから分類を検索できます。また、コードから分類を照会できます。コード照会から特許・実用新案検索へ分類を設定することが可能です。

- ・改廃情報に関しては、[FI改正情報](#)、[テーマ改廃情報](#)、[テーマコード表](#)、[IPC改正表](#)、[IPC指針](#)、[IPC旧版](#)を参照ください。
- ・分類関連情報に関しては、[パテントマップガイダンス（旧）情報](#)、[IPC分類表及び更新情報](#)、[CPC情報](#)、[WIPO-IPC](#)、[付加コードリスト](#)を参照ください。

コード照会 キーワード検索

検索対象

FI/ファセット Fターム IPC(最新版)

表示画面

Fタームリスト Fターム解説

キーワード

観点単位 ▼

AND

サーチ範囲(分類)

2) Fタームリストの確認

パテントマップガイダンスの「分類表示」画面において、「テーブル表示」をクリックすることで、テーマコード「5K023」のFタームリスト（③参照）を確認することができます。

<パテントマップガイダンス「分類表示」画面>

分類表示 ヘルプ

Fターム 特実検索にセット

+ 追加

検索キーワードのハイライトされている文字列:

5K023 テーブル表示

テーマコード	5K023 解説
説明	電話機の構造 (カテゴリ: 電話・伝送回路)
FIカバー範囲	H04M1/02-1/23@Z

AA00 用途 開く +

BB00 目的, 効果 開く +

CC00 電話機の設置位置 開く +

DD00 電話機の形状 開く +

EE00 構造要素 (1) 送受話部 開く +

3) Fタームの特定

テーマコード「5K023」のFタームリスト（③参照）から、「携帯電話」、「アンテナ」、「小型化」に対応するFタームを探すことで、「AA07」（携帯電話）、「LL05」（アンテナ）及び「BB03」（小形、軽量、薄形化）が特定できます。

[3] 特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索

INPITでは、インターネットを利用して、特許・実用新案・意匠・商標などの情報（特許情報）を検索・閲覧できるサービス「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat : Japan Platform for Patent Information）」を無料で提供しています。

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）トップページ

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

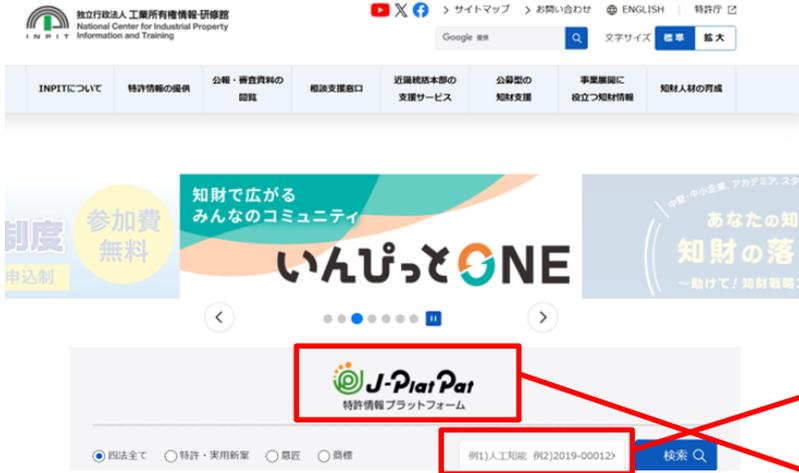
The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a navigation bar with the J-PlatPat logo and contact information. Below the navigation bar, there is a red banner with a notification icon and the text "重要なお知らせが4件あります". The main content area features a search bar with the text "簡易検索" and a search button. Below the search bar, there is a section for "目的別ナビ" (Navigation by Purpose) with three cards: "初心者向けJ-PlatPat講習会" (Beginner-friendly J-PlatPat training session), "マニュアルをダウンロードしたい!" (I want to download the manual!), and "動画で操作方法を知りたい!" (I want to know the operation method with a video!).

※トップページの「簡易検索」は J-PlatPat を初めて利用される方に向けたサービスで、検索対象が限られています。実際の調査を行う際には、個別の検索サービスをお使いください。

○ J-PlatPat へのアクセス方法

J-PlatPat にアクセスするには、URL (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) をお使いのインターネットブラウザのアドレス欄に直接入力していただくほか、I N P I T 又は特許庁のホームページからアクセスすることができます。

※ [I N P I T のホームページ](#)



こちらの検索窓から「J-PlatPat」の簡易検索が利用できます。

※ [特許庁のホームページ](#)



こちらをクリックすると、「J-PlatPat トップページ」が表示されます。

1. J-PlatPat を利用した特許・実用新案検索

(1) 特許・実用新案の主な検索サービス

① 特許・実用新案番号照会／OPD

特許・実用新案の各種公報を文献番号から照会できます。

② 特許・実用新案検索

公開特許公報を始め特許・実用新案公報、和文抄録、外国文献等を、書誌的事項、請求の範囲等を対象にキーワードや分類（F I ・ F ターム、I P C 他）を用いて検索することができます。

(2) 特許・実用新案検索での検索方法

特許・実用新案検索を利用して「ノートパソコンに使われている液晶画面」に関する特許について、キーワードを使って検索する方法を紹介します。



J-PlatPat トップページからグローバルナビゲーション「特許・実用新案」にマウスポインタを移動し、「特許・実用新案検索」をクリックします。

①

①まず、「ノートパソコン」についての文献情報がどのくらいあるか検索します。文献種別で「国内文献」を選択し、「全文」の検索キーワードとして、「ノートパソコン」と入力します。

②

② **検索** をクリックすると検索結果が表示されます。検索結果が3,000件を超えた場合には一覧表示ができないため、3,000件以下に絞り込めるよう、検索条件を変更します。

③

③「全文」では検索範囲が広いので検索項目を「要約/抄録」に変更します。キーワードを「ノートパソコン」で検索すると、「ノート型パソコン」や「ノート型コンピュータ」はヒットしないため、これらのキーワードもヒットするように“ノート”、“パソコン コンピュータ”と分けて検索します。さらに、調査対象が液晶画面のためキーワードに“液晶”を追加し、**検索** をクリックします。

④

※検索漏れを少なくするには、キーワードの類義語を OR 検索で入力し、別観点のキーワードを AND 検索で入力する方法がおすすめです。

④「検索結果一覧」が表示されます。文献番号・出願番号・出願日・公知日・発明の名称等が一覧で表示されます。内容を確認したい公報の文献番号をクリックします。

⑤ 公報の情報が表示され、検索キーワードがハイライトで表示されます。

< 右上のボタンについて >

📄 文献単位PDF

表示中の公報の全文をPDFで表示します。全頁を一度に印刷できます。はじめに認証画面が表示されますので、画面の指示に従ってください。

📄 経過情報

表示中の案件の経過情報を表示します。また、案件の審査に関する書類(審査書類)もこちらから表示できます。

The screenshot shows a patent search interface. At the top right, a navigation bar contains buttons for '< 前の文献', '10 / 176', '表示', and '次の文献 >'. A red box highlights this bar, with a callout bubble stating '文献を順番に確認できます' (You can check documents in order). A circled '5' is in the top right corner. Below the navigation bar, there are buttons for '登録公報', '文献単位PDF', '経過情報', 'OPD', '検索キー', and 'URL'. The main content area has a title '特許 有効 (年金の支払い)' and options for document display format (Text or PDF) and keyword highlighting (Multi-color or Single-color). A list of search results is shown on the left, and a large image viewer is on the right. The image viewer has a red box around its navigation bar, which includes '代表図面', '1', '2', '3', '4', '5', '6', '7', '8', '9', and a '拡大および印刷' button. A callout bubble points to the numbers, stating '数字をクリックすると図面が切り替わります。' (Clicking a number switches the image).

2. J-PlatPat を利用した意匠検索

(1) 意匠の主な検索サービス

① 意匠番号照会

意匠公報、意匠公知資料を文献番号から照会できます。

② 意匠検索

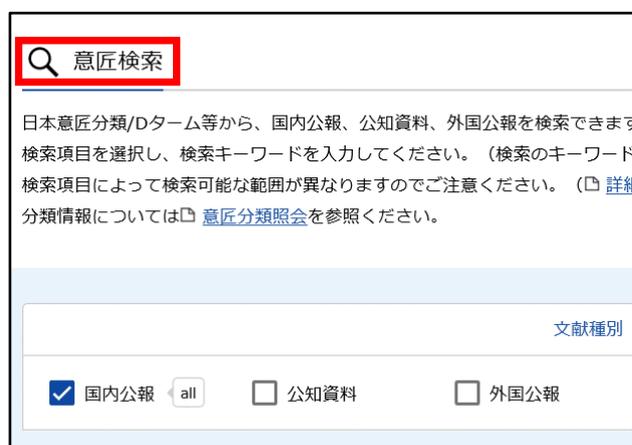
意匠公報、意匠公知資料を、物品名や意匠権者を対象としたキーワードや、分類（日本意匠分類・Dターム、ロカルノ分類他）を用いて検索することができます。

意匠公報は、意匠登録された意匠とその権利内容を広く知らせるために発行されます。意匠公報の調査は、自社で事業化する製品が他人の意匠権を侵害してしまわないよう、事前に行う権利調査として、あるいは、意匠を出願する前に似た意匠が公知となっていないかを確認する先行意匠調査として有効な手段です。

意匠公知資料とは、特許庁における審査のために、一般に入手可能なカタログや雑誌、インターネット情報などから製品デザインを集め、検索できるように整備した資料のことです。意匠公知資料は、意匠権が成立している意匠と直接には関係ありませんが、先行意匠調査に役立てることができます。

(2) 意匠検索での検索方法

意匠検索を利用して「自動車」をキーワードとして検索する方法を紹介します。



J-PlatPat トップページからグローバルナビゲーション「意匠」にマウスポインタを移動し、「意匠検索」をクリックします。



①

①まず、「自動車」についての意匠がどのくらいあるか検索します。

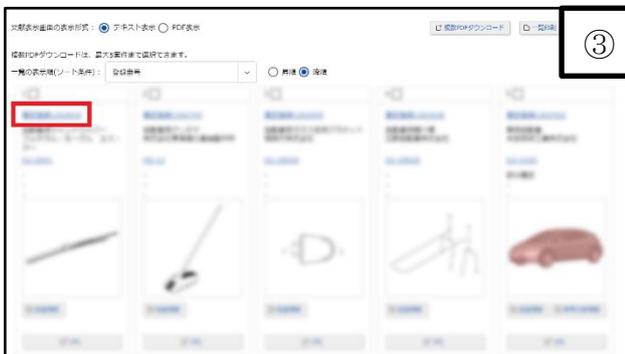
文献種別で「国内公報」を選択し、検索項目「意匠に係る物品/物品名/原語部品名」に、検索キーワード“自動車”を入力します。



②

②ヒット件数が30,000件を超えると結果が表示できないので、条件を絞り込んで30,000件以下にします。

今回は、ヒット件数が30,000件を超えたと仮定し2005年1月1日～2006年1月1日に登録となったもの限定して検索します。検索オプションを開いて日付指定の検索項目「登録日」に“20050101”～“20060101”と入力し、 をクリックします。

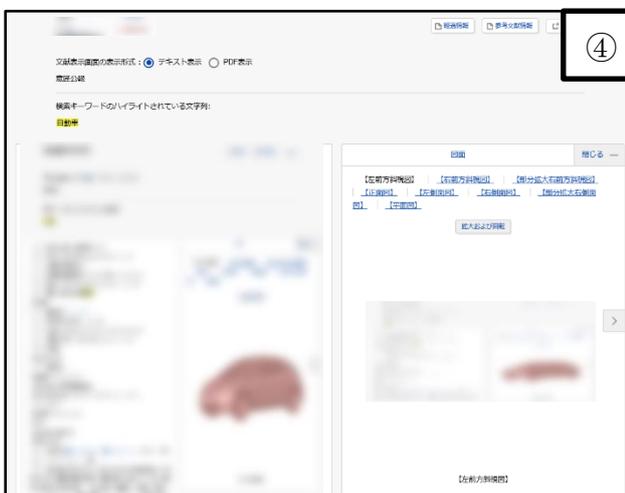


③

③「検索結果一覧」が表示されます。

図面、登録番号、意匠に係る物品、意匠権者が一覧で表示されます。

※「検索結果一覧」は初期設定で「代表図と簡易書誌」に設定されているため、代表図のサムネイルが表示されます。



④

④内容を確認したい意匠の登録番号をクリックします。権利者名のほか、意匠分類やDタームなどの情報が載っています。この分類やDタームを使って検索することで、「乗用車」のように別の名称で出願された意匠など、今回ヒットしなかった意匠も調査できます。

3. J-PlatPat を利用した商標検索

(1) 商標の主な検索サービス

① 商標番号照会

商標公報・公開商標公報又は出願・登録情報を文献番号から照会できます。

② 商標検索

出願・登録情報又は公報を、商標名や称呼、図形等分類等を用いて検索できます。

(2) 商標検索での検索方法

商標検索を利用して、「入浴剤」が含まれる商品分野で「アロマ」の文字を含む商標や称呼（読み方）が似ている商標が既に出願されていないか、又は、既に商標登録されていないかどうかを検索する方法を紹介します。



J-PlatPat トップページからグローバルナビゲーション「**商標**」にマウスポインタを移動し、「**商標検索**」をクリックします。

①～②

商標名や称呼等から出願・登録情報または公報を検索できます。検索項目を選択し、検索キーワードを入力してOR検索します。
 検索対象種別が公報の場合は、検索対象となる公報が一部のみに限られますので、ご注意ください。
 【参考情報】
 商品・役務の区分または類似群コードに関する資料 → [商品・役務名検索](#)、[商品・サービス国際分類表](#)、「称呼（類似検索）」の注意事項 → [利用上の注意](#)

検索対象種別
 出願・登録情報 公報 電子化された公報(2000年以降)のみが対象となります。

商標(マーク)

検索項目 キーワード
 称呼(類似検索) アロマ

削除 AND

オプション指定: なし

検索 クリア

③

商標名や称呼等から出願・登録情報または公報を検索できます。検索項目を選択し、検索キーワードを入力してOR検索します。
 検索対象種別が公報の場合は、検索対象となる公報が一部のみに限られますので、ご注意ください。
 【参考情報】
 商品・役務の区分または類似群コードに関する資料 → [商品・役務名検索](#)、[商品・サービス国際分類表](#)、「称呼（類似検索）」の注意事項 → [利用上の注意](#)

④～⑤

商品・役務名等から指定商品・指定役務名等を検索できます。検索のキーワードを入力してOR検索します。
 【参考情報】
 商品・役務の区分または類似群コードに関する資料 → [類似商品・役務審査基準](#)、[商品・サービス国際分類表](#)、[商品・役務を指定する際の御注意](#)、[商品・役務名検索の利用に当たって](#)、[審査において採用された商品・役務名の公表について](#)、[採用できない商品・役務名](#)

国際分類版(期間)
 国際分類第11-2019版 (平成31(2019)年1月1日からの出願に適用)
 国際分類第11-2018版 (平成30(2018)年1月1日から平成30(2018)年12月31日までの出願に適用)
 国際分類第11-2017版 (平成29(2017)年1月1日から平成29(2017)年12月31日までの出願に適用)

データ種別
 類似商品・役務審査基準
 商品・サービス国際分類表(ニース分類)
 TMS IDリスト
 審査において採用された商品・役務名(日本語又は英語表記のみ)
 WIPO Madrid Goods and Services Manager
 採用できない商品・役務名

使用する言語
 日本語 英語

検索キーワード
 商品・役務名
 入浴剤

追加 AND

区分

①まず、「アロマ」に称呼（読み方）が同じ、または、似ている商標を検索します。検索対象種別は「出願・登録情報」を選択します。検索項目「称呼（類似検索）」の検索キーワードとして、“アロマ”（全角カタカナ）と入力します。

※この検索項目を使うと、称呼（読み方）が類似する可能性のある商標を広く検索できます。

併せて、「アロマ」の文字を含む商標の検索もしてみましょう。検索項目「称呼（類似検索）」に入力した検索キーワードを削除し、検索項目「商標（検索用）」の検索キーワードとして、新たに“アロマ? あろま?”と入力します。

※キーワードの前後に「?」を入力することで、部分一致検索が行えます。

②「検索」を押すと「検索結果一覧」が表示されます。なおヒット件数が3,000件を超えると結果が表示できません。超えてしまう場合は条件を絞り込んで3,000件以下にします。

③「アロマ」に称呼（読み方）が似ている商標の中から「入浴剤」が含まれる類似群コード（同じ類似群コードの商品・役務は類似と推定される。）に絞り込んでみましょう。商品・役務の類似群コードは『商品・役務名検索』で調べることができます。画面上部の『商品・役務名検索』をクリックします。

④別ウインドウで「商品・役務名検索」の検索画面が開きます。

⑤「商品・役務名」欄に“入浴剤”と入力して「検索」をクリックします。

No.	区分	データ種別	出願番号/ 国際登録番号	商品・役務名(日本語)	商品・役務名(英語)	類似群コード
1	03	T M	-	バスクリスタル (入浴剤)	bath crystals	04C01
2	03	M	-	バスクリスタル (入浴剤) (医療用のものを除く。)	bath crystals, not for medical purposes	04C01
3	03	M	-	バスクリスタル (入浴剤) (医療用のものを除く。)	bath crystals, not for medical use	04C01
4	03	M	-	メントール入り入浴剤 (医療用のものを除く。)	menthol bath preparations, not for medical purposes	04C01
5	03	N T	-	入浴剤 (医療用のものを除く。)	bath preparations, not for medical purposes	04C01
6	03		商標2014-043179	入浴剤 (医療用のものを除く。)	-	04C01

⑥

⑥検索結果一覧に「入浴剤」の文字を含む商品・役務名が表示されます。

「入浴剤 (医療用のものを除く)」という商品・役務名の区分が「03」、類似群コードが「04C01」であることがわかります。この類似群コード

「04C01」を使って、先ほどの『商標検索』の検索結果をさらに絞り込んでみましょう。

09:03 5:09:27 30:42	検索	⑦			
類似群コード	類似検索にセット				
04C01					
1	M	-	バスクリスタル (入浴剤) (医療用のものを除く。)	bath crystals, not for medical purposes	04C01

⑦類似群コード「04C01」をクリックすると、画面上のボックスに類似群コード「04C01」が表示されます。

画面右の [商標検索にセット](#) をクリックする

と、類似群コード「04C01」が入力された状態で、『商標検索』の入力画面が開きます。

⑦
<p>商標名や称呼等から出願・登録情報または公報を検索できます。検索項目を選択し、検索キーワードを入力して絞り込みでOR検索します。)</p> <p>検索対象種別が公報の場合は、検索対象となる公報が一部のみに限られますので、ご注意ください。</p> <p>【参考情報】</p> <p>商品・役務の区分または類似群コードに関する資料 → 商品・役務名検索、商品・サービス国際分類表、類似群コード</p> <p>「称呼 (類似検索)」の注意事項 → 利用上の注意</p>
<p>検索対象種別</p> <p><input checked="" type="radio"/> 出願・登録情報 <input type="radio"/> 公報 電子化された公報(2000年以降)のみが対象となります。</p>
<p>高標(マーク)</p> <p>検索項目 キーワード</p> <p>高標(検索用) 例) 特許庁?特許?特許?</p> <p>AND</p> <p>称呼(単純文字列検索) 例) トッキョジョー</p> <p>AND</p> <p>図形等分類 例) 1.1.10.1</p>
<p>商品・役務</p> <p>検索項目 キーワード</p> <p>類似群コード 04C01</p>

※類似群コードは、指定商品又は指定役務ごとに付される、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードです。審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、「区分」が相違していても、原則として互いに類似するものと推定されます。類似群コードは、商品及び役務の分類表「類似商品・役務審査基準」で確認することができます。

商標(マーク) ⑧

検索項目 キーワード

称呼(類似検索) ▼ アロマ

AND

称呼(単純文字列検索) ▼ 例) トッキョチョー

AND

図形等分類 ▼ 例) 1.1.10.1

商品・役務

検索項目 キーワード

類似群コード ▼ 04C01

検索ヒット件数 (243) ⑨～⑩

検索一覧オプション

出願年別: 全て | 2020年(18件) | 2019年(30件) | 2018年(32件) | 2017年(19件) | 2016年(22件) | 2015年(19件) | 2014年(15件) | 2013年(10件) | 2012年(18件) | 前(8件)

区分別: 全て | 02(235件) | 05(58件) | 35(14件) | 41(10件) | 44(10件) | 30(7件) | 11(6件) | 16(5件) | 21(4件) | 42(4件)

出願種別: 全て | 登録出願(243件)

出願のタイプ: 全て | 標準文字商標(73件)

一覧画面の表示形式: 商標と商標見本(リスト形式) 商標と商標見本(カード形式) 商標のみ

No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号	商標見本	商標 (検索用)	初号 基号	初号 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 (事後指定日)	登録日	ステータス	各種情報
1											

⑪

検索キーワードのハイライトされている文字列: 多色 単色

アロマ 検索 04C01

111 出願番号
151 出願日
160 出願番号
142 出願日
210 出願番号
220 出願日
156 出願番号
160 出願日

商標見本
151 (詳細) (参考情報)

730 権利者
氏名又は名称
住所又は居所

出願番号
156 (詳細) (参考情報)

160 出願日

160 出願番号

160 出願日

⑧『商標検索』の検索項目「称呼(類似検索)」に検索キーワードの”アロマ”を入力し、**検索**をクリックします。

⑨検索結果一覧表示画面が表示されます。文献番号、商標見本、商標(検索用)、出願人等が表示されます。ステータスは、現在の案件状況を表しています。

⑩内容を確認したい番号をクリックします。

⑪権利者名や指定商品・指定役務等の情報が表示されます。更新申請日や存続期間満了日等、更に詳細な情報を確認することができます。

⑫

⑫商標は「区分」を指定して検索することもできます。検索項目「称呼(類似検索)」に検索キーワードの“アロマ”(全角カタカナ)を入力した上で、併せて検索項目「区分」に検索キーワードの「01」を入力し、**検索**を押します。

⑬

No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号	商標見本	商標 (検索用)	称呼 基準	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 (事後指定日)	登録日	操作 入力
1						05				保存-登録-権利
2						01				保存-登録-権利
3						03				保存-登録-権利

⑬検索結果一覧表示画面が表示されます。なお、「区分」の検索は、類似の商品・役務での検索ではないため注意が必要です。

※区分「01」だけでなく、区分「03」や「05」等も検索結果に含まれるのは、区分「01」に含まれる類似群コードを、当該検索結果に含まれる区分「03」や「05」等の商標も有するためです。区分が異なっても、類似群コードが同一か否かを確認することが重要となるため、このような仕様になっています。

○[パンフレット・マニュアル・講習会テキスト等の提供](#)

J-PlatPat の操作マニュアルは、こちらからダウンロード可能です。

<J-PlatPat ヘルプデスク 9:00~20:00 (平日) >

- TEL : 03-3588-2751
- E-mail : helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
- ヘルプ一覧 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/help/ja/>
- FAQ (よくある質問と回答) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c0500>

[4] 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park : 通称「GrIP」）を利用した画像デザインに関する意匠公報の調査

INPITでは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像デザインの公報を簡単に調査することができる、オンラインサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park : 通称「GrIP」）」を提供しています。

画像意匠公報検索支援ツール （Graphic Image Park : 通称「GrIP」） トップページ

Graphic Image Park
画像意匠公報検索支援ツール

ガイドライン ヘルプ JPO INPIT J-PatPat

画像を入力

Drag&Drop

モードを選択

形+色 90°回転 (形+色)
 形 単一部品 (形+色)
 色 複数部品 (形+色)

各モードの詳細はこちらをご確認ください

絞り込み条件を選択

年月日 指定しない 出願日 登録日 公報発行日

20140101 から 20150101

意匠に係る物品

意匠分類・Dターム

ご利用になる前に 必ずお読みください

- このツールは、画像意匠分類 (W) が付与された登録意匠の公報と、その公報に掲載された、模倣の操作画像等の画像を蓄積しています。[\(詳しくはこちら\)](#)
- ソート結果として表示されるサムネイルイメージは、機械的な照合によって入力画像に近いと評価された順に表示されるものであり、意匠法上の「類似」する意匠が必ず上位に表示されるとは限りません。
- このツールに利用者がアップロードした入力画像は、システム内に蓄積されることはありません。

ガイドライン

ご利用の際の留意事項やお役立ちメモを記載しております。

お知らせ

2023年02月06日
新たに、意匠登録第1734946号(01月19日公報発行)までの43件の公報を蓄積しました。

2023年01月30日
トップページ改修のお知らせ (1/28(日)実施済)

蓄積している意匠公報の動向を表示します

プライバシーポリシー アンケート

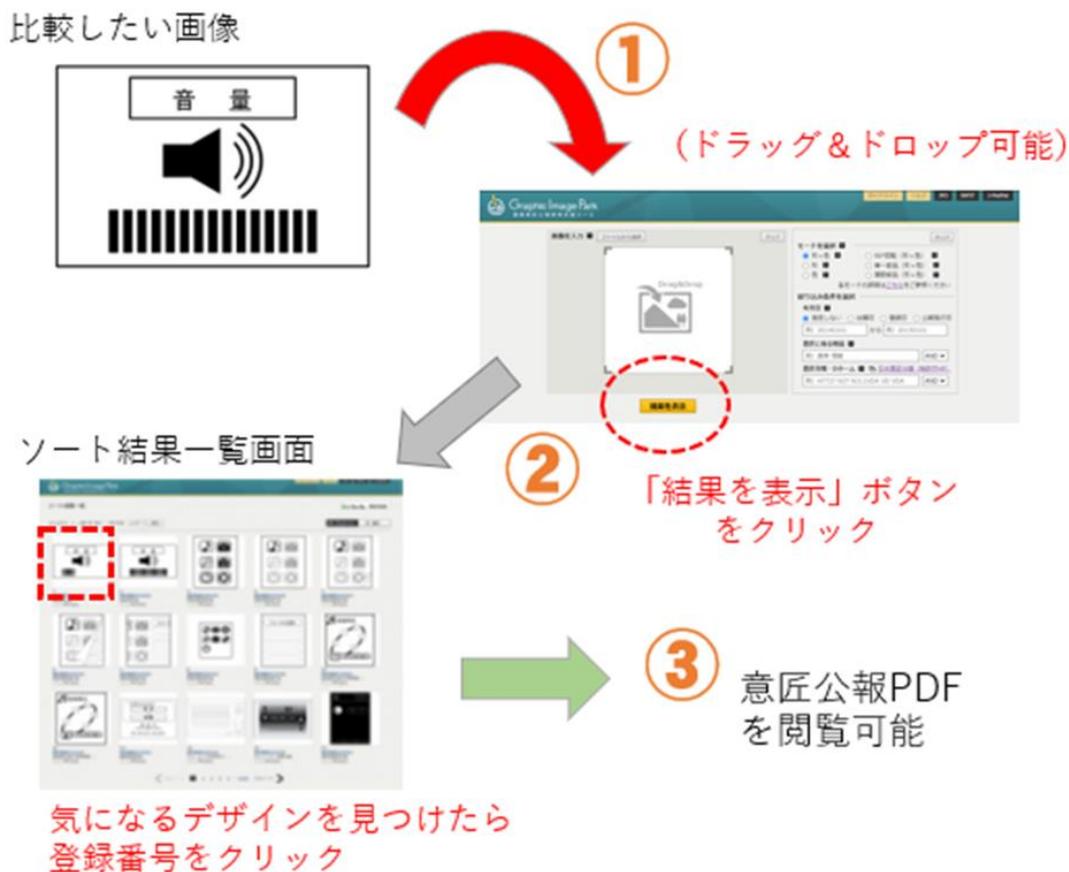
(1) 画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) へのアクセス方法

画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) は、URL (<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>) をお使いのインターネットブラウザのアドレス欄に直接入力してアクセスするほか、I N P I Tのホームページ、特許庁のホームページ、又はJ-PlatPatのトップページからアクセスすることができます。

(2) 画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) の基本操作

基本的には、3ステップの簡単な操作で意匠公報を表示することができます。

- ① 比較したいイメージファイルを入力します。
- ② 「結果を表示」ボタンをクリックします。
- ③ 一覧表示の登録番号をクリックすると意匠公報が開きます。



(3) 画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) のお役立ち情報

(その1)

イメージファイルを入力しないで「結果を表示」ボタンをクリックすると、公報発行日新旧順に蓄積データが並びます。最新の登録事例を参考にしたい場合は、イメージファイルを入力せずに「結果を表示」ボタンをクリックしてください。

(その2)

「形+色」、「形」、「色」等から、モードを選択することができます。「形」モードは、意匠審査における類否判断の評価手法に近い比較方法ですので、モードの変更をお試しください。

(その3)

画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) の「概要」や「注意点」をまとめた『ガイドライン』を公開していますので是非参照ください。

(その1)
イメージファイルを入力しなくとも、「結果を表示」ボタンをクリックすることができます

結果を表示

モードを選択

結果を表示

お知らせ

ガイドライン

「蓄積情報」蓄積データの範囲が記録されています。

(その2) モードの選択ができます

(その3) ツールの概要や注意点をまとめたガイドラインを公開しています

(4) 画像意匠公報検索支援ツール (GrIP) の便利機能

① チェック機能

気になるサムネイルイメージにチェックを付けて、別途、チェックを付けたものをまとめて表示できる機能です。

② CSV 出力機能

チェックを付けてまとめて表示した案件について、CSV 出力ができる機能です。

◎気になったデザインだけをチェックしたい！

The image illustrates the workflow for checking and exporting design samples in the GrIP system. It is divided into two main stages:

- Stage 1 (Left):** A grid of design thumbnails is shown. A red box highlights a specific thumbnail with a checkmark. A callout bubble says "気になるサムネイルをチェックします。" (Check the thumbnail you are interested in). Another callout bubble says "「まとめて見る」をクリックします。" (Click "View all").
- Stage 2 (Right):** The "まとめて表示" (View all) screen is shown. A callout bubble says "チェックをつけたサムネイルだけをまとめて表示することができます。" (You can view only the checked thumbnails together). Another callout bubble says "「チェックした案件の書誌情報を CSV形式でダウンロードすることができます。" (You can download the bibliographic information of the checked cases in CSV format).

An orange arrow points from the first stage to the second, indicating the flow of the process.

第4章 産業財産権の活用と権利侵害への対応 (特許権を中心として)

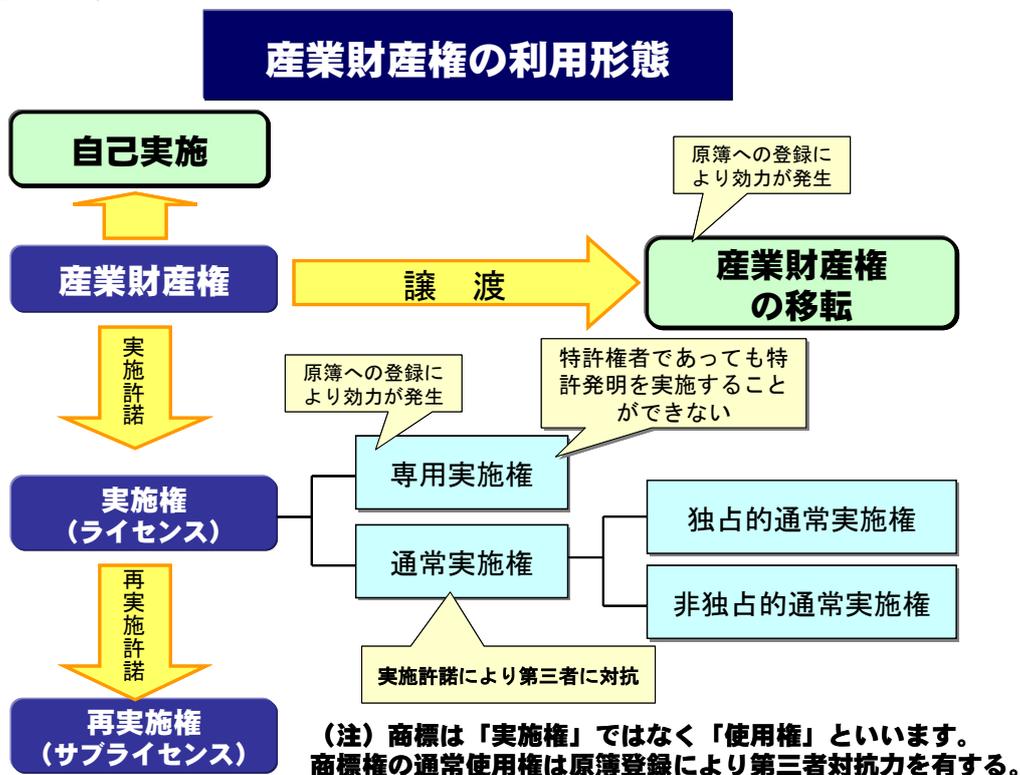
第1節 産業財産権の活用

従来型の経営資源である人・物・金を活用して利益を確保する手法に加え、産業財産権を最大限に活用して利益を確保する手法について熟知することは、今や経営者にとって必須の事項といえます。

産業財産権の取得は、利益を確保するための手段であって目的ではなく、取得後どのように活用して利益を確保するかを、研究開発時や出願時などのあらゆる節目で十分に考えておくことが重要です。

1. 産業財産権利用形態の類型

産業財産権の利用形態の一つとして、産業財産権の独占的排他権を活用して自社製品の製造販売を有利に行う、いわゆる独占的自己実施があります。また、売却・譲渡等により他社に産業財産権自体を移転してしまう場合や、他社に産業財産権の実施権（ライセンス）を許諾する場合があります（特許権者以外の者が特許発明を実施する権利を実施権といいます）。これら様々な産業財産権の利用形態を、企業経営に沿って最適な形で選択することが重要です。



(1) 独占（他社に一切関係製品を作らせない）

独占は産業財産権の最も基本的な機能であり、この機能により市場を独占でき、価格も維持できるため、大きな利益を期待することができます。

一方で、権利者は、自己の産業財産権を侵害した他社製品が出ないように市場を監視する必要があります。この監視が不十分では産業財産権を所有しているメリットを十分に生かすことができません。さらに、所有する産業財産権に対して他社からの無効審判請求などを受ける可能性もあります。

また、一社独占により、当該技術及び製品が普及せず、期待していた利益を確保できなくなるといったことも考慮する必要があります。

(2) ライセンス

ライセンスとは、一般に、ライセンスを与える側である、特許権者（ライセンサー）がライセンスを受ける側（ライセンシー）に対して、一定の条件の下に産業財産権の実施を許諾することを意味します。

ライセンサーである実施許諾者には、ライセンスの対価を得る、特許権を得るために費やした研究開発投資や諸経費を一部回収できるといったメリットがあります。

ライセンシーである実施権者には、自社技術の補完のための研究開発に要する費用や時間を削減でき、価値ある特許発明を実施することによる利益を得るといったメリットがあります。

また、費用と時間の掛かる特許権侵害訴訟を回避して裁判外の紛争解決ができ、協力関係を維持し、技術提携や業務提携を図るという両者に共通したメリットもあります。

さらに、上記のメリットのほか、例えば、ライセンサーが自己の行う課題解決の活動において、その思いに共感し共に活動に取り組むパートナーの輪を広げるためにも、ライセンスが活用できます。

(参考)

特許庁では、「I-OPEN プロジェクト」を実施しており、その中で営利目的ではないライセンスの在り方についても発信をしています。詳しくは以下の特設サイトを御覧ください。

○[I-OPEN PROJECT 特設ウェブサイト \(https://www.i-open.go.jp/\)](https://www.i-open.go.jp/)

○本件に関する問合せ先

特許庁デザイン経営プロジェクト I-OPEN プロジェクトチーム

PAdesign.project@jpo.go.jp

(3) 特許権等の移転（特許権等を他人に譲渡する）

自社の特許権に係る発明等を将来自社で実施する可能性がない場合、あるいは自社で実施するより製造・販売力の大きな企業で実施する方が現実的な場合などにおいては、自社の特許権等を他社へ売却し譲渡することが考えられます。

この場合のメリットは、実施権の許諾と比較して大きな金額を請求しやすいことや、自社で特許権等を維持した場合の特許料（年金）の支払や管理が不要であることです。ただし、権利を譲渡してしまった後で、その判断が誤っていたとしても取り返しがきかないので、判断には慎重さが要求されます。

なお、譲渡による特許権等の移転は、登録しなければ効力が生じませんので、移転登録申請書（登録免許税が必要）を提出し、特許庁の特許原簿に移転登録をする必要があります（特許法第98条、Ⅱ様式編 1. 特許（11）移転登録申請書（12）譲渡証書 参照）。

2. ライセンスの類型

「ライセンス」（実施権）には、特許法上、その権利を許諾された実施権者だけが独占的に実施できる専用実施権と、独占性のない対抗要件を備えた通常実施権の2種類があります。

（1）専用実施権の設定（特許権等の譲渡は行わず、専ら相手に権利を実施させる）

「専用実施権」とは、対象となる特許発明を専用実施権者が独占的に実施することができる権利のことをいいます（特許法第77条）。専用実施権が設定され、特許原簿に専用実施権の設定登録がなされた場合、その特許発明は、設定された実施の範囲内においては特許権者自身も実施できなくなります（第68条ただし書）。土地を例にして考えると、地上権の設定と似ています。

専用実施権を設定した場合、特許権者にとっては、後述する通常実施権の許諾の場合とは異なり、自ら特許発明を実施できなくなる点がデメリットといえます。しかし、専用実施権者には、特許権者が有する権利と同等の権利を与えることになるので（専用実施権者は、第三者が無断でその特許発明を実施した場合には権利侵害として、特許権者と同様に差止請求や損害賠償請求等を行うことができます。）、一般的に通常実施権よりも高額の対価を受けることができる点がメリットといえます。このため、当面、自社で実施する予定がない場合等には、他社に専用実施権の設定を行うことも選択肢の一つとなるでしょう。

一方、自社も実施できないのであれば、権利を譲渡することが考えられますが、例えば、当該技術の開発後5年間は資金や人材が不足して実施できないが、6年目からは実施するという計画がある場合、専用実施権の設定期間を5年間とし、6年目以降は自社が実施できるようにするという考えられます。

さらには、ある特定の地域や特定の製品分野では実施しないが、他の地域や分野では実施したいといったケースも考えられます。例えば、自社は北海道に販路が全くないという場合、地理的範囲を北海道に限定して他社に専用実施権を設定することができます。また、自社は産業用の製品のみで家庭用の製品は実施しない場合は、家庭用の製品についてのみ専用実施権を設定することも可能です。

このように、ライセンス契約を締結する場合には、実施できる期間、地域、特許製品等

の内容を実施の範囲として設定することや、それらに応じた実施料に関する合意内容に留意する必要があります。

(2) 通常実施権の許諾（他社にも特許権等の実施を許諾してライセンス料を得る）

「通常実施権」とは、その特許発明を実施することができる権利のことをいいます（第78条）。

通常実施権者は、専用実施権者とは異なり、許諾を受けた範囲内において無権限の他者が発明を実施した場合であっても、差止請求や損害賠償請求を行うことはできません。このような場合には、特許権者や専用実施権者が、差止請求や損害賠償請求を行うことになります。

なお、特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号）により、通常実施権の当然対抗制度が導入され、2012年（平成24年）4月1日以降の通常実施権は、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するため（第99条）、例えば特許権者が変わった場合でも、引き続き、特許発明の実施を続けることができます。

また、通常実施権には実務上、独占的な通常実施権と非独占的な通常実施権があります（特許法上の区別はなく、契約実務上使用する用語です。）。独占的通常実施権が許諾された場合は、権利者（ライセンサー）及び当該実施権者（ライセンシー）しか実施することができませんが、非独占的通常実施権の場合、権利者は更に別の者にも実施許諾することができ、複数の実施権者（ライセンシー）が実施することができます。

通常実施権の当然対抗制度とは、通常実施権者が登録を備えずに、通常実施権の存在を立証することによりその通常実施権を第三者に対抗できるとする制度です。

専用実施権と通常実施権の比較

	専用実施権	通常実施権
実施権を与えることができる者 (ライセンサー)	特許権者のみが専用実施権を設定（ライセンス）できる。	特許権者又は専用実施権者が、通常実施権を許諾（ライセンス）できる。 ただし、専用実施権者による場合は、特許権者の承諾が必要となる。
特許原簿への 設定登録 (登録免許税が必要)	専用実施権の効力を発生させる要件及び第三者に対抗する要件として設定登録が必要。(効力発生要件)	原簿への登録は不要
実施権の性質	他人が発明を実施した場合には、差止請求、損害賠償請求を行うことができる。	他人が発明を実施した場合であっても、差止請求や損害賠償請求を行うことができない。

ライセンサーの自己実施権の留保	専用実施権を設定する場合には、ライセンサー（＝特許権者）の実施権は留保できない。	通常実施権を許諾する場合には、ライセンサーの実施権は留保される。
ライセンスの重複の可否	特許権者は、専用実施権の設定後、その設定範囲については、専用実施権と通常実施権の別にかかわらず、実施権を設定・許諾できない。	特許権者は、通常実施権の許諾後、その許諾範囲についても、専用実施権又は通常実施権を第三者に設定・許諾できる。先に通常実施権の許諾を受けた通常実施権者は、専用実施権者に対抗できる。

（３）再実施権（サブライセンス）

「再実施権（サブライセンス）」とは、実施許諾者（ライセンサー）が実施権者（ライセンシー）と締結した契約（主契約）において、実施権者が第三者に主契約の範囲内において、実施権を許諾する権利をいいます。実施権者が子会社に実施させる場合も、実施権者からの再実施権の許諾がないときは、実施させることはできないのが一般的です。

なお、サブライセンス契約は、一般に、主契約が終了すると自動的に終了することに留意する必要があります。また、下請実施と再実施は異なることに留意する必要があります。

（４）部分ライセンス（特定の地域や特定の製品・用途分野等のみライセンスする）

「部分ライセンス」とは、自社による独占と通常実施権の設定とを組み合わせ、利益を最大にしようとする戦略です。例えば、自社の販路が関東には強いが関西には弱い場合、関東では自社が製品を独占し、関西ではその地域に強い他社にライセンスをして、他社の売上げに期待するという戦略です。

この利用形態は比較的低いリスクで利益を最大限に引き出すことができる半面、ライセンス契約が複雑になる傾向があり、契約前に十分な調査や慎重な戦略立案が必要です。

（５）クロスライセンス（自社の特許権等と他者の特許権等を相互にライセンスする）

自社で実施したい他社の特許権に係る発明等があり、一方でその他社が自社の特許権等を実施したいと望んでいる場合には、相互に特許権に係る発明等を使い合うことが可能になるようクロスライセンス契約を結ぶことができます。

最も一般的なケースとして、自社と他社とが似た製品を同時期に開発し、お互いが相手方の製品をカバーするような特許権等を得た場合には、双方とも製品が出せないということもあり得ます。

つまり、ある製品について特許権等を取得していても、その実施によって他社の特許権等に抵触する可能性がある場合に両者がクロスライセンスをする戦略は有効で、関係する２社は互いに製品を販売でき、かつ、市場を独占することもできます。

なお、クロスライセンスする対象となる知的財産の資産価値が、自社のものと他社のものとは異なる場合があります。このような場合は、資産価値が低い権利を有する側が不

足分を金銭で支払うなどの契約等をします。この差額の支払方法も一括支払や分割支払、あるいは製造・販売額に応じて支払う等、様々な方法があります。

(6) 産業財産権のプール（数社の特許権などを集める）

数社の同業者が互いに産業財産権を持ち寄り、それを一括管理して同業者で市場を独占する戦略があります。これは、上記クロスライセンスの発展型ということができます。

この戦略に参画する企業が、お互いあまり強い特許権等を所有していない場合であっても、この戦略で強力な知的財産を所有することができます。しかし、契約の形が複雑になる可能性も十分にあるため、契約締結前に慎重に契約内容を検討する必要があります。

また、場合によっては独占禁止法における不当な取引制限として違法になることもあるので注意が必要です。

3. 出願しない形態での知的財産の活用（ノウハウ管理）

ここまで、特許権などの産業財産権を取得し、活用するという観点から説明してきました。一方、公開されなければ他者が追従できないような技術などについては、その内容が公開されてしまうことを避けるため、特許出願をあえて行わず、ノウハウとして秘匿しておく戦略もあります。秘密情報として管理されたノウハウについては、法律上の要件を満たすものは営業秘密として不正競争防止法（平成5年法律第47号）で保護され、不正な取得・使用・開示が行われた場合、差止請求や損害賠償請求を行うことができます（I 概要編 第5章第1節3. 各行為類型の概要（4）営業秘密の侵害行為 参照）。また、悪質な場合、刑事罰が科されることもあります。

他者の特許発明を実施する際には、特許権の実施許諾に加え、その特許権を実施するためのノウハウも必要となる場合が多く、特許権とともにノウハウが実施許諾（ライセンス）契約の対象にされるケースが少なからずあります。ノウハウとして秘匿する戦略をとる場合、社内の秘密保持のためのルールをきっちりと定め、それに従って、当該ノウハウに対して具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置を行い、それにより当該ノウハウに接した従業員等からみて、当該ノウハウの保有者が秘密情報として管理したいと考えていることが分かるようにしておく必要があります。万一、従業員あるいは取引先など第三者の行為で当該ノウハウが社外に漏れた場合に、その行為が不正なものであることを主張するためにも、当該ノウハウが秘密情報として管理が行われていたことを証明できるようにしておく必要があります。

ただし、そのノウハウと同じ技術を他社が独自に開発し、特許権を取得した場合には、自社がその特許権を侵害しているとして、事業を継続できなくなる可能性があります。このような場合に備えて、先使用による通常実施権（第79条）を主張して事業を継続できるよう、他社が特許出願する以前から、その技術の実施である事業又は事業の準備をしていたことを証明できるだけの十分な証拠を保管しておくことも必要です。

(先使用による通常実施権)

第七十九条 「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。」

(参考)

○[先使用権制度の詳細：先使用権制度事例集](#)

先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－

○営業秘密に関する管理方法・体制等の御相談

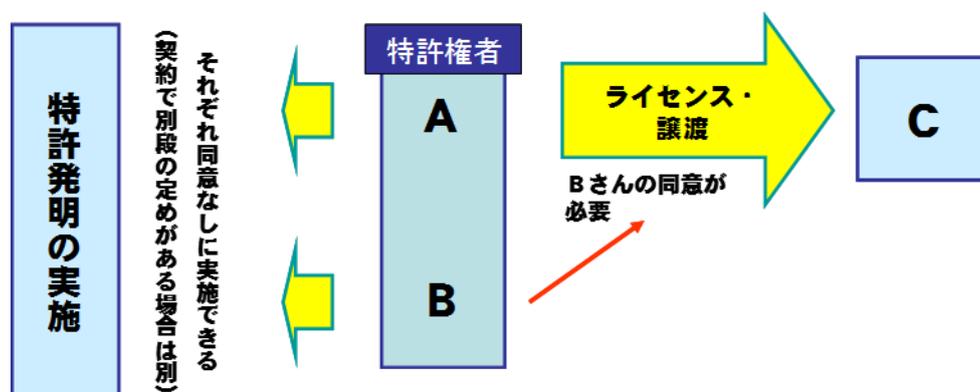
INPIT「[営業秘密支援窓口](#)」にて受け付けています。

4. 共有に係る特許権

特許権が共有に係る場合において、その特許発明の実施については、契約で別段の取り決めがある場合を除いて、各権利者は共有者の同意がなくても自由に実施することができます（第73条第2項）。

一方、特許権に関する自己の持分について譲渡あるいは質権を設定する場合や、特許権について第三者にライセンス（専用実施権の設定又は通常実施権の許諾）をする場合には、他の共有者の同意が必要です（同条第1項及び第3項）。

共有特許の法的ルール（特許法73条）



5. 技術移転の活用

技術移転は産業の発展に大きな役割を果たしてきました。特許制度を活用することで、技術移転を円滑に進めることができます。

(1) 技術移転の必要性

大企業には、自前の研究所で事業に必要な研究開発を行い、外部からの技術導入には頼らないという考え方もあります。しかしながら、技術開発が高度化、複雑化する中、研究開発のコストが増加し、一企業で事業に必要な研究開発を全て行うことは難しくなりつつあります。大企業では外部から技術導入する必要性が高まっているといえます。

企業は研究開発費が増大するにつれ、早期に研究開発費を回収する必要性に迫られます。自社が開発した研究成果をいち早く収入に変える手段として、他社への技術移転によるライセンス収入等は、企業にとって非常に魅力的なものといえます。

一方、大学や研究機関（以下「大学等」といいます。）の研究成果は、社会に還元していくことが期待されています。研究成果が民間企業に移転され事業化されることにより、また、その結果生まれた新たな製品等が利用者に提供されることにより、研究成果は人々の役に立つこととなります。技術移転は、大学等の研究成果を社会還元する極めて重要な手段です。さらに、技術移転によって得られるライセンス収入は大学等に還元され、新しい研究開発の費用に充当されます。

(2) 技術移転のための環境整備

① 大学等における技術移転の促進

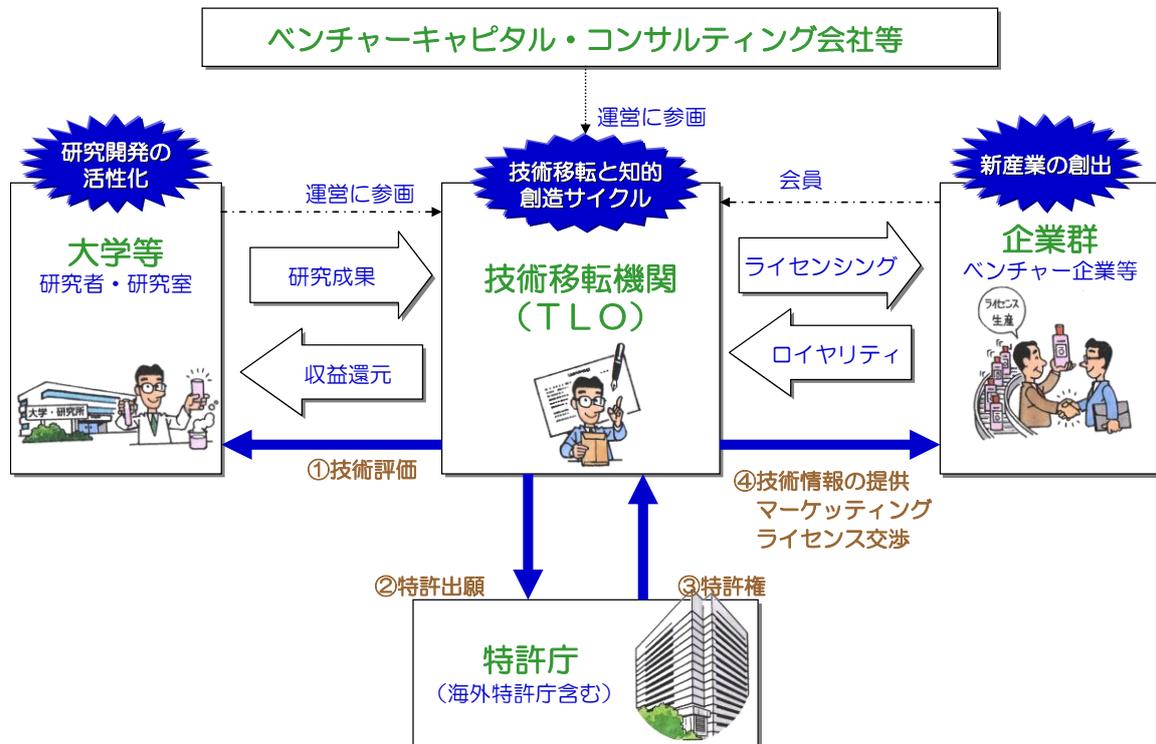
大学等における技術に関する研究成果、すなわち発明等を権利化し、企業に技術移転して社会での有効活用を図ることは、新たな事業分野の開拓及び産業の技術力向上並びに大学における研究活動の活性化に資するものです。

こうした観点から、大学と産業界を結びつけるリエゾン機能の一つである技術移転機関（Technology Licensing Organization。以下「TLO」といいます。）の整備を促進するため、1998年5月に、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）。以下「大学等技術移転促進法」といいます。）が制定されました。

TLOでは、「事業化し得る研究成果の発掘、評価、選別」、「特定研究成果に関する技術情報の提供」、「特許権等についての民間事業者への実施許諾等」、「実施料収入等の還流等」を実施して技術移転を進めています。

2025年4月1日現在、日本では30のTLOが大学等技術移転促進法に基づき文部科学大臣と経済産業大臣の承認を受け、活動しています。（Ⅲ参考編 13. 承認・認定TLO（技術移転機関）一覧 参照）

技術移転機関 (TLO)



1. 特許権侵害に関する民事上の救済措置と刑事罰

他人が法的根拠もなく無断で業として特許発明を実施した場合、特許権の侵害となり、特許権者は、次のとおり民事上の救済を受けることができます（専用実施権者も設定の範囲内において救済を受けることができますが、通常実施権者は救済を受けることができない場合があります。）。また、権利を侵害した場合には、侵害者は刑事上の罰則が科せられることがあります。

（1）差止請求権（第 100 条）

特許権者は、特許権を侵害する者あるいは侵害するおそれのある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができます。また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄等を求めることができます。

（2）損害賠償請求権（民法第 709 条）

特許権者は、特許権を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができます。また、特許権者による損害額の立証は、困難な場合が多いので、特許法では損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けています（第 102 条）。なお、損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときなど、時効によって消滅しますので、注意が必要です（民法第 724 条）。

（3）信用回復措置請求権（第 106 条）

特許権者は、侵害者による粗悪品の販売などの侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載などの業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができます、裁判所はその旨を命ずることができます。

（4）不当利得返還請求権（民法第 703 条及び第 704 条）

特許権者は、侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができます。なお、不当利得返還請求権は、権利行使できることを知った時から 5 年行使しないときなど、時効によって消滅します（民法第 166 条第 1 項）が、損害賠償請求権の時効（知った時から 3 年）よりも原則長くなっています。

（5）侵害の罪（第 196 条及び第 196 条の 2）

特許権を侵害した者は、直接侵害の場合は、刑事罰として、10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。間接侵害の場合は、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。また、所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、3 億円以下の罰金が科せられます（第 201 条）。

2. 権利侵害の成立条件

権利侵害が成立するには、以下のような条件が必要です。

(1) 有効な特許権があること

特許権が設定登録され、権利の存続期間中に、第三者が特許発明を実施していた（している）ことが必要です。なお、特許が無効理由を有する場合、特許無効審判において特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由で無効とされる場合などの例外を除き、特許権は初めから存在しなかったものとみなされます（第125条）ので、注意が必要です（第4章第3節「判定・無効審判制度」参照）。

(2) 特許発明の技術的範囲内の発明が実施されていること

第三者の実施している発明が特許発明の技術的範囲内であることが必要です（第2条第3項、第68条及び第70条）。特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められます（第2章第1節[7]出願から特許権取得までの流れ（11）特許発明の技術的範囲参照）。

(3) 実施に正当な権原のないこと

第三者が実施権を有しないこと、又は特許権の効力の及ぶ範囲での実施であることが必要です。

(4) 実施が業としてであること

第三者の実施が「業として」なされていることが必要です（第68条）。「業として」の解釈に明確な説はありませんが、例えば、個人的家庭的な実施については、「業として」に該当しないと考えられます。

(参考1)

特許発明を実施している場合でなくとも、例えば特許権の侵害に用いられる専用部品を生産・譲渡する等の行為は、特許権の侵害とみなされます（いわゆる間接侵害（第101条））。

(参考2)

特許請求の範囲に記載された構成中に、侵害が疑われる対象製品と異なる部分があっても、以下の条件を満たす場合は、特許発明の技術的範囲に属すると判断されることがあります（いわゆる均等論（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決））。

ア 異なる部分が特許発明の本質的部分でない。

イ 異なる部分を対象製品等におけるものと置き換えても特許発明の目的を達することができ、同一の作用・効果を奏する。

ウ 対象製品等の製造等の時点で、上記異なる部分を置換することを、当業者が容易に想到できる。

エ 対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者が公知技術から出願時に容易に推考できたものではない。

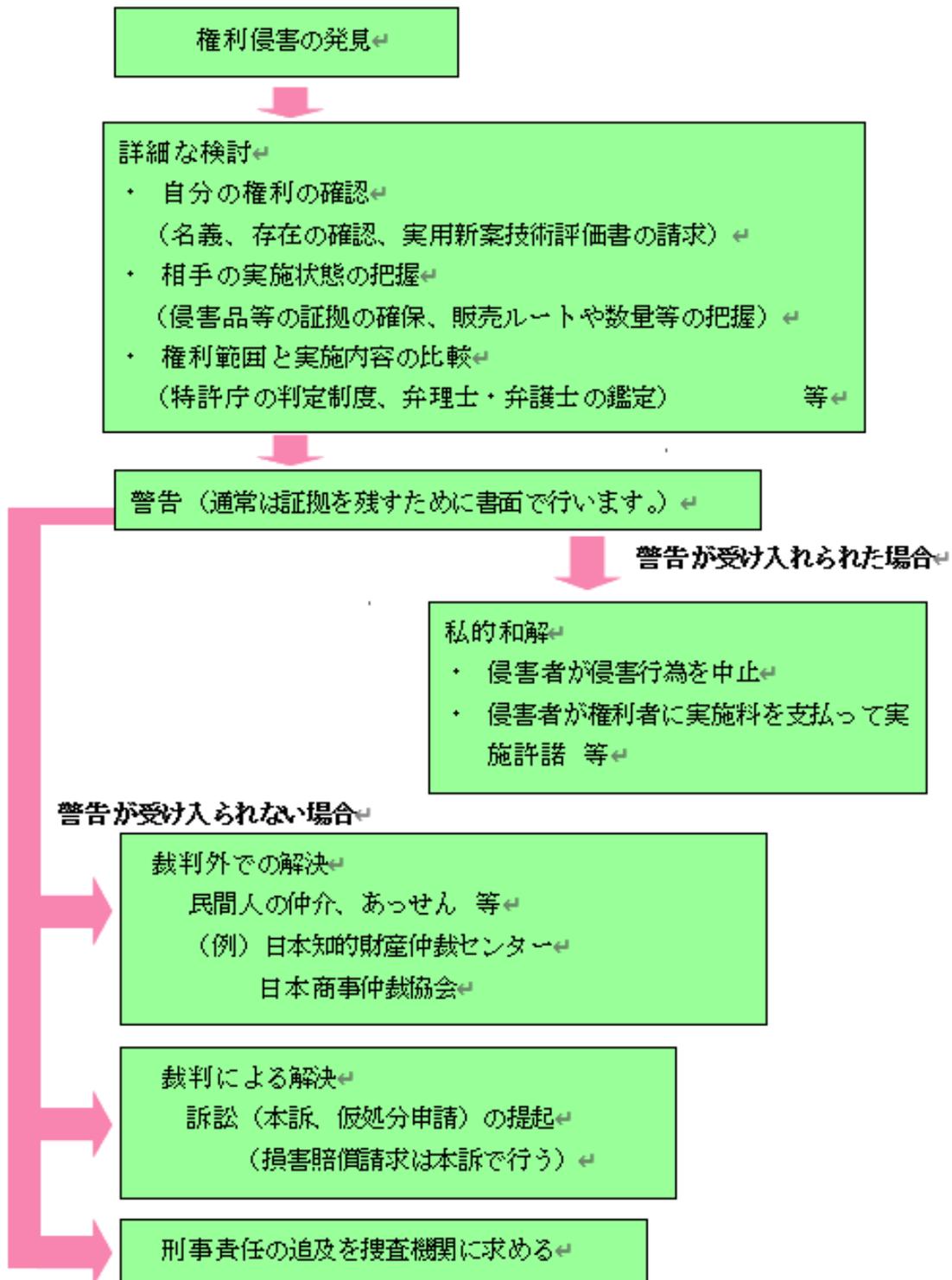
オ 対象製品等が特許発明の出願手続において、特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情がない。

3. 権利侵害を発見した場合の対応策

権利侵害を発見した場合には、十分かつ慎重な検討を行い、侵害であるとの確証が得られるならば侵害者に警告をして、和解交渉で解決できるかどうかを探ることが考えられます。当事者間の直接の交渉で解決できない場合には、判定制度や裁判所の手続を利用するほか、調停制度、仲裁制度を利用するなど、第三者を間に入れることにより、解決を図る方法もあります。

なお、実用新案権者が権利行使を行うときには、更に注意が必要です。実用新案権は実体審査を経ずに付与される権利です。権利の濫用を防止し、第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、実用新案権者は、権利の有効性に関する客観的な判断材料である実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利を行使することができません（実用新案法第29条の2）。実用新案技術評価書を提示せずに行った警告や訴訟の提起は、有効な権利行使には当たらないものと考えられ、これにより相手側に損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うこととなります（同法第29条の3）。

権利侵害を発見した場合の対応例



裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことをいいます。ADRの種類は、以下のとおりです。

- ・ 仲裁：当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決すること。両当事者がある旨の合意（仲裁契約）をすれば、裁判所に出訴する権利は失う。
- ・ 調停：紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ること。
- ・ あっせん：紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、その間に入って仲介する行為の一切のこと。

裁判による解決と比較し、①手続が非公開、②必ずしも法律に拘束されない（実情に即した解決の可能性）、といったメリットがあります。

知的財産権分野に関するADR機関としては、日本知的財産仲裁センター等があります。日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が1998年に共同で設立した団体で、全国8都市（東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、福岡。2025年9月末現在。）に窓口があります。

知的財産権分野におけるADRに関しては、弁理士が代理を行うことも可能です（第7章第4節 弁理士・日本弁理士会 参照）。

4. 権利侵害であると追及された場合の対応策

特許権者は、権利侵害があったと判断すると、通常、その権利行使前に侵害者と考えられる者に対し警告を發します。しかし、この警告は特許権者の主観的判断に基づく場合が多く、ときに誤用又は濫用されることも少なくありません。

したがって、警告を受けた場合は、その正当性を調査し、検討した後、しかるべき措置をとります。以下にその対策例（特許の場合）を説明します。

（1）特許権存在の確認

特許原簿により、特許権が有効に存在するか、正当な権利者からの警告であるかを確認します。

（2）特許発明の技術的範囲の検討

特許公報を入手し、特許請求の範囲の記載に基づいて特許発明の技術的範囲がどこまで及ぶか検討します。特許発明の技術的範囲は、明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定められますが（第70条）、特許請求の範囲を正確に理解するためには、出願時の技術水準を把握し、出願前の公知文献などを調査することが必要となることもあります。

なお、特許発明の技術的範囲については、特許庁に判定を求めることができます（第71条）。この判定結果は法的拘束力を有しませんが、権利付与官庁の公式見解であるため権威ある判断の一つとされています（第4章第3節「判定・無効審判制度」参照）。

(参考) 判定の結果後の対応策の例

(1) 特許発明の技術的範囲に属すると判断された場合

- ・直ちに実施行為を中止し、故意責任を免れるようにします。
- ・実施許諾又は権利譲渡を受け、正当に実施できるよう交渉します。
- ・特許権に無効理由を発見したときは、特許無効審判を請求します(特許法第123条)。特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由を除き、特許権は初めからなかったものとみなされるので、警告自体その根拠を失うこととなります。
- ・先使用权があるか、特許権の効力の及ばない範囲の実施に相当するか等を検討します。

(2) 特許発明の技術的範囲に属しないと判断された場合

- ・侵害事実がない旨を回答するとともに、将来の訴訟に備えて鑑定書、正当理由資料等の証拠の準備をしておきます。
- ・相手側から仮処分の申請があった場合には、裁判所に上申書を提出して、こちらの意見主張の機会を与えてほしい旨の申出をします。
- ・差止請求権、損害賠償請求権の不存在確認の訴訟を提起します。
- ・民法上の権利濫用、不正競争防止法違反等を主張します。

第3節 判定・無効審判制度

特許権などの産業財産権の活用や紛争の解決を支援するための判定制度や、本来、権利にならない発明等の権利行使に対抗するための無効審判制度などがあります。

1. 判定制度の概要

高度に専門的な技術・意匠・商品知識を有する特許庁の審判官が、中立・公平な立場から、判定の対象が特許発明の技術的範囲に属するか否か等の公的見解を6月程度で示します。特許権の均等の範囲に属するか否かについても、先行技術調査・判断の経験を生かして判定します。

特許権者は、営利等を目的として特許発明を独占的に生産、販売、使用等することができます。よって、特許権は同業者のみならず広く第三者にも影響を及ぼすこととなります。

特許権に関して、以下のようなことを知りたい場合があります。

- (1) 特許権者が他人の商品（実施対象物）などについて、それが自分の特許発明の技術的範囲に属するものであるかどうかを知りたい
- (2) 特許権者でない者が、開発投資や事業の計画のため、あるいは事業において実施中に、その対象の商品（実施対象物）が特許権者の特許発明の技術的範囲に属さないものであるかどうかを知りたい

特許庁では、実施対象物が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて見解を示す判定制度を設けています。

判定は、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権で利用できます（特許法第71条第1項、実用新案法第26条で準用する特許法第71条第1項、意匠法第25条第1項及び商標法第28条第1項）。

2. 判定の位置付け

判定制度は、当事者及び第三者を法的に拘束するような規定がありません。しかし、判定の結果は、特許庁の審判官による見解であるため、社会的に見て十分尊重され、権威ある判断の一つといえます。

判定の手続では、公平な判断を行うために、判定の請求人が提出した請求書の副本を被請求人に送り、被請求人の意見を聞くこととしています。

また、判定では、均等論の考え方に従って判定の対象物（方法）が特許発明の均等の範囲にあるか否かを判断します（均等論とその要件については、第4章第2節2. 権利侵害の成立条件（参考2）参照）。この判定結果は、訴訟等における均等の主張にも大いに貢献するものです。

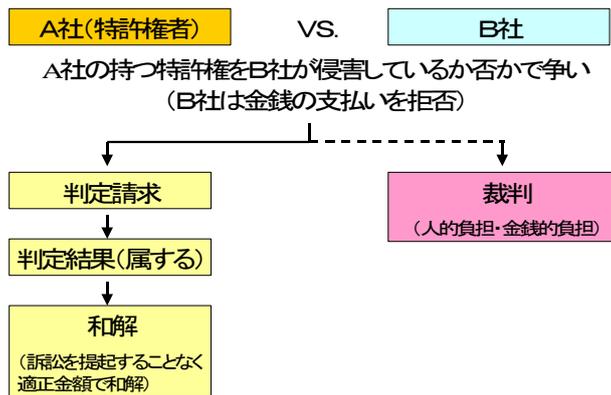
このような判定制度の活用により、産業財産権に絡んだ不要な紛争の防止が期待できま

す。

特に、裁判費用等の負担が重荷となるベンチャー企業や中小企業にとっては、有効な制度といえます。

3. 判定の活用例

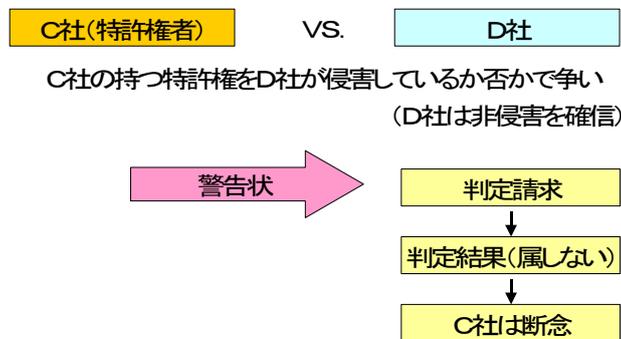
判定の活用例1



＜判定制度の利用形態＞

- ☆ 侵害事件で、相手に警告する際の資料
- ☆ 侵害事件で、警告を受けた際に反論するための資料
- ☆ 侵害事件において、侵害又は非侵害を主張するための資料
- ☆ 侵害品の輸入を差し止める際に、申立書に添付する資料
- ☆ 警察への告訴の根拠となる資料

判定の活用例2



4. 無効審判制度の概要

本来、権利にはならない発明、考案、意匠、商標に対して特許権等の権利が与えられた場合、その権利を無効とし、初めから存在しなかったものとする手段として、「無効審判」の制度があります。

無効審判では、公正な審理のため、審判請求人と特許権者等の双方に主張、立証を尽くさせて、権利の有効性を、3人の審判官からなる審判合議体で判断します。

本来権利にはならない発明に対して特許権が与えられた場合、その特許権は、特許権者に不当な排他的独占権を与えることとなります。そのため、本来であれば、誰もがその発

明を実施することができるにもかかわらず、それを妨害することになり、ひいては産業の発展を妨げることになります。そこで、このような特許を無効とする手段として「無効審判」の制度が設けられています。

特許権に特許権を無効にできる理由（無効理由）を発見したときは、特許無効審判を請求することができます（第123条第1項）。特許を無効とする審決が確定すると、一部の無効理由を除き、特許権は初めから存在しなかったものとみなされます（第125条）。

（参考）

無効審判制度は、特許法のみならず、実用新案法、意匠法及び商標法を含む産業財産権四法全てに設けられています（実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）。

5. 無効理由（特許権の場合）

特許権の無効理由は、以下のとおりです。

- （1）新規事項の追加
- （2）外国人の権利能力違反、非発明、産業上利用可能性違反、新規性・進歩性違反、拡大先願、公序良俗違反、共同出願要件違反、後願特許
- （3）条約違反
- （4）明細書又は特許請求の範囲の記載要件違反
- （5）原文新規事項
- （6）冒認出願（特許を受ける権利を有する者に移転された場合を除く。）
- （7）後発的無効理由
- （8）不適法訂正

6. 無効審判を請求できる人（特許の場合）

無効審判は、利害関係人に限り請求することができます。

ただし、共同出願の規定に違反すること又は特許を受ける権利を有しない者の出願であることを理由とする無効審判を請求する場合は、審判請求人は特許を受ける権利を有する者に限られます⁵。

7. 無効審判の審理（口頭審理）

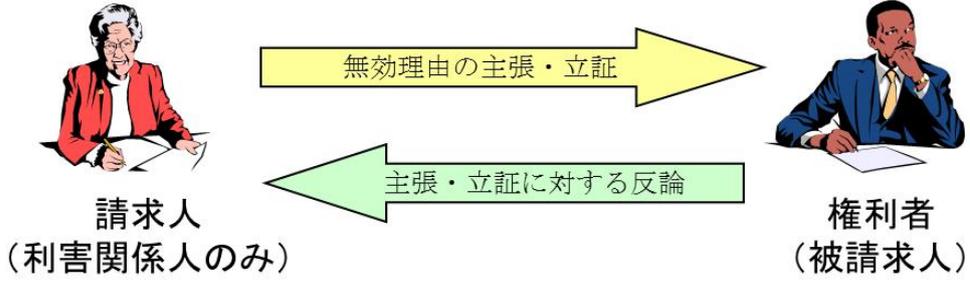
無効審判の審理は、原則として、審判請求人と特許権者等の権利者双方を審判廷で立ち会わせて、互いの主張を尽くさせる「口頭審理」で行われます。審判廷で立ち会うことに代えて、ウェブ会議システムにより参加することができるオンライン口頭審理もあります。

⁵ 商標については、全ての無効理由について利害関係人に限り無効審判を請求することができます。実用新案、意匠については、権利帰属に関する理由を除き、何人も無効審判を請求することができます。

審判廷



合議体



第5章 その他の知的財産等

第1節 不正競争の防止（不正競争防止法）

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

1. 不正競争防止法の目的

不正競争防止法（平成5年法律第47号）は、「事業者間の公正な競争」と「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

事業者間の公正な競争の確保には、事業者の営業上の利益を保護するという私益の面と、公正な競争秩序を維持するという公益の面とがあります。また、不正競争防止法により実施すべき国際約束（条約）には、パリ条約（「工業所有権の保護に関するパリ条約」）、マドリッド協定⁶、WTO・TRIPS協定、商標法条約、OECD外国公務員贈賄防止条約などがあります。

さらに、不正競争防止法では、「不正競争の防止に関する措置」として、不正競争に対する差止請求・損害賠償請求等の民事的な救済措置と不正競争のうちの一部の行為及び国際約束に基づく禁止行為に対して刑事的な制裁措置（罰則）を規定しています。

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 知的財産法との関係：知的財産法の一環

不正競争防止法は、元々はパリ条約を実施するために制定されたものであることから、特許法、商標法等と同様の知的財産法に属すると理解されています。

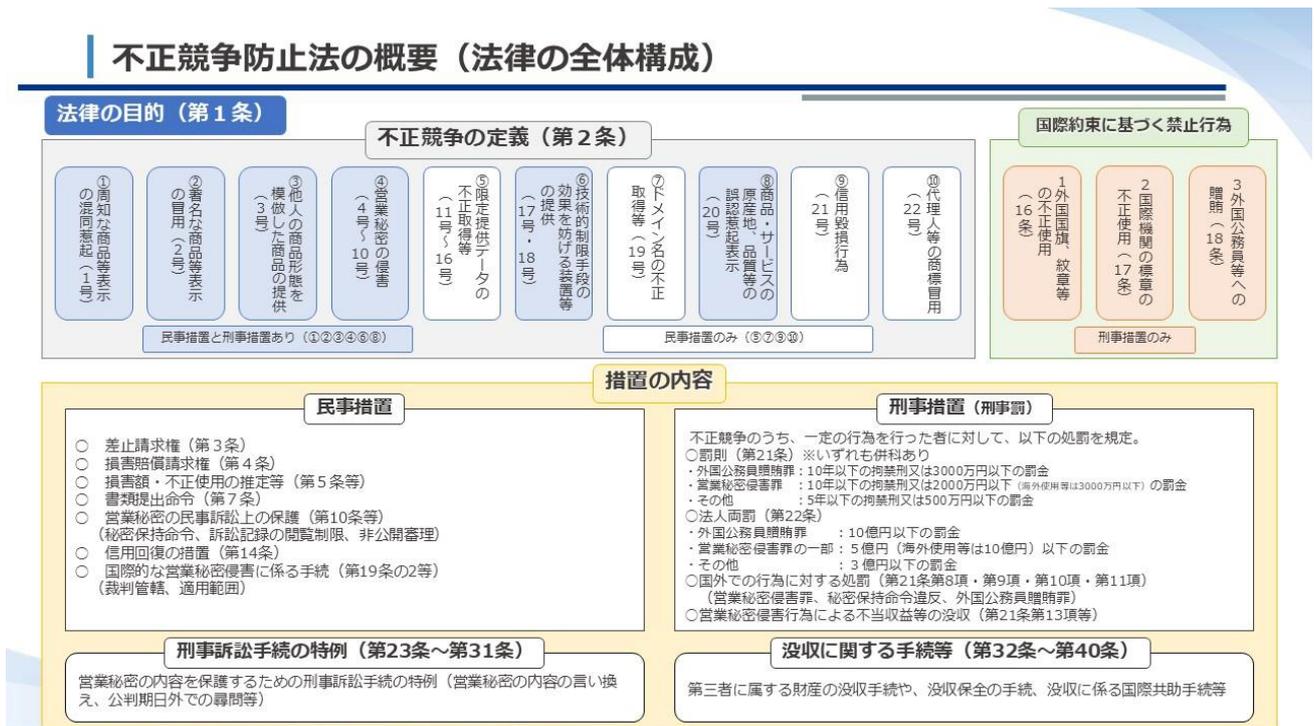
例えば、不正競争に該当する行為のうち、需要者の間に広く認識されている商品等表示の混同惹起行為の規制は、商標法とともに営業上の信用が化体された他人の商品・営業の表示を保護し、営業秘密の保護は、特許法等とともに人の創作活動を保護するものです。

なお、特許法、商標法等が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るものであるのに対し、不正競争防止法は「不正競争」に該当する行為を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護を図るものです。

⁶ 「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」を指します。

3. 各行為類型の概要

不正競争防止法の全体構成は以下のとおりです。本テキストでは、不正競争防止法で規定している行為類型の中でも特に産業財産権に関係が深いと思われる、(1) 周知な商品等表示の混同惹起行為、(2) 著名な商品等表示の冒用行為、(3) 他人の商品形態の模倣品の提供行為、(4) 営業秘密の侵害行為、(5) 限定提供データの不正取得等を重点的に説明します。



(1) 周知な商品等表示の混同惹起行為（第2条第1項第1号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものを使用し、又は使用した商品を譲渡等し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいいます。

不正競争防止法でいう「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」（第2条第1項第1号）をいい、文字やマークに限らず、自他識別機能又は出所表示機能を有するものであれば、これに該当します。

「需要者の間に広く認識されている」（周知性）とは、全国的に認識されていなくても、一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されていれば、これに該当すると解されています。また、「需要者」とは、取引の相手方を指すものであって、最終需要者に至るまでの各段階の取引業者もこれに含まれると解されています。

「混同を生じさせる」とは、実際に混同が生じる必要はなく、混同のおそれが生じれば足りると解されています。

なお、不正の目的をもって本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

(事例)

- ソニー（株）の有名な表示である「ウォークマン」と同一の表示を看板等に使用したり「有限会社ウォークマン」という商号として使用した業者に対し、その表示の使用禁止及び商号の抹消請求が認められた事件（ウォークマン事件、千葉地判平8．4．17）
- 「BAO BAO ISSEY MIYAKE」という名称のブランドの鞆のデザインと類似した鞆を販売した業者に対し、商品の販売等の差止め、商品の廃棄及び損害賠償が認められた事件（BAO BAO 事件、東京地判令元．6．18）



真正品



類似品

(2) 著名な商品等表示の冒用行為（第2条第1項第2号）

他人の商品・営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいいます。本号は、著名な表示については、混同を要件とすることなく、冒用（無断で使用）する行為を規制するものです。

「著名」とは、通常の経済活動において、相当の注意を払うことによりその表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものが想定されています。

裁判例では、マリオカート、MARIO KART、マクセル、maxell、Budweiser、PETER RABBIT、ピーターラビット、青山学院、虎屋、菊正宗、セイロガン糖衣Aなどが「著名」な商品等表示と認められました。

本号の保護の特徴は、需要者に混同が生じないような場合であっても保護を受けることができる点にあります。

なお、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を図る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

(事例)

- JALグループ全体の事業全般における商品等表示として広く使用されている原告表示について、著名であると認めた上で、被告標章については、称呼が相違するものではあるが、需要者が外観及び観念に基づく印象として、両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあると認められるとし

て、被告標章の使用の差止めを認めた事件（JAL 事件、東京地判平 30. 9. 12）



原告表示



被告標章

○原告のゲームソフトやキャラクターと類似する「MariCar」、キャラクターコスチューム等の表示を使用している被告に対して、著名表示冒用行為に当たるとして、使用差止めと損害賠償が認められた事件（マリカー事件、知財高判令 2. 1. 29）



原告表現物



被告コスチューム

（3）他人の商品形態の模倣品の提供行為（第 2 条第 1 項第 3 号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいいます（模倣行為自体は本号の規制の対象外）。

「商品の形態」とは、商品の形状や模様、色彩等のことをいいます（第 2 条第 4 項）。商品の外観や外部の形状に限らず、需要者が通常の使用方法にしたがって観察、確認できる商品内部の構造や形状も含まれます。ただし、当該商品の機能上不可欠な形態やありふれた形態は、保護されるべき形態には含まれません。

「機能上不可欠な形態」の例として、端末機とプリンター等間の接続用コードプラグにおける本体側端子との接続部分の形態や、中に液体を入れるために側面と底面を有するというコップの形態などが考えられます。「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこととされています（第 2 条第 5 項）。なお、不正の利益を得る目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

ただし、日本国内において最初に発売した日から 3 年を経過した商品の形態を模倣した商品の譲渡等（第 19 条第 1 項第 6 号イ）、又は他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた時に、それが模倣品であることを重大な過失なく知らなかった者による譲渡等（同号ロ）は、民事的救済・刑事制裁に関する規定の適用除外となります。

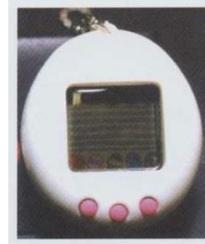
（事例）

○ヒット商品となっていたキーホルダー型液晶ゲーム機のデザインを模倣した商品を輸入・販売した業者に対し、商品の輸入・販売の差止め、商品の廃棄及び損害賠償が認められた事件（たまごっち

事件、東京地判平 10. 2. 25)



原告商品



被告商品

(4) 営業秘密の侵害行為 (第2条第1項第4号から第10号まで)

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為等をいいます。

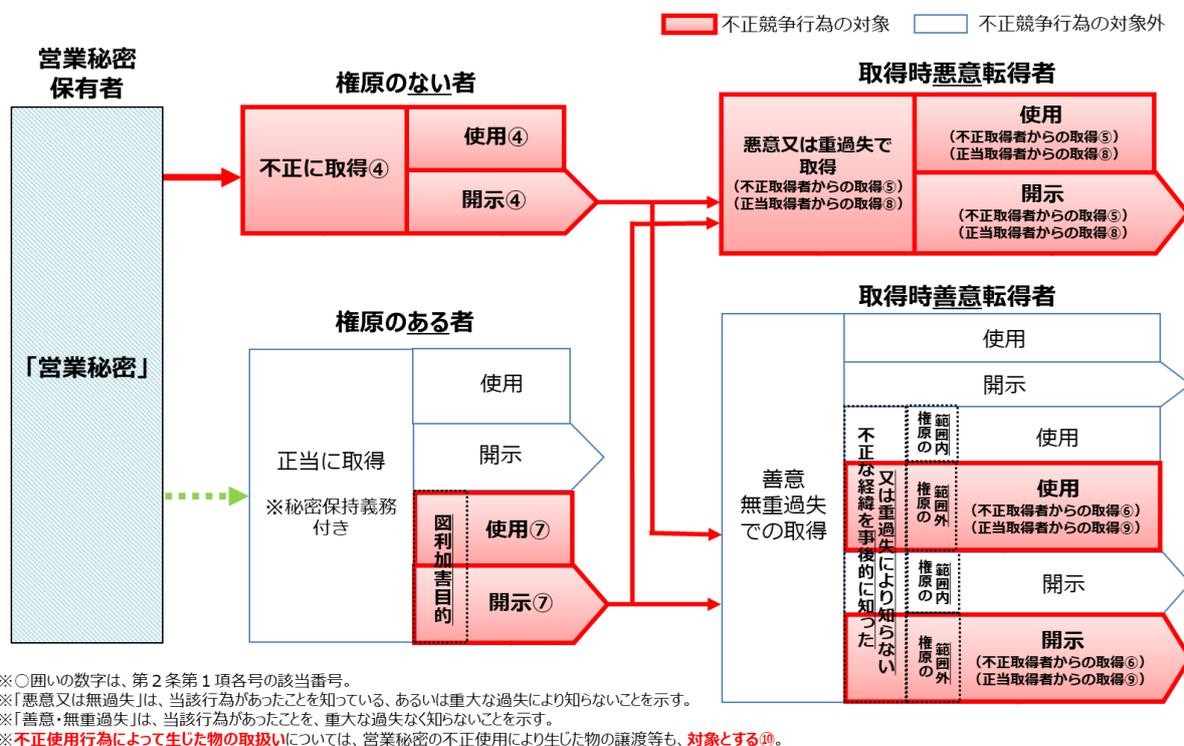
「営業秘密」とは、一般に「企業秘密」等と呼ばれる事業者の保有する情報（例えば、設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル等）のうち、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の3つの要件を全て満たすものです（第2条第6項）。

- ① **秘密管理性**とは、その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていることをいいます。
- ② **有用性**とは、脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多いです。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められることもあります。
- ③ **非公知性**とは、保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあることをいいます。保有者以外の第三者が偶然に同じ情報を開発していて保有していた場合であっても、当該第三者も情報を秘密として管理していれば非公知といえます。また、特許権など、権利化される情報であっても、出願公開前であればこれに当たり得ます。一方、学術誌や学会で公表したものは、特許法における発明の新規性喪失の例外（同法第30条）とは異なり、不正競争防止法では非公知性が失われることとなります。

この3つの要件全てを満たす情報を不正に取得したり、それを使用・開示したりする行為や、正当に取得した場合でも図利加害目的をもって使用・開示する行為、他人の技術上の営業秘密を不正使用して製造された物を、事情を知らず提供・輸出入する行為等の不正競争に対して、民事措置や刑事罰が設けられています（第2条第1号第4号から第10号まで、第21条第1項、同条第2項）。

上述の営業秘密の3要件の詳細や、営業秘密として法的保護を受けるための最低限の水
準等については、経済産業省ホームページにて公開している「[営業秘密管理指針](#)⁷」を参
照ください。

営業秘密に係る「不正競争」の各類型



(事例)

- 投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。(投資用マンション顧客情報事件、知財高判平 24. 7. 4)
- 家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。(エディオン事件、大阪地判令 2.10. 1)

(5) 限定提供データの不正取得等 (第2条第1項第11号から第16号まで)

窃取、詐欺等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等をいいます。

「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として (限定提供性)、②電磁的方法により相当量蓄積され (相当蓄積性)、③電磁的方法により管理され (電磁的管

⁷ 「営業秘密管理指針 (平成15年1月30日策定 (令和7年3月31日最終改訂))」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

理性) ている技術上又は営業上の情報をいいます(第2条第7項)。ただし、上述の3要件を全て満たしたとしても、営業秘密は限定提供データによる保護を受けることはできません(同項括弧書)。

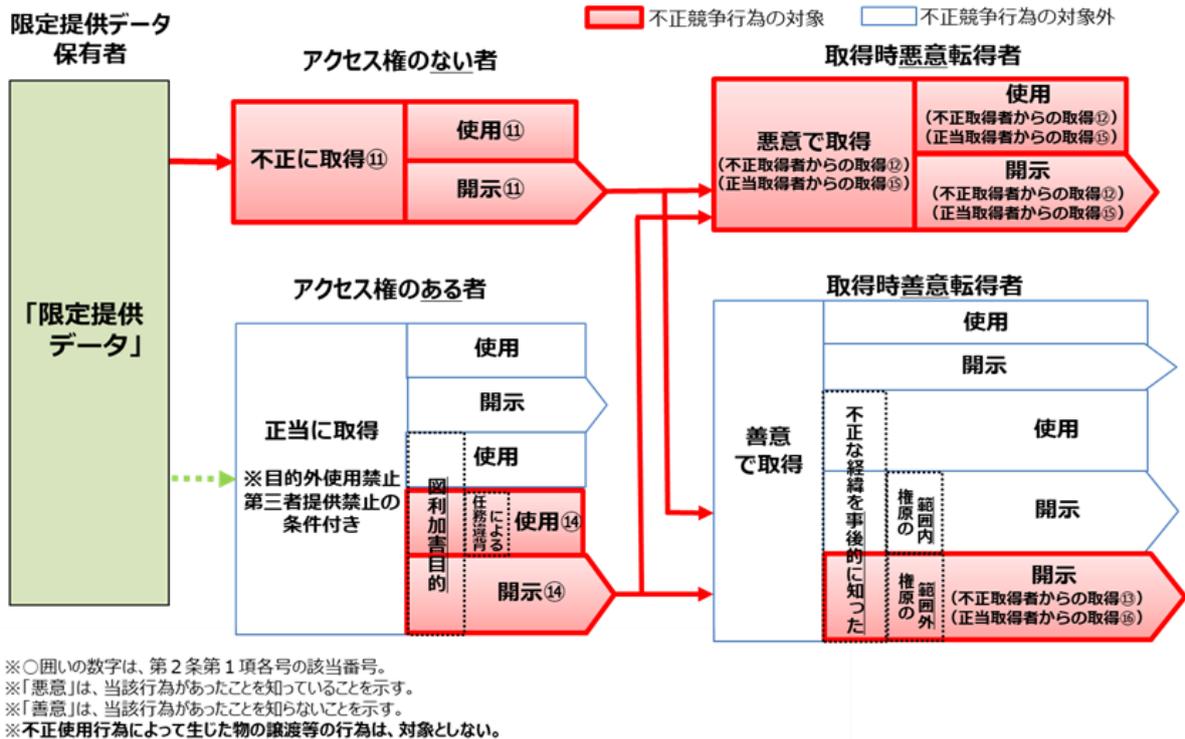
- ① **限定提供性**とは、一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータをいいます。条文のうち、「業として」とは、ある者の行為が、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものである場合をいいます。限定提供データ保有者が、反復継続的に行われる事業の一環としてデータを提供している場合、又はまだ実際に提供していない場合であっても、データ保有者にそのような事業の一環としてデータを提供する意思が認められるものであれば本要件に該当します。例えば、限定提供データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合、各人に1回ずつ複数者に提供している場合等が考えられます。また、「特定の者」とは、一定の条件の下でデータ提供を受けている者を指します。例えば、会員制のデータベースの会員などを指します。従って、相手方を特定・限定せずに無償で広く提供されているデータは対象となりません(第19条第1項第9号ロ)。
- ② **相当蓄積性**とは、対象となる技術上又は営業上のデータが、社会通念上、電磁的方法によって蓄積されることによって価値を有していることをいいます。「相当量」は、個々のデータの性質に応じて判断されます。判断の際には、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、データの創出・収集・解析・管理に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されます。
- ③ **電磁的管理性**とは、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていることをいいます。例えば、IDやパスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要です。

この3つの要件全てを満たす情報を不正に取得したり、それを使用・開示したりする行為や、正当に取得した場合でも図利加害目的をもって使用・開示する行為等の不正競争に対して、民事措置が設けられています(第2条第1号第11号~第16号)。

上述の限定提供データの3要件の詳細や、限定提供データに係る不正競争の種類の詳細については、経済産業省ホームページにて公開している「[限定提供データに関する指針⁸](#)」を参照ください。

⁸ 「限定提供データに関する指針 (平成31年1月23日策定(令和6年2月最終改訂))」
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

限定提供データに係る「不正競争」の各類型



4. 適用除外規定（第19条第1項）

3. (1) から (5) まで関連では、不正競争に対する規制（民事的措置及び刑事的措置）から、以下のものが除外されています。

- (1) 商品及び営業の普通名称・慣用表示の普通に用いられる方法での使用（第19条第1項第1号）
- (2) 自己の氏名の不正の目的でない使用（第19条第1項第2号）
- (3) コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用（第19条第1項第3号）
- (4) 周知性・著名性獲得以前からの不正の目的でない先使用（第19条第1項第4号及び第5号）
- (5) 日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品形態の模倣品の提供（第19条第1項第6号イ）
- (6) 模倣商品の善意取得者による提供（第19条第1項第6号ロ）
- (7) 営業秘密を善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で使用・開示する行為（第19条第1項第7号）
- (8) 差止請求権が消滅した後に営業秘密侵害品を譲渡等する行為（第19条第1項第8号）
- (9) 限定提供データを善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で開示する行為（第19条第1項第9号イ）
- (10) オープンなデータと同一の限定提供データを取得・使用・開示する行為（第19条第1項第9号ロ）

5. 民事措置

不正競争行為に対する主な民事的な救済措置としては、以下の措置があります。

- (1) 差止請求（第3条）
- (2) 損害賠償請求（第4条）
- (3) 信用回復措置請求（第14条）

6. 刑事罰（第21条及び第22条）

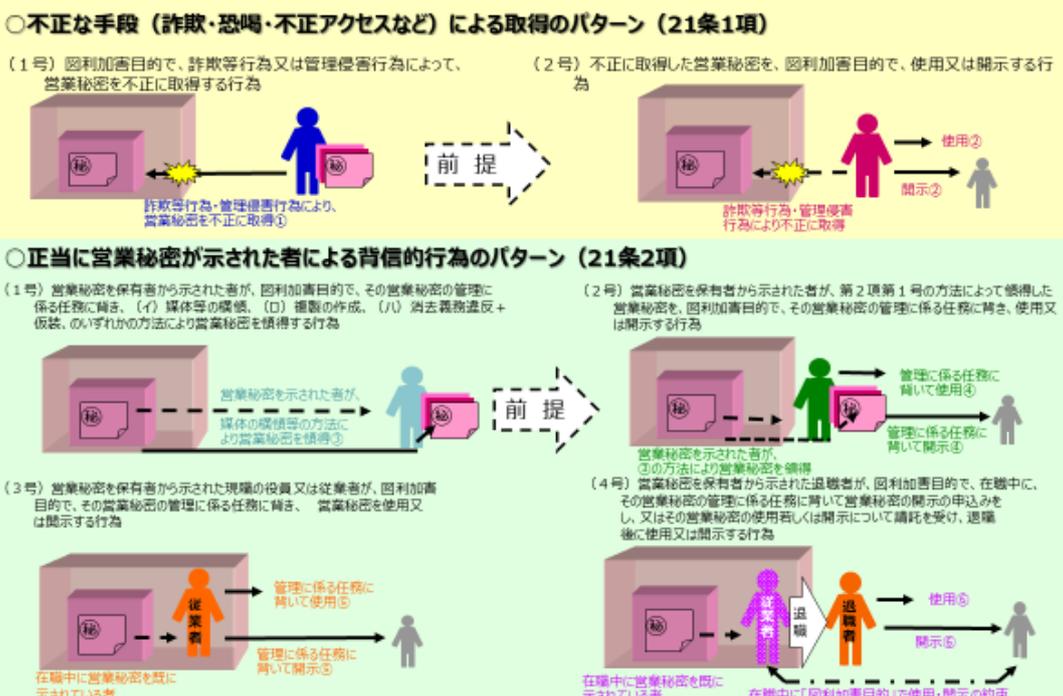
不正競争防止法は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益としており、その実現手段としては、5. に掲げた当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求を基本としつつ、公益の侵害の程度が著しく、当事者間の民事的請求にのみ委ねられることが妥当でない行為類型については刑事罰の対象としています。

ここでは、3. (1) から (4) までに関連するもののみを紹介します。なお、3. (5) 限定提供データには、刑事罰は規定されていません。

(1) 第21条第1項、第2項、第4項及び第5項関係：営業秘密侵害罪の類型

以下の侵害罪については、10年以下の拘禁刑若しくは2,000万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています（第21条第1項及び第2項関係）。また、このうち、海外で使用する目的で行う行為などについては罰金が3,000万円以下まで加重されています（第21条第4項及び第5項関係）。

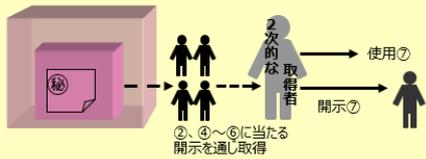
営業秘密侵害罪の類型 **(刑事)**（第21条第1項、第2項、第4項、第5項）①



営業秘密侵害罪の類型 **(刑事)** (第21条第1項、第2項、第4項、第5項) ②

○転得者による使用・開示のパターン (21条1項)

(3号) 図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示 (海外重罰の場合を含む) によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為 (2次的な取得者を対象)



(4号) 図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示 (海外重罰の場合を含む) が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為 (3次以降の取得者をすべて対象)



※3次以降の取得者までの転々流通の過程で差違者が存在したとしても、当該3次以降の取得者が、いずれかの者による「不正な開示」が介在したことを知って取得し、不正使用・開示した場合は、処罰対象となり得る。

○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン (21条1項、2項)

(1項5号及び2項5号) 図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用 (海外重罰の場合を含む) によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



刑事規定 (第21条第1項、第2項、第4項、第5項)

罰則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金 (又はこれの併科)
法人両罰は5億円以下の罰金 (第22条第1項第2号)
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

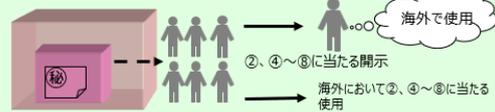
○海外重罰のパターン (21条4項、5項)

(4項1号、5項1号) 日本国外で使用するための①又は③の行為



(4項2号、5項2号) 日本国外で使用目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(4項3号、5項3号) 日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



営業秘密侵害罪には、全て図利加害目的 (不正の利益を得る目的又は営業秘密の保有者に損害を加える目的) が必要です。このことにより、内部告発目的等をもってなされる正当な行為は、構成要件に該当しないこととなります。

(2) 第21条第3項関係：その他の侵害罪

以下の侵害罪については、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。

- ① 不正の目的をもって行う周知表示混同惹起行為 (第2条第1項第1号)、誤認惹起行為 (第2条第1項第20号)
- ② 他人の著名な商品等表示に係る信用・名声を利用して不正の利益を得る目的又は当該信用・名声を害する目的で当該著名商品等表示を冒用する行為 (第2条第1項第2号)
- ③ 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為 (第2条第1項第3号)

7. 関税法に基づく水際措置

関税法 (昭和29年法律第61号) では、不正競争防止法に規定されている (1) 周知表示混同惹起商品、(2) 著名表示冒用商品、(3) 形態模倣商品、(4) 技術的制限手段無効化装置、(5) 営業秘密侵害品等を、輸入してはならない貨物及び輸出してはならない貨物としており、税関での取締りが可能です。

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一～三 (略)

四 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

2 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 (略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一～九の二 (略)

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号から第十号までに掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 (略)

第2節 著作権の目的と保護対象

著作権は、「申請」「登録」といった手続を一切必要とせず、著作物を創作した時点で、「自動的」に発生する権利です。

1. 著作権法の目的

著作権法（昭和45年法律第48号）は、創作された著作物に関して、その公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、「文化の発展」に寄与することを目的としています。

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

2. 著作物とは？

「著作物」とは、著作権法上、以下のように定められています。

（定義）

第二条（略）

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二～二十五（略）

2～9（略）

「著作物」であるためには、以下の事項を全て満たす必要があります。

- (1) 「思想又は感情」を表現していること ✕単なるデータや事実
- (2) 「創作的」であること ✕単なる模倣やありふれた表現
- (3) 「表現物」であること ✕「発明」や「アイデア」そのもの
- (4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること ✕工業製品

該当する具体的な著作物の例としては、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等が挙げられます。(3) のとおり、「発明」や「アイデア」は、著作物に含まれません。

また、我が国の著作権法によって保護を受ける「著作物」は、次のいずれかに該当するものである必要があります。（第6条）

- (1) 日本国民が創作した著作物（国籍の条件）
- (2) 最初に日本国内で発行された著作物（発行地の条件）
- (3) 条約により我が国が保護の義務を負う著作物（条約の条件）

なお、以下の著作物については、保護の対象とはならず、自由に利用可能です。

- (1) 法令
- (2) 国・地方公共団体等が発する告示・訓令・通達等
- (3) 裁判所の判決、決定、命令等
- (4) (1) から (3) までの翻訳物、編集物で、国・地方公共団体等が作成するもの

3. 著作者について

「著作者」とは、著作物を創作した人のことです。

小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になりますので、職業として創作しているか、公に公表しているかなどは問いません。

また、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、権利譲渡又は使用許諾の契約を交わしておくことが必要になるので注意が必要です。



※上記の場合、受注者であるデザイナー等が著作者です。

(参考) 法人著作について

以下の要件を全て満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。(第15条)

① その著作物を作る「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という。）であること

② 法人等の「業務に従事する者」が作成したものであること

※部外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係にない場合は除かれます。

③ 「職務上」の行為として作成されること

※自分に与えられた仕事として作成することを意味し、大学教授の講義案のように、その職務に関連して独自に作成された場合は除かれます。

④ 「公表」するときに「法人等の著作名義」で公表されること

※通常、コンピュータ・プログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はありません。

⑤ 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という旨の定めがないこと

4. 著作者の権利の発生及び保護期間について

著作権、著作者人格権は、著作物を創作した時点で「自動的」に発生します。権利を得るための手続は、一切必要ありません。これを「無方式主義」といいます。(第17条第2項)

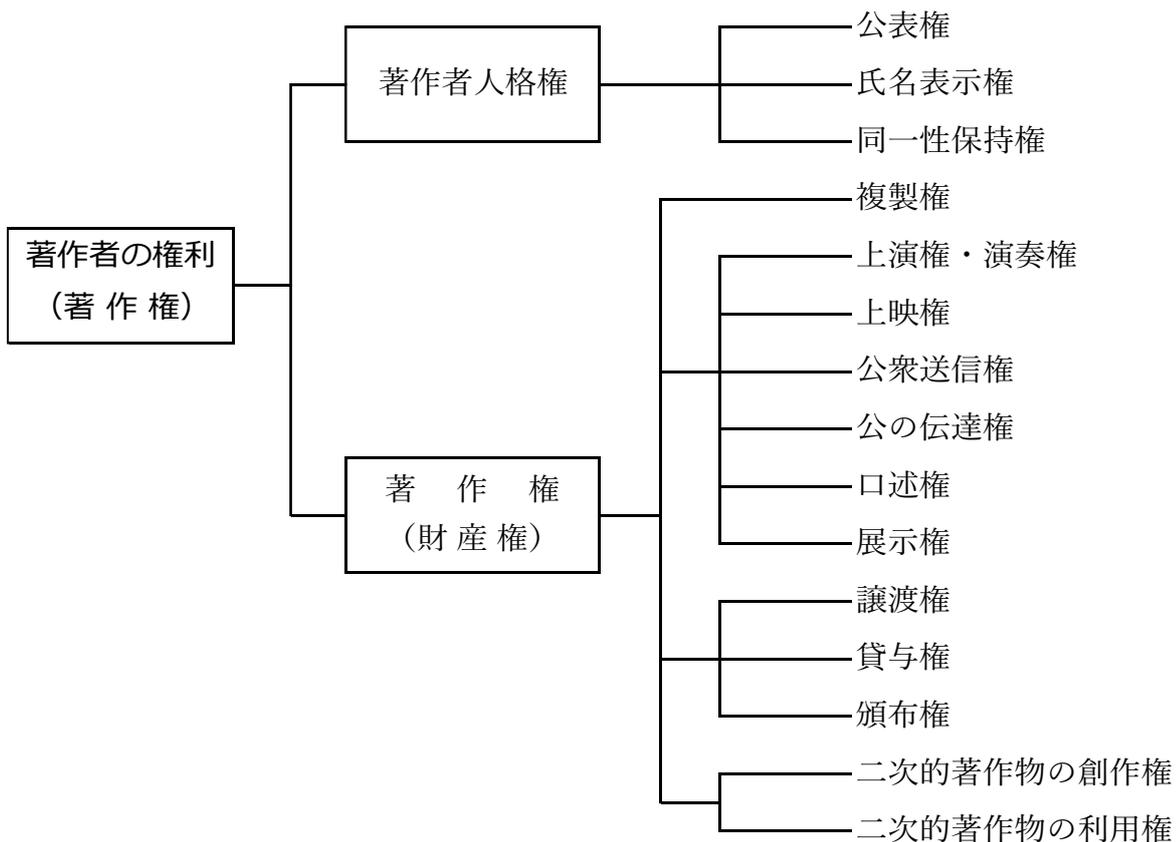
著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときに始まり、原則として著作者の死後70年間までです。(第51条)

著作者人格権は、一身専属の権利とされており、著作者が死亡すれば権利も消滅することになります(第59条)。ただし、著作者の死後においても著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています(第60条)。

著作権は、大きく著作者人格権と財産権に分かれ、それぞれ公表権や複製権、公衆送信権など、「支分権」と呼ばれる細かい権利が規定されています(下図)。

このような構成をしていることから、著作権は権利の束であるといわれます。

各権利の説明は割愛しますが、複製権=無断でコピーされない権利など、それぞれの行為類型ごとに権利が決まっています。



5. 他人の著作物を利用する方法について

他人の「著作物」をコピーするなどの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」といいます。

「許諾を得る」ということは、権利者と利用者が「契約する」ことになりますので、他人の著作物を利用する場合には、権利者と利用者の間で後々のトラブルを防ぐために、どのような利用について許諾したのか（許諾を受けたのか）、またその際の利用条件についてはっきりさせておくことが重要です。

また、他人の「著作物」を利用するときには、「権利者の了解を得る」のが原則ですが、次のような場合には、了解を得ずに利用することができます。

- (1) 保護の対象となる著作物でない場合（前ページを参照）
- (2) 保護期間を過ぎているもの
- (3) 「権利制限規定」による「例外」に該当する利用

著作権法では、「権利制限規定」と呼ばれる例外規定が設けられており、一定の条件を満たす場合には、権利者の許諾を得ずに著作物を利用できることとしています。

- (1) 私的使用のための複製（第 30 条）
- (2) 付随対象著作物の利用（第 30 条の 2）
- (3) 「図書館・美術館・博物館等」関係（第 31 条）
- (4) 「引用」「転載」関係（第 32 条）
- (5) 「教育」関係（第 35 条）
- (6) 「障害者福祉」関係（第 33 条の 3、第 37 条及び第 37 条の 2）
- (7) 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」等関係（第 38 条）
- (8) 「美術品」「写真」「建築」関係（第 45 条～第 47 条の 2） など

6. 著作権が「侵害」された場合の法的措置について

自分の著作物が無断でコピーや販売された場合など、「著作者の権利」等が侵害されたときには次のような法的措置を執ることができます。

(1) 「刑事」措置

著作権の侵害は「犯罪行為」であり、原則権利者が「告訴」することを前提として、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれを併科するという規定等が設けられています。（法人の場合「3 億円以下の罰金」）（第 119 条、第 123 条、第 124 条等）

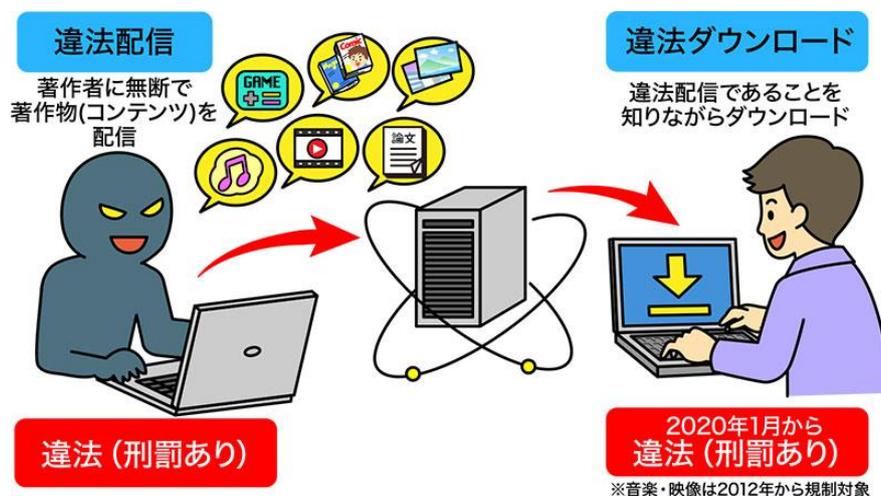
○ 違法ダウンロードの刑事罰の対象拡大

令和 2 年通常国会で成立した改正著作権法により、2021 年（令和 3 年）1 月 1 日から、違法にインターネット上に掲載された著作物（侵害コンテンツ）のダウンロード規制の対象が、音楽・映像から全ての著作物に拡大されました。

本改正により、著作物の種類・分野を問わず、侵害コンテンツをダウンロードする行為が、一定の要件の下で、私的利用目的であっても違法となります。

一定の要件については、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを図る観点から、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制対象から除外しています。

また、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物を反復・継続してダウンロードする場合に限定しています。ただし、この罪は親告罪とされているため、著作権者からの告訴がなければ処罰されません。



(2) 「民事」措置

① 損害賠償請求

著作権の侵害を受けた者は、故意又は過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求をすることができます。(民法第709条)

② 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます。

(第112条及び第116条)

③ 不当利得返還請求

著作権の侵害を受けた者は、その権利侵害により利益を受けた侵害者が侵害していた事実を知らなかった場合にはその利益が残っている範囲での額を、侵害者が侵害していた事実を知っていた場合には利益に利息を付した額をそれぞれ請求することができます。(民法第703条及び第704条)

④ 名誉回復等の措置の請求

著作者は、侵害者に対して著作者としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます。（第 115 条及び第 116 条）

7. 著作権の登録制度について

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生するため、権利取得のための手続は不要です。ここが、登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの産業財産権と大きく異なる点です。

著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作権に関しての法律事実の公示、あるいは著作権が移転した場合に取引の安全を確保する等のために存在しています。

例えば、著作物を公表した、著作権を譲渡した、という一定の事実があった場合等に登録が可能です。著作権法上の登録制度には複数の登録の種類が存在し、登録内容及びその登録内容に係る効果は登録の種類によって異なります。

(参考)

登録申請方法、登録事項記載書類の交付等について詳細を記した「登録の手引き」を文化庁ホームページ（ダウンロード可）にて御案内しています。「登録の手引き」写しを希望される場合は、郵送料金分（320 円）の切手を貼った宛先記載の返信用封筒（角形 2 号）を以下の宛先まで送付してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁著作権課登録係（登録の手引き請求）
TEL：03-5253-4111（内線 2849）

○ プログラムの著作物の登録について

一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）で行っていますので、詳しくは同センターまでお問い合わせください。

〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 16 番 11 号 愛宕イーストビル 14 階
一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）
TEL：03-3437-3071

○ 著作権に関するお問合せ先

著作権に関する質問は公益社団法人著作権情報センター（CRIC）著作権テレホンガイドで承ります。

専用電話：03-5333-0393

※受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00（土日、祝日を除く）

第3節 植物の新品種の保護（育成者権）

育成者権は、植物の新品種についての知的財産権であり、種苗法に基づく品種登録により発生します。

1. 種苗法に基づく品種登録制度の目的

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録制度（品種保護制度）は、植物の新品種を育成した者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与することで、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度です。

植物品種は農林水産業の基礎となるものであり、高品質、多収又は耐病性があるなど優れた新品種を育成することは、農林水産業の発展にとって不可欠といえます。

新品種を育成するためには、一般的に、専門的な知識・技術とともに、多大な資金、労力を費やして長期にわたって研究開発をすることが必要である上、確実に成果が得られるものではありません。一方で、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、種苗法に基づく品種登録制度をもって、新品種の育成者の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

2. 世界の品種保護制度

品種保護制度については、国際条約として、「植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV条約」といいます。）」があります。UPOV条約は、植物の新品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的として締結されています。UPOV条約の締約国は、令和7年9月現在、80か国・地域（EU及びOAPIを含む。）であり、同条約の基本的原則に従って、品種保護制度を整備しています。アジアの国では、日本、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの5か国が締結しています（ミャンマー、ブルネイ、マレーシア等が加盟手続中）。

3. 品種登録制度の保護対象

品種登録制度の保護対象となる「農林水産植物」は、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定された32種類のきのこです。

品種登録制度の保護対象は、植物の「品種」です。この「品種」とは、種苗法上は、特性（「葉の長さ及び色」、「花の色」、「果実の大きさ」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合をいいます。

例えば、お米（稲種）では「ゆめぴりか」、「新之助」、「つや姫」などが「品種」です。なお、園芸店で販売されている「バラ」、「カーネーション」などは植物名であり、イチゴのように品種「福岡S6号」の収穫物を商品名「あまおう」として販売されているものもあります。

4. 品種登録制度と特許制度との違い

品種登録制度（育成者権）と特許制度（特許権）とは、開発者に知的財産権を付与する制度として類似する点が多くある一方で、以下のような相違点もあります。

項目	品種登録制度（育成者権）	特許制度（特許権）
保護対象	植物の品種	発明（品種を超えた植物やその作出方法等の保護が可能）
要件	区別性 均一性 安定性 未譲渡性 等	産業上の利用可能性 新規性 進歩性 記載要件 等
審査方法	原則として、栽培試験等の現物調査	書面審査
権利の範囲	登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種 等	特許請求の範囲
名称の使用義務	あり	なし

5. 品種登録の出願から登録までの手続

品種登録の出願をすることができる者は、新品種を育成した者又はその承継人です。

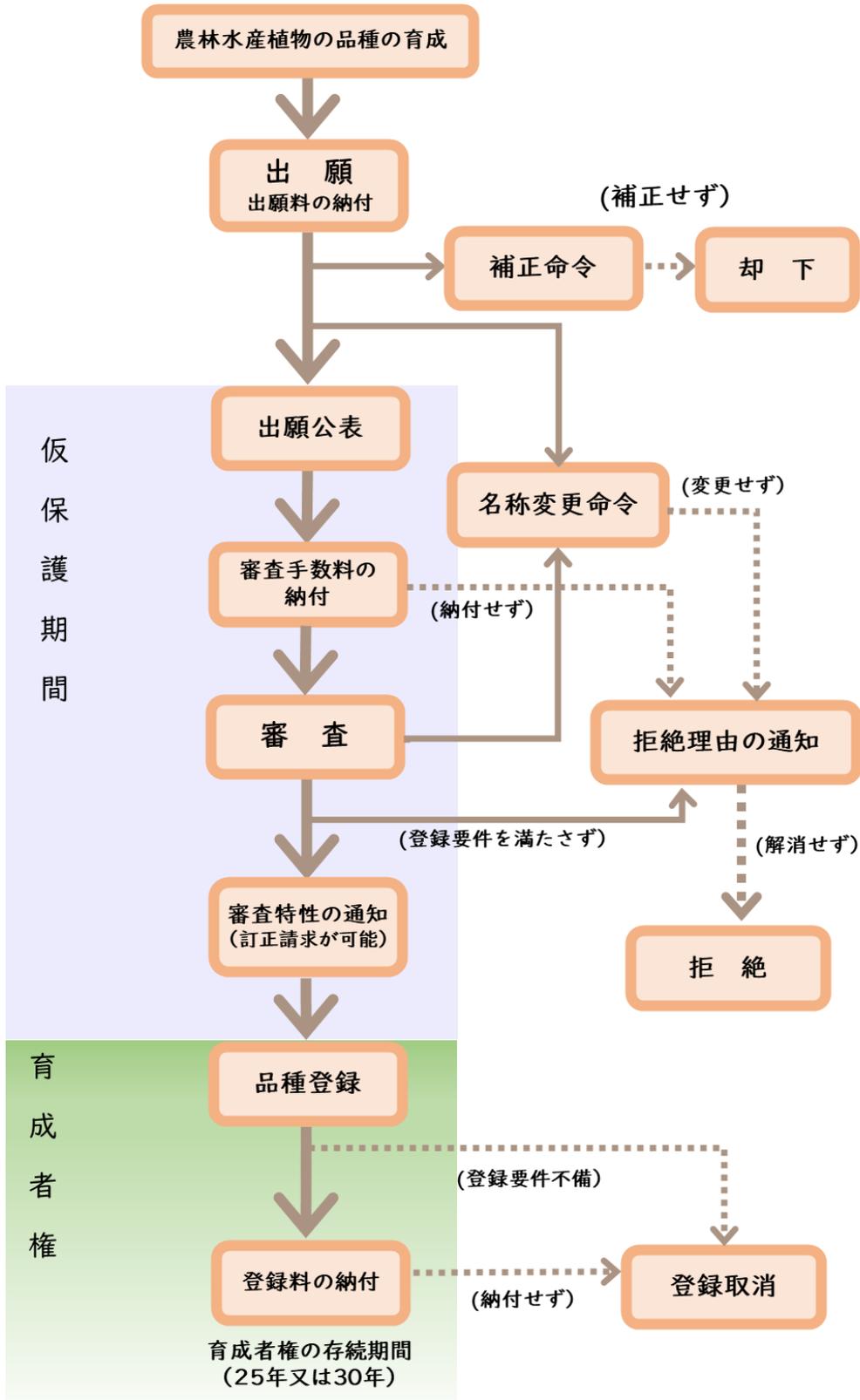
品種登録の出願は、農林水産大臣に対して行います。

出願が受理されると、書類に不備がないか、品種名称が適切か否かなどの審査が行われ、問題がなければ出願公表が行われます。出願者は、出願公表後に出願品種を無断利用した者に対し、書面による警告をした上で、品種登録後に利用料相当額の補償金を請求することができます（仮保護期間）。

出願公表された後に、栽培試験等による調査を踏まえ、出願品種の特性審査が行われます。審査の結果、区別性などの要件を満たし拒絶理由がないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。

なお、令和2年の種苗法改正により、令和4年4月1日以降の出願については、栽培試験等に係る審査手数料の納付が必要となり、あわせて出願料、登録料が見直されました。また、審査の際に作成され、品種登録簿に記載される特性表（審査特性）の位置づけが見直されることに伴い、令和4年4月1日以降、品種登録の前に出願者に特性表の内容が通知され、出願者は当該特性表の訂正を請求することができます。

【品種登録の流れ】



6. 品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

登録要件		内 容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	公然知られた他の品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から1年（※）さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 ※外国での譲渡の場合は4年（木本性植物は6年）。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※ 特性審査のことを Distinctness、Uniformity、Stability、の頭文字をとって、DUS 審査といいます。

7. 品種登録されると

品種登録されると、育成者権が発生します。品種登録は、品種登録簿に一定の事項を記載して行われるほか、官報で公示されます。品種登録に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

（1）育成者権

育成者権を有する者（育成者権者）は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの）、収穫物及び政令で定められた一定の加工品（小豆の水煮及びあん、米飯、いぐさのござ並びに製茶に加え、令和4年4月1日以降、いんげん豆の水煮及び餡、かんしょの干し芋及び焼き芋、落花生の煎ったものその他の加熱による調理をしたものが対象）を業として利用する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の方は、育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することができません。

また、登録品種の育成者権者は、変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換え等の方法により当該登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種（従属品種）、繁殖のために常に当該登録品種を交雑させる必要がある品種（交雑品種）についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

(2) 育成者権の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から25年又は30年です。

ただし、存続期間内であっても、登録料が納付されなかった場合や、品種登録の要件を満たしていないことが判明した場合には、品種登録が取り消されます。

種 類	存続期間
木本の植物以外	25年
木本の植物（果樹、林木、鑑賞樹等）	30年

(3) 登録品種の利用

種苗	収穫物	加工品
生産	生産	生産
調整	—	—
譲渡の申出	譲渡の申出	譲渡の申出
—	貸渡しの申出	貸渡しの申出
譲渡	譲渡	譲渡
—	貸渡し	貸渡し
輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入
これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管

(4) 育成者権の効力の及ばない行為

育成者権は、以下の行為等には及ばないこととなっています。このうち、③については、令和2年の種苗法改正により見直しが行われています。

- ① 新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する場合
- ② 特許を付与された育成方法により特許権者が品種を利用する場合
- ③ 権利の消尽の場合

このうち、③の「権利の消尽」とは、育成者権者等が登録品種の種苗、収穫物又は加工品をその意思に基づいて譲渡した場合、その譲渡された種苗等自体には、育成者権の効力が及ばないことを言います。従来、以下の行為のみが「権利の消尽」の例外となっていました。

- 1) 登録品種等の種苗を生産する行為
- 2) その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的で収穫物を輸出する行為

令和2年の種苗法改正により、これらに加えて、品種登録の出願時に届出をすることで、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、①当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出

する行為や②意図しない地域での栽培する行為に育成者権を及ぼす特例が設けられました（令和3年4月1日施行）。これによって、育成者権者は、利用条件を付した登録品種の海外への持出しや指定地域外での栽培について、差止め等の措置をとることができます。

これに合わせて登録品種の種苗を業として譲渡する者や譲渡のための展示、広告をする者は、登録品種である旨及び利用条件が付されている旨を表示することが義務づけられています。

また、農業者が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる、いわゆる自家増殖については、従来、一部の植物について条件付きで、育成者権が及ばないこととなっていました。令和2年の種苗法改正により、令和4年4月1日以降、通常増殖と同様に育成者権が及びます。

なお、当然のことながら、在来種（地域で代々受け継がれてきた品種）や品種登録されたことがない品種、登録期間が切れた品種の利用については、種苗法上の制限はありません。

（5）権利の適用範囲（属地主義）

育成者権の効力は、他の知的財産権と同様に、適用範囲は登録された国の領域内に限定されます（属地主義）。海外で育成者権を主張するためには、育成者が海外でも必要とする国ごとに品種登録を行わなければなりません。

海外で品種登録するには、国内で販売開始後4年以内（果樹など木本性植物は6年以内）に登録出願申請しなければ、品種登録できなくなりますので、その後には育成者権の観点からは有効な対抗手段がなくなってしまいます。こうなると、我が国で開発された優良な品種の農産物を我が国から輸出しようとしても意図せずに海外に流出してしまった品種と競合してしまい、日本からの輸出の支障になるおそれもあります。

上述のとおり種苗法改正によって登録品種の海外への持ち出しを制限できるようになりましたが、海外において育成者権を取得することが引き続き重要であることには変わりはありません。このため、農林水産省では、海外出願マニュアルの作成や海外出願に関する相談窓口の設置を行うとともに、海外への品種登録出願に係る経費の支援を行うなど、海外出願を行いやすい環境整備に取り組んでいます。

（6）権利侵害に対する措置

権利侵害に対しては、以下の措置が可能です。なお、育成者権を活用しやすくするための措置として、令和2年の種苗法改正で、品種登録簿に記載された登録品種の特性（特性表）と、被疑侵害品種の特性を比較して、育成者権が及ぶ品種であることを推定する規定が設けられました（令和4年4月1日施行）。また、これにあわせて、農林水産大臣が特性表と被疑侵害品種を比較・判断する判定制度が設けられています。

なお、判定制度は育成者権侵害の立証のための不可欠の手段ではなく、税関に対する輸出入差止申立の場面などでは、確立されたDNA品種識別技術などの利用が引き続き有用です。また、育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、国立研究開発法人農業・食品

産業技術総合研究機構種苗管理センターの「品種保護活用相談窓口」が公正・中立な立場で権利侵害の証拠の記録等に対する支援を行っています。

民事上の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差止請求 ・ 損害賠償請求 ・ 不当利得返還請求 ・ 信用回復の措置の請求
刑事罰	<p>【個人】 10年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金（併科可）</p> <p>【法人】 3億円以下の罰金</p>
水際措置	<p>育成者権侵害物品は輸出入禁制品 輸出入差止の申立て可能</p>

8. お問い合わせ先

お問合せの際は、あらかじめ農林水産省の品種登録ホームページにあります「品種登録制度」や「出願・審査に関するご案内」、「よくある質問」などを御覧いただきますと、より理解が深まります。

<p>農林水産省輸出・国際局知的財産課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 Tel 03-3502-8111（代表） 農林水産省「品種登録ホームページ」</p>	
--	---

なお、育成者権侵害に関すること（品種保護活用相談窓口への御相談・お問合せ等）につきましては、[国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのホームページ](#)も御確認ください。

第4節 地理的表示（G I）保護制度の概要

地理的表示（G I）保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

1. 地理的表示（G I）とは

地理的表示（Geographical Indication。以下「G I」といいます。）とは、酒類や農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示のことをいいます。

G Iは、TRIPS協定で定められた知的財産の一つであり、同協定では以下のとおり定義されています。国際的にも広く認知されており、世界100か国を超える国で保護されています。

<TRIPS協定>

第22条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2)～(4) (略)

2. G I 保護制度の目的

我が国には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまでそのような価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する独立した制度は存在していませんでした。

酒類については、WTO（世界貿易機関）の発足に際し、ぶどう酒と蒸留酒の地理的表示の保護が加盟国の義務とされたことから、平成6年に国税庁が「地理的表示に関する表示基準」を制定し、酒類の地理的表示保護制度が開始しました。

平成27年10月には、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、G Iの指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化のため、全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」を新たに決めました。

また、農林水産物・食品等についても、平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。通称「G I法」）」が成立、翌平成27年6月に施行され、我が国の農林水産物・食品等に係るG I保護のための法的枠組が創設されました。

G I保護制度は、「地理的表示」として登録された産品の名称を保護することにより、当

該製品の適切な評価や財産的価値の維持向上といった生産者の利益の保護を図り、関連産業の発展に寄与し、あわせて、高付加価値の酒類、農林水産物等の信用の保護や需要の確保といった需要者の利益を保護することを目的としています。

また、平成30年に署名に至った日EU・EPAに基づく、より高いレベルでのGI相互保護を適確に実施するため、これまで期限の定めなく認められていた先使用の期間を制限すること、広告等におけるGIの使用規制を行うこと等を内容とする法改正（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第88号））を行い、平成31年2月から施行されました。これにより、国内においてより高いレベルでのGIを保護することが可能となり、模倣品の排除の強化、我が国の農林水産物等ブランド価値の維持につながる事が期待されます。

以下、酒類のGI（国税庁所管）と農林水産物・食品等のGI（農林水産省所管）の概要について、それぞれ解説します。

3. 酒類のGI制度の概要

酒類のGI制度は、地域の共有財産である「産地名」の適切な使用を促進する制度です。酒類のGIは、（1）正しい産地であること、（2）一定の基準を満たした品質であること、を示しており、産地にとっては、地域ブランド確立による「他の製品との差別化」、消費者にとっては、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」という効果があります。

今後、この制度が広く活用されていくことにより、国内外に対して日本各地の特色ある酒類が広く認知され、日本産酒類のブランド価値が向上していくことが期待されます。

（1）正しい産地であること

GIの名称は、GIの産地以外を産地とする酒類及びGIに係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、酒類の真正の産地として使用する場合又はGIの名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません。

なお、酒類のGIは、「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定することとしており、GIの酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません。

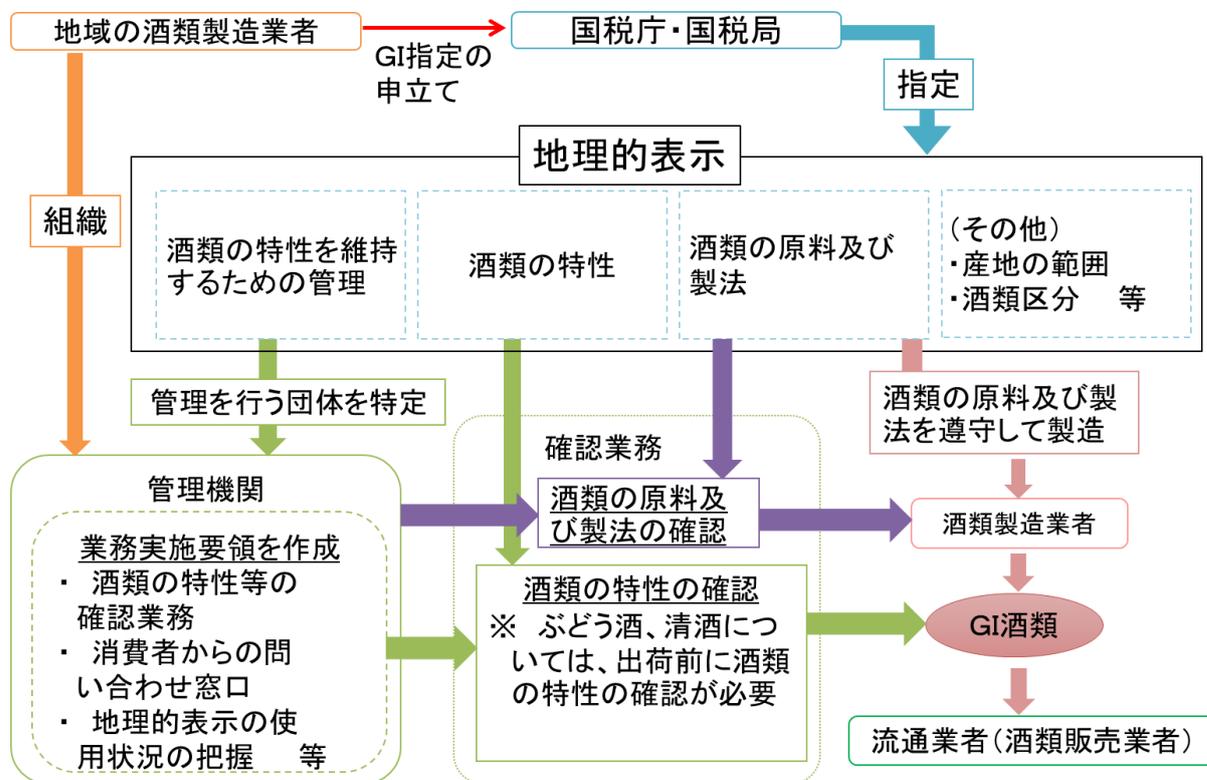
（2）一定の基準を満たした品質であること

GIの管理機関は、酒類の特性等の確認業務や消費者からの問合せ対応、GIの使用状況の把握などを役割としています。

特に、確認業務では、GIを使用する酒類が、生産基準で示す原料及び製法に準拠して製造されていることの確認、専門家による官能検査の実施等による品質検査を行ってお

り、確認業務が適切に実施された結果、一定の品質が確保された酒類のみがG Iを表示して市場に流通することとなります。

図1 酒類の地理的表示の管理の枠組み

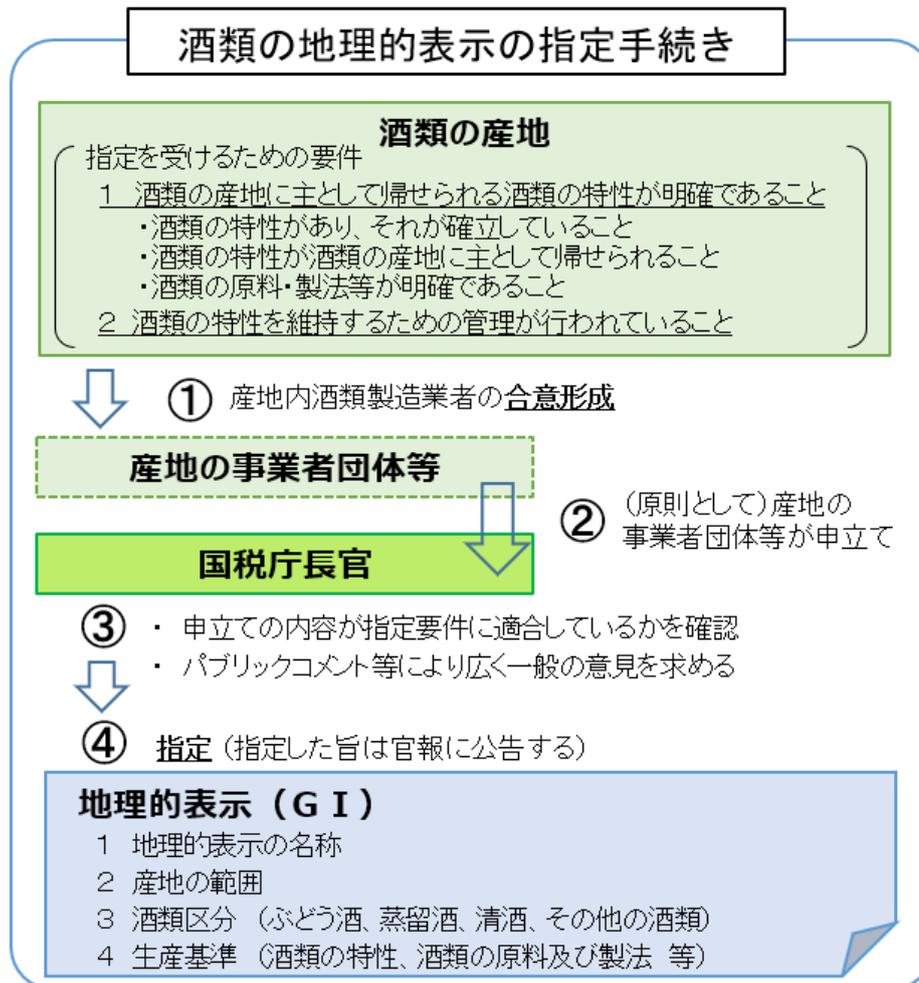


4. 酒類G Iの指定手続

酒類のG Iは、原則として、指定を希望する産地の事業者団体等がその酒類に関する生産基準、名称及び産地の範囲等について定義し、その内容について、産地内の酒類製造業者による合意形成を行った上で、国税庁長官に指定に係る申立てを行います。

申立て後、国税庁で拒絶要件への抵触や指定要件への適合の確認を行い、指定に関して問題がない場合に、パブリックコメントを実施した上で、官報で公告することにより、G Iの指定を行います。

図2 酒類の地理的表示の指定手続



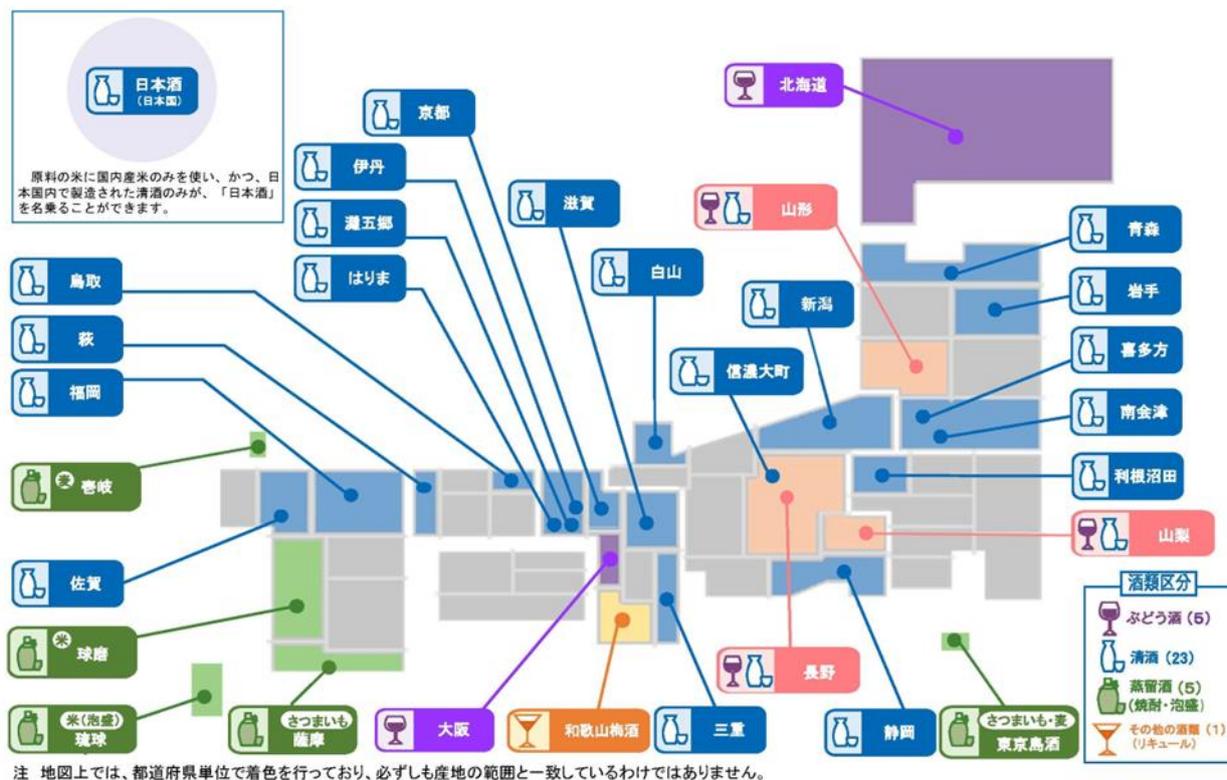
5. 酒類G Iの指定状況

令和7年10月末現在で、下図3のとおり指定しています。

酒類のG Iに関する詳細な情報や国税庁長官が指定したG Iの一覧等は、「国税庁ホームページ」を御覧ください。

○ 国税庁ホームページ「[酒類の地理的表示](#)」

図3 酒類の地理的表示の指定状況（令和7年10月末現在）



名称※1	産地の範囲	指定日等	名称※1	産地の範囲	指定日等	名称※1	産地の範囲	指定日等
壱岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日 (平成30年2月27日変更)	和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日	岩手	岩手県	令和5年9月25日
球磨	熊本県球磨郡、人吉市	平成7年6月30日 (平成30年2月27日変更)	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	令和3年1月22日	静岡	静岡県	令和5年11月30日
琉球	沖縄県	平成7年6月30日 (令和2年9月14日変更)	萩	山口県萩市、阿武郡阿武町	令和3年3月30日	東京島酒	伊豆諸島※3	令和6年3月13日
薩摩	鹿児島県(奄美市、大島郡を除く)	平成17年12月22日 (平成30年2月27日変更)	山梨	山梨県	令和3年4月28日	南会津	福島県南会津郡南会津町	令和6年8月30日
白山	石川県白山市	平成17年12月22日 (令和7年3月31日変更)	佐賀	佐賀県	令和3年6月14日	伊丹	兵庫県伊丹市	令和6年11月29日
山梨	山梨県	平成25年7月16日 (平成29年6月26日変更)	大阪	大阪府	令和3年6月30日	喜多方	福島県喜多方市、耶麻郡西会津町	令和6年12月20日
日本酒	日本国	平成27年12月25日	長野	長野県	令和3年6月30日	青森	青森県	令和7年6月20日
山形	山形県	平成28年12月16日	長野	長野県	令和3年6月30日	京都	京都府	令和7年10月1日
灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	平成30年6月28日 (令和2年8月17日変更)	山形	山形県	令和3年6月30日	鳥取	鳥取県	令和7年10月1日
北海道	北海道	平成30年6月28日	新潟	新潟県	令和4年2月7日	福岡	福岡県	令和7年10月1日
はりま	兵庫県姫路市他21市町※2	令和2年3月16日	滋賀	滋賀県	令和4年4月13日			
三重	三重県	令和2年6月19日	信濃大町	長野県大町市	令和5年6月30日			

※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分(ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類)順に記載。

※2 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、福美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

※3 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

また、日本産酒類の海外におけるG Iの保護のための国際交渉を行っており、これまで、7か国（地域）で保護を実現しています。

図4 海外における酒類の地理的表示の保護（令和7年10月末現在）

国（地域）名	相手国（地域）で保護される日本G I	日本で保護される相手国（地域）G I
メキシコ合衆国	(蒸留酒) 杓岐、球磨、琉球、薩摩	(蒸留酒) テキーラ/Tequila、メスカル/Mezcal、ソトール/Sotol、バカノラ/Bacanora、チャランダ/Charanda
チリ共和国	(蒸留酒) 薩摩	(蒸留酒) チリ産ピスコ/Pisco Chileno(Chilean Pisco)
ペルー共和国	(蒸留酒) 杓岐、球磨、琉球、薩摩	(蒸留酒) ピスコ・ペルー/Pisco Perú(Pisco Peru)
欧州連合（EU）	(蒸留酒) 杓岐、球磨、琉球、薩摩 (清酒) 日本酒、白山、山形、灘五郷、はりま、三重、山梨、利根沼田、萩、佐賀、長野、新潟、滋賀 (ぶどう酒) 山梨、北海道、大阪、長野、山形 (その他の酒類) 和歌山梅酒	(ぶどう酒) ボルドー/Bordeaux（フランス共和国） シャンパーニュ/Champagne（フランス共和国） (その他の酒類) ミュンヘナー・ビア/Münchener Bier（ドイツ連邦共和国） 等 169 のG I
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国)	(蒸留酒) 杓岐、球磨、琉球、薩摩 (清酒) 日本酒、白山、山形、灘五郷、はりま、三重、山梨、利根沼田、萩、佐賀、長野、新潟、滋賀 (ぶどう酒) 山梨、北海道、大阪、長野、山形 (その他の酒類) 和歌山梅酒	(蒸留酒) スコッチ・ウイスキー/Scotch Whisky 等 23 のG I
アメリカ合衆国（米国）	(清酒) 日本酒 (ぶどう酒) 山梨、北海道	(蒸留酒) バーボン・ウイスキー/Bourbon Whisky(Bourbon Whiskey) テネシー・ウイスキー/Tennessee Whisky(Tennessee Whiskey)
インド共和国	(清酒) 日本酒（注）	—

（注）インド共和国においては「NIHONSHU / JAPANESE SAKE」として保護されています。

6. 酒類G Iにおける地域ブランド戦略

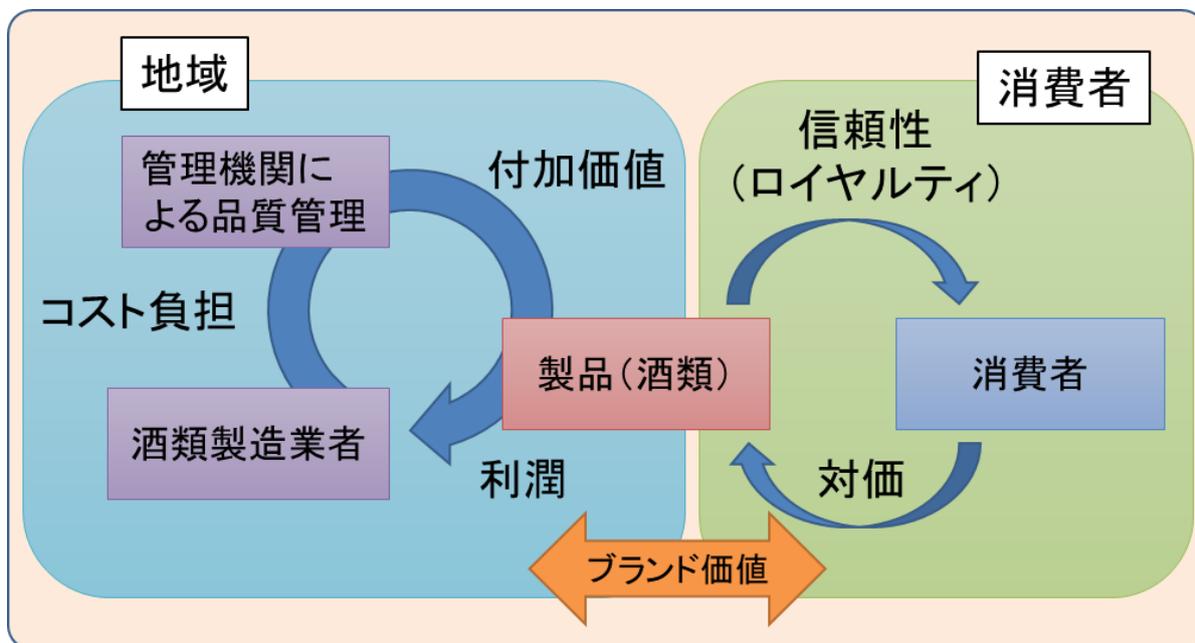
G Iの管理機関の活動には、継続的なコスト負担が必要であり、コストに見合うだけの付加価値の向上がなければG Iが使用されなくなるおそれがあります。

そのコストを上回る付加価値を生み出すためには、地域と消費者との間にブランド価値を創出する正の循環を構築し、維持していくことが必要です。

G Iによって製品の付加価値を向上させていくためには、G Iを活用した地域ブランド戦略の構築が重要であり、G Iの指定後についても、地域で足並みの揃った計画的なブランド価値向上への取組が必要です。

国税庁では、G I の指定を検討する地域の酒類製造者の方に向けて、生産基準の策定段階から地域ブランド戦略の検討と構築をお願いしています。

図5 酒類の地理的表示のブランド価値向上への取組



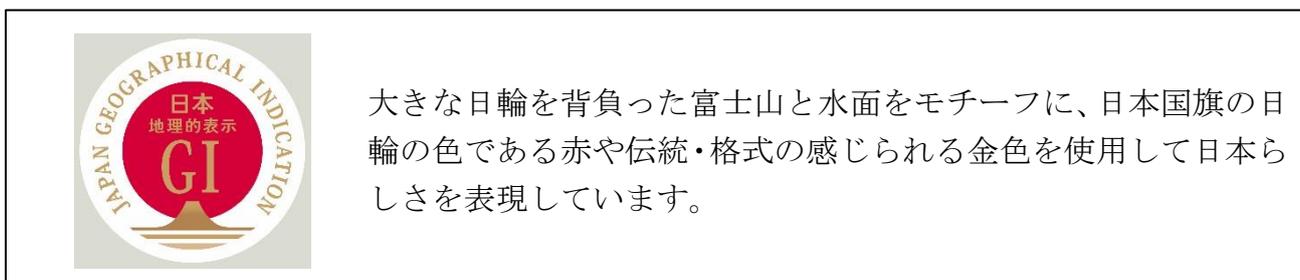
7. 農林水産物・食品等のG I 保護制度の大枠

農林水産物・食品等のG I（農水G I）保護制度では、登録された明細書（産地、特性、生産の方法等を記載した書類）の基準を満たす製品のみG Iを使用することができ、登録後は品質管理体制のチェックやG Iの不正使用の取締りが行政により行われます。

具体的には、以下の4つのポイントが挙げられます。

- (1) 産品をその名称、生産地や生産の方法等の基準とともに登録します。
- (2) 明細書の基準を満たす産品のみG Iを使用することができ、また、G Iには併せて登録標章（G Iマーク）を使用することができます。G Iマークは、G I法に基づき登録された産品の明細書に従って生産された産品であることを証するマークであるため、他の産品との差別化を図ることができます。

図6 農水G Iマーク



(3) G I 及びG I マークの不正使用は行政が取り締まります。取締りの対象になる不正使用は、非G I 産品へのG I やG I マークの使用に加え、G I 産品と誤認を与えるような名称の使用があります。この中には、(ア) 真正の産地を記載していても明細書で示された産地と異なる場合、(イ) 翻訳、音訳名称、(ウ) 「～タイプ」「～様式」「～風」などの表現などに加え、平成 31 年 2 月の改正法施行後は、(エ) 絵図などを用いてG I 産品と誤認させるおそれのある表示も不正使用として扱われます。また、同改正法では、従来の産品及びその包装、容器等におけるG I の使用だけでなく、広告やカタログ、メニュー等のサービスの使用も規制対象となりました。規制の範囲がG I のサービスの利用にまで広がったことにより、模倣品の排除機能が強化されることとなり、より高いレベルで地域ブランドを守ることができます。

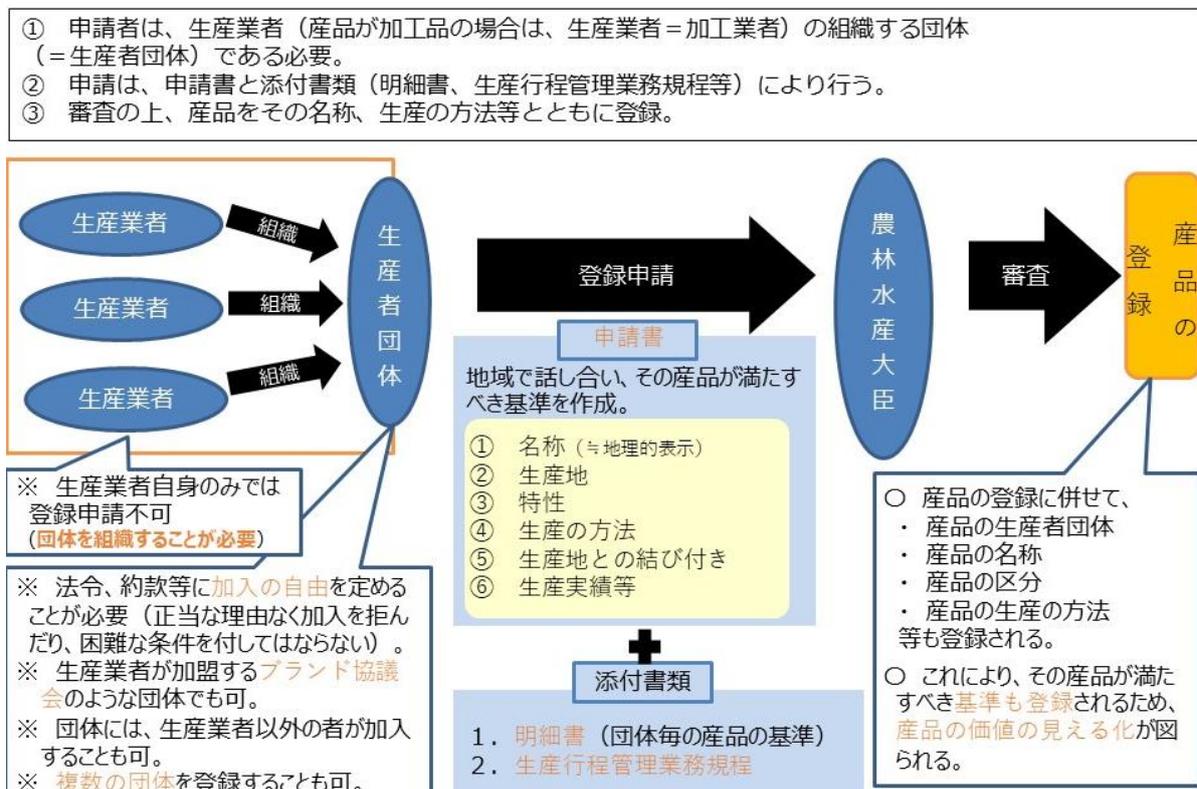
(4) 農水G I は、地域共有の財産である産品の名称を知的財産として保護するものであるため、地域の生産者は登録された団体へ加入すること等によってG I を使用できます。

8. 農水G I の登録申請手続

G I の登録申請は、生産・加工業者を構成員とする団体が行うこととなっています。当該団体においては、法令、約款等に加入の自由を定めるとともに、構成員である生産・加工業者に対する産品の品質管理（生産行程管理業務）の実施が求められます。

申請は申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）の提出により行います。

図7 農水G I の申請手続について



登録の対象となる産品は、食用に供される全ての農林水産物、飲食料品（酒類、医薬品等を除く）のほか、政令で指定された非食用農林水産物又はその加工品（観賞用の植物、畳表等）となります。なお、酒類や医薬品等は対象となりませんが、酒類については、前述のとおり「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）」に基づくGI保護が行われています。

9. 農水GIの審査手続

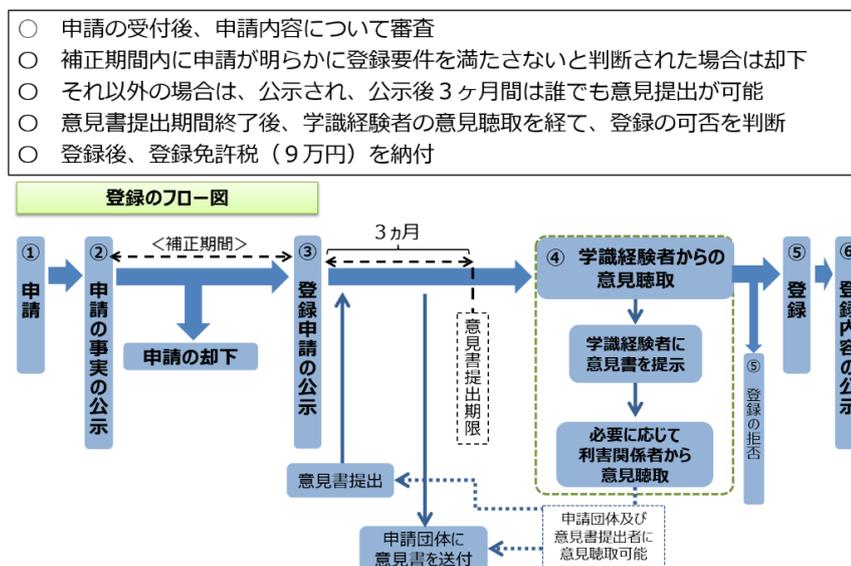
申請された産品については、農林水産省において申請書類を確認後、不備・不足等がない場合は当該申請を受付し、速やかに申請の事実の公示（生産者団体の名称、住所、申請産品の区分、名称）を実施します。その後、申請内容について名称や農林水産物等の審査基準に基づき審査が行われ、形式的な不備や、特性、生産の方法、生産実績等の記載が不十分などの場合は、必要に応じ補正指示が出されますが、当該指示で示された期間内に申請者から応答がないとき等は、申請が却下されることがあります。申請書等の補正が行われた後、申請書等に不備等がなければ、広く意見を求めるための公示（3か月間）が行われ、学識経験者からの意見聴取を経た後、寄せられた意見書の内容や学識経験者の意見等も踏まえ、農林水産大臣により登録可否が判断されます。

登録は、登録簿に記載されることにより行われ、登録簿等の内容は農林水産省ウェブサイトで公示されます。

また、以下の場合はGI登録ができません。

- (1) 申請団体が定められた要件を満たさない場合
- (2) 申請団体による品質管理が適切になされるとみなされない場合
- (3) 産品がGI産品としての要件を満たさない場合
- (4) 名称について、①普通名称に当たるとき、②同一又は類似する先行商標があるとき（商標権者の同意等がある場合を除く）等

図8 農水GIの審査手続について



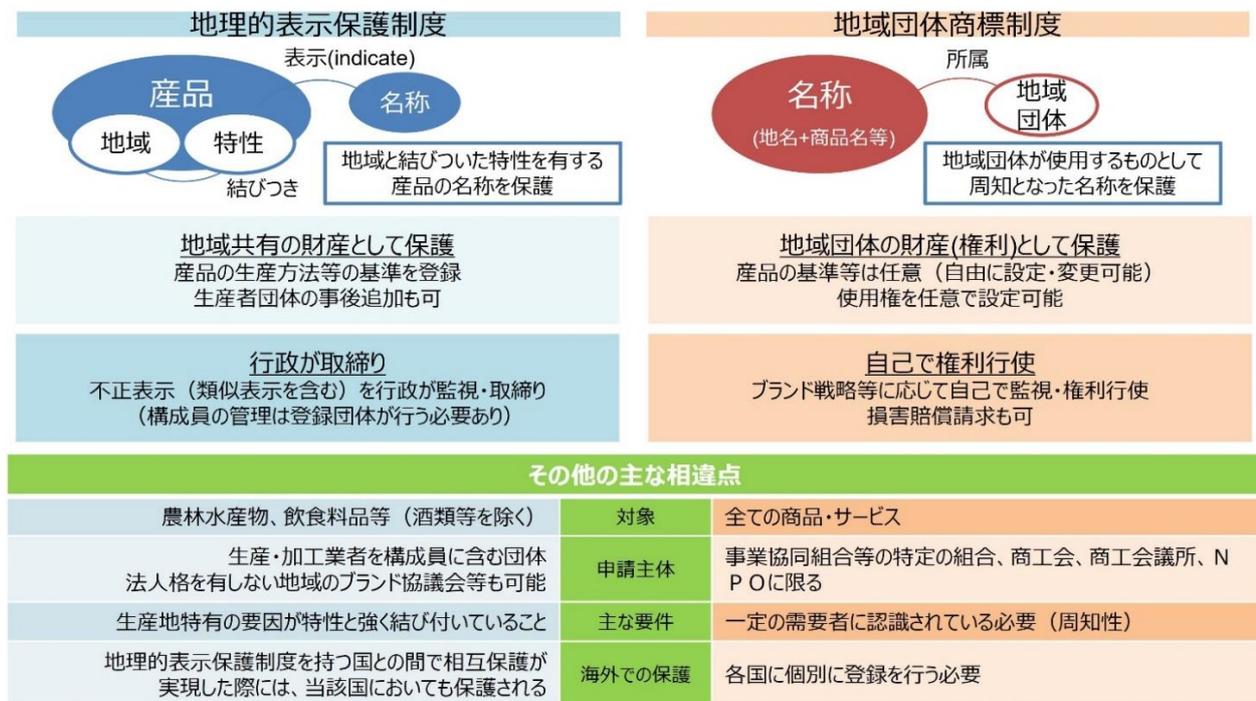
10. 地域団体商標制度との関係

農水G Iは、産品の名称を保護する制度であり、商標法に基づく地域団体商標制度と類似した面がありますが、地域団体商標制度が商標制度の一部として特定の団体に帰属する周知な産品の名称を保護するという考え方に基づくのに対し、G Iは、当該産品の名称を特定の者ではなく地域共有の財産として保護するという考えに基づいているという違いがあります。

そのため、地域の実態や産品の特性等を踏まえて、どちらかの制度を活用するか、両方の制度を活用するか十分に検討する必要があります。

図9 G I制度と地域団体商標制度との違いについて

- どちらも産品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。産品を取り巻く状況に応じ、**いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用することが可能。**



11. 海外における日本のG Iの保護

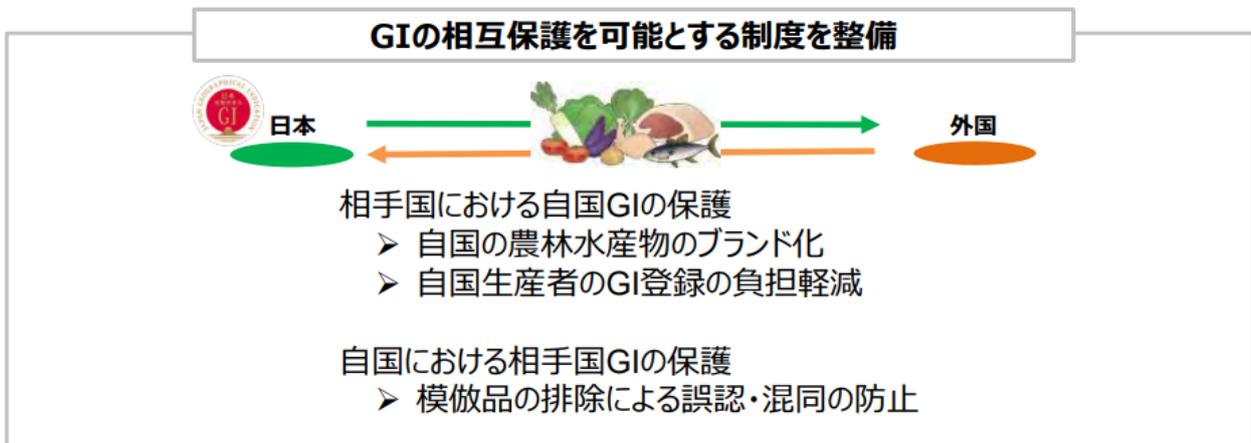
我が国の高品質な農林水産物等が海外においても保護されるためには、輸出先国においても我が国の産品がG Iとして保護されることが必要です。

平成28年12月のG I法の改正では、条約等の国際約束を締結することによりG Iを保護する手続を創設しました。これにより、国際協定を結ぶことで諸外国でも日本のG Iを保護することが可能となりました。

平成31年2月に発効した日EU・EPAは本手続を活用した最初の国際協定であり、令和6年12月時点で日本側108産品とEU側121産品が相互に保護されています。また、令和3年1月に発効した日英EPAでは、日本側109産品と英国側59産品のG Iが相互保護されています。EU域内や英国内における日本のG I産品の名称の不正使用は各国当局により取り締まられるため、農林水産物等の輸出促進につながることを期待されます。EU加盟国でG I「神戸ビーフ」が不正使用されていた件につき、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるようEU当局に要請し、当該不正使用が中止される等の対応も行われています。

図10 海外における日本のG Iの保護

海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。



【我が国の相互保護の取組】

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

相互保護相手国（2024年12月時点）

EU：EU側121産品、日本側108産品 英国：英国側59産品、日本側109産品

EU及び英国において相互保護されている日本側産品は、重複を除くと計111産品

12. 農水G Iの登録状況

各地から登録申請が提出されており、令和7年3月末現在、43都道府県161産品、3か国の6産品が登録されています。

図11 農水G Iの登録状況



農水G I 保護制度について更に詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができます。

また、農林水産省では、公示された新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設しています。

- ① 地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

[地理的表示（G I）保護制度](#)

- ② 地理的表示メールマガジン

[メールマガジン登録](#)

バックナンバーは[こちら](#)

13. 農水GIの登録の効果

産品がGIとして登録されると、知的財産として保護され、不正な表示は国により取り締まられることから、市場に流通している模倣品は排除されることとなります。また、登録をきっかけに、産品の高い価値が再認識され、ビジネスや地域の活力向上につながった産品も多数あるなど前向きな効果にもつながっています。

図12 GI登録の効果

<h4>1 外国政府によるGI保護</h4> <p>「相互保護」の枠組により、日本のGI名称が外国でも保護。不正使用が発見された場合、外国当局が取り締まりこれを排除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」と表示  <ul style="list-style-type: none"> ■ ドイツのスーパーでは、NZ産和牛に「Wagyu “Kobe-Style”」 <p>➡ 我が国の要請に応じ、EU当局が事業者を取締り</p>	<h4>3 冒認商標への対抗</h4> <p>農水省調査により判明した第三者によるGI産品の名称を用いた商標の出願に対し、GI権利保持者が異議申立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インドネシア：「鹿児島黒牛」 ■ ベトナム：「市田柿」 ■ 中国：「すんき」  <p>➡ 当局が当該商標の登録を拒絶</p>
<h4>2 ショッピングサイトにおける不正出品物の削除</h4> <p>世界の主要な約180のショッピングサイトにおいてGI名称の不正使用が疑われる産品について、農水省が各サイトの運営会社に削除・修正を要請。</p> <p>➡ 800件以上が削除済</p>	<h4>4 外国産品との差別化</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市田柿（長野県） <p>春節需要が高まる年明けに、中華系マーケットをターゲットに輸出戦略を展開する中、「中国産市田柿と差別化すべくGIを取得。ブランドの取組を一層強化。</p>  <p>➡ 2024年の輸出額が2016年比で4.5倍増に</p>
<h4>■ 辺塚だいたい × キリンビール</h4> <p>登録を機に露出が増えたことで、搾汁液の需要が増え、生産面積が拡大。キリンビール株式会社の「いいね！ニッポンの果実。氷結®」シリーズで「キリン 氷結®ストロング 辺塚だいたい」が期間限定販売。また同地域のGI産品「鹿児島黒酢」とコラボした黒酢飲料も発売。</p> 	<h4>■ あら川の桃 × セブン-イレブン</h4> <p>関西2府4県のセブン-イレブンで、「和歌山県産あら川の桃使用 もももち」と「しまドルチェ あら川の桃バナナコッタ」が期間限定販売。同時期に、地元フリーペーパーやメディアでもあら川の桃とGIについて特集を実施。</p> 
<h4>■ やまえ栗 × カフェコムサ</h4> <p>GI登録を契機に、全国25店舗において期間限定で販売する「やまえ栗」のケーキに、GIとのコラボを可視化するGIマークを付与。GIとやまえ栗を解説する栗型カードも配布。</p> 	<h4>■ ところピンクにんにく × セブン-イレブン</h4> <p>北海道内のセブン-イレブンで、「ところピンクにんにく」を使用した「ガーリックバター」の道産豚焼肉おむすび、「大きなおむすび ザンギマヨネーズ」、「香ばし炒め野菜の札幌醤油ラーメン」を期間限定で販売。地域の声を反映したより良い商品を開発するため地元高校で行われた試食会で大好評を博した商品。</p> 
<h4>■ GI産品 × カルピス</h4> <p>カルピス株式会社が6つのGI産品を選定し、「特選バター」を使用したレシピを開発。動画の特設サイトで公開。</p> 	<h4>■ 東京しゃも × 映画「鬼平犯科帳 血闘」</h4> <p>映画「鬼平犯科帳」の料理監修を務める野崎氏が、本物の料理にこだわり、映画に登場する軍鶏鍋に東京しゃもを採用。</p> <p>映画のレシピを再現した「東京しゃもで味わう伝統の軍鶏鍋セット」を、百貨店の外商専用ホームページで販売。</p> 

第6章 その他の運用

第1節 早期審査（審理）・優先審査・面接等

[1] 特許・実用新案

特許出願の中には、様々な事情で権利化を急いでいるものがあります。こうした出願人のニーズに対応するため、特許庁では早期に審査・審理を行う制度を設けています。出願人が実施している発明や外国にも出願している発明、さらには、震災により被災した企業・個人等の発明等は早期審査・早期審理制度を、第三者により自分の発明が実施されている場合は優先審査制度を利用すれば、早期に審査・審理が開始されます。早期の権利化を望む場合には、早期審査（審理）・優先審査制度の利用を御検討ください。

また、インターネット回線を利用したオンライン面接も行っています。審査官との意思疎通を図り、円滑に審査手続を進めるため、御自身のPCから参加可能なオンライン面接を是非御利用ください。

1. 早期審査・早期審理・スーパー早期審査・優先審査

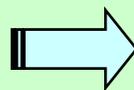
(1) 早期審査・早期審理

早期審査・早期審理制度は、一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度です。

- a) 中小企業、個人、大学等の出願
- b) 外国関連出願
- c) 実施関連出願
- d) グリーン関連出願中
- e) 震災復興支援関連出願
- f) アジア拠点化推進法関連出願

出願人からの要請に応じて
審査・審理を通常よりも早く行う
■審査請求料以外は無料

通常一次審査通知までの期間は、
審査請求から約9月



平均2.3月で一次審査
(2024年実績)

① 早期審査・早期審理の対象

特許出願が以下の a) から g) までのいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理を申請することができます。

- a) 出願人本人又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は2年以内に実施予定の特許出願（以下「実施関連出願」といいます。）
- b) 出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願（以下「外国関連出願」といいます。）
- c) 出願人の全部又は一部が、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である特許出願
- d) 出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人である特許出願
- e) 環境関連技術（グリーン技術）に関する特許出願
- f) 出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く）に住所又は居所を有し、更に地震に起因した被害を受けた者である特許出願
- g) 出願人の全部又は一部が、アジア拠点化推進法に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、当該研究開発の成果に係る発明に関する特許出願

なお、早期審理については、上記 a) から g) まで以外に、第三者がその発明を業として実施している出願も対象となります。

② 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査の申請は、審査請求時、又はその後に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書には、書誌的事項のほかに、早期審査の申請を行う事情や先行技術及び当該先行技術との対比説明等を記載します。出願人が中小企業や個人等の場合は、知っている文献を記載すれば先行技術調査を実施する必要はありません。早期審理の場合は、書誌的事項と、早期審理の申請を行う事情を記載してください（審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合はそれらを記載する必要はありません。）。

なお、早期審査・早期審理の申請手続は、**無料**です。詳しくは、特許庁ホームページ「[特許出願の早期審査・早期審理について](#)」を御覧ください。

③ スタートアップ対応面接活用早期審査

スタートアップによる出願（※）であって「実施関連出願」である場合には、スタートアップ対応面接活用早期審査（以下「面接活用早期審査」といいます。）が利用できます。

面接活用早期審査では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に面接を行うことで、戦略的な特許権の取得を支援します。また、早期審査のスピードで対応することで、質の高い特許権を早期に取得することを可能にします。

面接は、例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のスタートアップ関連施策等について紹介します。

※ スタートアップによる出願とは、出願人の全部又は一部が次の (i) から (iii) までのいずれかに該当するものを指します。

(i) その事業を開始した日以後 x 年を経過していない個人事業主

(ii) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人）以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人
(*)

(iii) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人 (*)

* 他の法人に支配されていない法人とは、以下の a. 及び b. に該当しているものを指します。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上の株式又は出資金を有していないこと

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の 2 / 3 以上の株式又は出資金を有していないこと

スタートアップ対応面接活用早期審査については、以下の特許庁ホームページを御覧ください。

○[特許審査に関するスタートアップ支援策について](#)（特許庁 HP）

(2) スーパー早期審査

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを原則 1 か月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から 1 か月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うものです。

① スーパー早期審査の対象

特許出願が以下の (i) 及び (ii) の条件を満たしている場合、スーパー早期審査を申請することができます。

(i) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はスタートアップによる出願であつて「実施関連出願」であること

(ii) スーパー早期審査の申請前 4 週間以降になされた全ての手続をオンライン手続とする出願であること

② スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請は、早期審査の申請と同様に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書において「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。

なお、スーパー早期審査の申請手続は、**無料**です。詳しくは、以下の特許庁ホームページを御覧ください。

[○スーパー早期審査の手続について](#) (特許庁 HP)

(3) 優先審査 (第 48 条の 6)

① 優先審査の対象

出願公開後、第三者がその特許出願に係る発明を業として実施しており、出願人と実施者の間で生じている紛争を早期に決着する必要がある特許出願を対象とします。

② 優先審査の手続

優先審査の申出は、優先審査に関する事情説明書の提出により行います。

この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

なお、優先審査の申請手続は、**無料**です。ただし、書面での申出に対しては、データエントリー料 (電子化のための手数料) をいただきます。

2. 審査官との面接

拒絶理由の通知等に対して、審査官と直接面談し、自己の発明の技術的な説明を行うことができます。面接の依頼は、電話・電子メール等により行います。

面接では、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べるとともに、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討することができます。また、出願人の利便を図る観点から、次のような面接審査を実施しています。

(1) 出張面接

特許庁から遠距離の方々のために、出張面接を実施しています。この出張面接は、全国各地の面接会場や独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部 (以下「INPIT-KANSAI」といいます。) に審査官が出張して面接を行うものです。また、出願人が希望する場合においては、出願人が使用する建物内等での出張面接を実施することも可能です。

INPIT-KANSAI では、第 1、第 3 金曜日を面接の重点実施日に設定し、積極的に実施しています。

① 申込みできる方

代理人 (代理人がない場合は出願人本人や知的財産部員など)

② 申込要領

担当審査官又は地域イノベーション促進室へ、電話若しくは電子メール又は特許庁ホームページの面接審査申込フォームにてお申し込みください。お名前や住所、出願番号、希望実施場所等を御連絡ください。（代理人がいる場合は代理人を通じて御連絡ください。）

申込みいただいた方には、必要な情報を確認させていただき、調整の上、出張面接の日時、実施場所を回答させていただきます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込みが集中した場合等には、出張面接を行えないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

<お問合せ先>

特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話:03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

(2) オンライン面接

出願人・代理人がお持ちの機器（PC、モバイル端末等）と審査官が使用しているPCとを、インターネットを介して接続して行う面接です。具体的には、Webアプリケーションを利用して実施しています。

機器（PC、モバイル端末等）をお持ちでない場合でも、INPIT-KANSAI 及び全国の経済産業局等知的財産室に備えたオンライン面接用PCを御利用いただけます。

① 申込みできる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など）

② 申込要領

オンライン面接システムを用いた面接の申込みは、通常面接と同様に、電話・電子メール等により行います。申込みには電子メールアドレスが必要となりますので、御準備ください。面接の申込後、オンライン面接の時間が確定したら、電子メールアドレス宛てに、特許庁から招待メールが届きます。

<お問合せ先>

特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話:03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

なお、審判段階においても、審査段階と同様に面接審理、出張面接審理、オンライン面接審理を実施しています。詳しくは、以下の特許庁ホームページを御覧ください。

○[面接審理](#)（特許庁 HP）

○[出張面接審理、オンライン面接審理](#)（特許庁 HP）

<お問合せ先>

特許庁審判部審判課審判企画室

電話:03-3581-1101 内線 5851

3. 事業戦略対応まとめ審査

平成 25 年 4 月から、企業の事業展開を支援することを目的に、事業に必要な知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に、必要なタイミングで権利化することを可能とする「事業戦略対応まとめ審査」を行っています。

「事業戦略対応まとめ審査」は、出願人が審査官に対して事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明等の位置付けを正確に把握した上で審査を行います。このため、事業に役に立つ権利取得が可能であるとともに、各分野の審査官が必ず協議を行うことで、ばらつきのない審査を実現させています。

① 事業戦略対応まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、以下（i）から（iii）までに示す要件を全て備えたものを事業戦略対応まとめ審査の対象とします。なお、出願群には意匠登録出願、商標登録出願を含んでもよいものとします。

- （i）原則⁹として、審査着手前の出願であること
- （ii）出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも 1 つは「外国関連出願」又は「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること
- （iii）新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置付けられる特許等からなる出願群であること

② 事業戦略対応まとめ審査の申請手続

事業戦略対応まとめ審査の希望申請は、随時受け付けています。以下の宛先まで、事業戦略対応まとめ審査を希望する旨と、申請書の送付に必要な出願人側担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお知らせください。

<お問合せ先>

特許庁審査第一部調整課企画調査班

電話：03-3581-1101 内線 3107 E-mail：PA2160@jpo.go.jp

③ 事業戦略対応まとめ審査の進め方

まとめ審査の対象となった場合、出願人と特許庁側の担当者との間で、以下（i）から（iii）までについて調整を行いながら審査を進めていきます。

（i）事業説明

事業説明では、まとめ審査を担当する審査官に対し、事業の概要（新製品や新たなサービスの概要）、事業戦略（実施予定、国際展開予定）、事業における出願の位置付け等について審査官に対し、説明を行ってください。

（ii）面接

⁹ 事業の中に位置づけられる特許等の出願であるならば、着手済み案件も含めることができます。

面接では、個々の出願についての技術説明や、先行技術との対比説明、補正案の検討を行うことができます。

(iii) 審査着手

事業説明、面接（審査着手前に実施した場合）、各案件を担当する審査官との間での協議を踏まえた上で、調整したスケジュールに従って、審査官チームの各審査官は担当案件の審査を行います。

その他、事業戦略対応まとめ審査の詳細については、以下の特許庁ホームページを御覧ください。

○[事業戦略対応まとめ審査について](#)（特許庁 HP）

[2] 意匠

1. 早期審査・早期審理制度

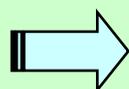
意匠においては、出願意匠が早期に実施（製造・販売等）されることが多く、権利設定前の意匠に対する模倣品が発生することもあり、その社会的影響は大きいことから、こうした早期権利化を必要とする出願に対応するため早期審査・早期審理制度があります。

早期審査・早期審理制度を利用するに当たっては、以下の要件を満たす意匠登録出願・審判事件について、それぞれ「早期審査に関する事情説明書」、「早期審理に関する事情説明書」を特許庁に提出する必要があります。なお、早期審査・早期審理に関して特許庁に対する手数料は無料です。

- ① 権利化について緊急性を要する実施関連出願
 - a) 模倣品対策
 - b) 警告
 - c) 実施許諾
- ② 外国関連出願
- ③ 震災復興支援関連出願

出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う

通常、一次審査結果通知までの平均期間は、出願から約6月



事情説明書の提出から平均2.1月で一次審査結果通知(2024年実績)

(1) 早期審査・早期審理の対象となるための要件

意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）が以下の①から④までのいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理の対象と認められます。ただし、令和元年改正意匠法に基づく新たな保護対象である建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、新規な分野であり、審査品質の確保、審理の充実のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審査・早期審理の対象外とします。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者）が、その出願の意匠を実施している、又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）であることに加え、以下のいずれかに該当する場合。

- a) 第三者が許諾なく、その出願意匠又は出願意匠に類似する意匠を実施（実施準備を含む）している場合

- b) 第三者から警告を受けている場合
- c) 第三者から実施許諾を求められている場合

② スタートアップによる実施関連出願

出願人の全部又は一部が以下の a) から c) までのいずれかに該当し、その出願の意匠を実施している又は実施の準備を相当程度進めている場合。

- a) その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主
- b) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては 5 人）以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人
- c) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人

③ 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）である場合。

④ 震災復興支援関連出願

出願人（審判請求人）の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である場合。

ただし、例えば次のような場合、早期審査・早期審理の対象と認められません。

① a) について、第三者による模倣品の実施あるいは実施準備行為を示す事実がなく、模倣品が流出する可能性があることをのみを理由とする場合。① c) について、出願人自身の実施のみを目的とする場合や、社長の個人名で出願した意匠登録出願に対し、同社から社長に実施許諾の依頼があった場合。③ について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へ出願した意匠がわかる書面が不足している場合。

手続の詳細は、以下の特許庁ホームページを参照ください。

○[早期審査について](#)（特許庁>制度・手続>意匠>審査>早期審査・早期審査制度）

2. 審査官との面接

出願人や代理人は、意匠登録出願の審査に関する円滑な意志疎通を図るために審査官と面接を行うことができます。自己の意匠と引用意匠との対比などを中心に審査官に対して意匠の特徴を説明することができるとともに、拒絶理由通知等について審査官の見解を直接確認することで、より適切な対応を検討することができます。

また、意匠も特許と同様に、特許庁庁舎での面接のほか、出張面接や Web アプリケーションを利用したオンライン面接も実施しています。

[3] 商標

商標早期審査・早期審理

商標早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申出（無料）を受けて審査・審理を通常に比べて早く実施する制度です。

以下の対象1から対象3までのいずれかに該当する商標登録出願・拒絶査定不服審判事件が対象です。既に出願・審判請求されているものについても対象です。

ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標）、立体商標の一部¹⁰及びマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（日本を指定国とする出願）については、その審査・審理の特殊性から早期審査・早期審理の対象外とします。

また、コンセント制度¹¹の適用を主張する出願についても、早期審査の対象外とします。



¹⁰ 「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の外観、内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標（出願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。）」を指します。

¹¹ 「コンセント制度」とは、商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについて、同法第4条第4項の規定により、商標登録が認められる制度です。

【対象1】

出願人・審判請求人（又はライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用している（又は使用の準備を相当程度進めている）、かつ、権利化について緊急性を要する出願・拒絶査定不服審判

※ 「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- a) 出願商標について、第三者が無断で使用又は使用の準備を相当程度進めている場合
- b) 出願商標の使用又は使用の準備について、第三者から警告を受けている場合
- c) 出願商標について、他人から使用許諾を求められている又は使用許諾している場合
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合

【対象2】

出願人・審判請求人が、出願商標を既に使用している商品・役務（又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務）のみを指定している出願・拒絶査定不服審判

【対象3】

出願人・審判請求人が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用している（又は使用の準備を相当程度進めている）、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願・拒絶査定不服審判

※ 「類似商品・役務審査基準」等とは、次のものを指します。

- a) 類似商品・役務審査基準
- b) 商標法施行規則 別表（第六条関係）
- c) 商品・サービス国際分類表（ニース分類）

制度の内容や手続の詳細は、以下の特許庁ホームページを参照ください。

○商標早期審査・早期審理の概要

[商標早期審査・早期審理ガイドライン](#)

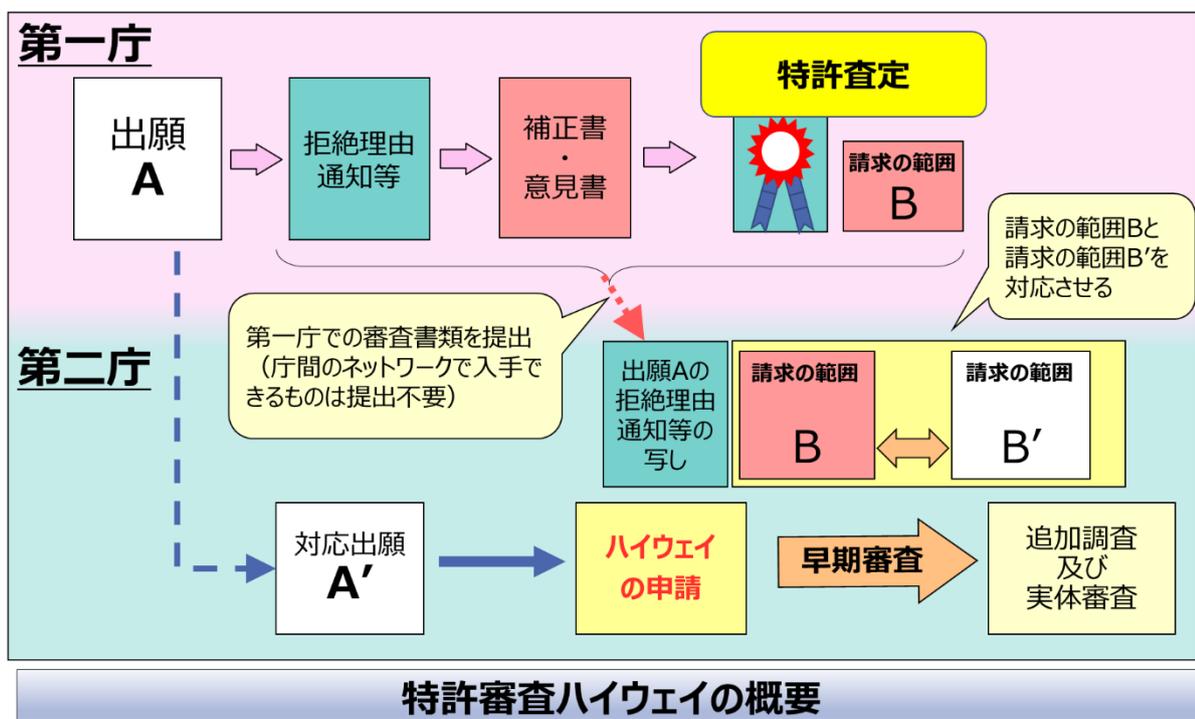
第2節 特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）

特許審査ハイウェイ（以下「PPH」といいます。）とは、ある同一の発明について、最初に出願した第一庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、出願人の申請により、次に出願した第二庁（例えば米国）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのことで、これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

2025年9月30日時点で、日本は、44の知的財産庁（米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、欧州、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、台湾、フィリピン、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ共和国、ルーマニア、エジプト、エストニア、ベトナム、ブラジル、チリ、ペルー、ニュージーランド、ヴィシェグラード、トルコ、サウジアラビア、フランス、モロッコ）との間でPPHを実施しています。

※ 2022年5月10日以降、日本国特許庁は、ロシア特許庁及びユーラシア特許庁の審査結果に基づいたPPHの申請受入れを一時停止中です。詳細については、特許庁ホームページを参照ください。

○[特許審査ハイウェイ（PPH）について](#)



第7章 地域における支援サービス

第1節 経済産業局等知的財産室

経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室は、各地域において産業財産権に関する行政サービスを担うほか、管轄地域内の総合調整機能役として地方自治体や関係機関等と連携を図りながら知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進など地域の拠点として知的財産支援を実施しています。

主な事業概要

1. 地域における知的財産の総合的支援の展開

地域の知財に関する総合的支援として、地方自治体や関係する支援機関等と連携を図りつつ、地域ニーズに即した中小企業等に対する知的財産の普及啓発や取得・活用に係る支援事業（地域資源を活用した地域ブランド支援、地域における先導的な知財支援の取組補助、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等）を展開しています。

2. 研究開発型中小企業向けの出願審査請求料・特許料（1年目～10年目）の軽減措置の確認（平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限る）

研究開発型中小企業及び公設試験研究機関等を対象とした特許料等の軽減措置について、軽減申請書の受付及び確認行為を行っています。事前の相談を行っていますので、特許料等の軽減措置を受けられる方は、お気軽に知的財産室にお問い合わせください（ただし、平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限ります。同年4月1日以降に出願審査請求をした案件については、特許庁にお問い合わせください。）。

※ 各知的財産室の所在地は「Ⅲ参考編 7. 経済産業局等知的財産室一覧」を参照ください。

3. 知的財産に関する相談のワンストップサービス

従来の産業財産権の相談対応に加え、新たに営業秘密、標準化、地理的表示(GI)、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権について、相談内容を理解した上で適切な相談対応部署を紹介します。

第2節 地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に関する普及啓発や戦略的に知的財産を活用するための環境を整備するため、全国9か所の経済産業局及び沖縄総合事務局に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画を策定するなど、地域における知的財産の総合的な支援を推進しています。

地域知的財産戦略本部の役割

- ・ 地域の特色やニーズを踏まえ、その地域に合った独自の知的財産支援を検討
- ・ 地域（経済産業局等の管轄地域）における知的財産支援の方向性等を具体化した「地域知的財産戦略推進計画」の策定
- ・ 地域知的財産戦略推進計画に基づく各種支援施策の推進及び各種支援情報等の提供

○ 各地域知的財産戦略本部ホームページ

- ・ [北海道知的財産戦略本部](#)
- ・ [東北地域知財戦略本部](#)
- ・ [広域関東圏知的財産戦略本部](#)
- ・ [中部知的財産戦略本部](#)
- ・ [近畿知財戦略本部](#)
- ・ [中国地域知的財産戦略本部](#)
- ・ [四国知的財産活用推進協議会](#)
- ・ [九州知的財産活用推進協議会](#)
- ・ [沖縄地域知的財産戦略本部](#)

第3節 INPIT 知財総合支援窓口

独立行政法人工業所有権情報・研修館（通称「INPIT」）では、全国47都道府県に「INPIT 知財総合支援窓口」を設置しており、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域に根付いた支援を提供しています。

また、専門性の高い相談内容や課題等に対しても、知的財産に関する専門家である弁理士・弁護士や、様々な分野の専門家（ブランド専門家・デザイナー・中小企業診断士等）と協働して支援するほか、商工会議所やよろず支援拠点などの関係支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知的財産活用の促進を図っています。

INPIT 知財総合支援窓口については知財ポータルを参照ください。

○ [INPIT 知財総合支援窓口知財ポータル](#)

第4節 弁理士・日本弁理士会

産業財産権の取得や活用、あるいはトラブルの際に、専門的知識により的確なアドバイスをしてくれるのが、弁理士です。弁理士は、知的財産に関する専門家であり、特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等に関する手続代理等を行うことのできる国家資格者です。令和7年8月31日現在、全国で約1万2千人の弁理士が登録されています。

1. 弁理士の活用分野

弁理士は、出願書類の作成などの手続代理だけではなく、研究開発のアドバイスや、ライセンスの交渉、権利活用のアドバイスまで、様々な分野で活用できます。

(1) 研究開発段階（創造活動支援）

- ・ 先行技術調査
- ・ 研究開発相談・アドバイス

(2) 権利取得段階（創造した成果物を産業財産権として権利化）

- ・ 権利取得関連の相談・アドバイス（植物の新品種、地理的表示の保護を含む。）
- ・ 保護の相談（特許出願か、営業秘密として秘匿するか等）
- ・ 出願書類等作成・特許庁への手続
- ・ 外国出願関係書類の作成、出願書類等の翻訳、外国弁理士のあっせん・仲介、出願先国の相談等
- ・ 特許登録に伴う年金管理・支払事務等の権利維持業務

(3) 権利活用段階（取得した権利の活用支援）

- ・ ライセンス交渉・契約の代理
- ・ 鑑定（甲発明は乙特許発明の技術的範囲に属すべきものかどうか等）
- ・ 特定侵害訴訟での訴訟代理人（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）
- ・ 税関への不正商品の輸出入差止手続における権利者又は輸出入者の代理
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会等）における仲裁手続の代理
- ・ 日本産業規格その他の規格の案の作成への関与、相談

2. 弁理士の活用事例

十分に漏れのない権利の取得、権利の有効活用のためには、弁理士を活用すると効果的です。次に、具体的な弁理士の活用事例を紹介します。

(1) 研究開発から権利取得・活用

研究開発の初期の段階から、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を求めることが考えられます。

(2) 紛争

権利取得等の過程で把握した技術動向、経営戦略等を踏まえて、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力してもらうことも考えられます。紛争が発生した場合でも、代理人として、裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会等）における仲裁手続等を活用して、紛争の解決を図ってもらうことや、訴訟代理人（弁護士との共同受任事件に限る。）や補佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動してもらうことができます。

さらに、偽ブランド品などの輸出入を排除するための税関長に対する差止申立手続を依頼することもできます。

また、特許権等侵害訴訟等における第三者意見募集制度に基づく意見の内容に関する相談もできます。

(3) グローバル化への対応

諸外国での知的財産権に関する制度・運用の改正動向等についての最新情報を迅速に入手してもらい、情報提供・アドバイス等を受けることも考えられます。

3. 弁理士情報について

弁理士の団体である「日本弁理士会」において、所在地、専門分野、技術分野などからニーズに見合った適切な弁理士を選択できるよう「弁理士ナビ」（弁理士検索システム）を提供しており、本システムと特許事務所等のホームページをリンクさせています。平成 27 年 3 月からは、中小企業等の支援実績の有無や、受講した研修の内容から、弁理士を検索できるようになりました。

また、日本弁理士会ホームページにおいて、弁理士に依頼する時のポイント、日本弁理士会の無料相談や活動等についても案内しています。

詳細については、日本弁理士会へお問い合わせください。

The screenshot displays the '弁理士ナビ' search system. At the top, there are two search boxes: one for '事務所名・その他の事務所情報' (Firm name/other firm info) and another for '弁理士名・その他の弁理士情報' (Attorney name/other attorney info). Below these are search options for 'AND' or 'OR' and a '検索' button. A note indicates that non-kanji characters are used for search. The main section is titled '条件指定検索' (Search with conditions) and is divided into three columns of checkboxes: '地域を指定する' (Specify region), '相関内容を指定する' (Specify related content), and '専門分野を指定する' (Specify specialty). The '地域を指定する' column includes a map of Japan with '外国を選択' (Select foreign) highlighted. The '相関内容を指定する' column includes checkboxes for '発明特許', '商標特許', '特許訴訟', '特許侵害訴訟', etc. The '専門分野を指定する' column includes checkboxes for '特許・商標', '特許訴訟', '特許侵害訴訟', etc. A '検索' button is located at the bottom right. At the bottom, there is a footer with copyright information: 'Copyright © Japan Patent Attorneys Association. All Rights Reserved.'

4. 日本弁理士会

日本弁理士会では、地域ユーザーの知財ニーズに的確に対応し、知財活用による地域経済の向上を目的として、地域知財活性化のための活動に取り組んでいます。

- (1) 全国各地（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡）に地域会を設置し、知財相談や弁理士情報の提供（弁理士の紹介を含む。）を行っています。
- (2) 全国各地において、知的財産に関するセミナー等を開催しています。
- (3) 全国各地のスタートアップ・中小企業等に対し、知財経営コンサルティング、知財価値評価等の支援を行っています。
- (4) 一定の条件に該当する方に対し、有用性のある発明や考案、意匠の創作、商標について権利化する場合に、それらを使用する事業活動や登録の可能性等を審査の上、弁理士手数料を含む出願費用の援助を行っています。

(Ⅲ参考編 10. 日本弁理士会本部・地域会一覧 参照)

第5節 独立行政法人中小企業基盤整備機構

様々な経営課題の解決に取り組む中小企業に、知的財産、生産性向上、IT化、販路開拓、財務、法務、技術等、総合的・継続的な支援を行っています。専門家のアドバイスや、それぞれの課題に合わせた支援メニューを活用することにより、経営課題の解決、成長・発展に大きな効果をあげられます。

活用の方法と支援メニュー

全国10か所の最寄りの地域本部・事務所にお気軽にお問い合わせください。

(1) 経営相談：専門家による経営相談、情報提供（無料）

○対面、オンライン（Web会議システム）

- ・最寄りの地域本部で申込受付、平日9時～12時、13時～17時

○メール経営相談

- ・24時間受付、相談受付日の翌日から3営業日以内に回答を返信

○経営相談ホットライン（電話）

- ・平日9時～17時、050-3171-8814

○E-SODAN（チャットボット）

- ・AIチャットボット又は専門家が、チャットで相談に対応
- ・AIチャットボット：24時間受付 専門家とのチャット：平日9時～17時

●Web版：<https://bizsapo.smrj.go.jp/>

●LINE版：<https://lin.ee/UDWVxN5>

（アカウント名：中小機構_チャット経営・起業相談）

(2) ハンズオン支援：専門家の派遣等による課題解決・成長支援（有料）

知的財産に関する課題など、経営課題の解決に取り組む中小企業の方々を対象に、豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。

中小企業者の方々に主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

(Ⅲ参考編 11. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域本部/事務所 一覧 参照)

第6節 商工会・商工会議所

全国の商工会・商工会議所では、知的財産の創造・保護・活用を含む、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営課題に応じて、各支援機関や専門家等と連携しながら経営支援を行っています。経営に関してお困りごとがありましたら、お近くの商工会・商工会議所まで御相談ください。

○全国商工会連合会「[全国各地の商工会 WEB サーチ](#)」

○日本商工会議所「[商工会議所検索](#)」

【お問合せ先】

- ・最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会
- ・全国商工会連合会 03-6268-0088
- ・日本商工会議所 03-3283-7823

第7節 よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、全国47都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。よろず支援拠点には多様な分野に精通した専門家が多数在籍しており、売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ支援を行っています。課題の大小を問わず、何度でも無料で御相談いただけます。

また、日々の支援の中で知的財産に関する御相談を頂くこともあります。その際には、INPIT 知財総合支援窓口とも連携しつつ、経営課題への支援と併せて対応いたします。

○よろず支援拠点全国本部「[支援拠点一覧](#)」

【お問合せ先】

- ・各都道府県のよろず支援拠点
(Ⅲ参考編 12. よろず支援拠点一覧 参照)

Ⅱ 様式編

特許

- (1) 特許願
- (2) 明細書
- (3) 特許請求の範囲
- (4) 要約書
- (5) 図面
- (6) 出願審査請求書
- (7) 拒絶理由通知書
- (8) 意見書
- (9) 手続補正書
- (10) 特許料納付書
- (11) 移転登録申請書
- (12) 譲渡証書

実用新案

- (1) 実用新案登録願
- (2) 明細書
- (3) 実用新案登録請求の範囲
- (4) 要約書
- (5) 図面
- (6) 実用新案技術評価請求書
- (7) 実用新案技術評価書

意匠

- (1) 意匠登録願
- (2) 図面
- (3) 意匠登録願（複数）
- (4) 拒絶理由通知書
- (5) 意見書
- (6) 手続補正書
- (7) 特徴記載書
- (8) 意匠登録料納付書

商標

- (1) 商標登録願
- (2) 地域団体商標登録願
- (3) 拒絶理由通知書
- (4) 意見書
- (5) 手続補正書

特許

(1) 特許願

【書類名】	特許願	
【整理番号】	1 2 3 7 7 7	
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【国際特許分類】	F 1 6 L 2 7 / 0 0	
【発明者】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 特許株式会社内	
【氏名】	発明 太郎	
【特許出願人】		
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	
【氏名又は名称】	特許株式会社	
【代表者】	発明 太郎	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6	
【納付金額】	1 4 0 0 0	
【提出物件の目録】		
【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

役職名のみでよく、氏名までは記入
不要です。

識別番号は、番号が付与されている
人のみ記載します。

「円」や3桁ごとの区切り点（.）は
記入しません。

〔備考〕

○ 用紙の大きさと文字数等

用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。

書き方は、左横書きで、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とします。複数枚にわたる書類には、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入します。

文字は10ポイントから12ポイントまでの大きさで、ワープロ等により、黒色で明瞭かつ容易に消すことができないように書きます。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いることができません（欄名の前後に「【】」、「」を用いるとき及び置き換え文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く）。

なお、願書の余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmとります。

特許出願の手数料は一出願につき 14,000 円です（外国語書面出願の場合は 22,000 円）。これを「特許印紙」で納付する場合は、願書の左上余白部分に特許印紙を貼り、その下にその額を括弧で囲み記載します。

【書類名】

「特許願」と記載します。

【整理番号】

出願人が任意に定める出願人用の整理番号で、ローマ字（大文字に限る）、アラビア数字と「-」の組合せからなる 10 字以内の記号を記載します。出願番号が決定するまでの間の整理番号としても機能します。

【提出日】

特許庁の窓口提出する年月日又は郵便局に差し出す年月日をなるべく記載します。年号は西暦ではなく元号で記載します。

【あて先】

「特許庁長官 殿」と記載します。

【国際特許分類】

出願する発明を最も適切に表示する国際特許分類のグループ記号を記載しますが、適切な分類がわからない場合は省略できます。なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページにある「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」から I P C（国際特許分類）の検索ができます。

【発明者】

発明をした自然人（個人）の【住所又は居所】及び【氏名】を記載します。【住所又は居所】は、住民票の記載と同じく〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町（〇〇村大字〇〇字〇〇）〇丁目〇番〇号のように詳しく記載します。また、【氏名】は、戸籍上の氏名（本名）を正確に記載します。特に読み方が難解であるときは【氏名】の欄の上に【フリガナ】の欄を設けて片仮名でフリガナをつけます。

なお、【氏名】は、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

また、「【発明者】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。発明者が複数人いる場合は、【発明者】の欄名から繰り返し項目を設けて全員の住所又は居所、氏名を記載します。法人や団体が発明者になることは認められませんので注意する必要があります。

【特許出願人】

特許を受けようとする者の【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】を記載します。

【識別番号】は、特許庁から識別番号の通知を受けている場合にのみ記載します。通知を受けていないときは、記載不要です。

【住所又は居所】は、個人の場合は住民票に記載のとおり、法人の場合は登記簿の登記どおりに本店の住所を記載します。ただし、【識別番号】を記載したときは、【住所又は居所】の記載は省略することができます。

【氏名又は名称】は、自然人（個人）にあつては、戸籍上の氏名（本名）を正確に記載します。法人にあつては、名称を記載し、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて、その代表者の氏名を記載します。ただし、代理人が手続をする場合には記載不要です。

また、【氏名又は名称】（法人の場合は【代表者】）の記載において、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

氏名又は名称の読み方が難解であるときは【氏名又は名称】の欄の上に【フリガナ】の欄を設けて片仮名でフリガナをつけます。また、【氏名又は名称】（法人の場合は【代表者】）の次に【電話番号】又は【ファクシミリ番号】を設けて、電話番号又はファクシミリ番号をなるべく記載します。

出願人が複数いる場合には、【特許出願人】の欄名から繰り返し項目を設けて出願人全員を記載します。

なお、「【特許出願人】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。出願人には、発明者本人か、発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けた個人又は法人になることができます。また、出願人は権利能力を有する者でなければなりません。したがって、法人格のない団体（町内会、同好会など）は、出願人になることはできません。特に個人事業者は、屋号（〇〇商店など）をもって出願せずに個人名義で出願する必要があります。

【手数料の表示】

この欄は、予納、現金納付、電子現金納付、口座振替及び指定立替納付者による納付を利用し手数料を納付する場合に記載します。特許印紙により手数料を納付する場合は記載不要です。現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付書番号】として納付書番号を記載し、【納付金額】の欄は設けません。電子現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付番号】として納付番号を記載し、【納付金額】の欄は設けません。口座振替の場合は【予納台帳番号】を【振替番号】として振替番号を記載し、【納付金額】には納付すべき手数料の額を記載します。指定立替納付者による納付の場合は【予納台帳番号】を【指定立替納付】として、【納付金額】には納付すべき手数料の額を記載します。

【提出物件の目録】

この欄には、願書に添付して提出する書類の名称と部数を【物件名】の後に記載します。明細書等が複数ページであっても部数は1となります。

(2) 明細書

<特許の明細書の例 第1頁>

<p>【書類名】 明細書</p> <p>【発明の名称】 電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ</p> <p>【技術分野】</p> <p>【0001】</p> <p>本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。</p> <p>【背景技術】</p> <p>【0002】</p> <p>従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。</p> <p>【先行技術文献】</p> <p>【特許文献】</p> <p>【0003】</p> <p>【特許文献1】 特開2003-49999号公報</p> <p>【非特許文献】</p> <p>【0004】</p> <p>【非特許文献1】 特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版、2003年、p. 12-34</p> <p>【発明の概要】</p> <p>【発明が解決しようとする課題】</p> <p>【0005】</p> <p>しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならないなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。</p> <p>【課題を解決するための手段】</p> <p>【0006】</p> <p>本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。</p> <p>【発明の効果】</p> <p>【0007】</p> <p>本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の2種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も1台で済むため携帯に優れ、光学系の供用化による小型化も可能になる。</p>

<特許の明細書の例 第2頁>

<p>【図面の簡単な説明】</p> <p>【0008】</p> <p>【図1】 本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。</p> <p>【図2】 本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。</p> <p>【図3】 本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。</p> <p>【発明を実施するための形態】</p> <p>【0009】</p> <p>本発明のカートリッジは、図1に示されるように、カートリッジ本体1にCCD素子2、電気スチル画像記憶用のメモリー3及び電源供給用の電池4を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子5を設けている。</p> <p>【実施例】</p> <p>【0010】</p> <p>また、図2に示すように、接続コード6を介してCCD素子2をカートリッジ本体1に接続してもよい。</p> <p>【0011】</p> <p>本発明のカメラは図3に示されるように、カメラ本体7に情報交換のための接点8が設けられている。この接点8は銀塩写真カートリッジのDXコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体7側とカートリッジ本体1側との間で交換される。</p> <p>【符号の説明】</p> <p>【0012】</p> <p>1 カートリッジ本体</p> <p>2 CCD素子</p> <p>3 メモリー</p> <p>4 電池</p> <p>5 端子</p> <p>6 接続コード</p>
--

〔備考〕

＜明細書等の記載に関する留意点＞

(1) 明細書の作成において留意すること

明細書等の出願書類の作成の際には、発明の内容が容易に把握できるよう、適切な技術用語を用いて明確かつ簡潔な文章を作成します。また、文章はできるだけ平易なものとし、不必要にまわりくどい表現は避けます。

(2) 翻訳を必要とする場合に留意すること

外国からの出願については、誤訳を避けるとともに、直訳調の読みにくい文章とならないよう、適切な日本語を用いて記載します。また、外国への出願にあたり、翻訳の際に誤訳が発生することを避けるため、翻訳を意識した文章を作成するよう留意します。このため、以下の点に特に留意します。

(イ) 主語と述語を明確にする。

(ロ) 句読点を正確に用いる。

(ハ) 一文を適当なところで区切って短い文章にする。

(ニ) 受動態での表現と能動態での表現とは確実に使い分ける。

(ホ) 代名詞が何を指しているか明確にわかるように記述する。

(ヘ) 同じ内容を表現するときは同一の用語を用いる。

＜文章例＞

(不適切な例)

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに、①多用される平板状ヒートパイプは知られており^②、この種のものには、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用され^③、これは例えば床暖房に使用した^④場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点があるが^⑤、これによると^⑥ヒートパイプ内にはウイックを入れられないので、凝縮部から蒸発部への液戻りは重力に頼ることになり^⑦、その結果として、^⑧水平状態では液戻りが悪くなり、ヒートパイプが全く作動しないか、仮に作動しても、ヒートパイプの性能が極めて悪化するなどの問題が生じる。」

(適切な例)

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに多用される平板状ヒートパイプは知られている。この種のものには、通常、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用されている。これは例えば床暖房に使用された場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点がある。

しかしながら、平板状のヒートパイプ内にはウイックを入れられないため、凝縮部から蒸発部への液戻りは重力に頼ることになる。その結果として、ヒートパイプが水平状態にあると液戻りが悪くなり、ヒートパイプが全く作動しないか、仮に作動しても、その性能が極めて悪化するなどの問題が生じる。」

- ① 句読点を正確に用いる。
- ② 一文が長いため、短文に区切る。
- ③ 一文が長いため、短文に区切る。
- ④ 先の文が受動態であるため、受動態に揃える。
- ⑤ 一文が長いため、短文に区切る。文意を明確にするために段落を変え、接続詞を追加する。
- ⑥ 代名詞が何を指しているかを明確にする。
- ⑦ 一文が長いため、短文に区切る。
- ⑧ 主語を明確にする。

○ 用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々2cmとります。

【書類名】

「明細書」と記載します。

【発明の名称】

「ロボットの二足歩行装置」や「電気自動車の充電制御方法」のように発明の内容を簡潔、明瞭に表示する名称をつけます。発明の内容と直接関係のない「最新式」「改良型」といった字句を添えてはいけません。

<発明の詳細な説明の記載に関する留意点>

発明の具体的説明は、それを読んだ者が発明の内容を理解して再現できるように、特許法第36条第4項及び特許法施行規則第24条の2の規定に従い、詳細かつ明確に記載する必要があります。具体的には**【発明の名称】**の欄の次にそれぞれ下記の見出しを付して詳細を記載します。

なお、原則として、詳細な説明を記載する各段落、各図の説明及び符号の説明の前に**【】**と**【】**を付した4桁のアラビア数字で**【0001】****【0002】**のように連続した段落番号をつけますが、下記見出しの前に段落番号を付してはいけません。

【技術分野】

特許を受けようとする発明の技術分野を明確にするため、「本発明は～するための～に関するものである。」のように簡潔に記載します。

【背景技術】

文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についても、なるべくそれを記載します。

具体的には、次のように記載します。

「 **【背景の技術】**

【0007】

従来の○○○には、……を施したものがある（例えば、特許文献1参照。）。また、……を配置しているものがある（非特許文献1参照。）。……。以下、図○、図○に

より従来の〇〇について説明する。……………」

【先行技術文献】

特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載します。

具体的には、次のように記載します。

「**【先行技術文献】**

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】 特開2018-999999号公報（第3頁、図1）

【特許文献2】 特開2019-999999号公報（第4頁、図1）

【非特許文献】

【0009】

【非特許文献1】「〇〇電機 家電製品カタログ 2019」、〇〇電機株式会社、2019年、p. 16」

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

特許を受けようとする発明が課題にしている従来技術の問題点などを記載します。

【課題を解決するための手段】

請求項に記載された発明がこの解決手段そのものとなりますから、普通は特許請求の範囲に記載された構成を記載しておきます。

【発明の効果】

特許を受けようとする発明が、従来技術に比べて優れているといえる点を、発明の有利な効果として記載します。発明の進歩性を判断する材料にもなりますから重要です。

【図面の簡単な説明】

図面を添付している場合には、この欄を設けて、図の説明ごとに行を改めて「**【図1】** 平面図」のように記載します。

具体的には次のように記載します。

「**【図面の簡単な説明】**

【0035】

【図1】 本件発明の概略図

【図2】 端子の部分拡大図

【図3】 実施態様を示す図」

【発明を実施するための形態】

【実施例】

通常の技術的知識を有する第三者が、当該発明を実施できるように、特許出願人が最良と思う発明の実施の形態を**【実施例】**として具体的に記載します。

【符号の説明】

図面に符号が記載されている場合には、【符号の説明】の見出しを付して図の主要な部分を表す符号の説明を記載します。

具体的には次のように記載します。

「【符号の説明】

【0037】

- 1 電池
- 2 端子
- 3 スイッチ
- 4 遮断板」

化学式などを明細書中に記載する場合には、明細書中の記載すべき位置に、化学式なら【化1】【化2】、数式なら【数1】【数2】、表なら【表1】【表2】、のように記載する順序で連続番号を付して記録します。化学式等は、横 170mm、縦 255mm を超えて記載してはいけません。

なお、明細書中に記載した【化1】、【表1】、【図1】等を別の説明箇所で使いたいときは、項目記号である「【】及び「」」を記載してはいけません。

具体的には、次のように記載します。

「 【0020】

【化1】

【0021】

【表1】

【0022】

次に、本件発明の実施態様を説明すれば、図1に示すとおり高濃度の状態であっても全く消滅することはない。また、部品の一部は、化1及び化2の複合物である。さらに状況の推移状態は、表1に示すとおりである。請求項1に記載のシステムは、図3の簡略システムである。」

(3) 特許請求の範囲

<p>【書類名】 特許請求の範囲</p> <p>【請求項1】 電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ。</p> <p>【請求項2】 銀塩写真カートリッジと請求項1に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。</p>

[備考]

- 用紙の大きさや数字等は、願書の場合と同様です。ただし余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々2cmとります。

特許請求の範囲の欄には、特許出願人が特許を受けようする発明を特定するために必要な事項を記載します。特許発明の技術的範囲はこの特許請求の範囲の記載によって定められますから、特許法第36条第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の3の規定に従い、明確に記載する必要があります。

【書類名】は、「特許請求の範囲」と記載します。特許請求の範囲は請求項に区分して記載し、特許を受けようとする発明が複数ある場合には、【請求項1】【請求項2】・・・のように請求項の語句の後に連続した番号を添えて欄を設けます。請求項が一つであっても【請求項1】の項目を設けて記載します。

(4) 要約書

<要約書の事例>

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 銀塩写真カートリッジと電子スチル画像記憶カートリッジを同一のカメラで使用可能にし、画像形式の選択性、携帯性、小型化を可能にする。

【解決手段】 従来の銀塩写真カートリッジと互換性のある形状のカートリッジ本体 1 に CCD 素子 2、電子スチル画像記憶用のメモリー 3、電源供給用の電池 4 及び外部との情報交換を行うための端子 5 を設ける。

【選択図】 図 1

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 成形収縮率が小さく、剛性に優れ、かつ写真感光材料に悪影響を与えない写真感光材料用のフィルム容器を提供する。

【解決手段】 1, 3, 2, 4 - ジベンジリデンソルビトールなどのソルビトール系造核剤を 0.1 ~ 5 重量% 添加したポリエチレン樹脂でフィルム容器を成形する。

【選択図】 なし

〔備考〕

- 用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々 2 cm とります。文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載します。用語は、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用します。

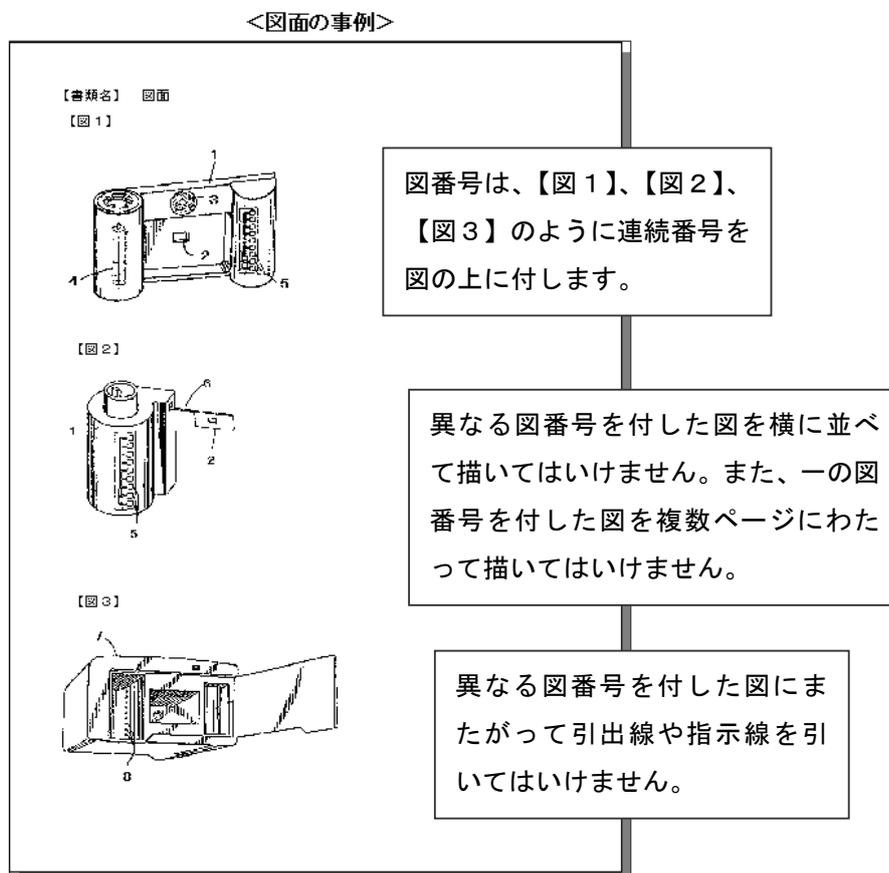
【要約】

発明の概要を文字数 400 字以内で簡潔に記載します。具体的には【課題】【解決手段】等の見出しをつけて、発明が解決しようとする課題とその解決手段を記載します。

【選択図】

発明の概要を把握するのに最も適当な図の番号を「【 】」を使用せずに「図 1」のように記載します。図そのものは記載しません。該当するものがないときは、「なし」と記載します。

(5) 図面



[備考]

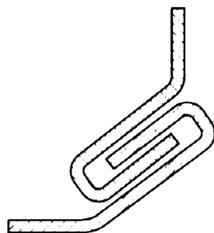
- 用紙は、日本産業規格A列4番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス又は白色上質紙を用います。黄色や赤色のものは使用できません。特に必要がある場合は横長に記載できますが、原則的には縦長に用います。

図は、横 170mm、縦 255mm の範囲内に記載してください。また、一つの番号を付けた図を複数ページにわたって描いてはいけません。なお、一つの番号を付けた図が 1 ページに描けないときは、【図 1】、【図 2】のように連続番号を付けた上で、複数ページに分けて描くことができます。

描き方は、原則として製図法に従って描きます。線の太さは、実線では 0.4mm（引出線は 0.2mm）、点線及び鎖線は約 0.2mm で、濃厚な黒色インキなどを用いて黒色で鮮明に描きます。鉛筆その他消えやすいものを用いたり、着色したりしてはいけません。

【書類名】は「図面」と記載します。

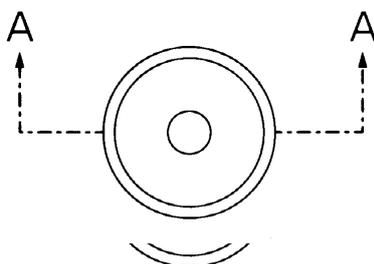
(1) 断面図



断面図などの切断面には、平行斜線を引き、その断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線又は間隔の異なる平行斜線を引きます。

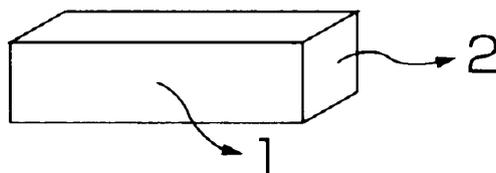
(2) 切断図

図中のある箇所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の箇所を示し、その一点鎖線の両端にA-A、B-Bのように符号を付け、かつ矢印で切断面を描く方向を示します。



(3) 引出線と符号

明細書の「発明の詳細な説明」の項目で説明する図中の各部分については、他の線と明確に区別する事ができる引出線を引いて、約5mm平方の大きさのアラビア数字で符号を付けます。



(6) 出願審査請求書

<出願審査請求書の例>

【書類名】	出願審査請求書
（【提出日】）	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	2
【請求人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代表者】	発明 太郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	1 4 6 0 0 0

審査請求時の請求項の数を記載します。
審査請求と同時に補正をした場合は、補正後の請求項の数を記載します。

出願審査請求料は、請求項の数により変動します。
138,000+(請求項の数 2×4,000円)=146,000円

[備考]

○ 用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。

【書類名】

「出願審査請求書」と記載します。ただし、出願人以外の者が出願審査請求をする場合は、「出願審査請求書（他人）」と記載します。

【出願番号】

出願番号は、出願後に特許庁から通知された番号を記載します。

【請求項の数】

出願審査請求の時点での「請求項の数」を記載します。

【手数料の表示】

この欄の記載については、Ⅱ様式編 特許（1）特許願の〔備考〕の【手数料の表示】を参照してください。

(7) 拒絶理由通知書

整理番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇	発送番号〇〇〇〇〇〇〇 発送日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
---------------	--------------------------------

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇
起案日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁審査官 〇〇 〇〇
特許出願人 △△ △△ 様
適用条文 第29条第2項 (進歩性)

この出願は、次の理由によって拒絶すべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

1. (進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規程により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

●理由1 (進歩性) について

- ・請求項1
- ・引用文献 1及び2
- ・備考

引用文献1には・・・の発明が記載されている。また引用文献2には・・・の発明が記載されている。

上記引用文献1または2の発明は、・・・という点で、同一の課題を有するものであるから、引用文献1の発明において、その技術的課題を解決するために引用文献2に記載の・・・を適用することは、本願出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に想到し得た程度のことである。

<拒絶の理由を発見しない請求項>
請求項(2)に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される

<引用文献等一覧>

1. 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報
2. 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 IPC H04M 1/00
- ・先行技術文献 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら、次の連絡先までご連絡ください。補正案等の送付を希望される際は、その旨を事前にご連絡ください。

電子メールにて連絡する際は、氏名、所属、出願番号、電話番号、下記審査官(補)名を記載していただき、下記メールアドレス(※)までご連絡ください。電子メールの連絡内容について不明な点等がある場合、電話で確認させていただく場合があります。

審査第〇部 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (ふりがな)
TEL. 03-3581-1101 内線〇〇〇〇
※ ●●●●@ino.go.jp (上記「●●●●」に置き換えて、「PA〇〇」と入力ください。)

(8) 意見書

【書類名】 意見書

〔提出日〕 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

【特許出願人】

【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

【氏名又は名称】 □□ □□

【発送番号】 1 2 3 4 5 6

【意見の内容】

最初に審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

意見の内容についての特定の記載形式はありませんが、審査官の拒絶理由に対して、ポイントを整理して書いてください。

(1) 審査官殿は、本願請求項1に係る発明は、下記引用文献1及び2に記載された発明に基づいて、当事業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、と認定されました。

引用文献1 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報

引用文献2 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報

各引用文献と、本願発明との構成上の対比を整理し、補正等によって構成上の差異があれば、そのポイントとして説明し、さらに構成の違いによりどのような技術的意義が生じているのか、作用効果の優位性などについても説明します。

(2) 本願出願人は、上記の認定に鑑み、本意見書と同時に提出した手続補正書において、出願当初明細書の「0035」の記載に基づいて特許請求の範囲を補正し、引用文献1及び2に対して本発明の進歩性を明確に致しました。以下、補正後の特許請求の範囲に基づいて意見を申し述べます。

(3) 引用文献1には、・・・の技術が記載されています。また、引用文献2には、・・・の技術が記載されています。これに対し、本願請求項1に係る発明は、上記補正により・・・に限定されており、この点に関して引用文献1及び2のいずれにもその技術が開示されておらず、示唆もされておりません。また、この限定により、引用文献2には記載されていないという効果を奏します。

補正書がある場合は、出願当初の明細書のいずれの記載を根拠にしているのかを明らかにするのが望ましい書き方です。

(4) 以上のように、本願請求項1に係る引用文献1及び2に記載される発明に基づいて当事業者が容易に発明できたものではないので、再度の審査をお願いいたします。

審査官の拒絶理由がすべて解消していることを最後にまとめとして書きます。

(9) 手続補正書

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【補正により増加する請求項の数】	1
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
(略)	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	4 0 0 0

出願に係る補正をする出願人を記載します。

この手続補正の場合、出願人は特許請求の範囲を補正することで拒絶理由に対応します。

請求項を1つ増やしたので、請求項数1×4,000円の手数料がかかります。

なお、他人が出願審査請求をした後に、補正などにより請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません。

(10) 特許料納付書

＜設定登録に係る特許料を特許印紙で納付する場合の例＞（用紙サイズはA4サイズ）

<p>実際に提出する日を記載する。</p>	<p>【書類名】 特許料納付書</p>			
<p>出願番号を正確に記載する。 ※誤記が多いので、特許査定を参照して正確に記載してください。</p>	<p>【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日 【あて先】 特許庁長官 殿 【出願番号】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇</p>			
<p>特許査定に記載の請求項の数を記載する。</p>	<p>【請求項の数】 〇 【特許出願人】</p>			
<p>出願人の氏名又は名称を正確に記載する。 出願人が複数いる場合は【特許出願人】 【氏名又は名称】の欄を繰り返して記載する。 注意：新減免制度の利用時のみ【識別番号】又は【住所又は居所】が必要。</p>	<p>【識別番号】（新減免利用時のみ必須項目です） 【氏名又は名称】 特許 太郎 【納付者】 【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3 【氏名又は名称】 特許 太郎 （【代表者】） 【納付年分】 第1年分から第3年分</p>			
<p>・特許庁から通知済みの9桁の識別番号を記載する。識別番号がわからない場合は記載不要。 ただし、予納を利用した納付の場合は、識別番号の記載が必須。 ・納付者の押印や識別ラベルは不要。 ・代表者は法人の場合のみ記載する。</p>	<p>(円)</p> <table border="1" data-bbox="751 1077 1206 1211"> <tr> <td>特許 印紙</td> <td>特許 印紙</td> <td>特許 印紙</td> </tr> </table> <p>※特許庁ホームページから様式をダウンロードできます。 注意：収入印紙ではありません。</p>	特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙
特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙		

【留意点】

- ◆ 納付と同時に「名称（住所）変更届」や「出願人名義変更届」を提出したときは、【納付年分】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日名称（住所）変更提出」、「令和〇〇年〇〇月〇〇日出願人名義変更届提出」のように記載してください。
- ◆ 特許料の軽減を受ける場合には、【特許料等に関する特記事項】の記載が必要です。
新減免制度適用の場合は、【特許出願人】欄に【識別番号】又は【住所又は居所】欄を設ける必要があります。旧減免制度適用の共有の案件で持分に応じて減免等を受ける場合は、持分証明書の提出が必要となります。持分証明書は、特許料納付書に添付して提出してください。
減免制度を利用し第1年分から第3年分の特許料が全額免除となる場合は、特許料納付書ではなく特許料減免申請書の提出が必要になるためご注意ください。
特許料の減免制度及び納付書の記載方法については特許庁ホームページをご確認ください。
- ◆ 特許印紙以外の納付方法については特許庁ホームページをご確認ください。
第4年分以降の特許料納付書は、【出願番号】が【特許番号】、【特許出願人】が【特許権者】になります。

(12) 譲渡証書

収入 印紙	譲渡証書		令和〇〇年〇〇月〇〇日
	作成日を記載 してください。		
譲受人			
住所（居所） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			
氏名（名称） □□□□			
特許番号 第〇〇〇〇〇〇〇号			
上記特許権は、私所有のところ、今般、これを貴殿に譲渡したことに相違ありません。			
譲渡人			
住所（居所） 〇〇県〇〇市町〇〇丁番〇〇号			
氏名（名称） △△ △△ 印			

譲渡人の欄について、個人の場合は、住所（居所）、氏名を記載の上、実印（市区町村に登録済みの印鑑）を押し、印鑑証明書を申請書に添付してください。法人の場合は、住所、名称を記載し、名称の次に代表者の欄を設けてその代表者の氏名を記載の上、代表者の実印（登記所（法務局）に登録済みの印鑑）を押し、印鑑証明書を申請書に添付してください。

実用新案

(1) 実用新案登録願

【書類名】	実用新案登録願
【整理番号】	〇〇〇〇
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
(【国際特許分類】)	A 4 2 B 3 / 0 2)
【考案者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 実用株式会社内
【氏名】	考案 次郎
【実用新案登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
【氏名又は名称】	実用株式会社
【代表者】	考案 太郎
【納付年分】	第1年分から第3年分
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	2 0 6 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	実用新案登録請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は不要です。

「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

(2) 明細書

明細書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じです。各欄の項目見出しが【考案の名称】のように置き換わり、明細書の記述も「本発明」から「本考案」のように置き換える必要があります。実用新案登録願には、図面の添付が必須となっていますので、明細書中には【図面の簡単な説明】の欄を必ず設けなければなりません。それ以外の点については、特許出願の記載要領を参考にして記載してください。

<実用新案の明細書の例 第1頁>

<p>【書類名】 明細書</p> <p>【考案の名称】 簡易教訓茶碗</p> <p>【技術分野】</p> <p>【0001】</p> <p>本考案は、紙又は樹脂からなる簡易教訓茶碗に関する。</p> <p>【背景技術】</p> <p>【0002】</p> <p>細い管の通った造形物を茶碗内の中央部に配置し、茶湯を入れすぎるとサイホンの原理によって茶湯が外部に排出される教訓茶碗が古来より知られている。</p> <p>【考案の概要】</p> <p>【考案が解決しようとする課題】</p> <p>【0003】</p> <p>しかしながら、細い管の通った造形物を形成する従来の教訓茶碗は、陶製であるため加工が困難であり、重量も重くなるなどの欠点があった。</p> <p>【課題を解決するための手段】</p> <p>【0004】</p> <p>本考案は、紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶碗という構成を具備することで、加工の容易化と茶碗の軽量化を実現し、これにより上記課題を解決するものである。</p> <p>【考案の効果】</p> <p>【0005】</p> <p>本考案に係る簡易教訓茶碗は、サイホンの原理を働かせるための造形物として管の構成の同軸に管を挿入し、その容易に製造す</p>
--

<実用新案の明細書の例 第2頁>

<p>【図面の簡単な説明】</p> <p>【0006】</p> <p>【図1】本考案に係る簡易教訓茶碗の製造における工程図である。</p> <p>【図2】本考案に係る簡易教訓茶碗の一部を構成する管の正面図である。</p> <p>【図3】本本考案に係る簡易教訓茶碗の正面図である。</p> <p>【考案を実施するための形態】</p> <p>【0007】</p> <p>図1に示すように、市販の紙コップなどの容器1の底部に穴2を開口する。次に、図2に示すように、市販のストローなどの管3をU字型に屈曲させ、セロハンテープ4などの手段により固定する。</p> <p>【0008】</p> <p>図3に示すように、穴2から管3の長尺側端部5を突出させ、短尺側端部6を底部近傍に開口部が配置するように調整し、セロハンテープなどで管3を容器1の内周面に固定する。そして、穴2と管3のすき間から茶湯が漏れないように適宜防水加工を施す。</p> <p>【0009】</p> <p>上記工程により完成した本考案の簡易教訓茶碗は、管3の屈曲部を越える分量の茶湯を注ぐと、管内に茶湯が充填されることでサイホンの原理が働き、容器内の茶湯の全量が外部に排出される現象を生じる。この現象を見ることによって、使用者は「何事も腹八分目」であることを教訓として学ぶことができる。</p> <p>【符号の説明】</p> <p>【0010】</p> <p>1 容器 2 穴 3 管</p>

(3) 実用新案登録請求の範囲

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

<p>【書類名】 実用新案登録請求の範囲</p> <p>【請求項 1】 紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶碗。</p>

(4) 要約書

要約書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じになります。【要約】の欄については、自分のアイデアを「発明」と表現せずに、「考案」と表現して、全体で文字数 400 字以内になるように、その「考案」のポイントを簡潔に記載します。

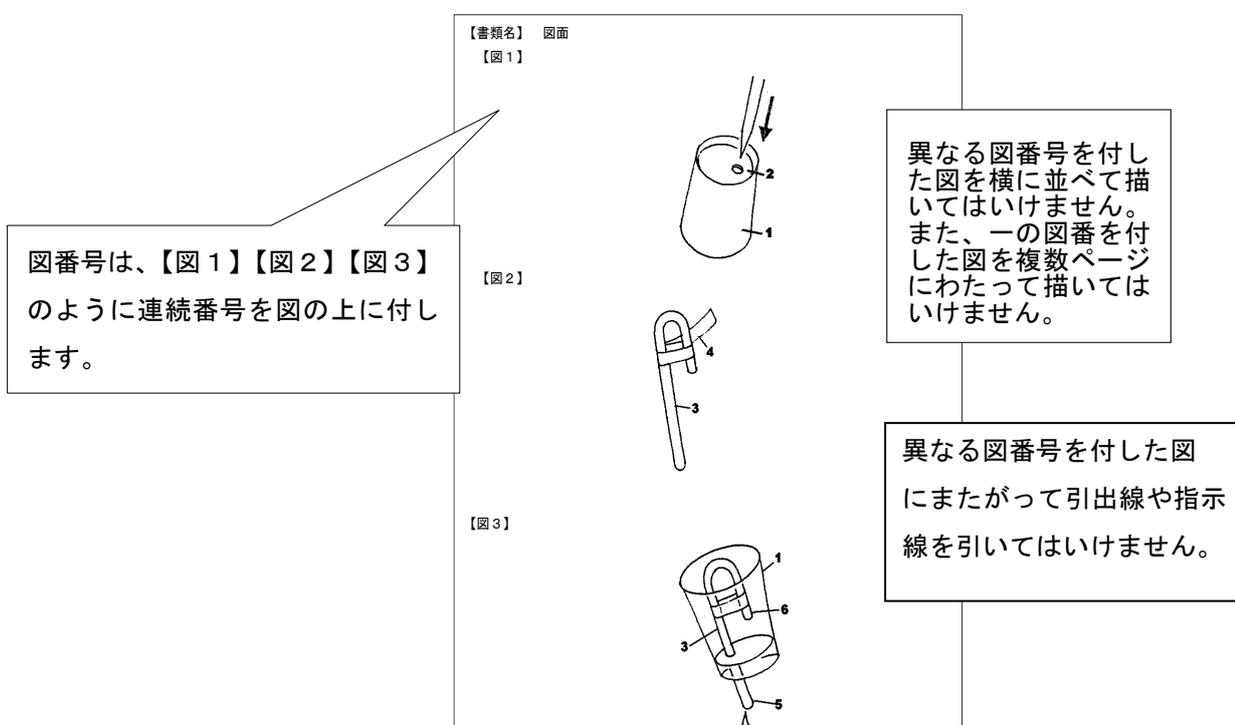
<p>【書類名】 要約書</p> <p>【要約】</p> <p>【課題】 本考案は、サイホンの原理を利用した教訓的な効果を示す教訓茶碗において、軽量性と加工容易性に優れた教訓茶碗を提供するものである。</p> <p>【解決手段】 紙又は樹脂製の容器 1 の内周面に屈曲した管 3 を配設し、前記管 3 の長尺側端部 5 を外部に突出させる。</p> <p>【選択図】 図 1</p>
--

(5) 図面

図面の書き方は、特許出願の場合と全く同じです。この例では、図面を小さくレイアウトしていますが、横 170mm、縦 255mm の最大幅を超えない範囲の見やすい大きさに製図するのが好ましいです。

電子出願をする場合は「400dpi」以内の解像度で図面を読みとり、「PNG 形式」、「BMP 形式」又は「GIF 形式」（共にモノクロ 2 値）、「JPEG 形式」（グレースケールのみ）でファイル保存します。

< 実用新案の図面の例 >



(6) 実用新案技術評価請求書

請求人が出願人及び権利者以外の場合は、
「実用新案技術評価請求書（他人）」と記載します。

【書類名】 実用新案技術評価請求書
（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
【出願番号】 実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【評価の請求に係る請求項の数】 4
【評価の請求に係る請求項の表示】 請求項1、請求項2、請求項3、請求項4
【請求人】
【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 4 6 0 0 0
【請求人の意見】
【提出物件の目録】

評価を求める請求項を選択するとともに、その請求項の番号を記載します。

請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載（任意）します。

実用新案技術評価請求手数料は請求項の数により変動します。
 $42,000 + (\text{請求項の数} \times 1,000 \text{ 円}) = 46,000 \text{ 円}$

・引用文献等 1

・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものであるものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に收容できるように構成したもの」が記載されている。

・請求項 3

・評価 2

・引用文献等 1及び2

・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項 4

・評価 6

・引用文献等 1、2及び3（一般的技術水準を示す参考文献）

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）○○社
3. 特開昭59-23456号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

意匠

(1) 意匠登録願

【書類名】	意匠登録願	
【整理番号】	〇〇〇〇〇〇	
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日	役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。
【あて先】	特許庁長官 殿	
【意匠に係る物品】	〇〇〇〇〇	
【意匠の創作をした者】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	意匠株式会社内
【氏名】	創作 次郎	
【意匠登録出願人】		
【識別番号】	012345678	識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は設けないでください。
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	
【氏名又は名称】	意匠株式会社	
【代表者】	創作 花子	
【電話番号】	03(3581)1101	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	123456	
【納付金額】	16000	
【提出物件の目録】		
【物件名】	図面 1	「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。
【意匠に係る物品の説明】	〇〇〇〇〇〇	
【意匠の説明】	〇〇〇〇〇〇	

※ 「新規性の喪失の例外規定」の適用を受けるためには、【整理番号】の下に下記の特記事項が必要となります。

【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

※ 出願時に「秘密意匠」とすることを請求する場合、【意匠登録出願人】の【電話番号】の下に下記の欄を設け、「1年」、「24月」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記載します。手数料として出願料と別に5,100円が追加が必要となります。

【秘密にすることを請求する期間】 3年

(2) 図面

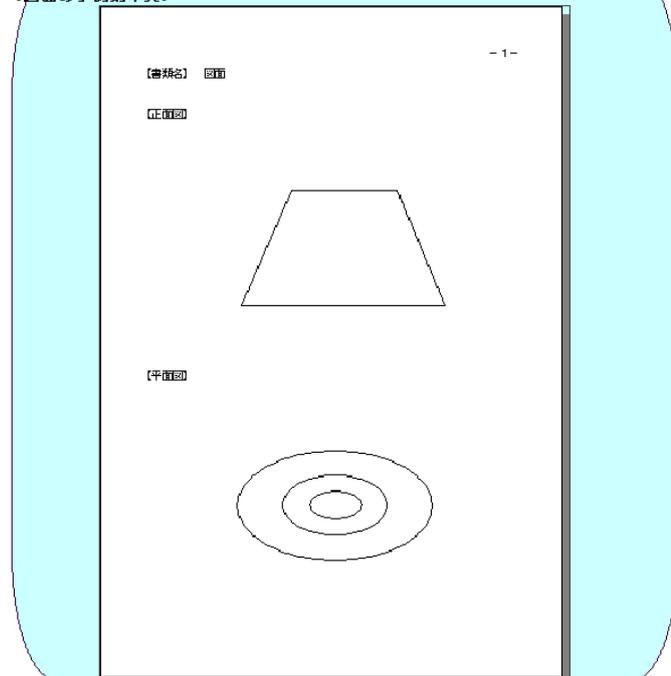
立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。例えば、正投影図法による六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図）や斜視図などを基本とし、必要に応じて、断面図や拡大図を加えます。図面に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

なお、必要図は、例えば斜視図や正面図など出願の意匠を最もよく表している図を先頭にすると、第三者にも意匠の理解がしやすくなります。

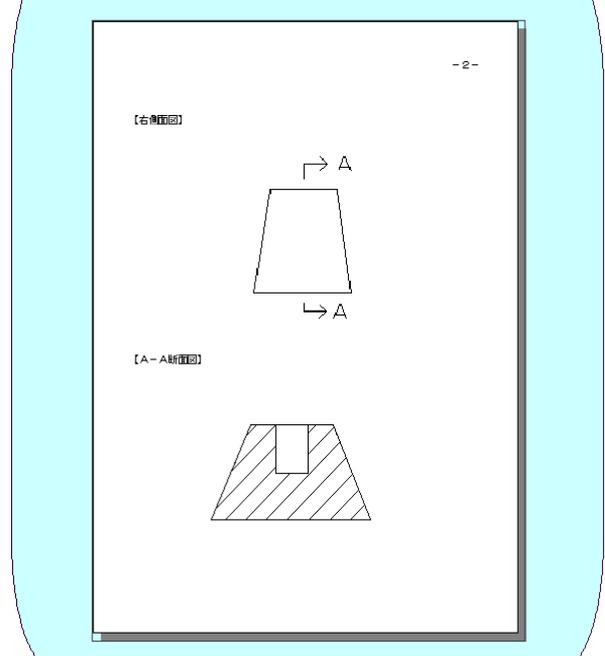
図面に代えて提出するときは【書類名】を次のようにする。

- ① 写真の場合 【書類名】 写真
- ② 見本の場合 【書類名】 見本
- ③ ひな形の場合 【書類名】 ひな形

<図面の事例第1頁>



<図面の事例第2頁>



(3) 意匠登録願 (複数)

【書類名】 意匠登録願 (複数)
 【整理番号】 ○○○○○○
 (【提出日】 令和○○年○○月○○日)
 【あて先】 特許庁長官 殿

役職名のみでよく、氏名までは
記入不要です。

【意匠登録出願人】
 【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【代表者】 創作 花子
 【電話番号】 03 (3581) 1101

識別番号は、番号が付与されて
いる人のみ記載します。識別番
号の通知を受けていない者は
【識別番号】の欄は設けないで
ください。

【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
 【納付金額】 3 2 0 0 0

【意匠1】
 【整理番号】 ○○○○○○
 【意匠に係る物品】 ○○○○○○
 【意匠の創作をした者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
 【氏名】 創作 次郎

「16000」に、含まれる意
匠の数を掛けた額を記載しま
す。「円」や3桁ごとの区切り点
(,) は記入しません。

【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】 ○○○○○○
 【意匠の説明】 ○○○○○○

ここに意匠1の図面を記載します。前ページ「(2) 図面」を参照してください。

【意匠2】
 【整理番号】 ○○○○○○
 【意匠に係る物品】 ○○○○○○
 【意匠の創作をした者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 意匠株式会社内
 【氏名】 創作 次郎
 【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】 ○○○○○○
 【意匠の説明】 ○○○○○○

最大100の意匠を含めることができます。3つ目
以降の意匠は、【意匠3】、【意匠4】・・・とし、それ
ぞれ【整理番号】以下の欄を繰り返し設けます。

ここに意匠2の図面を記載します。前ページ「(2) 図面」を参照してください。

(4) 拒絶理由通知書

拒絶理由通知書	
意匠登録出願の番号	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
特許庁審査官	〇〇 〇〇
起案日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
意匠登録出願人代理人	〇〇 〇〇
<p>この意匠登録出願については、以下のとおり、登録要件を満たさない理由がありますので、意匠法第19条で準用する特許法第50条の規定に基づき、通知します。</p> <p>この理由について意見があれば、この通知書を発送した日から40日以内に意見書を提出することができます。なお、意見書の提出があったときには、その内容を考慮した上で、登録の可否について審査いたします。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>この意匠登録出願の意匠は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった下記の意匠に類似するものと認められますので、意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠（先行の公知意匠に類似するため、意匠登録を受けることのできない意匠）に該当します。</p> <p>この意匠登録出願の意匠と下記の意匠を比較すると、ハンドル部の外形状を、正面視水平な横長の略銃技用トラック形状とし、その把手部先端近傍に菱形の貫通孔を設けた基本的な構成態様が共通します。</p> <p>他方、ハンドルの把手部先端の形状が直線的であるかやや丸みを帯びているかが相違しますが、これは意匠全体から見れば細部の相違であり、またいずれの態様も本願出願前よりごく一般的に見られるものですから、これらの相違点が両意匠の類否判断に与える影響は微弱なものととらざるを得ず、両意匠は類似するものと認められます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特許庁意匠課が1990年 4月27日に受け入れた 月刊パテマルジャーナル 1990年 4月30日 第13頁所載 建具用錠付き取手の意匠 (特許庁意匠課公知資料番号第HA××××××××号)</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">この拒絶理由通知に添付した公知資料の複製物は、特許庁が著作権法の規定により複製したものです。 取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>	

(5) 意見書

【書類名】	意見書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社
【代表者】	意匠 創作
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	<p>審査官は「本願出願以前に頒布されたハンカチの意匠に類似する」と判断されましたが、当該物品分野において最も注意を引く部分である中央に配された擬人化されたキャラクターの形状において、鼻や口の形状に相当の差異があります。このようなキャラクターにおいては、鼻や口などの形状は擬人化された表情の差異として観者に極めて異なる印象を与える要素であり、本願に表された丸状の鼻と引例にある棒状の鼻とでは、全く異なる印象を与えるものです。</p>

拒絶理由通知書等のヘッダ部に記載されている数字6桁からなる発送番号を記入して下さい。

(6) 手続補正書

【書類名】	手続補正書	「意匠登録願（複数）」に対して提出する場合は、「手続補正書（複数）」と記載してください。
（【提出日】）	令和〇〇年〇〇月〇〇日）	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	
【補正をする者】		
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号	
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社	
【代表者】	意匠 創作	
【発送番号】	1 2 3 4 5 6	
【手続補正1】		「意匠登録願（複数）」に対して提出する場合は、「意匠登録願（複数）」と記載してください。また、特定の意匠について補正する場合は、【補正対象書類名】の直下に「【補正対象意匠番号】 意匠〇」のように記載してください。
【補正対象書類名】	意匠登録願	
【補正対象項目名】	意匠に係る物品	
【補正方法】	変更	
【補正の内容】		
【意匠に係る物品】	花瓶	

(7) 特徴記載書

出願人が、出願意匠の創作の特徴について、あらかじめ主張したい場合は、願書とは別に、特徴記載書に記載することができます。

【書類名】	特徴記載書
（【提出日】）	令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	意匠太郎
【意匠の特徴】	<p>本願意匠は、自然動物であるペンギンをモチーフとして創作されているが、頭部においては、くちばしを半球状にふくらませ、目の周囲をデフォルメするなどの造形処理がなされていて、実物のペンギンの頭部の形態をそのまま模したものではない。又、本願意匠の基本構成もペンギン全体のプロポーシヨンから大きく相違し、そのデフォルメに創作があるものである。</p>
【説明図】	
図を挿入	

(8) 意匠登録料納付書

< 設定登録に係る登録料を特許印紙で納付する場合の例 >

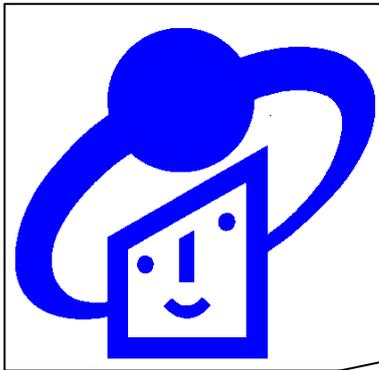
【書類名】	意匠登録料納付書	本書を提出する日をなるべく記載してください。
(【提出日】	令和 年 月 日)	出願番号を「意願2023-123456」のように記載してください。
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願番号】	意願○○○○-○○○○○○	意匠登録出願人の氏名又は名称を正確に記載してください。【識別番号】を記載した場合は【住所又は居所】の記載を省略できます。
【意匠登録出願人】		
【識別番号】	○○○○○○○○○○	
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社	納付者についてそれぞれの項目を記載してください。【識別番号】は特許庁から通知済みの9桁の申請人識別番号を記載してください。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設け氏名を記載してください。
【代表者】	意匠 創作	
【納付者】		
【識別番号】	○○○○○○○○○○	
【住所又は居所】	○○県○○市……	
【氏名又は名称】	□□ □□ 株式会社	
【代表者】	意匠 創作	設定登録時に秘密意匠とすることを請求する場合、【納付年分】の欄の前に【意匠を秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、「1年」、「24月」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記載します。(秘密意匠を請求すると登録料とは別に手数料(5,100円)が必要となります。)
(【秘密にすることを請求する期間】	1年)	
【納付年分】	第1年分	
(円)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 特 許 印 紙 </div>		意匠の場合、設定登録時には、第1年分の登録料の納付が必要です。複数年分まとめて納付する場合、「第1年分から第何年分」のように記載します。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 適正額の特許印紙を貼付し、貼付金額を記載してください。 なお、特許印紙には割印等をしないでください。 </div>		

商標

(1) 商標登録願

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○
（【提出日】 令和○○年○○月○○日）
【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



立体商標及び新しいタイプの商標の場合は、出願する商標のタイプに合わせてその旨（【動き商標】等）を記載。標準文字の場合は、出願する文字商標の記載とともに【標準文字】と記載。

【○○商標】

【商標の詳細な説明】

立体商標及び新しいタイプの商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】を特定するよう記載（立体商標、音商標は必要な場合のみ）。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第2類】

【指定商品（指定役務）】塗料，染料，顔料

【商標登録出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

識別番号は、付与されている人のみ記載。

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3—4—3

【氏名又は名称】 商標株式会社

【代表者】 商標 太郎

【電話番号】 03（3581）1101

（【手数料の表示】）

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 2 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第5条第4項の物件 1

音商標については、商標法第5条第4項の物件を添付。

商標登録出願作成の注意事項

(1) 【標準文字】について

標準文字とは

平成8年改正商標法において採用された「標準文字制度」は、「商標登録を求める対象としての商標が文字のみにより構成される場合に、特許庁長官があらかじめ指定した文字（平成9年3月25日付、平成15年7月25日付、平成17年1月25日付の「特許庁公報（公示号）」で公表されていたが、平成28年9月23日発行の特許庁公報（公示号9）において全て改められた。）をもって商標登録を受けることができる」というものです。

<標準文字として認められない例>

- ① 特許庁長官の指定文字以外の文字を含む商標
- ② 図形のみ商標、図形と文字の結合商標
- ③ 文字数の制限 30文字を超える文字（スペースも文字数に含まれる）
- ④ スペースの連続を含む商標
- ⑤ 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標
- ⑥ ポイントの異なる文字を含む商標
- ⑦ 色彩を付した商標
- ⑧ 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載された商標
- ⑨ 花文字など特殊文字、草書体など特殊書体で記載された商標

標準文字による場合は、願書には次のように記載します。

【商標登録を受けようとする商標】

○○○○ ← ○の部分に商標を記載。

【標準文字】

(2) 立体商標と新しいタイプの商標

商標のタイプには、文字商標、図形商標、立体商標などと、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標があります。後者の5つのタイプは、平成27年4月から新たに商標登録が可能になったもので「新しいタイプの商標」と称しています。

立体商標と新しいタイプの商標を出願するに当たっては、願書に商標のタイプを明記する必要があり、出願する商標のタイプに合わせて【動き商標】、【ホログラム商標】、【立体商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。また、商標登録を受けようとする商標を特定するように、【商標の詳細な説明】を記載します（立体商標、音商標の場合は、必要に応じて記載します）。さらに、音商標については、商標法第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。

(3) 商標登録を受けようとする商標の作成上の注意点

商標記載欄の大きさは、8cm平方とします。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさにすることができます。

【商標登録を受けようとする商標】の欄は以下のように記載します。

「動き商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるよう記載します。

「ホログラム商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフイーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるよう記載します。

「立体商標」については、一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によって記載します。若しくは、商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、当該立体的形状が特定されるよう記載します。

「色彩のみからなる商標」については、商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって記載します。若しくは、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

「音商標」については、文字若しくは五線譜又はこれらの組合せを用いて、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します（必要な場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができます。）。

「位置商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

商標記載欄に商標を記載できないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載します。

(2) 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願
 【整理番号】 ○○○○○○
 (【提出日】 令和○○年○○月○○日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第31類】

【指定商品（指定役務）】 東京都千代田区霞が関で生産されたピーマン

【商標登録出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3—4—3

【氏名又は名称】 商標農業協同組合

【代表者】 商標 太郎

【法人の法的性質】 農業協同組合法第19条

【電話番号】 03 (3581) 1101

(【手数料の表示】)

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 2 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1

【物件名】 商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類 1

願書に直接記載することにより、「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

出願時に
必須

出願時に
必須

出願時は
任意

(注) その他の記載例は、(1) 商標登録願を参照してください。

地域団体商標登録出願作成の注意事項

・「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示であって、地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載してください。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」
 - ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」
 - ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」
 - ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」
- （注）指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必用な説明を記載してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載してください。

・「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、例えば、登記事項証明書及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法の写しとします。

（注）登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、令和4年4月1日から、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を省略できるようになりました。

（注）設立根拠法の写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができます。

・「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す資料、例えば、新聞、雑誌、書籍等の記事、パンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等です。

（注）商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、説明書に「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、その

旨を証明してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載してください。

(3) 拒絶理由通知書

発送番号〇〇〇〇〇〇	
発送日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
拒絶理由通知書	
商標登録出願の番号	商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
起案日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁審査官	審査 花子
商標登録出願人代理人	商標 一郎 様
適用条文 第3条第1項第3号	
<p>この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。</p> <p>これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。</p> <p>なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。</p>	
理 由	
<p>この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、商品の品質が優れていることを認識させる「〇×〇×」の文字を普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものですから、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。</p> <p>したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当します。</p>	

(4) 意見書

【書類名】	意見書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【商標登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□□□株式会社
【代表者】	商標 太郎
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	
<p>審査官は「本願商標は、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。」と判断されました。</p> <p>しかし、本願商標は「〇×〇×」の文字からなるものですが、これは特定の意味合いを有しない造語であるというべきものであります。</p> <p>したがって、本願商標をその指定商品にしてもこれに接する取引者、需要者は商品の品質を想起することはなく十分自他商品の識別力を有するものと確信するものですから、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当するものではありません。</p>	

(5) 手続補正書

【書類名】 手続補正書
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】
【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 □□□□株式会社
【代表者】 商標 太郎
【発送番号】 1 2 3 4 5 6
【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第9類】
【指定商品（指定役務）】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

III 参考編

1. 産業財産権関係料金一覧
2. 公開特許公報（見本）
3. 特許原簿（見本）
4. 登録証（見本）
5. 意匠 組物の構成物品等の例
6. 商品及び役務の区分
7. 経済産業局等知的財産室一覧
8. 独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）広報閲覧室
9. 独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）相談・支援窓口一覧
10. 日本弁理士会本部・支部一覧
11. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域本部／事務所一覧
12. よろず支援拠点一覧
13. 承認TLO（技術移転機関）一覧
14. 営業秘密侵害事犯 窓口連絡先一覧
15. 農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧
16. 酒類の地理的表示制度に関する相談窓口一覧
17. 輸出入差止申立制度・手続等に関する問合せ先一覧
18. お問合せ先一覧

1. 産業財産権関係料金一覧

産業財産権関係料金一覧

(令和7年4月1日現在) 特許庁

主要な手続に必要な料金

特許	実用新案	意匠	商標
出願	出願・1～3年登録料納付	出願	出願
出願審査請求	出願審査請求	登録査定	登録査定
特許査定	登録料納付	登録料納付	登録料納付
異議申立	技術評価請求	異議申立	更新登録申請
審判請求	審判請求	審判請求	審判請求

出願料 (通常) *

特許	14,000円
実用新案	以下の合計額を同時納付 出願料 14,000円
	1～3年登録料 (2,100円+請求項の数×100円) × 3
意匠	16,000円
商標	3,400円+区分数×8,600円

出願審査請求手数料 (通常) *

特許	138,000円+請求項の数×4,000円
----	-----------------------

特許料・登録料

特許	
	1～3年 毎年 4,300円+請求項の数×300円
	4～6年 毎年 10,300円+請求項の数×800円
	7～9年 毎年 24,800円+請求項の数×1,900円
	10年～ 毎年 59,400円+請求項の数×4,600円
実用新案	
	4～6年 毎年 6,100円+請求項の数×300円
	7年～ 毎年 18,100円+請求項の数×900円
意匠	1～3年 毎年 8,500円
	4年～ 毎年 16,900円
商標	全額納付 区分数×32,900円
	分割納付 区分数×17,200円

技術評価請求手数料 *

実用新案	42,000円+評価を求める請求項の数×1,000円
------	----------------------------

特許・商標登録異議申立手数料

特許	16,500円+請求項の数×2,400円
商標	3,000円+区分数×8,000円

更新登録申請登録料 *

商標	全額納付 区分数×43,600円
	分割納付 区分数×22,800円

審判請求料 *

特許	49,500円+請求項の数×5,500円
実用新案	49,500円+請求項の数×5,500円
意匠	55,000円
商標	15,000円+区分数×40,000円

電子化手数料

2,400円+枚数×800円
オンラインで可能な手続を書面で行う場合 (一部を除く) には、電子化手数料が必要です。対象手続については、本ページ内、*を付しています。詳細は最終面をご覧ください。

減免制度

一定の要件を満たす出願人は、所定の料金が減免されます。中置記載の二次元コードより、詳細をご覧ください。

令和7年4月1日現在の主要料金です。
その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<https://www.ipa.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105

- ✓ 令和7年4月1日時点の主要料金です。その他の手続に必要な料金は、次ページ以降又は特許庁ホームページの[産業財産権関係料金一覧](#)でお確かめください。
- ✓ 令和4年4月1日施行の料金改定について、新旧料金の適用関係等の詳細は、特許庁ホームページの「[令和3年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ \(令和4年4月1日施行\)](#)」にて御確認ください。

1. 出願料

(1) 特許

・特許出願	14,000 円
・特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願	22,000 円
・特許法第 38 条の 3 第 3 項の規定による手続	14,000 円
・特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
・特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出	14,000 円
・特許権の存続期間の延長登録出願（医薬品等）	74,000 円
・特許権の存続期間の延長登録出願（期間補償）	43,600 円

(2) 実用新案（出願時、出願料と併せて第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料の納付が必要）

・実用新案登録出願	14,000 円
・実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
・実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出	14,000 円

(3) 意匠

・意匠登録出願	16,000 円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 16,000 円	
・秘密意匠の請求	5,100 円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 5,100 円	

(4) 商標

・商標登録出願	3,400 円 + (区分数 × 8,600 円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800 円 + (区分数 × 17,200 円)

2. 審査・審判請求料等

(1) 特許

①出願審査請求	138,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000 円 + (請求項の数 × 2,400 円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000 円 + (請求項の数 × 3,600 円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000 円 + (請求項の数 × 3,200 円)
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000 円
③判定請求	40,000 円
④裁定請求	55,000 円

⑤裁定取消請求	27,500円
⑥特許異議の申立て	16,500円＋（請求項の数×2,400円）
⑦特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧審判（再審）請求	49,500円＋（請求項の数×5,500円）
⑨明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円＋（請求項の数×5,500円）
⑩特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑪審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑫審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（２） 実用新案

①実用新案技術評価請求	42,000円＋（請求項の数×1,000円）
（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	8,400円＋（請求項の数×200円）
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	33,600円＋（請求項の数×800円）
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥審判（再審）請求	49,500円＋（請求項の数×5,500円）
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（３） 意匠

①判定請求	40,000円
②裁定請求	55,000円
③裁定取消請求	27,500円
④審判（再審）請求	55,000円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（４） 商標

①判定請求	40,000円
②商標（防護標章）登録異議申立	3,000円＋（区分数×8,000円）
③商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
④審判（再審）請求	15,000円＋（区分数×40,000円）
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円

3. 特許料・登録料**(1) 特許料**

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年4,300円に1請求項につき300円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年10,300円に1請求項につき800円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年24,800円に1請求項につき1,900円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年59,400円に1請求項につき4,600円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限りです。	

※上記に該当しない出願については、特許庁ホームページで御確認ください。

(2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで	毎年2,100円に1請求項につき100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年6,100円に1請求項につき300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年18,100円に1請求項につき900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年8,500円
第4年から第25年まで	毎年16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象です。	
※第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ対象です。	

(4) 商標登録料

・商標登録料	区分数×32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×17,200円
・更新登録申請	区分数×43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×22,800円
・商標権の分割申請	30,000円
・防護標章登録料	区分数×32,900円
・防護標章更新登録料	区分数×37,500円

4. 回復手数料

・特許	212,100円
・実用新案	21,800円
・意匠	24,500円
・商標	86,400円

5. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100 円
②期間経過後の期間の延長	4,200 円
③期間経過後の期間の延長（特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000 円
④期間経過後の期間の延長（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	7,200 円
⑤登録証の再交付請求	4,600 円
⑥承継の届出（名義変更）	4,200 円
⑦証明請求	
（書面）	1,400 円
（オンライン）	1,100 円
⑧書類の閲覧請求	1,500 円
⑨紙原簿の閲覧請求	300 円
⑩ファイル記録事項の閲覧請求	
（書面）	900 円
（オンライン）	600 円
⑪登録事項の閲覧請求（磁気原簿）	
（書面）	800 円
（オンライン）	600 円
⑫書類謄本の交付請求	1,400 円
⑬紙原簿謄本の交付請求	350 円
⑭ファイル記録事項記載書類の交付請求	
（書面）	1,300 円
（オンライン）	1,000 円
⑮登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）	
（書面）	1,100 円
（オンライン）	800 円
⑯磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	2,400 円＋（書面のページ数×800 円）

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料（令和 7 年 10 月 1 日時点）

①国際出願手数料	
・国際出願の用紙の枚数が 30 枚まで（A）	242,700 円
・30 枚を越える用紙 1 枚につき（B）	2,700 円

・オンライン出願した場合の減額（上記AとBの合計額から減額）	54,700円
②送付手数料	
・国際出願1件につき	17,000円
③調査手数料	
・国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	143,000円
国際出願（英語）1件につき	169,000円
・国際調査機関：欧州特許庁（ISA/EP）	317,600円
・国際調査機関：シンガポール知的財産庁（ISA/SG）	264,000円
・国際調査機関：インド特許庁（ISA/IN）	17,600円（法人の場合） 4,400円（個人の場合）
④国際調査の追加手数料	
・国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	105,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
国際出願（英語）1件につき	168,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
⑤予備審査手数料	
・国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	34,000円
国際出願（英語）1件につき	69,000円
⑥取扱手数料	
・国際予備審査請求1件につき	36,500円
⑦予備審査の追加手数料	
・国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	28,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
国際出願（英語）1件につき	45,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
⑧文献の写しの請求に係る手数料	
・請求書1件につき	1,400円
⑨書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	
・請求書1件につき	1,400円
⑩優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき	1,400円
⑪国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき	1,400円
⑫先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき	1,700円

（注）為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[国際出願関係手数料表](#)」で御確認ください。

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要)		
※日本国特許庁を介した国際出願（国際登録出願）を行う場合のみ必要		3,500円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料		
・国際登録出願		
(基本手数料)	< 1意匠目 >	397 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	50 スイスフラン
(公表手数料)	< 1複製物ごと >	17 スイスフラン
	< 書面で複製物を提出する場合 複製物を記載した書面の2ページ目以降、追加ページごと >	150 スイスフラン
(追加手数料)	< 意匠の説明が100単語を超える場合、101単語以降1単語ごと >	2 スイスフラン
(指定手数料)	指定国ごとの標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか	
	※ 各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、特許庁ホームページの「 ハーグ協定指定手数料一覧表 」を御確認ください。）	
・標準指定手数料：指定国ごとの所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
等級1の指定国	< 1意匠目 >	42 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	2 スイスフラン
等級2の指定国	< 1意匠目 >	60 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	20 スイスフラン
等級3の指定国	< 1意匠目 >	90 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	50 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国ごとの所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
日本の個別指定手数料	< 1意匠ごと >	436 スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請（5年ごとの請求）		
(基本手数料)	< 1意匠目 >	200 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	17 スイスフラン
(指定手数料)	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか	
	※ 各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、WIPO ウェブサイトで御確認ください。	
・標準指定手数料：指定国ごとに所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
	< 1意匠目 >	21 スイスフラン
	< 2意匠目以降、1意匠ごと >	1 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国ごとの所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
日本の個別指定手数料	< 1意匠ごと >（更新1～4回目）	493 スイスフラン

（注）為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[意匠の国際登録出願（ハーグ出願）関係手数料](#)」で御確認ください。

(4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本国特許庁の手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要)	
・ 国際登録出願（MM2 書面による出願の場合）	9,000 円
・ 国際登録出願（令和6年1月1日以降の Madrid e-Filing による出願の場合）	9,000 円に相当する額
※ 9,000 円に相当する額をスイスフランで WIPO に納付する必要があります。（令和7年10月1日現在、54 スイスフラン）	
・ 事後指定	4,200 円
・ 国際登録の存続期間の更新申請	4,200 円
・ 国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200 円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料	
※ 以下の手数料のほか、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッド協定議定書個別手数料一覧表」を御確認ください。	
・ 国際登録出願	
（基本手数料） < 標章が白黒 >	653 スイスフラン
< 標章がカラー >	903 スイスフラン
（付加手数料） < 1 指定国ごと >	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
（追加手数料） < 国際分類の数が 3 を超えた 1 区分ごと >	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・ 事後指定	
（基本手数料）	300 スイスフラン
（付加手数料） < 1 指定国ごと >	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・ 国際登録の存続期間の更新申請	
（基本手数料）	653 スイスフラン
（付加手数料） < 1 指定国ごと >	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
（追加手数料） < 国際分類の数が 3 を超えた 1 区分ごと >	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・ 国際登録の名義人の変更の記録の申請	177 スイスフラン

(注) 為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[国際出願に要する手数料](#)」で御確認ください。

(5) 弁理士試験受験手数料

12,000 円

6. 登録免許税（収入印紙で納付）

（1）特許権の登録（特許権の信託の登録を含む）

①特許権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権の件数>	1件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<特許権の件数>	1件につき 15,000 円
②専用実施権（仮専用実施権を含む。以下同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	<専用実施権の件数>	1件につき 15,000 円
③特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000 分の 4
④専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権等の件数>	1件につき 1,500 円
・その他の原因による移転の登録	<特許権等の件数>	1件につき 3,000 円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000 分の 2
・質権以外の権利の信託の登録	<特許権等の件数>	1件につき 3,000 円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<特許権等の件数>	1件につき 1,000 円
⑦登録の抹消	<特許権等の件数>	1件につき 1,000 円

（2）実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む）

①実用新案権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権の件数>	1件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権の件数>	1件につき 9,000 円
②専用実施権の設定又は保存の登録	<専用実施権の件数>	1件につき 9,000 円
③実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000 分の 4
④専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき 1,500 円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき 3,000 円

⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	<実用新案権等の件数>	1件につき1,000円
⑦登録の抹消		
	<実用新案権等の件数>	1件につき1,000円

(3) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①意匠権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権の件数>	1件につき3,000円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権の件数>	1件につき9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録		
	<専用実施権の件数>	1件につき9,000円
③意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
	<債権金額>	1000分の4
④専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権等の件数>	1件につき1,500円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権等の件数>	1件につき3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	<意匠権等の件数>	1件につき3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	<意匠権等の件数>	1件につき1,000円
⑦登録の抹消		
	<意匠権等の件数>	1件につき1,000円

(4) 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①商標権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<商標権の件数>	1件につき3,000円
・その他の原因による移転の登録	<商標権の件数>	1件につき30,000円
②専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録		
	<専用使用権又は通常使用権の件数>	1件につき30,000円
③商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録		

	＜債権金額＞	1000分の4
④専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき3,000円
・その他の原因による移転の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき9,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	＜債権金額＞	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	＜商標権等の件数＞	1件につき9,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）		
	＜商標権等の件数＞	1件につき1,000円
⑦登録の抹消	＜商標権等の件数＞	1件につき1,000円

7. 特許出願非公開制度関係手数料（収入印紙で納付）

・外国出願の禁止に関する事前確認	25,000円
------------------	---------

2. 公開特許公報（見本）

公報の表示例は、公報の種別や出願案件によって相違がありますので、公報仕様書に記載されている表示例を参照ください。

ここでは、令和7年4月現在の公開特許公報の表示例を参考までに掲載します。なお、公報のレイアウトは、発行時期や制度等の変更により相違している場合がありますので御注意ください。

公開特許公報

- (19) 【発行国】 日本国特許庁(JP)
- (12) 【公報種別】 公開特許公報(A)
- (11) 【公開番号】 特開2024-123456(P2024-123456A)
- (43) 【公開日】 令和6年5月19日(2024. 5. 19)
- (54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置
- (51) 【国際特許分類】

G 0 1 B 12/345 (2020. 01)

【F I】

G 0 1 B 12/34 1 0 1 B

【請求項の数】 2

【出願形態】 O L

【公開請求】

- (21) 【出願番号】 特願2022-123456(P2022-123456)
- (22) 【出願日】 令和4年9月10日(2022. 9. 10)
- (31) 【優先権主張番号】 83304359. 9
- (32) 【優先日】 令和3年11月13日(2021. 11. 13)
- (33) 【優先権主張国・地域又は機関】 フランス(FR)

(71) 【出願人】

【識別番号】 290001111

【氏名又は名称】 パテント コーポレーション

【住所又は居所】 アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビルセンターガーデン

【日本における営業所】 東京都千代田区内幸町4丁目5番6号

(71) 【出願人】

【識別番号】 390000011

【氏名又は名称】 出願 太郎

【住所又は居所】 東京都千代田区内幸町2丁目2番6号

(74) 【代理人】

【識別番号】 987654321

【弁理士】

【氏名又は名称】 代理 次郎

(72) 【発明者】

【氏名】 発明 太郎

【住所又は居所】 神奈川県横須賀市壺 1 丁目 2 2 0 0 番地

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 ファクシミリ

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

電話回線を用いて。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【 0 0 0 1】

本発明は簡単にして、

【図面の簡単な説明】

【 0 0 3 0】

【図 1】 本発明の

【図 1】

2024123456000005.tif

-

【参考】

最新版の「公報仕様 特許、実用新案、意匠、商標、審決、公示号」は、特許庁ホームページ「[公報の仕様](#)」で御確認ください。

3. 特許原簿（見本）

特	特許第5500001号			
表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出願年月日	平成26年10月10日	出願番号	2014-270001
	査定年月日	平成27年10月25日	請求項の数	1
	発明の名称	ハイブリッド型モータの製造装置		
		登録年月日	平成27年12月20日	
特 許 料 記 録 部				
特許料	1年分 金額 2300 円 納付日 平成27年11月24日 2年分 金額 2300 円 納付日 平成27年11月24日 3年分 金額 2300 円 納付日 平成27年11月24日			
国以外の者の持分の割合、軽減、免除、猶予又は返還に関する事項				
甲 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	東京都港区赤坂1丁目1番1号		××虎ノ門株式会社××	
			登録年月日	平成27年12月20日
付記1号	【登録名義人の表示変更】			
	受付年月日	平成28年 2月10日	受付番号	000111
	霞ヶ関株式会社			
2 番	【特定承継による本権の移転】			
	受付年月日	平成28年 2月10日	受付番号	000111
	東京都港区赤坂1丁目1番50号	パテント株式会社		
	東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号	日本自動車工業株式会社		
3 番	【特定承継による本権の持分移転】			
	受付年月日	平成28年10月30日	受付番号	003344
	東京都港区六本木1丁目1番1号	東日本自動車株式会社		
	本特許権中日本自動車工業株式会社の持分移転			

続葉有り

特

特許第5500001号

乙 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項
1 番	<p>【専用実施権の設定】 受付年月日 平成29年3月10日 受付番号 000333 専用実施権者 東京都港区虎ノ門2丁目1番11号 実用株式会社</p> <p>1. 範囲 地域 日本全国 期間 本特許権の存続期間中 内容 製造、使用、販売</p>
丁 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項
1 番	<p>【質権の設定】 受付年月日 平成28年 2月10日 受付番号 000111 質権者 大阪市北区堂島1丁目1番1号 関西 クレジット 株式会社</p> <p>1. 原因 平成28年2月1日付け金銭消費貸借契約に基づく平成28年2月1日質 権設定契約</p> <p>1. 目的たる権利 特許第5500001号 1. 債権額 300万円 1. 存続期間 平成30年9月30日まで 1. 弁済期 平成30年9月30日 1. 利息 年0,01% 1. 債務者 東京都港区赤坂1丁目1番50号 パテント株式会社</p> <p>本特許権中パテント株式会社の持分についての質権の設定</p>
(以下余白)	

4. 登録証（見本）


特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)
 特許第2000001号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION) コンピュータ

特許権者
(PATENTE) 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
パテント株式会社

発明者
(INVENTOR) **東京 太郎**

出願番号
(APPLICATION NUMBER) 特願2008-111111
 出願日
(FILING DATE) 平成20年11月11日 (November 11, 2008)
 登録日
(REGISTRATION DATE) 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)
 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎



実用新案登録証
(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)
 登録第3000002号
(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称
(TITLE OF THE DEVICE) プリンタ

実用新案権者
(OWNER OF THE UTILITY MODEL RIGHT) 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
実用 太郎

考案者
(CREATOR OF DEVICE) **実用 太郎**

出願番号
(APPLICATION NUMBER) 実願2010-111111
 出願日
(FILING DATE) 平成22年1月4日 (January 4, 2010)
 登録日
(REGISTRATION DATE) 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。
 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)
 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎



意匠登録証
(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)
 登録第3000001号
(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品
(ARTICLES TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED) キーボード

意匠権者
(OWNER OF THE DESIGN RIGHT) 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
株式会社パテント

意匠の創作をした者
(CREATOR OF THE DESIGN) **意匠 三郎**

出願番号
(APPLICATION NUMBER) 意願2010-123456
 出願日
(FILING DATE) 平成22年1月7日 (January 7, 2010)
 登録日
(REGISTRATION DATE) 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。
 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)
 平成22年10月1日 (October 10, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)
 登録第9000001号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)


指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)
 第41類 電子出版物の提供

商標権者
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT) 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
パテント株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER) 商願2009-111111
 出願日
(FILING DATE) 平成21年10月23日 (October 23, 2009)
 登録日
(REGISTRATION DATE) 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)
 平成22年10月1日 (October 1, 2010)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)
特許太郎


※掲載している特許（登録）証はサンプルであり、実際のものと異なる場合があります。

5. 意匠 組物の構成物品等の例

「構成物品等の例」欄に記載されている物品等は、適切な構成物品等の例を示したものであり、社会通念上同時に使用される物品等と認められるものの範囲内で、組物全体として統一がある場合は、構成物品等は出願人の任意とします。

※以下の表は、意匠法施行規則別表に基づくものです。

	組物の意匠	構成物品等の例
1	一組の食品セット	・チョコレート（二以上）
2	一組の嗜好品セット	・たばこ、ライター、灰皿
3	一組の衣服セット	・ジャケット、ベスト、スラックス
4	一組の身の回り品セット	・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング ・カフスボタン、ネクタイ止め
5	一組の美容用具セット	・化粧用ブラシ（二以上）
6	一組の繊維製品セット	・まくら、掛け布団、敷き布団 ・クッション（二以上）
7	一組の室内装飾品セット	・置物（二以上）
8	一組の清掃用具セット	・ほうき、ちり取り
9	一組の洗濯用具セット	・電気洗濯機、衣服乾燥機
10	一組の保健衛生用品セット	・歯ブラシ立て、コップ ・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
11	一組の飲食用容器セット	・コップ（二以上） ・皿、ティーポット、ティーカップ
12	一組の調理器具セット	・鍋、フライパン
13	一組の飲食用具セット	・スプーン、フォーク、ナイフ
14	一組の慶弔用品セット	・葬祭用花瓶、香炉
15	一組の照明機器セット	・天井灯、壁灯
16	一組の空調機器セット	・エアコンディショナー、扇風機 ・エアコンディショナー、エアコンディショナー用室外機
17	一組の厨房設備用品セット	・こんろ台、調理台、流し台、収納棚
18	一組の衛生設備用品セット	・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
19	一組の整理用品セット	・ハンガー、スカートハンガー
20	一組の家具セット	・テーブル、いす、子ども用いす ・本棚（二以上）
21	一組のペット用品セット	・ペット用服、ペット用首輪
22	一組の遊戯娯楽用品セット	・碁盤、将棋盤

23	一組の運動競技用品セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフクラブ（二以上） ・野球用グローブ、野球用ミット
24	一組の楽器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム、シンバル ・楽譜スタンド、椅子
25	一組の教習具セット	<ul style="list-style-type: none"> ・地球儀（二以上）
26	一組の事務用品セット	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル、ボールペン、万年筆
27	一組の販売用品セット	<ul style="list-style-type: none"> ・包装用容器（二以上）
28	一組の運搬機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、住宅用エレベーター
29	一組の運輸機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車、自動二輪車 ・インテリアパネル、フロントランプ ・自動車用フロアマット（二以上）
30	一組の電気・電子機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・電球（二以上） ・コネクタ（二以上）
31	一組の電子情報処理機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン、スマートフォン用充電器 ・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
32	一組の測定機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・温度計、湿度計
33	一組の光学機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ、カメラ用ケース
34	一組の事務用機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクシミリ、複写機、プリンター
35	一組の販売用機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料自動販売機、たばこ自動販売機
36	一組の保安機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火器スタンド
37	一組の医療用機器セット	<ul style="list-style-type: none"> ・手術用メス（二以上）
38	一組の利器、工具セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー（二以上） ・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
39	一組の産業用機械器具セット	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用ロボット（二以上）
40	一組の土木建築用品セット	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート型枠、外装材パネル ・タイルカーペット、壁紙
41	一組の基礎製品セット	<ul style="list-style-type: none"> ・板材（二以上） ・バルブ、電磁弁
42	一組の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
43	一組の画像セット	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振り込み用画像、現金預け払い機操作画面

6. 商標 商品及び役務の区分

(商品)

第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料

第 32 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 33 類	ビールを除くアルコール飲料
第 34 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

(役務)

第 35 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 36 類	金融、保険及び不動産の取引
第 37 類	建設、設置工事及び修理
第 38 類	電気通信
第 39 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 40 類	物品の加工その他の処理
第 41 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 42 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 43 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 44 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 45 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

(注) 商標登録出願をする際は、上記の表示ではなく、類似商品・役務審査基準に記載されている商品及び役務の表示を参考に記載してください。

(参考) 特許庁ホームページ「[類似商品・役務審査基準](#)」

7. 経済産業局等知的財産室一覧表

	所在地（管轄地）	電話
北海道経済産業局 知的財産室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階（北海道）	011-709-5441
東北経済産業局 知的財産室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	022-221-4819
関東経済産業局 知的財産室	〒330-971 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡）	048-600-0239
中部経済産業局 知的財産室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 4階（愛知、岐阜、三重、富山、石川）	052-951-2774
近畿経済産業局 知的財産室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	06-6966-6016
中国経済産業局 知的財産室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	082-224-5680
四国経済産業局 知的財産室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階（徳島、香川、愛媛、高知）	087-811-8519
九州経済産業局 知的財産室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	092-482-5463
沖縄総合事務局 知的財産室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階（沖縄）	098-866-1730

8. 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）公報閲覧室

	所在地	電話	FAX
公報閲覧室	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2階	03-3581-1101 内線 3811	03-3502-8916

9. 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）相談・支援窓口一覧

令和7年4月1日現在

	所在地	電話	FAX
産業財産権 相談窓口	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特 許庁庁舎1階	03-3581-1101 内線 2121～ 2123	03-3502-8916
営業秘密 支援窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山ト ラストタワー8階	03-3581-1101 内線 3823	—
海外展開知財 支援窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山ト ラストタワー8階	03-3581-1101 内線 3823	—
スタートアップ知財 支援窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山ト ラストタワー8階	03-3581-1101 内線 3823	—
アカデミア知財 支援窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山ト ラストタワー8階	03-3581-1101 内線 3823	—
関西知財戦略 支援専門窓口	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グラ ンフロント大阪 ナレッジキャピタルタワーC9階	06-6486-9122	
知財総合支援 窓口	INPIT 知財総合支援窓口一覧「 知財総合支援窓口 知財ポータル 」を参照	全国共通ナビ ダイヤル 0570-082100	—

10. 日本弁理士会本部・地域会一覧

令和7年4月1日現在

	管轄地域	所在地	電話・FAX	無料相談 ※要予約
本部	全国	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 14階	TEL 03-3581-1211 FAX 03-3581-9188	日本弁理士会では、無料の知的財産相談室を常設しています。 詳細は各地域会 HP を参照ください。 https://www.jpaa.or.jp/free_consultation/
北海道会	北海道	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西4-1-2 KD X札幌ビル3階	TEL 011-736-9331 FAX 011-736-9332	毎週火、金曜日 14:00-16:00 詳細は HP を参照ください。 https://jpaa-hokkaido.jp/conferences/
東北会	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル5階	TEL 022-215-5477 FAX 022-215-5478	毎週火曜日 13:00-16:00 詳細は HP を参照ください。 https://www.jpaa-tohoku.jp/consultation.html
関東会	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 14階	TEL 03-3519-2751 FAX 03-3581-7420 常設知的財産相談室 TEL 03-3519-2707	月～金曜日 10:00-12:00 14:00-16:00 詳細は HP を参照ください。 https://jpaa-soudan.jp/
東海会	長野、岐阜、静岡、愛知、三重	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階	TEL 052-211-3110 FAX 052-220-4005	月～金曜日 13:00-16:00 詳細は HP を参照ください。 https://www.jpaa-tokai.jp/activities/consultation/

北陸 会	新潟、 富山、 石川、 福井	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2 - 2 石川県繊維会館 2 階	TEL 076-266-0617 FAX 076-266-0618	開催日、詳細は HP を参照ください。 https://www.jpaa-hokuriku.jp/consult/
関西 会	滋賀、 京都、 大阪、 兵庫、 奈良、 和歌山	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 3 - 3 - 20 明治安田 生命大阪梅田ビル 25 階	TEL 06-6453-8200 FAX 06-6453-8210	月～金曜日 10:00-12:00、14:00-16:00 詳細は HP を参照ください。 https://jpaa-soudan-kansai.jp/
中国 会	島根、 鳥取、 岡山、 広島、 山口	〒730-0013 広島県広島市中区八丁 堀 15-6 広島ちゅう ぎんビル 4 階	TEL 082-224-3944 FAX 082-224-3945	毎週水曜日 13:00-15:00 詳細は HP を参照ください。 https://www.jpaa-chugoku.jp/activity/#activity02
四国 会	徳島、 香川、 愛媛、 高知	〒760-0019 香川県高松市サンポー ト 2 - 1 高松シンボ ルタワー・サンポートビ ジネススクエア 2 階	TEL 087-822-9310 FAX 087-822-9311	開催日、詳細は HP を参照ください。 https://jpaa-shikoku.jp/consult/
九州 会	福岡、 賀県、 長崎、 熊本、 大分、 宮崎、 鹿児島、 沖縄	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博 多駅前 2 - 1 - 1 福 岡朝日ビル 6 階	TEL 092-415-1139 FAX 092-415-1169	毎週木曜日 10:00-12:00、13:00-15:00 詳細は HP を参照ください。 https://www.jpaa-kyusyu.jp/sodankai/

※ 無料相談は、予約のある方を優先します。現在、ウェブ会議システム又は電話を利用した無料相談を実施している地域会や、休室している地域会がありますので、各地域会のホームページを御確認ください。なお、メールでの相談は、受付けていません。

1.1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部／事務所一覧

令和7年4月1日現在

事務所名	所在地	電話
北海道本部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE札幌ビル 6階	011-210-7471
東北本部	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タ ワービル6階	022-716-1751
関東本部	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1637
中部本部	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル 4階	052-220-0516
北陸本部	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546
近畿本部	〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルデ ィング27階	06-6264-8613
中国本部	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階	082-502-6555
四国本部	〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-1752
九州本部	〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセン ター3階	092-263-0300
沖縄事務所	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313 -1	098-859-7566

12. よろず支援拠点一覧

都道府県	よろず支援拠点実施機関	所在地	電話
北海道	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階	011-232-2407
青森県	(公財) 21 あおもり産業総合支援センター	〒030-0801 青森県青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-721-3787
岩手県	(公財) いわて産業振興センター	〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3826
宮城県	宮城県商工会議所連合会	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2階	022-393-8044
秋田県	(公財) あきた企業活性化センター	〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5605
山形県	(公財) やまがた産業支援機構	〒990-2473 山形県山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階	023-647-0807
福島県	(公財) 福島県産業振興センター	〒963-8005 福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階403号室	024-954-4161
茨城県	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12階	029-224-5339
栃木県	(公財) 栃木県産業振興センター	〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40	028-670-2618
群馬県	(公財) 群馬県産業支援機構	〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階	027-265-5016
埼玉県	(公財) 埼玉県産業振興公社	〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	0120-973-248
千葉県	(公財) 千葉県産業振興センター	〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階	043-299-2921
東京都	(一社) 東京都信用金庫協会	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階	03-6205-4728
神奈川県	(公財) 神奈川産業振興センター	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階	045-633-5071
新潟県	(公財) にいがた産業創造機構	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル10階	025-246-0058
山梨県	(公財) やまなし産業支援機構	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-288-8400
長野県	(公財) 長野県産業振興機構	〒380-0928 長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5975

静岡県	静岡商工会議所	〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビルディング 6階	054-253-5117
愛知県	(公財) あいち産業振興機構	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち) 14階	052-715-3188
岐阜県	(公財) 岐阜県産業経済振興センター	〒500-8505 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 (県民ふれあい会館) 10階	058-277-1088
三重県	(公財) 三重県産業支援センター	〒514-0004 三重県津市栄町 1-891 三重県合同ビル 5階	059-228-3326
富山県	(公財) 富山県新世紀産業機構	〒930-0866 富山県富山市高田 527 情報ビル 1階	076-444-5605
石川県	(公財) 石川県産業創出支援機構	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 1階	076-267-6711
福井県	(公財) ふくい産業支援センター	〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂第 3 号 7-1-16 ソフトパークふくい福井県産業情報センタービル 3階	0776-67-7402
滋賀県	(公財) 滋賀県産業支援プラザ	〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 2-1 コラボしが 2 1 2階	077-511-1425
京都府	(公財) 京都産業 21	〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-1055
大阪府	(公財) 大阪産業局	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 2階	06-4708-7045
兵庫県	(公財) ひょうご産業活性化センター	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-8-4 神戸市産業振興センター 2階	078-977-9085
奈良県	(公財) 奈良県地域産業振興センター	〒630-803 奈良県奈良市柏木町 129-1 奈良県産業振興総合センター 3階	0742-81-3840
和歌山県	(公財) わかやま産業振興財団	〒640-8033 和歌山県和歌山市本町 2-1 フォルテワジマ 6階	073-433-3100
鳥取県	鳥取県商工会連合会	〒680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東 4-100 鳥取県商工会連合会内	0857-31-6851
島根県	(公財) しまね産業振興財団	〒690-0816 島根県松江市北陵町 1 テクノアークしまね内	0852-60-5103
岡山県	(公財) 岡山県産業振興財団	〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 テクノサポート岡山	086-206-2180
広島県	(公財) ひろしま産業振興機構	〒730-0052 広島県広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 1階	082-240-7706
山口県	(公財) やまぐち産業振興財団	〒754-0041 山口県山口市小郡令和 1-1-1 山口市産業交流拠点内	083-902-5959

徳島県	(公財) とくしま産業振興機構	〒770-0865 徳島県徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-676-4625
香川県	(公財) かがわ産業支援財団	〒761-0301 香川県高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-6090
愛媛県	(公財) えひめ産業振興財団	〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館	089-960-1131
高知県	(公財) 高知県産業振興センター	〒781-5101 高知県高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館2階	088-846-0175
福岡県	(公財) 福岡県中小企業振興センター	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本庁9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-7809
佐賀県	(公財) 佐賀県産業振興機構	〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内	0952-34-4433
長崎県	長崎県商工会連合会	〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階	095-828-1462
熊本県	(公財) くまもと産業支援財団	〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3355
大分県	(公財) 大分県産業創造機構	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-537-2837
宮崎県	(公財) 宮崎県産業振興機構	〒880-0303 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500-2	0985-74-0786
鹿児島県	(公財) かがしま産業支援センター	〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町1-24 鹿児島県産業会館4階	099-219-3740
沖縄県	(公財) 沖縄県産業振興公社	〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階414号室	098-851-8460

13. 承認・認定TLO（技術移転機関）一覧

令和7年4月1日現在

承認TLO名	関係大学等	承認日
(株) 東京大学TLO	東京大学	平成10年12月4日
(株) TLO京都	京都大学、立命館大学 等	平成10年12月4日
(株) 東北テクノアーチ	東北大学、弘前大学 等	平成10年12月4日
日本大学 産官学連携知財センター	日本大学（短期大学部を含む）	平成10年12月4日
(有) 山口ティー・エル・オー	山口大学	平成11年12月9日
TLOひょうご	神戸大学、大阪大学 等	平成12年4月19日
(公財) 名古屋産業化学研究所	名古屋大学、愛知工業大学 等	平成12年4月19日
(株) 産学連携機構九州	九州大学	平成12年4月19日
東京電機大学 研究推進社会連携センター	東京電機大学	平成12年6月14日
タマティーエルオー (株)	東京都立大学、工学院大学、東洋大学 等	平成12年12月4日
明治大学知的資産センター	明治大学	平成13年4月25日
よこはまティーエルオー (株)	横浜国立大学、神奈川県歯科大学 等	平成13年4月25日
(株) テクノネットワーク四国	徳島大学、愛媛大学、香川大学、高知大学 等	平成13年4月25日
(一財) 生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所	平成13年8月30日
(株) 新潟TLO	新潟大学、新潟薬科大学 等	平成13年12月25日
(公財) 北九州産業学術推進機構	九州工業大学、北九州市立大学 等	平成14年4月1日
(株) 三重ティーエルオー	三重大学	平成14年4月16日
(有) 金沢大学ティー・エル・オー	金沢大学、学校法人金沢医科大学	平成14年12月26日
(株) キャンパスクリエイト	電気通信大学 等	平成15年2月19日
(株) 信州TLO	信州大学、長野工業高等専門学校、埼玉大学 等	平成15年4月18日
佐賀大学TLO	佐賀大学	平成17年7月7日
(大) 群馬大学	群馬大学	平成19年12月18日
(大) 奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	平成19年12月18日
(学) 東海大学	東海大学 等	平成20年3月21日
(大) 東京科学大学	東京科学大学	平成20年3月31日
(大) 山梨大学	山梨大学	平成20年4月1日
静岡技術移転 (合)	静岡大学 等	平成22年5月26日

i P Sアカデミアジャパン(株)	京都大学 等	平成 28 年 1 月 22 日
(株) 神戸大学イノベーション	神戸大学	令和 3 年 3 月 2 日
(一財) 福島医大トランスレーショナルリサーチ機構	福島県立医科大学	令和 5 年 4 月 28 日

認定 T L O 名	関連試験研究機関	認定日

- ※ 承認 T L O : 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 52 号。以下「T L O 法」という。)」に基づき、大学等の研究成果を民間事業者に移転する事業を行う者として、文部科学大臣及び経済産業大臣により実施計画の承認を受けた技術移転機関
- ※ 認定 T L O : T L O 法に基づき、国立試験研究機関又は試験研究独立行政法人の研究成果を民間事業者に移転する事業を行う者として、国立試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣の認定を受けた技術移転機関

14. 営業秘密侵害事犯 窓口連絡先一覧

自社の情報漏えいに対して、刑事的措置を検討するときには、以下に掲載の各都道府県警察本部の不正競争防止法違反（営業秘密侵害事犯）を担当する課（生活経済課、生活環境課など）に御相談ください。

令和7年4月1日現在

警察名	代表電話
北海道警察本部生活経済課	011-251-0110
北海道警察函館方面本部生活安全課	0138-31-0110
北海道警察旭川方面本部生活安全課	0166-35-0110
北海道警察釧路方面本部生活安全課	0154-25-0110
北海道警察北見方面本部生活安全課	0157-24-0110
青森県警察本部生活保安課	017-723-4211
岩手県警察本部生活環境課	019-653-0110
宮城県警察本部生活環境課	022-221-7171
秋田県警察本部生活環境課	018-863-1111
山形県警察本部生活環境課	023-626-0110
福島県警察本部生活環境課	024-522-2151
警視庁生活経済課	03-3581-4321
茨城県警察本部生活環境課	029-301-0110
栃木県警察本部生活環境課	028-621-0110
群馬県警察本部生活環境課	027-243-0110
埼玉県警察本部生活経済課	048-832-0110
千葉県警察本部生活経済課	043-201-0110
神奈川県警察本部生活経済課	045-211-1212
新潟県警察本部生活保安課	025-285-0110
山梨県警察本部生活安全捜査課	055-221-0110
長野県警察本部生活環境課	026-233-0110
静岡県警察本部生活保安課	054-271-0110
富山県警察本部生活安全企画課	076-441-2211
石川県警察本部生活安全捜査課	076-225-0110
福井県警察本部生活環境課	0776-22-2880
岐阜県警察本部生活環境課	058-271-2424
愛知県警察本部生活経済課	052-951-1611
三重県警察本部生活環境課	059-222-0110
滋賀県警察本部生活環境課	077-522-1231
京都府警察本部生活保安課	075-451-9111

大阪府警察本部生活経済課	06-6943-1234
兵庫県警察本部生活経済課	078-341-7441
奈良県警察本部生活環境課	0742-23-0110
和歌山県警察本部生活環境課	073-423-0110
鳥取県警察本部生活安全企画課	0857-23-0110
島根県警察本部生活安全企画課	0852-26-0110
岡山県警察本部生活安全捜査課	086-234-0110
広島県警察本部生活環境課	082-228-0110
山口県警察本部生活環境課	083-933-0110
徳島県警察本部生活安全企画課	088-622-3101
香川県警察本部生活安全捜査課	087-833-0110
愛媛県警察本部生活環境課	089-934-0110
高知県警察本部生活安全企画課	088-826-0110
福岡県警察本部生活経済課	092-641-4141
佐賀県警察本部生活安全企画課	0952-24-1111
長崎県警察本部生活環境課	095-820-0110
熊本県警察本部生活環境課	096-381-0110
大分県警察本部保安課	097-536-2131
宮崎県警察本部生活環境課	0985-31-0110
鹿児島県警察本部生活環境課	099-206-0110
沖縄県警察本部生活保安課	098-862-0110

15. 農林水産分野に関する知的財産相談窓口一覧

令和7年4月1日現在

農政局等の名称	担当課室	所在地	電話
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西 6-2-22 エムズ南22条ビル	011-330-8810
東北農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3- 3-1	022-221-6402
関東農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0032
北陸農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-232-4233
東海農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1 -2-2	052-223-4619
近畿農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9025
中国四国農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1- 4-1 岡山第二合同庁舎	086-224-4511 (内線2324)
九州農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10 -1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内線4544)
内閣府 沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2- 1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1673
農林水産省本省	輸出・国際局 知的財産課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2 -1	03-6738-6169

16. 酒類の地理的表示制度に関する相談窓口一覧

令和7年4月1日現在

名称	担当部署	所在地	代表電話
国税庁	酒類業振興・輸出 促進室 地理的表示係	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161
札幌国税局	酒類業調整官	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011
仙台国税局	酒類業調整官	〒980-8430 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111
関東信越国税局	酒類業調整官	〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111
東京国税局	酒類業調整官	〒104-8449 東京都中央区築地5-3-1	03-3542-2111
金沢国税局	酒税課 団体企業係	〒920-8586 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131
名古屋国税局	酒類業調整官	〒460-8520 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511
大阪国税局	酒税課 検査係	〒540-8541 大阪府大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331
広島国税局	酒類業調整官	〒730-8521 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館	082-221-9211
高松国税局	酒税課 団体企業係	〒760-0018 香川県高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎	087-831-3111
福岡国税局	酒税課 団体企業係	〒812-8547 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-0031
熊本国税局	酒税課 団体企業係	〒860-8603 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171
沖縄国税事務所	酒類業調整官	〒900-8554 沖縄県那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601

※個別の相談については、所在地を所轄する担当者を御案内します。

17. 輸出入差止申立制度・手続等に関する問合せ先一覧

令和7年4月1日現在

税関の名称	担当課室	所在地	電話
東京税関	業務部 総括知的財産調査 官（知的財産セン ター）	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎2階	03-3599-6260
	業務部 知的財産調査官		03-3599-6369
函館税関	業務部 知的財産調査官	〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 函 館港湾合同庁舎	0138-40-4255
横浜税関	業務部 知的財産調査官	〒231-0001 神奈川県横浜市新港1-6- 1 よこはま新港合同庁舎	045-212-6116
名古屋税関	業務部 知的財産調査官	〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船2- 3-12 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4116
大阪税関	業務部 知的財産調査官	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10 -3 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3318
神戸税関	業務部 知的財産調査官	〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12 -1	078-333-3156
門司税関	業務部 知的財産調査官	〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	050-3530-8366
長崎税関	業務部 知的財産調査官	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36	095-828-8801
沖縄地区税関	業務部 知的財産調査官	〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水150 那覇空 港国内線旅客ターミナルビル	098-894-6706

18. お問い合わせ先一覧

お問合せに当たり、次の事項をお読みください。

- ▶ お問合せの際は、あらかじめ特許庁ホームページの「はじめての方へ」、「手続一般」や「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」などを御覧いただきますと、より理解が深まります。
- ▶ 複雑な御相談、御質問については、メール、郵便又は FAX の御利用に御協力ください。その際は必ず、住所、氏名、電話番号、FAX 番号等の必要事項を御記入ください。なお、記入いただいた個人情報、法令の定めにより、お問合せに関して使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。
- ▶ 電話でのお問合せの場合
 - ・ 最初に、電話に出た者が担当職員であるかを御確認ください。担当者であれば名乗りますので、できるだけその名前をメモしてください。
 - ・ 次に、問合せ者の氏名、電話番号等を伺いますので、担当者にお伝えください。
 - ・ なお、専門的事項のお問合せに関しては、担当者が不在等の理由により即答できないことがありますことを、あらかじめ御了承ください。
- ▶ 次のような場合は、回答できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
 - ・ 「こんな発明をしたが、これは特許になるか」、「この場合、出願明細書はどのように書けば良いのか」など、発明等に関する個別具体的な判断や明細書の記述内容に関する場合
 - ・ 「こんな商標は登録できるか」などの個別具体的な判断に関する場合
 - ・ 氏名、連絡先などをお答えいただけない場合 等

◆ 特許庁所在地	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 (郵便の場合、「特許庁担当部署名」を宛先としてください。)
◆ 開庁日	月曜日から金曜日(平日)
◆ 問合せ受付時間	9時00分から17時30分まで
◆ 代表電話	03-3581-1101 (音声ガイダンスに従って内線番号を入力してください。)

(令和7年8月現在)

相談内容	担当部署	連絡番号
(I) 一般的相談について		
1. 一般的相談		
特許庁庁舎内における相談窓口 ※ 特許等に関する一般的な相談に対応します。また、「 知的財産相談・支援ポータルサイト 」では、出願書類等の様式も提供しています。	独立行政法人工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当 (平日8時30分～18時15分)	内線：2121～2123 Fax：03-3502-8916 ip-sd01@inpit.go.jp
地域における相談窓口 ※ 中小企業等が企業経営等の中で抱える知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援する「 INPIT 知財	独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 地域支援部	全国共通ナビダイヤル 0570-082100

<p>総合支援窓口を全国 47 都道府県に設置しています。</p>		
<p>近畿地域における相談窓口</p> <p>※ INPIT の近畿統括本部（大阪市）に設置している「関西知財戦略支援専門窓口」では、海外展開を目指す近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業、国内外のビジネス上の取引においてますます重要となってきた「営業秘密の適切な管理体制の構築・運用」を目指す近畿地域の企業に対し、総合的な支援サービスを提供しています。</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館 事業推進部</p>	<p>直通：06-6486-9122 ip-js@inpit.go.jp</p>
<p>(II) 出願等の手続について</p>		
<p>2. 出願の事前手続に関すること</p>		
<p>申請人情報の登録（識別番号の付与）、住所、氏名等の変更の届出、包括的委任状の提出に関すること</p>	<p>出願課 申請人等登録担当</p>	<p>内線：2764 PA1670@jpo.go.jp</p>
<p>予納台帳番号の取得、解約 口座振替番号の取得、解約 現金納付による納付書の交付請求に関すること</p>	<p>出願課 申請人等登録担当</p>	<p>内線：2766 PA1670@jpo.go.jp</p>
<p>3. 出願（申請）番号、電子化手数料に関すること</p>		
<p>特許、実用新案、意匠、商標について、書面の提出により行われた手続に関する出願（申請）番号通知及び受領書に関すること（国際出願を除く）</p>	<p>出願課 電子記録基準管理班</p>	<p>内線：2762 PA1650@jpo.go.jp</p>
<p>書面の提出により行われた手続の電子化手数料に関する相談、支払に関すること</p>	<p>一般財団法人工業所有権電子情報化センター（PAPC）</p>	<p>内線：4458 お問い合わせフォーム (外部サイトへリンク)</p>
<p>4. 出願手続に関すること</p>		
<p>特許の出願手続の方式審査に関すること</p>	<p>審査業務課方式審査室第3担当</p>	<p>内線：2616 PA1120@jpo.go.jp</p>
<p>実用新案の出願手続の方式審査に関すること</p>	<p>審査業務課方式審査室実用新案方式担当</p>	<p>内線：2617 PA1120@jpo.go.jp</p>
<p>意匠の出願手続の方式審査に関すること</p>	<p>審査業務課方式審査室意匠方式担当</p>	<p>内線：2654 PA1251@jpo.go.jp</p>
<p>商標の出願手続の方式審査に関すること</p>	<p>審査業務課方式審査室商標方式担当</p>	<p>内線：2657 PA1200@jpo.go.jp</p>
<p>「方式審査便覧」に関すること</p>	<p>審査業務課 基準班</p>	<p>内線：2115</p>

		PA0C00@jpo.go.jp
5. 国際出願 (PCT) の手続、出願番号等に関すること (特許・実用新案)		
国際出願の手続の方式審査に関すること (日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手続等)	出願課国際出願室 受理官庁担当	内線 : 2643 Fax : 03-3501-0659 PA1A31@jpo.go.jp
国際出願の日本への国内移行及び移行後の手続の方式審査に関すること (日本国特許庁を指定官庁とする国際出願の国内移行手続等)	審査業務課方式審査室 指定官庁担当	内線 : 2644 PA1270@jpo.go.jp
6. 意匠の国際出願 (ハーグ協定のジュネーブ改正協定) 手続に関すること		
意匠の国際登録出願手続に関すること (日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)	出願課国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線 2683 Fax : 03-3580-8033 PA1BD0@jpo.go.jp
国際意匠登録出願の方式審査に関すること (日本国特許庁を指定官庁とする意匠登録出願手続等)	出願課国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線 2683 Fax : 03-3580-8033 PA1BD0@jpo.go.jp
7. 商標の国際出願 (マドリッド協定議定書) 手続に関すること		
商標の国際登録出願手続に関すること (日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)	出願課国際意匠・商標出願室 本国官庁担当	内線 2671 Fax : 03-3580-8033 PA1B00@jpo.go.jp
国際商標登録出願の方式審査に関すること (日本国特許庁を指定官庁とする商標登録出願手続等)	出願課国際意匠・商標出願室 指定官庁担当	内線 2672 Fax : 03-3580-8033 PA1B00@jpo.go.jp
8. 電子出願に関すること		
インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害など技術的な問合せに関すること	電子出願ソフトサポートセンター (開庁日 9時00分~18時15分)	東京 : 03-5744-8534 大阪 : 06-6946-5070
電子出願の制度に関すること	出願課特許情報サービス室 特許行政サービス調整班	内線 : 2508 PA1822@jpo.go.jp
電子出願の電子証明書登録等の手続に関すること	出願課 申請人等登録担当	内線 : 2510 PA1670@jpo.go.jp
PCT 国際出願に係る電子出願手続に関すること	出願課国際出願室 受理官庁担当	内線 : 2643 Fax : 03-3501-0659 PA1A31@jpo.go.jp
電子出願データの着信状況の確認	特許庁ホットライン (24時間 365日)	直通 : 03-3580-5002
9. 出願書類等の証明・閲覧に関すること		

証明に関すること	出願課特許行政サービス 室 証明担当	内線：2754 PA1620@jpo.go.jp
閲覧に関すること	出願課特許行政サービス 室 閲覧担当	内線：2756 PA1620@jpo.go.jp
(Ⅲ) 審査について		
10. 事業戦略対応まとめ審査に関すること		
	調整課 企画調査班	内線：3107 Fax：03-3580-8122 PA2160@jpo.go.jp
11. 特許の審査に関すること		
「特許・実用新案審査基準」に関すること (特許庁 HP 掲載の「 特許の審査基準のポイント 」も御参照ください。)	調整課審査基準室	内線：3112 Fax：03-3580-8122 PA2A10@jpo.go.jp
特許の審査品質に関すること	調整課品質管理室	内線：3121 PA2A30@jpo.go.jp
特許の優先審査に関すること	調整課 企画調査班	内線：3107 Fax：03-3580-8122 PA2160@jpo.go.jp
特許の早期審査・スーパー早期審査に関する こと	調整課 審査業務管理班	内線：3106 Fax：03-3580-8122 PA2210@jpo.go.jp
特許審査ハイウェイ (PPH) に関すること	調整課 審査業務管理班	内線：3106 Fax：03-3580-8122 PA2210@jpo.go.jp
特許の新規性喪失の例外に関すること (特許庁 HP 掲載の「 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について 」 も御参照ください。)	調整課審査基準室	内線：3112 Fax：03-3580-8122 PA2A10@jpo.go.jp
職務発明に関すること	企画調査課 企画班	内線：2152 PA0920@jpo.go.jp
面接 (出張面接・オンライン面接) に関する こと	調整課地域イノベーション 促進室 面接審査管理 専門官	内線：3114 Fax：03-3580-8122 PA2103@jpo.go.jp
特許の審査状況伺いの手続に関すること	調整課 審査業務管理班	内線：3106 Fax：03-3580-8122 PA2210@jpo.go.jp
先行技術文献調査の外注に関すること	調整課審査推進室 審査 推進企画班	内線：2453 PA2220@jpo.go.jp

1 2. 実用新案の審査に関すること		
基礎的要件に関すること	調整課審査推進室 実用 新案業務班	内線：2469 Fax：03-3595-2735 PA0780@jpo.go.jp
技術評価書の作成基準に関すること (特許庁 HP 掲載の「 特許・実用新案審査基準第X部 実用新案 第2章 」及び「 実用新案審査ハンドブック附属書C 」に関すること)	調整課審査基準室	内線：3112 Fax：03-3580-8122 PA2A10@jpo.go.jp
実用新案の新規性喪失の例外に関すること (特許庁 HP 掲載の「 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について 」も御参照ください。)	調整課審査基準室	内線：3112 Fax：03-3580-8122 PA2A10@jpo.go.jp
1 3. 意匠の審査に関すること		
意匠の審査基準に関すること	意匠課意匠審査基準室	内線：2910 PA1D00@jpo.go.jp
意匠の早期審査に関すること	意匠課 企画調査班	内線：2907 PA1530@jpo.go.jp
意匠の新規性喪失の例外に関すること	意匠課意匠審査基準室	内線：2910 PA1D00@jpo.go.jp
意匠の審査状況伺い書の手続に関すること	意匠課 審査支援管理班	内線：2905 PA1520@jpo.go.jp
1 4. 商標の審査に関すること		
「商標審査基準」及び「商標審査便覧」に関すること（登録の可否、方式審査事項及び指定商品・役務の表示・区分に関するものを除く）	商標課商標審査基準室	内線：2807 PA1T00@jpo.go.jp
商標の早期審査に関すること	商標課 企画調査班	内線：2805 PA1400@jpo.go.jp
商標の審査状況伺いの手続に関すること	商標課 審査支援管理班	内線：2804 PA1T70@jpo.go.jp
地域団体商標制度に関すること	商標課地域ブランド推進室	内線：2828 PA1481@jpo.go.jp
1 5. 分類関係に関すること		
特許分類に関すること	調整課 特許分類企画班	内線：2463 PA0110@jpo.go.jp
意匠分類に関すること	意匠課 分類担当	内線：2903 PA1501@jpo.go.jp
指定商品・役務の区分に関すること	商標課商標国際分類室	内線：2456

		PA1T90@jpo.go.jp
16. 配列表 (WIPO 標準 ST. 26 形式) の磁気ディスクによる提出に関すること		
	調整課審査推進室 特許 分類業務班	内線 : 2456 PA0762@jpo.go.jp
(IV) 審判の審理について		
17. 審判請求の手續に関すること		
特許の拒絶査定不服審判の手續に関する こと 特許異議の申立ての手續に関すること	審判課 調査班	内線 : 3622 PA6120@jpo.go.jp
意匠の拒絶査定不服審判の手續に関する こと	審判課 審判書記官室 意匠担当	内線 : 3693 PA6C00@jpo.go.jp
商標の拒絶査定不服審判の手續に関する こと 商標登録異議の申立ての手續に関する こと	審判課 審判書記官室 商標担当	内線 : 3682 PA6C00@jpo.go.jp
特許・実用新案の無効審判の手續に関する こと 特許・実用新案の訂正審判の手續に関する こと 特許・実用新案の判定の手續に関する こと	審判課 審判書記官室 特許・実用担当	内線 : 5801 PA6C00@jpo.go.jp
意匠の無効審判の手續に関する こと 意匠の判定の手續に関する こと	審判課 審判書記官室 意匠担当	内線 : 3693 PA6C00@jpo.go.jp
商標の無効審判の手續に関する こと 商標の取消審判の手續に関する こと 商標案の判定の手續に関する こと	審判課 審判書記官室 商標担当	内線 : 5804 PA6C00@jpo.go.jp
18. 審判請求の審理に関すること		
審判に係る審理に関する こと 特許異議の申立てに係る審理に関する こと 商標登録異議の申立てに係る審理に関する こと 判定に係る審理に関する こと	審判課審判企画室	内線 : 5852 PA6B00@jpo.go.jp
特許・実用新案の審判事件等の口頭審理の 手續及び巡回審判に関する こと	審判課 審判書記官室 特許・実用担当	内線 : 5801 PA6C00@jpo.go.jp
意匠の審判事件等の口頭審理の手續及び 巡回審判に関する こと	審判課 審判書記官室 意匠担当	内線 : 3693 PA6C00@jpo.go.jp
商標の審判事件等の口頭審理の手續及び 巡回審判に関する こと	審判課 審判書記官室 商標担当	内線 : 5804 PA6C00@jpo.go.jp
審判の審理状況伺いの手續に関する こと	審判課 調査班	内線 : 3622 PA6120@jpo.go.jp

(V) 権利の登録等について			
19. 登録の設定、年金に関すること			
特許の設定、年金に関すること	審査業務課登録室 担当	特許	内線：2707 PA1300@jpo.go.jp
実用新案の設定、年金に関すること	審査業務課登録室 新案担当	実用	内線：2709 PA1300@jpo.go.jp
意匠の設定、年金に関すること	審査業務課登録室 担当	意匠	内線：2710 PA1300@jpo.go.jp
商標の設定、更新に関すること	審査業務課登録室 担当	商標	内線：2713 PA1300@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の設定に関すること	審査業務課登録室 意匠・商標担当	国際	内線：2706 PA1300@jpo.go.jp
包括納付に関すること	審査業務課登録室 班	管理	内線：2704 PA1300@jpo.go.jp
特許料等の自動納付に関すること	審査業務課登録室 班	管理	内線：2704 PA1300@jpo.go.jp
20. 権利の移転の申請等に関すること			
特許・実用新案の権利移転の申請に関すること	審査業務課登録室 移転担当	特実	内線：2715 PA1360@jpo.go.jp
意匠・商標の権利移転の申請に関すること	審査業務課登録室 移転担当	意商	内線：2717 PA1360@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の国内申請（使用权・質権等）に関すること	審査業務課登録室 意匠・商標担当	国際	内線：2706 PA1300@jpo.go.jp
仮専用実施権の申請に関すること	審査業務課登録室 移転（仮実施権）担当	特実	内線：2720 PA1300@jpo.go.jp
(VI) 特許情報等について			
21. 公報に関すること			
公報全般（公報の仕様を含む）に関すること （以下の各項目に該当するものを除く）	普及支援課 公報企画班		内線：2305 PA0620@jpo.go.jp
具体的な案件の公開特許公報、登録実用新案公報の発行予定日に関すること（登録実用新案公報については、登録番号が通知された後にお問合せください。）	普及支援課 品質管理第1担当（公開）		内線：2308 PA0570@jpo.go.jp
具体的な案件の特許公報の発行予定日に関すること（登録番号が通知された後にお問合せください。）	普及支援課 品質管理第1担当（特許）		内線：2307 PA0570@jpo.go.jp
具体的な案件の意匠公報、審決公報の発行予定日に関すること（意匠公報については、登	普及支援課 品質管理第2担当（意匠・審決）		内線：2311 PA0570@jpo.go.jp

録番号が通知された後にお問合せください。)		
具体的な案件の商標公報、公開・国際商標公報の発行予定日に関すること(商標公報については、登録番号が通知された後にお問合せください。)	普及支援課 品質管理第2担当(商標)	内線：2313 PA0570@jpo.go.jp
権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載の申込書の様式に関すること	普及支援課 公報管理班	内線：2326 PA05B1@jpo.go.jp
公報の閲覧に関すること	独立行政法人工業所有権情報・研修館公報閲覧・相談部 閲覧担当	内線：3811 Fax：03-3502-8916 ip-sd03@inpit.go.jp ip-sd03@inpit.go.jp
22. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関すること		
操作方法・表示に関すること	J-PlatPat ヘルプデスク (平日9時00分~20時00分)	直通：03-3588-2751 helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
運営・講習会に関すること	独立行政法人工業所有権情報・研修館知財情報部 情報提供担当	内線：2413 Fax：03-5843-7691 ip-jh05@inpit.go.jp
23. 画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)に関すること		
操作方法・運営に関すること	独立行政法人工業所有権情報・研修館知財情報部 情報提供担当	内線：2413 Fax：03-5843-7691 ip-jh05@inpit.go.jp
24. その他の特許情報等に関すること		
公開特許公報英文抄録(PAJ)に関すること	独立行政法人工業所有権情報・研修館知財情報部 特許情報協力担当	内線：2409 Fax：03-5843-7691 ip-jh06@inpit.go.jp
特許情報提供事業社の特許庁HP掲載に関すること	総務課情報技術統括室 特許情報企画調査班	内線：2361 Fax：03-3592-8838 PA0630@jpo.go.jp
(VII) その他		
25. 情報公開及び個人情報保護に関すること		
	秘書課情報公開推進室	内線：2767 PA0100@jpo.go.jp
26. 法律・政令等の制度の改正に関すること		
	総務課制度審議室	内線：2118 PA0A00@jpo.go.jp

27. 広報に関すること（特許庁の見学・取材の申込みを含む）		
	総務課 広報班	内線：2108 PA0270@jpo.go.jp
28. 知的財産権制度説明会に関すること		
初心者向け説明会の説明内容に関すること	普及支援課 産業財産権 専門官	内線：2340 PA0661@jpo.go.jp
初心者向け説明会の運営に関すること	独立行政法人工業所有権 情報・研修館公報閲覧・相 談部 調整担当	内線 2120 Fax：03-3502-8916 ip-sd01@inpit.go.jp
実務者向け説明会及び法改正説明会に関する こと	普及支援課 地域調整班	内線：2107 PA02C0@jpo.go.jp
29. 知的財産人材育成に関すること		
知的財産人材のための研修に関すること	独立行政法人工業所有権 情報・研修館知財人材部 知的財産権関連人材担当	内線：3907 Fax：03-5843-7693 ip-jz04@inpit.go.jp
IP ePlat（eラーニング）の操作方法・運営 に関すること	独立行政法人工業所有権 情報・研修館知財人材部 電子研修担当	内線：3907 Fax：03-5843-7693 ip-jz01@inpit.go.jp
30. 中小企業等支援に関すること		
審査請求料・特許料等の減免措置に関すること		
減免制度全般	総務課 調整班	内線 2105 PA0260@jpo.go.jp
具体的案件の審査請求料（国際出願を除く）	審査業務課方式審査室 第3担当	内線：2616 PA1120@jpo.go.jp
具体的案件の審査請求料（国際出願／指定官 庁）	審査業務課方式審査室 指定官庁担当	内線：2644 PA1270@jpo.go.jp
具体的案件の特許料	審査業務課登録室 特許 担当	内線：2707 PA1300@jpo.go.jp
具体的案件の国際出願にかかる料金	出願課国際出願室 受理 官庁担当	内線：2643 Fax：03-3501-0659 PA1A31@jpo.go.jp
外国出願、外国での権利侵害対策及び海外知 財訴訟費用保険の補助金に関すること	国際協力課海外展開支援 室	内線：2577 PA0842@jpo.go.jp
知財金融に関すること	普及支援課 支援企画班	内線：2145 PA02G0@jpo.go.jp
中小企業等に対する知的財産関連支援策に 関すること	普及支援課 産業財産権 専門官	内線：2340 PA0661@jpo.go.jp
31. 知的財産の活用に関すること		

<p>中小企業等に対する営業秘密管理の支援(営業秘密支援窓口)に関すること</p> <p>海外展開を目指す中小企業等に対する知財支援(海外展開知財支援窓口)に関すること</p> <p>スタートアップの成長をサポートする知財支援(スタートアップ知財支援窓口)に関すること</p> <p>大学、研究機関に対する各種知財支援(アカデミア知財支援窓口)に関すること</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部 エキスパート支援担当</p>	<p>内線 : 3823</p> <p>ip-sr01@inpit.go.jp</p>
<p>競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iNat) に関すること</p> <p>大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iAca) に関すること</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部 イノベーション・企画担当</p>	<p>内線 : 3909</p> <p>ip-sr05@inpit.go.jp</p>
<p>スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業 (IPAS) に関すること</p> <p>IP ランドスケープ支援事業 (IPL) に関すること</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部 スタートアップ支援担当</p>	<p>内線 : 3822</p> <p>ip-sr06@inpit.go.jp</p>
<p>実施許諾又は権利譲渡の用意がある開放特許の活用(開放特許情報データベース)に関すること</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館知財活用支援センター知財戦略部 知財交流担当</p>	<p>内線 : 3822</p> <p>ip-sr07@inpit.go.jp</p>
<p>3 2. 模倣品(産業財産権侵害)対策に関すること</p>		
	<p>国際協力課海外展開支援室(政府模倣品・海賊版対策総合窓口)</p>	<p>内線 : 2575</p> <p>nisemono110@jpo.go.jp</p>
<p>3 3. 外国の産業財産権制度情報に関すること(手続相談を除く)</p>		
	<p>国際協力課海外展開支援室</p>	<p>内線 : 2577</p> <p>PA0842@jpo.go.jp</p>
<p>3 4. 特許出願非公開制度(特許庁が行う第一次審査及び外国出願禁止の事前確認制度)に関すること</p> <p>※ 制度一般、保全審査、保全指定後に関する事項(実施の許可、適正管理措置、損失補償等)については、内閣府のホームページ「特許出願の非公開に関する制度」を御参照ください。</p> <p>※ 特許庁ホームページ「特許出願非公開制度について」も御覧ください。</p>		
<p>手続に関すること</p>	<p>審査業務課 非公開制度統括班</p>	<p>内線 : 2628</p> <p>PA1100@jpo.go.jp</p>
<p>審査に関すること</p>	<p>調整課 非公開制度管理班</p>	<p>内膳 : 3126</p> <p>PA3126@jpo.go.jp</p>

講師派遣申込書

企業・団体名	
住所	
担当者名	
電話	
メールアドレス	
希望するセミナー・勉強会等の内容を記載してください。	<p>主催者：</p> <p>実施方法：<input type="checkbox"/>現地・<input type="checkbox"/>オンライン・<input type="checkbox"/>ハイブリッド</p> <p>※オンライン又はハイブリッドを御希望の場合、原則Teamsでの実施となります。</p> <p>開催場所：</p> <p>開催日時：令和 年 月 日（ ） : ~ : （時間）</p> <p>聴講者：</p> <p>聴講人数：</p> <p>講演内容：</p> <p>その他：</p>

※ 本メモは連絡調整のためのものです。申込内容によっては派遣できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※ こちらに記入された個人情報は、当該講師派遣等の連絡調整のみに利用します。ただし、本人から同意が得られた場合に限り、他の支援機関等に御紹介することがあります。

<お問合せ先>

特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

電話：03-3581-1101（内線：2340）

メール：PA0661@jpo.go.jp